

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任を果たしていくために－

令和 7 年 11 月
総務省行政評価局

目 次

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況…………… 2

II 点検結果の概況

- 1 点検対象・点検方法…………… 4
- 2 点検結果…………… 5
- 3 点検結果の活用及び今後の課題…………… 9

III 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 10
- 2 点検結果表…………… 13

<内閣府>

- ・内閣 01 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長………… 18
- ・内閣 02 国家戦略特区における所得控除制度の延長…………… 42
- ・内閣 03 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長…………… 50
- ・内閣 04 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長…………… 62
- ・内閣 05 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長…………… 70
- ・内閣 06 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置…………… 82
- ・内閣 07 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置…………… 90

<金融庁>

- ・金融 01 投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長…………… 98
- ・金融 02 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長…………… 102
- ・金融 03 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長…………… 106

<総務省>

- ・総務 01 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設…………… 114

<文部科学省>

- ・文科 01 地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設…………… 122

<厚生労働省>

- ・厚労 01 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和…………… 130
- ・厚労 02 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続…………… 136
- ・厚労 03 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続…………… 142

<農林水産省>

- ・農水 01 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却…………… 152
- ・農水 02 輸出事業用資産の割増償却…………… 160
- ・農水 03 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…………… 170

<経済産業省>

- ・経産 01 大胆な投資促進税制の創設…………… 188
- ・経産 02 地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置…………… 192
- ・経産 03 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等…………… 196
- ・経産 04 海外投資等損失準備金制度の延長…………… 206
- ・経産 05 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長…………… 216
- ・経産 06 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長………… 220
- ・経産 07 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等…………… 234
- ・経産 08 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等…………… 240
- ・経産 09 地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設…………… 248
- ・経産 10 電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長………… 252
- ・経産 11 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長………… 258

<国土交通省>

- ・国交 01 老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等…………… 266
- ・国交 02 新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等…………… 290
- ・国交 03 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 296
- ・国交 04 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 304
- ・国交 05 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 312
- ・国交 06 船舶に係る特別償却制度の延長…………… 320
- ・国交 07 海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 332

- ・国交 08 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 342
- ・国交 09 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 348
- ・国交 10 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 356

<防衛省>

- ・防衛 01 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例………… 366

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）Ⅰ4キ）。

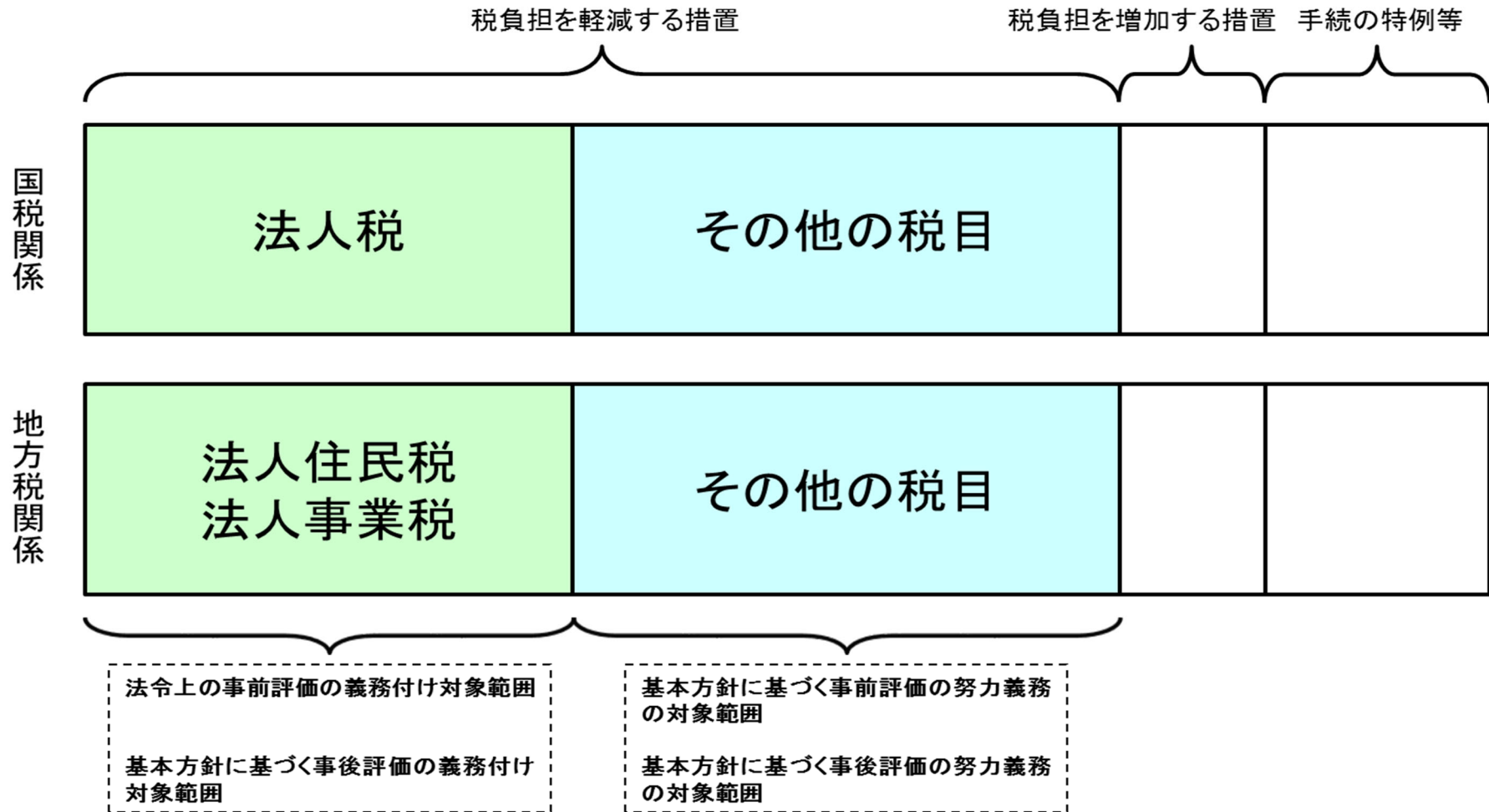
イ 事後評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針Ⅰ5カ(ア)）。
 - ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針Ⅰ5カ(ア)）。
- (3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインⅡ6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和8年度税制改正要望に際し、原則、令和7年9月19日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、11行政機関で計84件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価							事後評価	合計
	義務付け対象						努力義務 対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	新設・拡 充・延長	計			
内閣府	0	2	3	2	0	7	0	0	7
金融庁	0	0	1	2	0	3	1	5	9
総務省	1	0	0	0	0	1	0	0	1
財務省	0	0	0	0	0	0	1	0	1
文部科学省	1	0	0	0	0	1	0	0	1
厚生労働省	0	1	2	0	0	3	0	0	3
農林水産省	0	0	3	0	0	3	0	14	17
経済産業省	3	0	4	4	0	11	8	3	22
国土交通省	1	0	8	0	1	10	2	8	20
環境省	0	0	0	0	0	0	1	1	2
防衛省	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合 計	6	3	22	8	1	40	13	31	84

(注) 「内閣06 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置」については、税制改正要望書及び評価書上は要望区分の記載がないが、要望の内容を踏まえ、便宜上、「拡充」に計上している。

Ⅱ 点検結果の概況

1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和7年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価40件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図2 参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2 参照）。

図2 点検項目

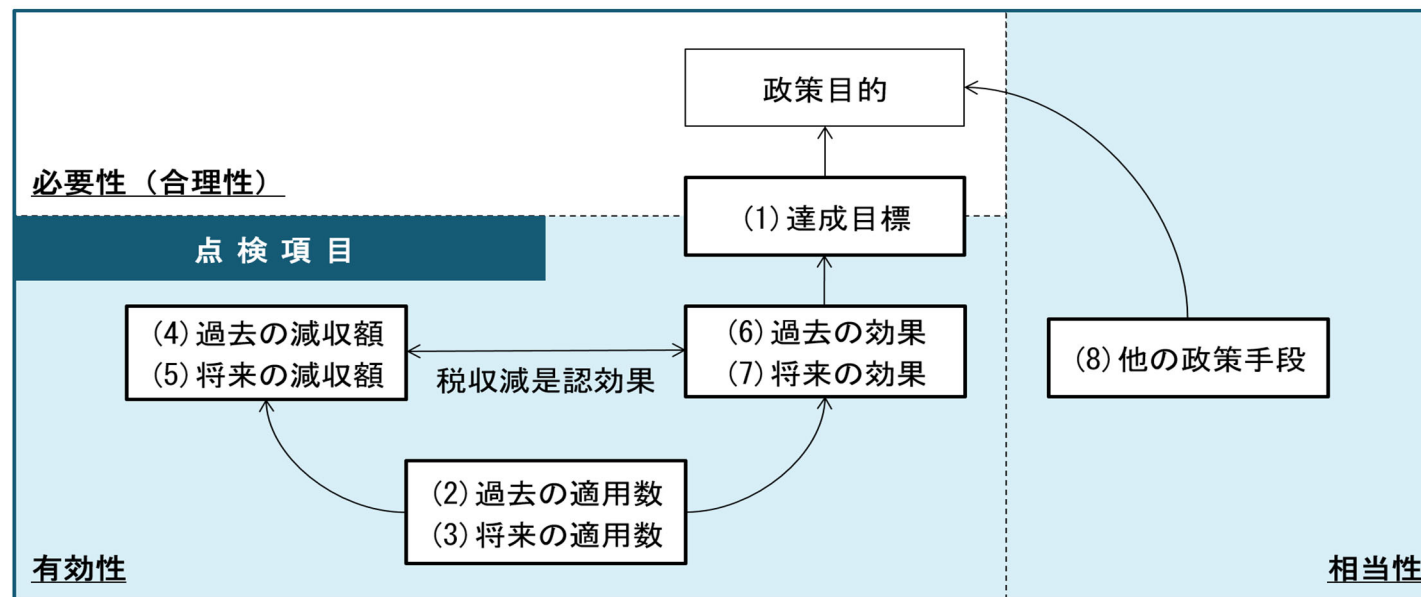


表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明	定量化	十分な 算定根拠等	十分な 分析・説明（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した租税特別措置等の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価40件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、「(2)過去の適用数」、「(4)過去の減収額」及び「(6)過去の効果」については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書6件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」の分析・説明を中心に、十分とはいえない状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）とともに示されていないなどのため点検結果がC～E段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は52.5%（21/40件）から32.5%（13/40件）に、「(2)過去の適用数」は23.5%（8/34件）から2.9%（1/34件）に、「(3)将来の適用数」は35.0%（14/40件）から15.0%（6/40件）に、「(4)過去の減収額」は26.5%（9/34件）から14.7%（5/34件）に、「(5)将来の減収額」は42.5%（17/40件）から25.0%（10/40件）に、「(6)過去の効果」は64.7%（22/34件）から32.4%（11/34件）に、「(7)将来の効果」は65.0%（26/40件）から52.5%（21/40件）になっ

た（表3参照）。一方、分析・説明がされていない項目（E段階）が残る著しく不十分な評価書も10件あった。

図3 補足説明の前後における
分析・説明状況の比較

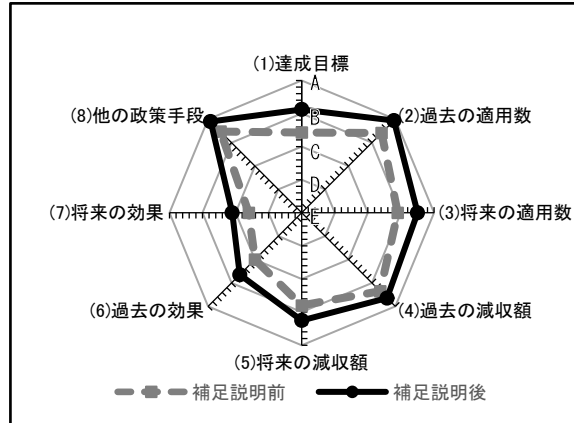


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

（単位：件）

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果	(8)他の 政策手段
A	26 (13)	33 (26)	34 (26)	29 (25)	30 (23)	7 (6)	7 (5)	39 (31)
B	1 (6)	— —	— —	— —	— —	16 (6)	12 (9)	0 (5)
C	6 (9)	1 (6)	2 (6)	4 (7)	5 (10)	6 (12)	6 (5)	— —
D	6 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	8 (7)	— —
E	1 (3)	0 (2)	4 (8)	1 (2)	5 (7)	3 (8)	7 (14)	1 (4)

（注）1 図3は、各評価書の点検項目ごとに、表2の段階に応じた点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）を付した上で、項目別の合計点数を評価書数で除することにより作成している。

2 表3の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数である。

3 点検項目(2)～(5)の「B」段階及び点検項目(8)の「C・D」段階については、表2で示した観点からの点検事項がないことから「—」と表記している。

4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書6件を除いている。

(1)～(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達

成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが26件、B段階のものが1件、C段階のものが6件、D段階のものが6件、E段階のものが1件であった。B段階の1件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の6件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の6件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の1件は、達成目標が政策目的と同一の内容であり達成目標が設定されているとは言えないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが33件、C段階のものが1件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の1件は、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものであった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが34件、C段階のものが2件、D段階のものが0件、E段階のものが4件であった。C段階の2件は、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものであった。E段階の4件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが29件、C段階のものが4件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。C段階の4件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが2件あった。E段階の1件は、減収額が把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるもので

あることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが30件、C段階のものが5件、D段階のものが0件、E段階のものが5件であった。C段階の5件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが2件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが3件あった。E段階の5件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが7件、B段階のものが16件、C段階のものが6件、D段階のものが2件、E段階のものが3件であった。B段階の16件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないもの（把握された適用数が僅少であるもの）が1件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが16件、達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）を明らかにするとともに、達成できていない場合はその原因を分析した上で、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが2件あった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが5件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが5件あった。D段階の2件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の3件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが7件、B段階のものが12件、C段階のものが6件、D段階のものが8件、E段階のものが7件であった。B段階の12件は、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものであった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが4件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが5件あった。D段階の8件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、効果が予測されていないものであった。

(8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らか

にすることは、E B P Mの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、A段階のものが39件、B段階のものが0件、E段階のものが1件であった。E段階の1件は、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が設定されているとは言えないもの、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があったもの及び他の支援措置等の有無が説明されていないものであるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性等を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。特に「(1)達成目標」は、政策評価の実施の前提となるものであることから、政策目的の実現に向け、租税特別措置等により達成しようとする目標を明確に設定する必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠や目標達成時期とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示す必要がある。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠や目標達成時期とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標やその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要があるとあり、総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

＜点検結果の一覧表の見方＞

1	制 度 名	各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載
2	区 分	租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載 [新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価 [拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価 [延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価 [拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価 [新・拡・延] 租税特別措置等の新設、拡充及び延長要望に係る事前評価
3	点 検 結 果	点検結果に応じて、以下を記載 A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など） C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの E 分析・説明されていないもの ー 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	他の政 策手段
内閣府											
18	内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	A	A	A
42	内閣02	国家戦略特区における所得控除制度の延長	延長	A	A	A	A	A	B	C	A
50	内閣03	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D	A
62	内閣04	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長	拡・延	A	A	A	A	C	B	B	A
70	内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長	延長	C	A	A	A	A	E	E	A
82	内閣06	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置	—	A	A	A	A	A	A	A	A
90	内閣07	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	拡充	D	A	E	A	E	A	D	A
金融庁											
98	金融01	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長	拡・延	D	A	E	E	E	B	D	A
102	金融02	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長	拡・延	D	C	E	C	E	D	D	A
106	金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	D	D	A
総務省											
114	総務01	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	新設	A	—	A	—	A	—	A	A
文部科学省											
122	文科01	地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設	新設	C	—	A	—	C	—	C	A
厚生労働省											
130	厚労01	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和	拡充	A	A	A	A	A	A	A	A
136	厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
142	厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
農林水産省											
152	農水01	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
160	農水02	輸出事業用資産の割増償却	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
170	農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	A	B	A
経済産業省											
188	経産01	大胆な投資促進税制の創設	新設	E	—	E	—	E	—	E	E
192	経産02	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置	新設	C	—	C	—	E	—	E	A
196	経産03	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等	拡・延	B	A	A	A	A	B	E	A
206	経産04	海外投資等損失準備金制度の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D	A
216	経産05	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	延長	C	A	A	C	C	B	E	A
220	経産06	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	拡・延	A	A	C	A	C	B	B	A

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	他の政 策手段
234	経産07	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等	拡・延	D	A	A	C	C	E	E	A
240	経産08	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等	拡・延	A	A	A	C	A	B	B	A
248	経産09	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設	新設	A	—	A	—	A	—	C	A
252	経産10	電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	E	E	A
258	経産11	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	D	A
国土交通省											
266	国交01	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等	新・ 拡・延	A	A	A	A	A	C	D	A
290	国交02	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等	新設	A	—	A	—	A	—	B	A
296	国交03	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
304	国交04	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
312	国交05	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
320	国交06	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
332	国交07	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
342	国交08	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
348	国交09	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	B	A
356	国交10	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	C	A
防衛省											
366	防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	延長	A	A	A	A	A	B	A	A

2 点検結果表

(1) 点検結果表の見方

1	制 度 名	評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
2	税 目	政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載
3	区 分	[新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価 [拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価 [延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
4	点 検 結 果 の 分 類	点検結果に応じて、以下を記載 A段階 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの B段階 データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの (外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など) C段階 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの D段階 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの E段階 分析・説明されていないもの

(注) 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省(行政評価局)へ提出された回答を転載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
内閣02	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣03	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣04	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣06	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置
内閣07	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定）に対する過去の効果（令和3年度から6年度まで）について、「令和3年度以降は、令和6年度経済センサス-基礎調査（都道府県別従業員数）に令和3年度経済センサス-活動調査から算出した、都道府県ごとの直近3年間における開設年度別従業員割合及び、本社割合を乗じることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標（地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成27～令和9年度累計）：4万人※現在の目標※整備計画の認定を受けた企業が対象。※本制度の分析対象期間（令和8年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を（3,077人×11年間＝）「33,847人」とすることになると想定）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 別紙3にて回答
② 「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」との回答は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を除いて、本税制が本社移転・拡充の経営判断に直接的な効果をもたらしたものと推察されることから、整備計画の認定事業者向けアンケート調査において、当該回答を行った事業者の雇用創出数の割合（24.8%）を直接的効果として算出した。
③ 制度創設後10年間において、新設された本社等における本社機能従業者の増加数のうち、「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」事業者による雇用創出数の割合（24.0%）を、本特例措置の直接的効果として算出した（別紙3参照）
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成27～令和9年度累計）：4万人※現在の目標）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人※現在の目標※本制度の分析対象期間（令和10年3月31日まで）を鑑みた場

合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和10年3月31日まで引き伸ばし「52万人」とすることになると想定（4万人／1年間）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、①及び②について、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】 ①・② （6）②及び③と同様の方法にて直接的効果を検証する。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税：義（国税１） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税２）
	②: 上記以外の税目	（所得税：外）
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 （１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制） 《要望の内容》 企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）する。また、企業への地方移転等へのインセンティブを高めるため所要の拡充等を行う。 ・オフィス減税について － 税額控除率等の引上げ － 対象施設へ中古物件を追加 《関係条項》 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和７年８月 分析対象期間：平成 27 年 10 月 2 日（※）～令和 10 年 3 月 31 日

		（※本税制関連の地域再生計画の初認定日）
7	創設年度及び改正経緯	○平成 27 年度 ・創設 （１）オフィス減税の創設 （取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設） （２）（地方拠点強化税制における）雇用促進税制の創設 （地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充） ○平成 28 年度 ・拡充（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）と重複適用を可能とする拡充） ○平成 29 年度 ・拡充（オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 %（平成 27、28 年度と同水準）に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等） ○平成 30 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を 10 人（中小 5 人）から 5 人（中小 2 人）とする要件緩和。等） ○令和 2 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等） ○令和 4 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を 2 年以内から 3 年以内に延長。等） ○令和 6 年度 ・適用期間の延長（２年間） ・拡充（商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を追加、事務所・研究所・研修所を新設する際に合わせて整備する子育て支援施設を対象に追加。拠点整備の期間を踏まえた適用要件の見直し。）
8	適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（２年間）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。 《政策目的の根拠》 ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会

		経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている ・地方創生 2.0 基本構想 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「地方での雇用や、地方への新たな人や資金の流れを創出するため、域外からの本社機能の移転・拡充を促す地方拠点強化税制について、制度の活用促進などによる環境整備や、制度を補完する地方公共団体等の好事例の普遍化と併せ、活用実績等の分析を踏まえた制度の見直しを検討する。」 ・経済財政運営と改革の基本方針 2025 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 「人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、（中略）を促進する」
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策 6 地方創生 施策 6 地方創生に関する施策の推進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数（2015～2024 年度累計）：3 万人※改訂前の目標 <アウトプット> ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（平成 27～令和 9 年度累計）：4 万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 <アウトカム> ・東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成 27 年度～令和 6 年度累計）：40 万人※現在の目標

		※本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40 万人目標が平成 27 年度～令和 6 年度までのものであることから、令和 10 年 3 月 31 日まで引き伸ばし「52 万人」とすることになると想定（4 万人/1 年間）。																																																												
	④ 政策的に對する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和 7 年 6 月末現在で、33,052 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において 100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間（令和 10 年 3 月 31 日まで）の目標値は 4 万人であることから、令和 7 年 5 月時点で約 82.4%を達成しているため、計画の達成が見込まれる。 また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 6 年 6 月現在で 448,282 人（推計値）となっており、当初に設定した目標は達成しており、前回想定した目標（令和 8 年 3 月 31 日までに 44 万人）についても達成していると推計される。																																																												
10 有効性等	① 適用数	<適用件数> ○オフィス減税 <table><tr><th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>2 件</td><td>4 件</td><td>7 件</td><td>5 件</td><td>13 件</td><td>7 件</td><td>7 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>2 件</td><td>16 件</td><td>24 件</td><td>19 件</td><td>27 件</td><td>27 件</td><td>19 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>4 件</td><td>20 件</td><td>31 件</td><td>24 件</td><td>40 件</td><td>34 件</td><td>26 件</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>5 件</td><td>10 件</td><td>5 件</td><td>11 件</td><td>9 件</td><td>9 件</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>29 件</td><td>25 件</td><td>23 件</td><td>30 件</td><td>25 件</td><td>25 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>34 件</td><td>35 件</td><td>25 件</td><td>41 件</td><td>34 件</td><td>34 件</td></tr></table> ○雇用促進税制		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件	税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件	合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件	税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件	合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																																																							
特別償却	2 件	4 件	7 件	5 件	13 件	7 件	7 件																																																							
税額控除	2 件	16 件	24 件	19 件	27 件	27 件	19 件																																																							
合計	4 件	20 件	31 件	24 件	40 件	34 件	26 件																																																							
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																																																								
特別償却	5 件	10 件	5 件	11 件	9 件	9 件																																																								
税額控除	29 件	25 件	23 件	30 件	25 件	25 件																																																								
合計	34 件	35 件	25 件	41 件	34 件	34 件																																																								

損金 算入 額	346,412 千円	1,421,226 千円	216,706 千円	56,599 千 円	564,844 千円	564,844 千円
税 額 控 除 額	933,437 千 円	649,024 千円	2,313,096 千円	1,636,605 千円	1,532,908 千円	1,532,908 千円
合計	1,279,849 千円	2,070,250 千円	2,529,802 千円	1,693,204 千円	2,097,752 千円	2,097,752 千円

○雇用促進税制

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
税 額 控 除 合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
税 額 控 除	10,532 千円	9,979 千円	6,300 千円	16,900 千円	8,937 千 円	8,937 千 円
合計	10,532 千円	9,979 千円	6,300 千円	16,900 千円	8,937 千 円	8,937 千 円

【算定根拠】

平成 27～令和 5 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和 6 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和 8 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 8 年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

③：減収額		○オフィス減税				
	特別償却・税額控除	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
国税 (法人税)	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円	
	税額控除	79.3 百万円	1550.1 百万円	1466.3 百万円	680.3 百万円	
地方税	-	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円	
法人住民税	-	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円	
法人事業税	-	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円	
計	-	177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円	
	特別償却・税額控除	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
国税 (法人税)	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	80.4 百万円	
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1294.5 百万円	933.4 百万円	
地方税	-	47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	31.4 百万円	
法人住民税	-	19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	14.8 百万円	
法人事業税	-	28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	16.6 百万円	
計	-	1,063.0 百万円	892.8 百万円	1411.9 百万円	1045.2 百万円	
	特別償却・税額控除	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国税 (法人税)	特別償却	329.7 百万円	50.3 百万円	13.1 百万円	131.0 百万円	
	税額控除	649.0 百万円	2,313.1 百万円	1,636.6 百万円	1,532.9 百万円	
地方税	-	119.4 百万円	168.8 百万円	116.4 百万円	125.2 百万円	
法人住民税	-	26.1 百万円	165.4 百万円	115.5 百万円	116.5 百万円	
法人事業税	-	93.3 百万円	3.3 百万円	0.9 百万円	8.8 百万円	
計	-	1098.1 百万円	2,532.2 百万円	1,766.1 百万円	1,914.4 百万円	

	特別償却・税額控除	令和9年度
国税 (法人税)	特別償却	131.0 百万円
	税額控除	1,532.9 百万円
地方税	-	125.2 百万円
法人住民税		116.5 百万円
法人事業税		8.8 百万円
計	-	1,914.4 百万円

○雇用促進税制

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円	51.4 百万円	39.5 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.2 百万円	2.0 百万円	1.0 百万円	1.9 百万円	0.6 百万円
計	3.9 百万円	5.1 百万円	51.1 百万円	24.7 百万円	53.3 百万円	40.2 百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	10.5 百万円	9.9 百万円	15.9 百万円	23.3 百万円	12.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.8 百万円	0.6 百万円	1.1 百万円	1.6 百万円	0.8 百万円
計	3.2 百万円	11.3 百万円	10.5 百万円	17.0 百万円	24.9 百万円	12.9 百万円

	令和9年度
国税 (法人税)	12.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.8 百万円
計	12.9 百万円

【算定根拠】
・オフィス減税について
平成27～令和5年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。（別紙1参照）
令和6年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の

		適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計。（別紙1参照） ※令和8年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和8年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。 ・雇用促進税制について 国税は、平成27～令和5年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和6年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙2参照）。 地方税は、令和元年度～令和5年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載し、令和6年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計（別紙2参照）。平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると史料されるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記載（別紙2参照）。 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 ※令和8年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和8年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。
④: 効果		《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027年度累計）：4万人」という達成目標に対して、令和7年6月末現在で、33,052人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の8割以上を實現している。 また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和6年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）は目標40万人に対して、令和6年6月現在で、448,282人（推計値）となっており、当初に設定した目標は達成している。また、前回想定した目標（令和8年3月31日までに44万人）についても達成していると推計される。 この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。 ○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由 前々回の政策評価時（令和3年度）においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人」にしていた。しかし、令和4年にデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）を策定する際、令和4年10月末時点で25,055人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることが見込まれたため、目標達成年限を2024年から2027年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一歩高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計

		（前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い）：4万人」に上方修正を行った。 加えて将来的な効果見込みとして、過去10年間に創出した雇用数の平均は3,000人を超過（約3,232人）している。同様のペースで進捗すれば、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077人」であることから目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。 また、前回の政策評価時（令和5年度）においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計：4万人」をアウトプットし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京23区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の實現に向け、新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計：40万人」を設定した。 加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和6年度（～6月）までに創出した従業者数は合計で448,282人（推計値）となっており、通年で集計している平成28年度～令和5年度の年平均は約52,000人となっている。同様のペースで進捗すれば、目標年限（13年間の目標値※）の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は40,000人であることから目標達成は十分期待できる。 ※ 現在の本税制の目標値は令和6年度末までになっているが、当該評価書の分析期間は令和10年3月末までの13年間となっていることから、仮に算出したもの。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ・都道府県知事の認定を受けた整備計画（令和7年6月末時点）を内閣府集計
		《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の實現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしている。また、本税制の政策効果に関する調査によると、整備計画の認定事業者のうち「本税制が無ければ本社移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性がある」と回答した事業者による雇用創出数は24.8%であり、アウトプット目標に対する本税制の直接的な効果であると言える。 アウトカム指標に掲げた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計」については、制度創設前と創設後における本社等の従業員数を比較し、増加分を推計すると10年間で累計103,087人の増加となる。うち、本税制の対象となる本社機能に従事する従業員増加数は累計34,122人と推計され、税制が拠点の移転・拡充の経営判断に影響があった事業者による雇用創出数（8,174人）をもとに、寄与度を算出す

ると、アウトカム指標に対する本税制の直接的な効果は 24.0%と推計される。

それに加え、オフィスの新増設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成 27 年度から令和 7 年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計 5,798 億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成 27 年度	7,586 百万円
平成 28 年度	75,471 百万円
平成 29 年度	33,621 百万円
平成 30 年度	33,621 百万円
令和元年度	47,546 百万円
令和 2 年度	40,377 百万円
令和 3 年度	40,233 百万円
令和 4 年度	62,351 百万円
令和 5 年度	46,527 百万円
令和 6 年度	73,436 百万円
令和 7 年度	82,090 百万円
合計	579,873 百万円

<アウトプット>

「整備計画」の認定状況等（令和 7 年 6 月末時点）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認定整備計画数	77 件	79 件	71 件	101 件	76 件	70 件	68 件	83 件	73 件	65 件
認定整備計画における雇用創出数	4,421 人	3,214 人	2,793 人	3,499 人	1,344 人	3,122 人	5,815 人	2,180 人	4,424 人	1,562 人
目標値の達成率	143.7 %	104.5 %	90.8 %	113.7 %	43.6 %	101.5 %	190.0 %	70.8 %	143.8 %	50.8 %
雇用促進計画受付件数	25 件	47 件	62 件	60 件	44 件	55 件	52 件	54 件	56 件	41 件

	令和 7 年度	累計

認定整備計画数	16 件	779 件
認定整備計画における雇用創出数	678 人	33,052 人
目標値の達成率	22.0 %	82.6 %
雇用促進計画受付件数	39 件	535 件

<アウトカム>

東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成 27 年（10 月～）	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年（推計値）	令和 4 年（推計値）	令和 5 年（推計値）
従業者数	11,138 人	45,185 人	63,937 人	55,484 人	53,942 人	46,123 人	53,710 人	52,276 人	44,766 人

	令和 6 年（6 月まで）（推計値）							累計
従業者数	21,721 人							448,282 人

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

- ・アウトプットに対する直接的効果
整備計画の認定事業者向けに実施した調査より内閣府集計。
- ・アウトカムに対する直接的効果（別紙 3 参照）
- ・設備投資に伴う経済波及効果

オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額（出典：租税特別措置（法人税関係）の利用状況調査）に、非住宅建築の生産誘発係数 1.9049576744473（出典：平成 27 年建設部門分析用産業連関表）を乗じて算出。

- ・「整備計画」の認定状況等

令和 7 年度に関して、認定整備計画数は令和 7 年 7 月 15 日までに都道府県から報告があったものの、雇用促進計画受付件数は令和 7 年 8 月 1 日までに労働局から報告のあったもの。

		※目標値の達成率は、上記「13 年間」で雇用創出数を「4 万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077 人」として試算。 ※令和3年度の達成目標は「10 年間」で雇用創出数を「3 万人」、年間の目標値は「3,000 人」だった。しかし、それよりももう一歩高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077 人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。 ・平成27年度から令和2年度までは、令和3年度経済センサス-活動調査を用いて試算（常用雇用者割合（常用雇用者/従業者数）を乗じて算出）。また、令和3年度以降は、令和6年度経済センサス-基礎調査（都道府県別従業員数）に令和3年度経済センサス-活動調査から算出した、都道府県ごとの直近4年間における開設年度別従業員割合及び、本社割合を乗じることで推計した（別紙3参照）。 ・平成27年1月～12月については、51,559人であるが、常用雇用者数割合0.8641を乗じ、制度創設以降の効果（平成27年10月～12月）とするため、3/12を乗じて、11,138人と推計。
		《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。 また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。 なお、政策評価の観点から、本税制（特に雇用促進税制）の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかにか寄与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因（上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等）により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない（むしろ、少ない出費（＝減収額）でもって、大きな政策効果を発揮している）と認識している。 財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和5年度における上位10社の適用額合計の割合は95.8%である。この原因としては、財

		務省の法人税関係特別措置別高額適用額によれば、第1順位～第4順位の適用額が約571,813千円となっており適用額全体の88.1%を占めていることが挙げられる。 本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。 また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみに裨益しているわけではない。 これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数（年度平均で3,077人）をクリアしており、アウトカム達成目標である、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）は目標40万人に対して、令和6年6月現在で448,282（推計値）人となっており、目標を達成しており、想定する目標（令和10年3月末までに52万人）についても現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。 ※財務省 法人関係特別措置別高額適用額 第1順位 328,597千円 第2順位 130,463千円 第3順位 68,842千円 第4順位 43,911千円 第5順位 14,208千円
	⑤: 税収減を是認する理由等	本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転動に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。 さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果579,873百万円を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。 本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。 したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。 また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。

		加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない（補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない）。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を（独）中小企業基盤整備機構が行うもの。 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を（株）日本政策金融公庫が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税（事業税、固定資産税、不動産取得税）について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。 本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。 このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。 なお、多数の地方公共団体及び団体（全国知事会等）より、令和8年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取

		っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月（R5内閣01）

地方拠点強化税制（うち、オフィス減税）の算定根拠について

1. 適用数

○平成 27 年度～令和 5 年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和 6 年度・令和 7 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下のとおり。

<令和 6 年度>

特別償却 4 件、税額控除 17 件

<令和 7 年度>

特別償却 8 件、税額控除 22 件

- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(商業事業部門、サービス事業部門を除く)762 件中、当調査の回答を得られた件数は 580 件であったため、下記の各件数・金額に 762/580 乗じて推計した。

<令和 6 年度>

特別償却 4 件×762/580=5 件、

税額控除 17 件×762/580=23 件

(商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画のみ)

特別償却 0 件 税額控除 0 件

合計 5 + 20 + 0 = 25 件

<令和 7 年度>

特別償却 8 件×762/580=11 件、

税額控除 22 件×762/580=29 件、

(商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画のみ)

特別償却 0 件 税額控除 1 件

合計 11 + 29 + 1 = 41 件

○令和 8 年度・令和 9 年度（見込み）

- ✓ 令和 5 年度～令和 7 年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和 8・9 年度とも同数と設定。

<令和 8 年度、令和 9 年度>

特別償却 (10 件 (R5) + 5 件 (R6) + 11 件 (R7)) / 3 = 9 件

税額控除 (25 件 (R5) + 20 件 (R6) + 30 件 (R7)) / 3 = 25 件

※令和 8 年度税制改正要望において、本税制は適用期限の 2 年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成 27 年度～令和 5 年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和 6 年度・令和 7 年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表 1 のとおり。
- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和 6・7 年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表 2 のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいと、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を拡充型の平均額に乗じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表 3 のとおり。
- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(商業事業部門及びサービス事業部門

に係る整備計画認定件数は除く）762 件中、当調査の回答を得られた件数は 580 件（商業事業部門及びサービス事業部門に係る整備計画の認定事業者からの回答件数は除く）であったため、下述の各件数・金額に 762/580 を乗じ、商業事業部門及びサービス事業部門を除く全事業者ベースに割り戻して、最終的な見込額を試算した。その結果は以下の表 4 のとおり。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもとの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。
 ※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

<（表 1）適用見込み数（仮）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	2	2	0	0	0
	拡充型	4	15	19	8	22	30
構築物	移転型	0	2	2	0	0	0
	拡充型	4	13	17	8	22	30

（表 2）適用見込み額（仮）（平均、万円単位）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	5,916.2	16,152.5	22,068.7	766.7	9442.7	9,759.7
	拡充型	3,549.7	9,230.0	12,779.7	460.0	5,395.8	5,855.8
構築物	移転型	956.7	563.0	1,523.0	130.8	393.8	505.8
	拡充型	574.0	321.7	895.7	78.5	225.0	303.5

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は 25/15、税額控除の場合は 7/4 を乗じて、それぞれ算出。

<令和 6 年度>

建物（移転型・特別償却）：3,549.7×25/15=5,916.2 万円

建物（移転型・税額控除）：9,230.0×7/4=16,152.5 万円

構築物（移転型・特別償却）：574.0×25/15=956.7 万円

構築物（移転型・税額控除）：321.7×7/4=563.0 万円

<令和 7 年度>

建物（移転型・特別償却）：460.0×25/15=766.7 万円

建物（移転型・税額控除）：5,395.8×7/4=9442.7 万円

構築物（移転型・特別償却）：78.5×25/15=130.8 万円

構築物（移転型・税額控除）：225.0×7/4=375.0 万円

<（表 3）適用見込み額（仮）（全体額、万円単位）>

		令和 6 年度			令和 7 年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	32,305.0	32,305.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	14,198.7	138,450.0	152,648.7	3,680.0	118,707.6	122,387.6
構築物	移転型	0.0	1,126.0	1,126.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	2,296.0	4,181.7	6,477.7	628.0	4,950.0	5,578.0

※ 表 1 の適用見込み数に、表 2 の適用見込み額（仮）（平均）を乗じてそれぞれ算出。

<令和 6 年度>

建物（移転型・特別償却）：5,916.2×0=0.0 万円

建物（拡充型・特別償却）：3,549.7×4=14,198.7 万円

建物（移転型・税額控除）：16,152.5×2=32,305.0 万円

建物（拡充型・税額控除）：9,230.0×15=138,450.0 万円

構築物（移転型・特別償却）： 956.7×0＝0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 574.0×4＝2,296.0 万円
構築物（移転型・税額控除）：563.0×2＝1,126.0 万円
構築物（拡充型・税額控除）： 321.7×13＝4,181.7 万円

<令和7年度>
建物（移転型・特別償却）：766.7×0＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：460.0×8＝3,680.0 万円
建物（移転型・税額控除）：8,993.0×0＝0.0 万円
建物（拡充型・税額控除）：5,395.8×22＝118,707.6 万円
構築物（移転型・特別償却）：130.8×0＝0.0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 78.5×8＝628.0 万円
構築物（移転型・税額控除）：375.0×0＝0.0 万円
構築物（拡充型・税額控除）：225.0×22＝4,950.0 万円

<（表4）適用見込み額（全体額、万円単位）>

		令和6年度			令和7年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	42,442.1	42,442.1	0.0	0.0	0.0
	拡充型	18,654.1	181,894.7	200,548.8	4,834.8	155,957.2	160,792.0
構築物	移転型	0.0	1,479.0	1,479.0	0.0	0.0	0.0
	拡充型	3,016.5	5,493.8	8,510.3	825.1	6,503.3	7,328.4
合計		21,670.6	231,309.6	252,980.2	5,659.9	162,460.5	168,120.4

※ 表3の適用見込み数額（仮）に、762／580 を乗じてそれぞれ算出。
※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。
※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算が合わない場合がある。
<令和6年度>
（商業事業部門及びサービス事業部門を含まない整備計画）
建物（移転型・特別償却）： 0.0×762/580＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：14,198.7×762/580＝18,654.1 万円
建物（移転型・税額控除）： 32,305.0×762/580＝42,442.1 万円
建物（拡充型・税額控除）：138,450.0×762/580＝181,894.7 万円
構築物（移転型・特別償却）： 0×762/580＝0 万円
構築物（拡充型・特別償却）： 2,296.0×762/580＝3,016.5 万円
構築物（移転型・税額控除）： 1,126.0×762/580＝1,479.0

万円
構築物（拡充型・税額控除）：4,181.7×762/580＝5,493.8 万円
合計（特別償却）：0＋18,654.1＋0＋3,016.5＝**21,670.6 万円**
合計（税額控除）：42,442.1＋181,894.7＋1,479.0＋5,493.8＝**231,309.6 万円**
合計（適用額）：**21,670.6＋231,309.6＝252,980.2 万円**

（商業事業部門及びサービス事業部門を含む整備計画）
建物（特別償却） 0 万円
建物（税額控除） 0 万円
構築物（特別償却） 0 万円
構築物（税額控除） 0 万円

合計（特別償却）21,670.6＋0＋0＝21,670.6 万円
合計（税額控除）231,309.6＋0＋0＝231,309.6 万円
合計（適用額）21,670.6＋231,309.6＝**252,980.2 万円**

<令和7年度>
（商業事業部門及びサービス事業部門を含まない整備計画）
建物（移転型・特別償却）：0.0×762/580＝0.0 万円
建物（拡充型・特別償却）：3,680.0×762/580＝4,834.8 万円

建物（移転型・税額控除）： $0 \times 762/580 = 0$ 万円
 建物（拡充型・税額控除）： $118,707.6 \times 762/580 = 155,957.2$ 万円
 構築物（移転型・特別償却）： $0 \times 762/580 = 0$ 万円
 構築物（拡充型・特別償却）： $628.0 \times 762/580 = 825.1$ 万円
 構築物（移転型・税額控除）： $0.0 \times 762/580 = 0.0$ 万円
 構築物（拡充型・税額控除）： $4,950.0 \times 762/580 = 6,503.3$ 万円
 合計（特別償却）： $0 + 4,834.8 + 0 + 825.1 = \underline{5,659.9 \text{ 万円}}$
 合計（税額控除）： $0 + 155,957.2 + 0 + 6,503.3 = \underline{162,460.5 \text{ 万円}}$
 合計（適用額）： $\underline{5,659.9} + \underline{162,460.5} = \underline{168,120.4 \text{ 万円}}$

（商業事業部門及びサービス事業部門を含む整備計画）

建物（特別償却） 0 万円
 建物（税額控除） 800.0 万円
 構築物（特別償却） 0 万円
 構築物（税額控除） 400.0 万円

合計（特別償却） $5,659.9 + 0 + 0 = 5,659.9$ 万円
 合計（税額控除） $162,460.5 + 800.0 + 400.0 = 163,660.5$ 万円
 合計（適用額） $5,659.9 + 163,660.5 = 169,320.4$ 万円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 令和5年度～令和7年度までの適用額（見込みを含む）を平均して、試算。令和8・9年度とも同数と設定。

<令和8年度、9年度>

特別償却（1,421,226 千円（R5）+ 216,706 千円（R6）+ 56,599 千円（R7）） $\div 3 = \underline{564,844 \text{ 千円}}$ 、
 税額控除（649,024 千円（R5）+ 2,313,096 千円（R6）+ 1,636,605 千円（R7）） $\div 3 = \underline{1,532,908 \text{ 千円}}$

合計 $\underline{564,844}$ 千円 + $\underline{1,532,908}$ 千円 = $\underline{2,097,752 \text{ 千円}}$

3. 減収額（国税）

○平成27年度～令和5年度（実績）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には 法人税率（23.2%と設定） を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には 法人税率（23.2%と設定） を乗じて計算。

平成27年度：300,897 千円 $\times 23.2\% = \underline{69,808 \text{ 千円}}$
 平成28年度：137,268 千円 $\times 23.2\% = \underline{31,846 \text{ 千円}}$
 平成29年度：280,514 千円 $\times 23.2\% = \underline{65,079 \text{ 千円}}$
 平成30年度：197,049 千円 $\times 23.2\% = \underline{45,715 \text{ 千円}}$
 令和元年度：517,799 千円 $\times 23.2\% = \underline{120,129 \text{ 千円}}$
 令和2年度：534,705 千円 $\times 23.2\% = \underline{124,052 \text{ 千円}}$
 令和3年度：358,604 千円 $\times 23.2\% = \underline{83,196 \text{ 千円}}$
 令和4年度：346,412 千円 $\times 23.2\% = \underline{80,368 \text{ 千円}}$
 令和5年度：1,421,226 千円 $\times 23.2\% = \underline{329,724 \text{ 千円}}$

②税額控除の適用額

- 税額控除の適用額は （既に法人税額が考慮されているため） そのままとして計算。

平成27年度： $\underline{79,363 \text{ 千円}}$
 平成28年度： $\underline{1,550,067 \text{ 千円}}$
 平成29年度： $\underline{1,466,314 \text{ 千円}}$
 平成30年度： $\underline{680,278 \text{ 千円}}$
 令和元年度： $\underline{895,747 \text{ 千円}}$
 令和2年度： $\underline{730,522 \text{ 千円}}$
 令和3年度： $\underline{1,294,477 \text{ 千円}}$
 令和4年度： $\underline{933,437 \text{ 千円}}$
 令和5年度： $\underline{649,024 \text{ 千円}}$

③減収額（①+②）

平成27年度：69,808 千円 + 79,363 千円 = $\underline{149,171 \text{ 千円}}$
 平成28年度：31,846 千円 + 1,550,067 千円 = $\underline{1,581,913 \text{ 千円}}$
 平成29年度：65,079 千円 + 1,466,314 千円 = $\underline{1,531,393 \text{ 千円}}$
 平成30年度：45,715 千円 + 680,278 千円 = $\underline{725,993 \text{ 千円}}$
 令和元年度：120,129 千円 + 895,747 千円 = $\underline{1,015,876 \text{ 千円}}$
 令和2年度：124,052 千円 + 730,522 千円 = $\underline{854,574 \text{ 千円}}$

令和3年度：83,196千円+1,294,477千円=1,377,673千円

令和4年度：80,368千円+933,437千円=1,013,805千円

令和5年度：329,724千円+649,024千円=978,748千円

○令和6度・令和7度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じて計算。

令和6度：216,706千円×23.2%=50,276千円

令和7度：56,599千円×23.2%=13,131千円

②税額控除の適用額

税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして計算。

令和6年度：2,313,096千円

令和7年度：1,636,605千円

③減収額（①+②）

令和6年度：50,276千円+2,313,096千円=2,363,372千円

令和7年度：13,131千円+1,636,605千円=1,649,736千円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じ、税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の適用額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率（23.2%と設定）を乗じて計算。

令和8年度：564,844千円×23.2%=131,044千円

令和9年度：564,844千円×23.2%=131,044千円

②税額控除の適用額

税額控除の適用額は（既に法人税額が考慮されているため）そのままとして計算。

令和8年度：1,532,908千円

令和9年度：1,532,908千円

③減収額（①+②）

令和8年度：131,044千円+1,532,908千円=1,663,952千円

令和9年度：131,044千円+1,532,908千円=1,663,952千円

4. 減収額（地方税）

○平成27年度～令和5年度（実績）

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。（数値は事前評価書に記載のとおり）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000402.html

（※令和6年度公表版）

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率7.0%を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
- ・ 所得割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4%を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.0%を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7%を乗じて算出。

<令和6年度>

法人住民税：2,363,372円×7.0%=165,436千円

法人事業税：3,009 千円＋352 千円＝3,360 千円

所得割：1,709 千円＋1,299 千円＝3,009 千円

所得割①：50,276 千円×3.4％＝1,709 千円

特別法人事業税の減収額：1,709 千円×76.0％＝1,299 千円

付加価値割：50,276 千円×0.7％＝352 千円

合計（地方税）165,436 千円＋3,360 千円＝168,796 千円

<令和7年度>

法人住民税：1,649,736 千円×7.0％＝115,482 千円

法人事業税：786 千円＋92 千円＝878 千円

所得割：446 千円＋339 千円＝786 千円

所得割①：13,131 千円×3.4％＝446 千円

特別法人事業税の減収額：446 千円×76.0％＝339 千円

付加価値割：13,131 千円×0.7％＝92 千円

合計（地方税）：115,482 千円＋878 千円＝116,359 千円

○令和8年度・令和9年度（見込み）

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税（法人税）の減収額に、税率7.0％を乗じて算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率3.4％を乗じた数値（所得割①）を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に税率76.0％を乗じた数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の適用額のうち、各年度の特別償却の適用額（見込み）に、税率0.7％を乗じて算出。

<令和8年度>

法人住民税：1,663,952 千円×7.0％＝116,477 千円

法人事業税：7,842 千円＋917 千円＝8,759 千円

所得割：4,455 千円＋3,386 千円＝7,842 千円

所得割①：131,044 千円×3.4％＝4,455 千円

特別法人事業税の減収額：4,455 千円×76.0％＝3,386 千円

付加価値割：131,044 千円×0.7％＝917 千円

合計（地方税）：116,477 千円＋8,759 千円＝125,236 千円

<令和9年度>

法人住民税：1,663,952 千円×7.0％＝116,477 千円

法人事業税：7,842 千円＋917 千円＝8,759 千円

所得割：4,455 千円＋3,386 千円＝7,842 千円

所得割①：131,044 千円×3.4％＝4,455 千円

特別法人事業税の減収額：4,455 千円×76.0％＝3,386 千円

付加価値割：131,044 千円×0.7％＝917 千円

合計（地方税）：116,477 千円＋8,759 千円＝125,236 千円

以上

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 4 年度改正、令和 6 年度改正）。

2. 令和 6 年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 令和 4 年度から令和 6 年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和 7 年 7 月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
雇用促進計画受付件数	① 計画受付件数（件）	54	56	41
	（i）拡充型	43	41	33
	（ii）移転型	11	15	8
	② 達成状況報告受付件数（件）	31	28	18
	（i）拡充型	26	23	11
	（ii）移転型	5	5	7
（国税）適用実態調査	③ 適用件数（件）	7	6	—
	④ 適用減収総額（千円）	10,532	9,979	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

- ・うち情報サービス事業部門に係る雇用促進計画は、令和 6 年 7 月末までの提出が 1 件であることから、令和 6 年度においては、 $1 \times 12/4 = 3$ 件。

<(1) 雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和 7 年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、令和 4 年度 57.4%（ $=31/54$ ）、令和 5 年度 50.0%（ $=28/56$ ）令和 6 年度 43.9%（ $=18/41$ ）であることから、令和 7 年度においては、この 3 年間の平均値 50.4%になると仮定し、移転型 $12 \times 50.4\% = 6$ 件、拡充型 $27 \times 50.4\% = 14$ 件の合計 20 件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は近年の達成状況報告の提出状況を踏まえ 1 件としている。
- ・うち情報サービス事業部門についても、雇用促進計画受付件数の 53.7%について達成状況の確認を受けると仮定し、 $3 \times 53.7\% = 2$ 件。

<(2) 「税額控除実施法人数」について>

令和 6 年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は令和 4 年度 22.6%（ $=7/31$ ）、令和 5 年度 18.0%（ $=5/28$ ）であることから、令和 6 年度においては、この 2 年間の平均値 20.3%になると仮定し、移転型 $7 \times 20.3\% = 1$ 件、拡充型 $11 \times 20.3\% = 2$ 件の合計 3 件。

令和 7 年度

- ・令和 7 年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の 20.3%になると仮定し、移転型 $6 \times 20.3\% = 1$ 件、拡充型 $14 \times 20.3\% = 3$ 件の合計 4 件。

<(2) 「基準雇用者数」①及び「地方事業所基準雇用者数」②について>

令和 4 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。

「基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（直近 4 カ年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 移転・中小企業 1 件 $\times 9$ 人 = 9 人
- 拡充型・大企業 1 件 $\times 161$ 人 = 161 人
- 拡充型・中小企業 5 件 $\times 11$ 人 = 55 人
- … 移転型（大・中小）9 人 + 拡充型（大・中小）216 人 = **合計 225 人**

「地方事業所基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（直近 4 カ年度）における拡充型に係る 1 法人当たりの地方事業所基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 移転・中小企業 1 件 $\times 8$ 人 = 8 人
- 拡充型・大企業 1 件 $\times 74$ 人 = 74 人

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和 7 年度

- ・令和 7 年 7 月末までの 4 ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型 4 件、拡充型 9 件の合計 13 件であることから、令和 7 年度においては、移転型 $4 \times 12/4 = 12$ 件、拡充型 $9 \times 12/4 = 27$ 件の合計 39 件。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は近年の雇用促進計画の受付状況を踏まえて 0 件としている。

○拡充型・中小企業 5 件×12 人＝60 人

… 移転型（大・中小）8 人＋拡充型（大・中小）134 人 ＝ **合計 142 人**

令和 5 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 5 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 4 件となる。令和 4 年度と同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 214 人**

「地方事業所基準雇用者数」 **合計 137 人**

令和 6 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 2 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 0 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和 5 年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」

○移転型・大企業：0 件×14 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×9 人＝9 人

○拡充型・大企業：0 件×161 人＝0 人

○拡充型・中小企業：2 件×11 人＝22 人

＝ **合計 31 人**

「地方事業所基準雇用者数」

○移転型・大企業：0 件×7 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×8 人＝8 人

○拡充型・大企業：0 件×74 人＝0 人

○拡充型・中小企業：2 件×12 人＝24 人

＝ **合計 32 人**

令和 7 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和 6 年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 192 人**

「地方事業所基準雇用者数」 **合計 106 人**

<(2)「新規雇用者総数」③について>

令和 4 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。

- ・それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

○移転型・大企業：0 件×7.2 人＝0 人

○移転型・中小企業：1 件×2.7 人＝3 人

○拡充型・大企業：1 件×18.6 人＝19 人

○拡充型・中小企業：5 件×7.2 人＝36 人

合計 58 人

（※）平成 29 年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和 5 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 5 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 4 件となる。

- ・上記の令和 4 年度と同様の計算により、**合計 51 人**となる。

令和 6 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 2 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 0 件、拡充型・中小企業 2 件となる。

- ・上記の令和 5 年度と同様の計算により、**合計 17 人**となる。

令和 7 年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。

- ・上記の令和 6 年度と同様の計算により、**合計 36 人**となる。

<(2)「移転型地方事業所基準雇用者数」④について>

- ・<(2)「基準雇用者数①」及び「地方事業所基準雇用者数②」>同様に、各年度の移転型の税額控除実施法人数（大企業、中小企業）に雇用促進計画達成状況報告における 1 法人当たりの移転型地方事業所基準雇用者数（平均値）を乗じて算出する。

令和 4 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

令和 5 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 15 人**）

令和 6 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

令和 7 年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。（**合計 8 人**）

＜(2)「移転型新規雇用者総数」⑤について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型新規雇用者総数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

＜(2)「特定新規雇用者数」⑥について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計43人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計37人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計14人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」について＞と同様の方法による。（合計27人）

＜(2)「特定新規雇用者基礎数」⑦について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計37人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計32人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計11人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計23人）

＜(2)「移転型特定新規雇用者数」⑧について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

令和7年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計3人）

＜(2)「移転型特定新規雇用者数のうち税額控除対象」⑨について＞

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和4年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和5年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和6年度

- ・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。（合計2人）

令和7年度

・＜(2)「新規雇用者総数」③について＞と同様の方法による。(合計2人)

＜(2)「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」⑩について＞

・「地方事業所基準雇用者数②」から「新規雇用者総数③」を減じて算出する。

令和4年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：60人－36人＝24人 (合計84人)

令和5年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：48人－29人＝19人 (合計86人)

令和6年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・中小企業：24人－14人＝10人 (合計15人)

令和7年度

○移転型・中小企業：8人－3人＝5人
○拡充型・大企業：74人－19人＝55人
○拡充型・中小企業：24人－14人＝10人 (合計70人)

＜(2)「特定非新規雇用者数」⑪について＞

・上記⑩「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」(非新規雇用者の総数)のうち、特定非新規雇用者数の割合を79%(※)と仮定して算出する。

(※新規雇用者総数③に占める特定新規雇用者数⑥の割合79%(令和6年度及び令和7年度の平均値79%)と同じものと仮定)

令和6年度

○移転型・中小企業：⑩5人×79%＝4人
○拡充型・中小企業：⑩10人×79%＝8人 (合計12人)

令和7年度

○移転型・中小企業：⑩5人×79%＝4人
○拡充型・大企業：⑩55人×79%＝43人
○拡充型・中小企業：⑩10人×79%＝8人 (合計55人)

＜(2)「特定非新規雇用者基礎数」⑫について＞

・上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、特定非新規雇用者基礎数の割合を82%(※)と仮定して算出する。

(※特定新規雇用者数⑥に占める特定新規雇用者基礎数⑦の割合82%(令和6年度及び令和7年度の平均値82%)と同じものと仮定)

令和6年度

○移転型・中小企業：⑪4人×82%＝3人
○拡充型・中小企業：⑪8人×82%＝7人 (合計10人)

令和7年度

○移転型・中小企業：⑪4人×82%＝3人
○拡充型・大企業：⑪43人×82%＝35人
○拡充型・中小企業：⑪8人×82%＝7人 (合計45人)

＜(2)「移転型特定非新規雇用者数」⑬について＞

上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和6年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

令和7年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

＜(2)「移転型特定非新規雇用者基礎数」⑭について＞

・上記⑫「特定非新規雇用者基礎数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和6年度

○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

令和7年度

※移転型の適用なし
○移転型・中小企業：3人 (合計3人)

＜(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯について＞

令和6年度

・⑯＝⑦×30万円＋⑨×20万円＋⑫×20万円＋⑮×20万円
＝11×30万円＋2×20万円＋10×20万円＋3×20万円 ＝ **6.3百万円**

令和7年度

$$\begin{aligned} & \cdot \text{⑬} = \text{⑦} \times 30 \text{ 万円} + \text{⑨} \times 20 \text{ 万円} + \text{⑫} \times 20 \text{ 万円} + \text{⑮} \times 20 \text{ 万円} \\ & = 32 \times 30 \text{ 万円} + 2 \times 20 \text{ 万円} + 45 \times 20 \text{ 万円} + 3 \times 20 \text{ 万円} = \underline{\underline{16.9 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置」⑰～⑲について>

令和4年度

- ・移転型の適用を1件と推計している(1期目)。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるが、令和2年度及び3年度は移転型の適用はなかったため考慮しない。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を4:1と推計していることを踏まえ適用見込みなしとしている。

令和5年度

- ・移転型の適用を3件と推計している。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度に上乗せの適用を受けた1件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、1件×8人=8人。
- ・8人と8人の合計16人
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

令和6年度

- ・移転型の適用を3件と推計している。うち令和6年度1期目の1件は令和5年度と同様の計算により、1件×8人=8人。・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度と5年度に上乗せの適用を受けた2件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、2件×8人=16人。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳について>

令和4年度

$$8 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{3.2 \text{ 百万円}}}$$

令和5年度

$$16 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{6.4 \text{ 百万円}}}$$

令和6年度

$$24 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{9.6 \text{ 百万円}}}$$

令和7年度

$$16 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} + 0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{\underline{6.4 \text{ 百万円}}}$$

【地方税 平成27年度～令和9年度の推計】

平成27年度～平成30年度

平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、雇用促進税に係る令和元年度～3年度の国税(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)と地方税(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)の比の平均値(4.1%※)を国税に乗じて推計。

$$\text{※令和元年度: } 3.8\% \text{ (地方税 } 1,935 \text{ 千円} \div \text{国税 } 51,396 \text{ 千円} = 0.38)$$

$$\text{令和2年度: } 1.6\% \text{ (地方税 } 627 \text{ 千円} \div \text{国税 } 39,539 \text{ 千円} = 0.16)$$

$$\text{令和3年度: } 7.0\% \text{ (地方税 } 212 \text{ 千円} \div \text{国税 } 3,036 \text{ 千円} = 0.07) \quad \dots 3 \text{ 年度平均: } 4.1\%$$

$$\begin{aligned} & \cdot \text{平成27年度 国税 } 3.8 \text{ 百万円} \times 4.1\% = \underline{\underline{0.2 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成28年度 国税 } 4.9 \text{ 百万円} \times 4.1\% = \underline{\underline{0.2 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成29年度 国税 } 49.1 \text{ 百万円} \times 4.1\% = \underline{\underline{2.0 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{平成30年度 国税 } 23.7 \text{ 百万円} \times 4.1\% = \underline{\underline{1.0 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

令和元年度～令和5年度

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。

○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

$$\begin{aligned} & \cdot \text{令和元年度: } \underline{\underline{212 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和2年度: } \underline{\underline{627 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和3年度: } \underline{\underline{1,935 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和4年度: } \underline{\underline{791 \text{ 千円}}} \\ & \cdot \text{令和5年度: } \underline{\underline{573 \text{ 千円}}} \end{aligned}$$

令和6年度 令和7年度

「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{令和6年度 国税 } 15.9 \text{ 百万円} \times 7.0\% = \underline{\underline{1.1 \text{ 百万円}}} \\ & \cdot \text{令和7年度 国税 } 23.3 \text{ 百万円} \times 7.0\% = \underline{\underline{1.6 \text{ 百万円}}} \end{aligned}$$

【国税及び地方税 令和8年度及び令和9年度の推計】

令和4年度から令和6年度までの実績(見込み)の3カ年平均により推計。

$$\cdot \text{国 税: (令和4年度 } 10.5 \text{ 百万円} + \text{令和5年度 } 9.9 \text{ 百万円} + \text{令和6年度 } 15.9 \text{ 百万円}) \div 3$$

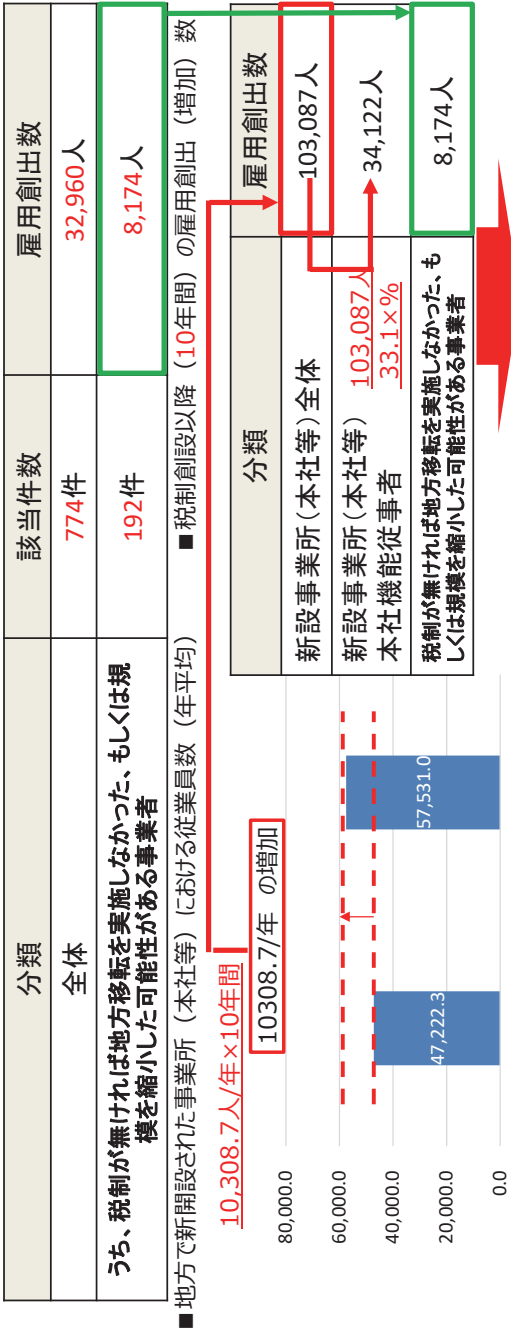
≒12.1 百万円
・ 地方税：(令和4年度0.8百万円＋令和5年度0.6百万円＋令和6年度1.1百万円) ÷3
≒0.8 百万円

(以上)

地方拠点強化税制の寄与度

- 本税制の政策目的に対する測定指標として、経済センサス活動・基礎調査を基に算出される新設事業所（本社・本所・本店）における、本社機能に従事する従業員数を基に、本税制の寄与度を検証する。
- 税制創設前から新設事業所で一定の雇用が創出されていたことを加味し、本税制創設後10年間で、新設事業所（本社等）における本社機能従業者の増加数のうち、税制が無ければ地方移転を実施しなかった、もしくは規模を縮小した可能性のある事業者がある事業者による雇用創出数は、24.0%を占める。

■ 雇用創出数（認定実績） ※税制による雇用創出数については、認定事業者への聞き取り結果をもとし、推計を含む



税制の寄与度は、24.0%

(出典)「平成24・28年・令和3年経済センサス-活動調査」・「平成26年・令和6年度経済センサス基礎調査」をもとに試算
※拠点税制創設前は、2011年、2013年、2015年の平均、拠点税制創設後は、2019年～2021年実数及び、当該実数から2022年～2024年の推計値を算出したうえで、平均値を算出
※本社機能従事者は、企業活動基本調査第8表（2023年度実績（R7.6.27公表））における本社機能部門従事者の割合の試算（33.1%）し、これを従業員数に乗じて計算した。
※経済産業省が実施した令和6年度中堅・中核企業の経営力強化支援事業（新政策立案に向けた売上高等各種データに関する調査分析事業）最終報告書

東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計算出方法

1 2015年10月～2020年の数値

令和3年度経済センサス活動調査（第23表）を用いて、東京圏以外の各道府県・各年に開設された本社等における従業員数の実績値を使用。

※ただし、2015年については本税制措置が開始したのが2015年10月～のため、10～12月の3ヶ月分を算出すべく2015年の実績値×3/12にて算出。

2 2021年～2024の数値

令和3年度経済センサス活動調査（第23表）から、調査時点における直近4年（2018～2021年）の東京圏以外の各道府県に開設された本社等の従業員数割合を算出し、これを令和6年度経済センサス基礎調査（第2表）から得られる2021～2024年の従業員総数に対して、同様の割合と仮定し乗じる事で推計。

※ただし、令和3年度経済センサス活動調査における2021年及び、令和6年度経済センサス基礎調査における2024年の数値は、いずれも調査時点（6月1日時点）のもの。

<計算方法（一部抜粋）>

表1 各道府県・各年の従業員数割合			
都道府県	北海道	青森県	
08_2018年	0.0160	0.0069	
09_2019年	0.0098	0.0094	
10_2020年	0.0079	0.0075	
11_2021年	0.0046	0.0025	

表2 本社等に勤務する従業員数割合			
各道府県	北海道	青森県	
総従業員数	1,597,998	345,908	
本社従業員数	286,531	61,256	
割合	0.1793	0.1771	



表3 開設年ごとの各道府県における従業員数推計
(総数×表1)

都道府県	北海道	青森県
総数	1,329,828	286,140
2021年	21,219	1,967
2022年	13,037	2,691
2023年	10,475	2,153
2024年	6,089	705

表4 開設年ごとの各道府県における本社等における従業員数推計
(表3×表2)

各年	北海道	青森県	総数
2021年	3,805	348	53,710
2022年	2,338	476	52,276
2023年	1,878	381	44,766
2024年	1,092	125	21,721

※令和3年度経済センサス活動調査から算出

- ①令和3年度経済センサス活動調査（第23表）より、各道府県・各年に従業員数の割合を算出（表1）
- ②令和3年度経済センサス活動調査（第23表）より、各道府県における本社機能従業員数割合を算出（表2）
- ③表1、表2で算出した割合を、令和6年度経済センサス基礎調査（第2表）から得られる各道府県の従業員数総数に乗じること推計（表3、表4）

※従業員数については、本税制の（一部）対象外である東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）を除いたもの

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
② 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
③ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。	
④ 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
⑤ 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
⑥ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、④、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	

⑦ 新たな達成目標（【仙台市】女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。／【大阪府・大阪市】スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革を併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
⑧ 所期の達成目標（【福岡市の特区目標に合致する指標】福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる。スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上（2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定）このほかの目標として企業価値10億円以上のスタートアップ企業数2024年度100社以上）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～⑥ 各特区における目標は定性的な目標となっていることから、当該目標等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）を評価書において新たに示すこととする。
⑦ 新たな達成目標の記載における「本税制措置の適用実績があった、及び適用見込みがある区域」は、これまで適用実績があった地域は福岡市に加え、現時点で適用見込みがある仙台市、大阪府・大阪市の3区域のみが該当するため、その旨がわかるよう評価書を修正することとする。
⑧ スタートアップビザについては、令和7年1月より全国措置化され、特区における規制の特例措置ではなくなったことから、福岡市は、「政策推進プラン」を改定し、今後達成を目指す指標からスタートアップビザ等に係る指標を削除している。このため、本評価書においても、今後達成しようとする目標（福岡市）には当該指標は用いないこととしている。なお、①～⑥のとおり、福岡市等における目標等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）を評価書において新たに示している。
【点検結果】
①～⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
－

【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（【福岡市の特区目標に合致する指標】福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる。スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上（2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定）このほかの目標として企業価値10億円以上のスタートアップ企業数2024年度100社以上）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 所期の達成目標に対する過去の効果を把握できるようにするため、前評価基準（福岡市の政策目標）に対する実績値等を評価書に追記することとする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達

成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
③ 達成目標（スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。／2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～③ 今般評価書において新たに示した、要望に係る本税制措置の適用期間において達成すべき水準（全体の目標値）に対する将来の効果を予測するため、各区域に対する直近の状況調査等を踏まえ、令和8～9年度の適用事業数（推計値）を追記する。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税:3) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税:3)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の18%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、一定のIoT※ ※ 一定のIoT:インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業 ・主な法人指定要件 ① 指定期限:令和8年3月31日 ② 設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 ③ 事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること 《要望の内容》 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和8年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和10年3月31日とする。 《関係条項》 ・国家戦略特別区域法((平成25年法律第107号))第27条の3 ・国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)第11条の2、第11条の3 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号

5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		平成28年度:創設 平成30年度:延長 令和2年度:見直しの上、延長 令和4年度:見直しの上、延長 令和6年度:見直しの上、延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第27条の3 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ・国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	施策6 地方創生 政策6 地方創生に関する施策の推進

	③：租税特別措置等により達成しようとする目標	国家戦略特別区域制度に基づき、現在 16 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域（福岡市、仙台市、大阪府・大阪市の3区域が該当）の区域方針に定める目標は下記のとおりである。 【福岡市の目標】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。 【仙台市の目標】 女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。 【大阪府・大阪市の目標】 スーパースィティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030 年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。 2025 年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する。 なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標に基づくこととしていく。 上記の各区域方針の特区目標は定性的な目標であることから、これらの目標に合致する全体指標として、本税制措置等により達成しようとする水準を以下のとおり設定することとする。なお、本税制措置等は、国家戦略特別区域法に基づく規制の特例措置を活用するIoT・医療分野のスタートアップ企業等の創出促進を通じ、産業の国際競争力の強化等に寄与することを政策目的とするものであり、当該全体指標は各区域方針の特区目標に加え、国家戦略特区制度の政策目的に合致するものである。

		【国家戦略特区において本税制措置等により達成すべき水準】 ・国家戦略特区において、本税制措置をはじめとする取組やインセンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数 要望に係る本税制措置の適用期間（令和8、9年度） 約 60 社^{※1 ※2} ※1 近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数（令和6年度）に、福岡市（国家戦略特区の中で、これまで特にスタートアップの創出に注力し、本税制措置を現に活用している区域）におけるスタートアップ企業等の増加率及び全産業に占める情報通信業・医療業の割合を乗じて算出 ※2 出典 ・近年、スタートアップの創出を促進する取組の強化を進める主な国家戦略特区におけるスタートアップ企業等の数（令和6年度）：各特区自治体からの回答結果による ・福岡市におけるスタートアップ企業等の増加率（令和6年度／令和5年度）：福岡市へのヒアリング等による ・全産業に占める情報通信業と医療業の割合：雇用保険事業年報（2023 年）（厚生労働省）による																					
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置を適用して、国内外の企業を呼び込むことで、国内外から優れたビジネスアイデアや技術を持つ人材を確保し、日本の地域経済の活性化及び産業の国際競争力の強化、雇用の創出に寄与している。																					
10 有効性等	① 適用数	《延長分》 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>適用法人数 （社）</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ※上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、令和7年度以降は上記法人を含め、現時点で 10 件程度の適用が見込まれる。 【算定根拠】 ・出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和7年2月国会提出）」 ・令和7年度以降の適用数見込みは、各特区自治体からの回答結果による	年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数 （社）	1	1	2	2	2	2							
年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																	
適用法人数 （社）	1	1	2	2	2	2																	
	② 適用額	<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>適用法人数 （社）</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>適用額 （千円）</td><td>4,143</td><td>1,962</td><td>57,980</td><td>104,360</td><td>140,000</td><td>180,000</td></tr></table> ※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	適用法人数 （社）	1	1	2	2	2	2	適用額 （千円）	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000
年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																	
適用法人数 （社）	1	1	2	2	2	2																	
適用額 （千円）	4,143	1,962	57,980	104,360	140,000	180,000																	

		(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得																												
		【算定根拠】 ・出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ・令和6年度以降の適用額見込みは、各特区自治体からの回答結果による																												
③	減収額	<延長分> (千円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>212.0</td><td>100.4</td><td>2,967.4</td><td>5,341.1</td><td>7,165.1</td><td>9,212.3</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>14.8</td><td>7.0</td><td>207.7</td><td>373.9</td><td>501.6</td><td>644.9</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>29.8</td><td>14.1</td><td>417.5</td><td>751.4</td><td>1,008.0</td><td>1,296.0</td></tr></table> ※租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査 【算定根拠】 別紙のとおり	年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3	法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9	法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0
年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																								
法人税	212.0	100.4	2,967.4	5,341.1	7,165.1	9,212.3																								
法人住民税	14.8	7.0	207.7	373.9	501.6	644.9																								
法人事業税	29.8	14.1	417.5	751.4	1,008.0	1,296.0																								
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <table><tr><th>事業期間</th><th>事業</th><th>所得控除適用数</th><th>成果等</th></tr><tr><td>平成29年度 ～令和3年度</td><td>高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発</td><td>平成 30 年度※</td><td>令和3年度に 製品化 更にこれまでの 成果を踏ま えつつ新たな 研究開発に取り 組んでいる</td></tr><tr><td>令和3年度 ～令和5年度</td><td>3D スキャン技 術を用いたソフト ウェアの開発</td><td>令和3年度 令和4年度 令和5年度</td><td>研究開発に取り 組んでいる</td></tr><tr><td>令和6年度 ～令和9年度</td><td>IoT 開発をサポ ートするための プラットフォーム の開発</td><td>令和6年度</td><td>研究開発に取り 組んでいる</td></tr><tr><td>令和6年度 ～令和9年度</td><td>IoT を用いた生 体データのリア ルタイム監視 システムの開 発</td><td>令和6年度</td><td>令和6年度に 製品化 更に日本市場 及びグローバ ルともに、導入 拡大に取り組 んでいる</td></tr></table> 出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価」 ※令和3年度は黒字化していたが、令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 前述のとおり、特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ定性	事業期間	事業	所得控除適用数	成果等	平成29年度 ～令和3年度	高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発	平成 30 年度※	令和3年度に 製品化 更にこれまでの 成果を踏ま えつつ新たな 研究開発に取り 組んでいる	令和3年度 ～令和5年度	3D スキャン技 術を用いたソフト ウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り 組んでいる	令和6年度 ～令和9年度	IoT 開発をサポ ートするための プラットフォーム の開発	令和6年度	研究開発に取り 組んでいる	令和6年度 ～令和9年度	IoT を用いた生 体データのリア ルタイム監視 システムの開 発	令和6年度	令和6年度に 製品化 更に日本市場 及びグローバ ルともに、導入 拡大に取り組 んでいる								
事業期間	事業	所得控除適用数	成果等																											
平成29年度 ～令和3年度	高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発	平成 30 年度※	令和3年度に 製品化 更にこれまでの 成果を踏ま えつつ新たな 研究開発に取り 組んでいる																											
令和3年度 ～令和5年度	3D スキャン技 術を用いたソフト ウェアの開発	令和3年度 令和4年度 令和5年度	研究開発に取り 組んでいる																											
令和6年度 ～令和9年度	IoT 開発をサポ ートするための プラットフォーム の開発	令和6年度	研究開発に取り 組んでいる																											
令和6年度 ～令和9年度	IoT を用いた生 体データのリア ルタイム監視 システムの開 発	令和6年度	令和6年度に 製品化 更に日本市場 及びグローバ ルともに、導入 拡大に取り組 んでいる																											

		ンティブを通じ、創出されたIoT・医療分野等のスタートアップ企業等の数 ※2：各区域に対する直近の状況調査等を踏まえ、要望に係る本税制措置の適用期間において10件以上と推計 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 前述または各図の下段に示すとおり 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 適用事業者へアンケート調査によれば、本税制措置の活用により、 ・製品開発に必要な費用を確保するなど、初期段階の円滑な資金調達につなげることができた。 ・従業員の雇用増加が可能となり、事業の拡大につながった。 との認識が示されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府のアンケート調査 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置のこれまでの対象事業者は4社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。 本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおり国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職手当特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用した取組が想定されている
	⑤： 税収減を是認する理由等	本要望の実現によって、該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込みがあり、このような取組を行う特区内の優良企業事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。

11	相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置を適用して、革新的な取組を行う事業者の取組を促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取組を推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。 なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取組を行う特定事業であって特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。
	②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として措置される措置である。 また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給する者であり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新的性の高い事業を行うスタートアップ企業等の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③： 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 03)

【別紙】

適用数等及び減収額の算定根拠

令和4年度

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
②	適用額	4,143.0 千円	財務省適用実態調査	
③	控除額	828.6 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	256.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	212.0 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	14.8 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	29.8 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	8.3 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	21.5 千円	③×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
②	適用額	1,962.0 千円	財務省適用実態調査	
③	控除額	392.4 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	121.5 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	100.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	7.0 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	14.1 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	3.9 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	10.2 千円	③×1%×260%	③ ×税率

令和6年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については

経過措置により従前の20%を適用)

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
②	適用額	57,980.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③	控除額	11,596.0 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	3,592.6 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	2,967.4 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	207.7 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	417.5 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	116.0 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	301.5 千円	③×1%×260%	④ ×税率

令和7年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については

経過措置により従前の20%を適用)

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
②	適用額	104,360.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③	控除額	20,872.0 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	6,466.4 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	5,341.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	373.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	751.4 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	208.7 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	542.7 千円	③×1%×260%	③×税率

令和8年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については

経過措置により従前の20%を適用)

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
②	適用額	140,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③	控除額	28,000.0 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	8,674.7 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	7,165.1 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	501.6 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	1,008.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	280.0 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	728.0 千円	③×1%×260%	③×税率

令和9年度(※令和6年度以降、控除割合は18%であるが、令和5年度に認定を受けた2法人については

経過措置により従前の20%を適用)

区分		数値	出展・計算式	
①	適用法人数	2 件	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
②	適用額	180,000.0 千円	租税特別措置の活用見込み等調査(内閣府)	
③	控除額	36,000.0 千円	②×20%	②×税率
④	減収額	11,153.2 千円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
	⑤ 法人税	9,212.3 千円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
	⑥ 法人住民税	644.9 千円	⑤×7.0%	⑤×税率
	⑦ 法人事業税	1,296.0 千円	⑧+⑨	⑧+⑨
	⑧ 所得割	360.0 千円	③×1%	③×税率
	⑨ 地方法人特別税	936.0 千円	③×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標	(点検結果の分類：C段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 京都府の特区目標に関連する指標（府内への企業立地件数）について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特別措置が政策目的の実現に必要かつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 ② 達成目標（国際会議開催件数2019年 世界第10位(140件)⇒2023年 世界第13位(91件)⇒2030年 世界第3位以内 ⇒2035年 世界第3位以内）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 ③ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 ④ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、②、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 令和8年度以降の目標値については、企業立地件数の更なる拡大を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒R8年度以降もさらなる拡大を図る観点から、R7年度までと同様に毎年20件の増加を目指す。 ②～④ 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目標の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては、2030年までに世界第3位以内の達成を、大阪府は今後も引き続き時期を設けずにシェア拡大の達成を、京都府ではスタートアップ企業設立数の目標を令和5年度から令和8年度の間で133件の達成を目標としている。 ⑤ 所期の達成目標について、今年度公表された資料の要素も加味し、以下の通り掲載する。 東京都では長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050東京戦略」を令和7年に公表。いずれも、この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 海外高度人材2019年18,296人 ⇒2023年22,197人 ⇒2026年度目標35,000人 ⇒2030年目標50,000人 ⇒2035年目標50,000人以上 （なお、前回評価書においては「2025年度までの目標30,400人」を記載）	
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	

(2) 過去の適用数	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 －	
【点検結果】 なし。	
(3) 将来の適用数	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 －	
【点検結果】 なし。	
(4) 過去の減収額	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 －	
【点検結果】 なし。	
(5) 将来の減収額	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 －	
【点検結果】 なし。	
(6) 過去の効果	(点検結果の分類：C段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 ② 所期の達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年は880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対	

する過去の効果(令和6年度)が把握されていない。 ③ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ④ 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 所期の達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。 ⑥ 所期の達成目標（国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑦ 所期の達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年は880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑧ 所期の達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。 ⑨ 所期の達成目標（府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。	【内閣府の補足説明】 ① 表の下部※4のとおり、令和6年度実績は現在集計中であり、今後公表予定。（昨年度は12月公表） ② 表の下部※1のとおり、令和6年度実績は現在集計中であり、今後公表予定。（昨年度は12月公表） ③ 本特例措置の直接的効果に関する記述を追記した。 ⇒また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円（599億円×29.4%）と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 ④ 本特例措置の直接的効果に関する記述を追記した。 ⇒また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円（599億円×29.4%）と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 ⑤ 所期の達成目標に対して、海外高度人材の呼び込みという税制の効果が生じており、目標の達成に向けた進捗と寄与を確認している。 ⑥ 表の下部に以下の文言を追記する。 「※4…なお、国際会議の開催件数は増加しており、着実に推移している。」 「※6：令和元年度は特区を活用した国際会議場が整備されておらず、実績値は存在しない。」 ⑦ 令和2年度及び令和3年度の記載を表に追加した。

⑧ 京都府の目標は、令和8年度までであるところ、令和7年度の実績は集計途上であり、また、令和6年段階で122件かつ令和4年度から令和6年度までの2か年で70件増加に鑑みれば、目標達成が可能な進捗と認識している。 ⑨ 表の下部に以下の文言を追記する。 「※2令和元年～令和3年の実績値（累計）は60件」 「※3令和7年度実績は集計途上であるが、令和6年度は単年度で目標を上回る増加となっており、順調に推移している。」	【点検結果】 ①～⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果	（点検結果の分類：D段階） 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 京都府の特区目標に関連する指標（府内への企業立地件数）について、要望に係る本特例措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ② 達成目標（国際会議開催件数2019年 世界第10位(140件)⇒2023年 世界第13位（91件）⇒2030年 世界第3位以内 ⇒2035年 世界第3位以内）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ③ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計）2027年まで34件）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ④ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 ⑤ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。 なお、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 【内閣府の補足説明】 ① (1)達成目標の内閣府補足説明①の通り、達成目標に追記を行った。 ②～⑤ 将来の効果の定量的な予測については、関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 ②～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑥ 達成目標（海外高度人材2019年18,296人⇒2023年22,197人⇒2026年度目標35,000人⇒2030年目標50,000人⇒2035年目標50,000人以上）に対する将来の効果について、算定根拠が明らかとなっていないため、この点を課題とする。なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
(8) 他の政策手段	（点検結果の分類：A段階） 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税5) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税4)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①特別償却又は税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする) 《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。 《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度: 創設 平成27年度: 拡充

		(適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。) 平成28年度: 見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。) 平成30年度: 見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長) 令和2年度: 見直しの上、延長 (①特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育)、②提出書類の削減を見直した上で、2年延長) 令和4年度: 適用期限の延長(2年) 令和6年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(農業分野(特定中核を除く)及び国際会議等向け「その他の施設」の除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条

		第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ・ 国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年2月 25 日閣議決定） （国家戦略特区制度の目的・意義） 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。 国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。 さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまで当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域（以下「特区」という。）は、3地域（東京圏、関西圏及び新潟市）である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標（自治体によっては政策目標として設定されている場合もある）などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。 なお、新潟市については活用していた「農業」分野が令和6年度税

		制改正で対象から除外されたこと及び評価実施期間における実績がなかったことから、評価対象から除外している。 ①東京圏 東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。 【東京圏の目標】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。 【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050 東京戦略」を令和7年に公表。いずれも、この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 海外高度人材 2019 年 18,296 人 ⇒2023 年 22,197 人 ⇒2026 年度目標 35,000 人 ⇒2030 年目標 50,000 人 ⇒2035 年目標 50,000 人以上 （なお、前回評価書においては「2025 年度までの目標 30,400 人」を記載） 国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表しており、令和7年公表の長期計画「2050 東京戦略」においても上記目標に関わる指標として以下のとおり設定。 国際会議開催件数 2019 年 世界第 10 位(140 件) ⇒2023 年 世界第 13 位(91 件) ⇒2030 年 世界第 3 位以内 ⇒2035 年 世界第 3 位以内 出典「2050 東京戦略」 【神奈川県の特区目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2027 年まで 34 件 ②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。 【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生

		医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。 【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。 【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件 R8年度以降もさらなる拡大を図る観点から、R7年度までと同様に毎年20件の増加を目指す。																					
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において17の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが11事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業(開業済みは7施設)により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。																					
10	有効性等	① 適用数 (単位:法人) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>税額控除</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (適用法人数) 当該年度に税制支援を活用した法人の数 【算定根拠】 別紙1を参照 ② 適用額 (単位:百万円)	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	3	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																	
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
税額控除	0	1	0	3	0	0																	

		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>特別 償却</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>税額 控除</td><td>0</td><td>1,552</td><td>0</td><td>3,048</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (適用額) 認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額 【算定根拠】 別紙1を参照	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	特別 償却	0	0	0	0	0	0	税額 控除	0	1,552	0	3,048	0	0							
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																								
特別 償却	0	0	0	0	0	0																								
税額 控除	0	1,552	0	3,048	0	0																								
③: 減収額		特別償却については R4年度～R9年度の調査期間において適用及び適用見込なし 【税額控除】 単位: 百万円 <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>令和 5</th><th>令和 6</th><th>令和 7</th><th>令和 8</th><th>令和 9</th></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>1,712</td><td>0</td><td>3,362</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民 税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業 税</td><td>0</td><td>40</td><td>0</td><td>79</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	法人税	0	1,712	0	3,362	0	0	法人住民 税	0	0	0	0	0	0	法人事業 税	0	40	0	79	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																								
法人税	0	1,712	0	3,362	0	0																								
法人住民 税	0	0	0	0	0	0																								
法人事業 税	0	40	0	79	0	0																								
		【算定根拠】 別紙1を参照																												
④: 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。 ①東京圏を構成する東京都の取組 令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事業)は以下のとおり。 <table><tr><td>年度</td><td>事業(竣工・竣工見込ベース)</td><td>税制対象 設備投資額 (税額控除)</td></tr></table>	年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)																									
年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)																												

			平成 30 年度	インキュベーションオフィス 1 事業	355 百万円
			令和1年度	インキュベーションオフィス 1 事業 MICE1 事業	33,414 百万円
			令和2年度		0
			令和3年度	サービスアパートメント 1 事業	9, 352 百万円
			令和4年度		0
			令和5年度	インターナショナルスクール 1 事業 MICE1 事業	27,991 百万円
			令和6年度		
			令和7年度	サービスアパートメント 1 事業 インターナショナルスクール2事業 MICE 1 事業	85,061 百万円
			令和8年度		
			令和9年度		

出典：令和5年度までは「令和 5 年度 国家戦略特区法の評価について」、令和6年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業(MICE 除く)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の入居者数※1	整備戸数 ※2	定員数 ※3
令和 4 年度	20,008 人	14	160 戸	—
令和 5 年度	24,327 人	10	160 戸	880 人
令和 6 年度	26,523 人	11	160 戸	880 人
令和 7 年度	約 3 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 8 年度	約 3.4 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 9 年度	約 3.8 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3

出典：インキュベーションオフィスは実績値、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは実績値及び事業実施計画ベースとしている。

※1：サービスアパートメントの税制適用額は外国人入居面積想定割合で算定しているが、効果については整備戸数をもとに推計（後述）
※2：東京都の海外高度人材の令和 12 年までの目標5万人となっているため、令和7年度実績以降は、令和 12 年目標達成から逆算（増加分を均等割）したもの。
※3：各施設の利用対象者である海外高度人材数は令和4年度以降、

	※1	※2	※3	
令和4年度	14 人	126 人	0 人	140 人
令和5年度	10 人	125 人	880 人	1,015 人
令和6年度	11 人	120 人	880 人	1,015 人
令和7年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和8年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和9年度	11 人	503 人	1,320 人	1,834 人
令和10年度	11 人	503 人	1,752 人	2,266 人

※1：インキュベーションオフィス入居の1社につき、海外高度人材（社長）1名としての推計
 ※2：整備戸数×全貸室面積に占める外国人利用可能面積比率より高度外国人材の利用戸数を推計。令和7年度以降は、令和6年度実績（75%）又は事業実施計画のKPIをもとに推計。なお、家族同伴の場合、1世帯に複数人海外高度人材が居住することも想定されるが、上記推計では1戸あたり1人で推計
 ※3：インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定。実際の外国籍生徒割合に限らず、事業実施計画上の定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があるとして推計
 なお、国際会議等については、令和7年度までに計3施設が稼働予定であることから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくものと推計される。

このことから、適用した施設では令和6年度の海外高度人材の来訪に1,015人分貢献していると推計される。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋がるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県の実績

年度	事業（竣工ベース）	税制対象設備投資額（特別償却）	成果等
平成29年度～令和6年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	139 百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、3件の製品化に向けて治験を実施中。

出典：「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」
 当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、令和6年度時点で3件の製品化に向けて治験を実施中。これらは神奈川県の再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区目標に関わる指標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。			
	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数	製品化された税制適用事業	
年度	目標値（累計）	実績値	
令和4年度	—	24 件	0 件※
令和5年度	—	28 件	0 件※
令和6年度	31 件	32 件	0 件※
令和7年度	32 件	製品化された場合 1 以上の効果	開発中
令和8年度	33 件		開発中
令和9年度	34 件		開発中

出典：神奈川県による調査
 ※ 適用事業者は令和3～6年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③関西圏を構成する大阪府の実績

年度	事業（竣工ベース）	税制対象設備投資額（税額控除）	成果等
平成28～29年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601 百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化（薬事承認含む）した。
平成29～30年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408 百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成30年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271 百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典：「令和6年度国家戦略特別区域の評価（本文）」
 これら研究開発施設（3施設）においては、多くの事業で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事業もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区目標に関連する指標

	医療機器生産額	実績値

		年度	全国に占めるシェア	生産額	製品化された税制適用事業
		令和2年度	3.4%	829 億円	1 件
		令和3年度	3.4%	880 億円	0 件※2
		令和4年度	2.9%	744 億円	0 件※2
		令和5年度	3.0%	805 億円	0 件※2
		令和6年度	— ※1	— ※1	0 件※2
		令和7年度	製品化された場合シェア	さらなる拡大を目指す	開発中
		令和8年度	3.0%程度		
		令和9年度			

出典：令和5年薬事工業生産動態統計年報

※1 令和6年度実績については、今後公表予定である。

※2 適用事業者は令和3～6年度の実績はなかった。

税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業（竣工ペース）	税制対象設備投資額（特別償却）	成果等
平成 28 年度～30 年度	iPS 細胞由来の血液製剤の研究開発に関する設備導入	111 百万円	iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施。

出典：「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）		適用事業数
年度	目標値	実績値	
令和4年度	33 件	52 件	0 件※
令和5年度	66 件	100 件	0 件※
令和6年度	100 件	122 件	0 件※
令和7年度	—	製品化された場合 1 以上の効果	開発中
令和8年度	—		開発中
令和9年度	—		開発中

出典：京都スタートアップ・エコシステム推進協議会による調査

※ 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)	適用事業数
年度	目標値	実績値
令和4年度	20 件	19 件
令和5年度	40 件	35 件
令和6年度	60 件	59 件
令和7年度	80 件	税制適用事業者がいる 場合1以上の 効果
令和8年度	100 件	
令和9年度		

出典：京都府による調査（実績値は工場立地動向調査）

※1 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

※2 令和元年～令和3年の実績値（累計）は 60 件

※3 令和7年度実績は集計途上であるが、令和6年度は単年度で目標を上回る増加となっており、順調に推移している。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）に寄与している。例えば平成 27 年度～令和元年度の設立数 83 件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。

定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

各図の下段に示す通り

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

適用事業者へのアンケート調査によると、

- ・税制措置の活用により同規模のオフィスと比較して賃料が低額となるインターナショナルスクールの誘致を行った事例

		・税制措置を活用しない場合に比べて新規性・独自性のある国際水準のサービスアパートメントの整備が可能となった事例が見られた。 また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円(599億円×29.4%)と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府によるアンケート調査
		《適用数(10①)》が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置のこれまでの対象事業は12事業(そのほか4事業は令和7年度中の制度適用を予定)と僅少である。 これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例:国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。このような中、前述の「所期の目標の達成状況」とおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、着工済み1件、令和8年度以降に着工事業で11事業あり、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。 加えて、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定(令和6年7月に連携”絆”特区2区域(宮城県・熊本県、福島県・長崎県)、令和6年7月に金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定)し、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始している。 これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)や「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月閣議決定)において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。 これらにより、特区を活用した国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業がさらに進むことが見込まれている。 以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区

			法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。
		⑤: 税収減を是認する理由等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 内閣 02)

(別紙 1)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和 4 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	755842 円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0 円+0 円 0 円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0 円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{ 円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0 円	0 円+0 円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0 円	$0 \text{ 円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	1,552.27 百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	1,752.51 百万円	1,712.15 百万円+0 円+40.36 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	1,712.15 百万円	$(0 \text{ 円} \times 23.2\% + 1,552.27 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0 円	$0 \text{ 円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$

⑦法人事業税	40.36 百万円	0円+40.36 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	$0 \text{ 円} \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	40.36 百万円	$1,552.27 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和 6 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0円	$(0 \text{ 円} \times 23.2\% + 0 \text{ 円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥ 法人住民税	0円	$0 \text{ 円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦ 法人事業税	0円	0円+0万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0円	$0 \text{ 円} \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨ 特別法人事業税	0円	$0 \text{ 円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和 7 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	適用事業数4件
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

③ 税額控除実施額	3,048 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	3,127.25 百万円	3,048 百万円+0円+79.25 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3,361.94 百万円	(0円×23.2%+3,048 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	79.25 百万円	0円+79.25 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	79.25 百万円	3,048 百万円×1%×260%	③×税率

令和8年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率

⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	④ ×税率

令和9年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
⑤ 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑥ 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑦ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	④ ×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
税 目	法人税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下同じ。）において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加をK P Iとして設定する。以上について追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和10年度）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和10年度の適用数を追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和7年度、8年度及び10年度の法人税）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和10年度の減収額を追記する。また、令和7、8年度の適用額見込額及び減収額について具体的な金額が予測できていないため、引き続き検討する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、令和7年度及び8年度の法人税の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円の内数（※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円の内数（※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで））に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
④ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の区域面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）の内数（※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで））の達成状況について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）」
② 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したもの。」
③ 過去の直接的な効果については、国土交通省にて適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効

性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が3.5兆円～5兆円と見込まれていたところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。(令和2年度～令和6年度の建設投資額目標値6兆円のうち、約3.5兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約58%を占めている。) ※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。 ④ 過去の直接的な効果については、国土交通省にて適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.0%～12.5%と見込まれたところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しております。(令和2年度～令和10年度の区域面積割合のうち、約38%が認定事業の区域面積を占めております。) ※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。 ⑤ 建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想定よりも遅れたことによる影響と認識しており、その旨を追記する。	
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円（※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ③ 達成目標（都市再生緊急整備地域）において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ④ 達成目標（都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：7兆円～10兆円（※中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑤ 達成目標（都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 令和2年度～令和12年度（2020～2030年度）目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度）（※中間目標値：15.2%～17.6% 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の区域面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の	

要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑥ 達成目標（都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 令和7年度～令和11年度（2025～2029年度）目標値：80ha（※中間目標値：64ha 令和10年度まで））に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、④、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【内閣府の補足説明】 ① 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値（国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの）」 ② 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したもの。」 ③ 算定根拠に以下の文言を追記する。 「その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の公共施設の用に供される土地の面積を令和4～10年度に累計したもの。」 ④ 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しており、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。 ⑤ 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。 ⑥ 都市開発事業により公共施設の用に供される土地の面積における本特例措置の直接的な効果については、公共施設の用に供される土地の面積を分母として、認定事業で整備される土地の面積を分子に置くことで、全体の公共施設の用に供される土地の占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。また、事後的な効果の検証については、公共施設の用に供される土地の面積の試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。	
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】	

なし。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の拡充・延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税6)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外、登録免許税: 外 固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国家戦略特別区域法第 25 条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたとき、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法第 21 条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなし、租税特別措置法に基づき課税の特例を受けられる制度。 ●所得税・法人税の割増償却 【 償却率 】25%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は 50% 【対象設備】整備される建物及び附属設備 【取得期限】令和8年3月 31 日 【要 件】 ・地上 10 階以上又は延べ面積 75,000 m²以上の耐火建築物 ※特定都市再生緊急整備地域内は 50,000 m²以上 ・公共施設用地面積 30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が 10 億円以上であること。 《要望の内容》 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置について、登録免許税の適用要件を緩和した上で、適用期限を3年間延長し令和 11 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 所得税: 租税特別措置法第 14 条、同政令第7条第2項、同規則第6条 法人税: 租税特別措置法第 47 条、同政令第 29 条の5、同規則第 20 条の 21 (連結法人: 租税特別措置法第 68 条の 35、同政令第 39 条の 64、同規則第 22 条の 42) 登録免許税: 租税特別措置法第 83 条、同政令第 43 条の2、同規則第 31 条の4
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度: 創設 平成 27 年度: 延長(2年間)

			平成 29 年度: 延長(2年間) 平成 31 年度: 延長(2年間) 令和3年度: 延長(2年間) 令和5年度: 延長(3年間)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生緊急整備地域等における、優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)による大都市・地方都市のまちづくりを推進するとともに、地方創生2.0基本構想(令和7年6月閣議決定)に基づく特区の再起動を踏まえ、国家戦略特別区域において認定民間都市再生事業を推進することで、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成によって、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 2 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月 13 日閣議決定) 都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることや都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する ●地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進や地域の核となるまちを育てていく
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進

	③：租税特別措置等により達成しようとする目標	我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進するため、国家戦略特別区域においても国家戦略民間都市再生事業を実施し、民間都市再生事業の推進に寄与していく。政策の達成目標については、国家戦略民間都市再生事業は、次のとおり民間都市再生事業の目標の内数となる。 ①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和２年度～令和１２年度（２０２０～２０３０年度） 目標値：７兆円～１０兆円 （※中間目標値：５.７兆円～８.２兆円 令和１０年度まで） ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和２年度～令和１２年度（２０２０～２０３０年度） 目標値：１６.５％～１９.５％（初期値 ９.１％※平成 ３０年度） （※中間目標値：１５.２％～１７.６％ 令和１０年度まで） ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 ・令和７年度～令和１１年度（２０２５～２０２９年度） 目標値：８０ha （※中間目標値：６４ha 令和１０年度まで） 《達成目標を追加する合理的な理由》 都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加を KPI として設定することとする。
	④：政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置が講じられることにより、国家戦略特別区域において８つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。これらの事業では、国際交流施設、ビジネス支援施設、外国人向け生活支援施設、文化芸術発信施設などビジネス拠点の形成に資する施設が整備され、これらの整備が図られることで、国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されている。これら都市再生が活発に行われることにより（建築投資額や都市開発事業が行われた区域面積割合の指標）、当該地域における国際都市機能の充実が図られ、当該地域において新たにビジネスを行う者が増加することにつながり、その効果として地価上昇が起こると想定される。また、国際都市機能の充実を図ることにより、産業の国際競争力を強化及び国際的な経済活動の拠点が形成されることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出するという政策目的に寄与している。本特例措置が講じられず、仮に認定事業が誘発されなかった場合、政策目標の達成に対する影響は大きいと考えられる。

10

有効性等

①	適用数	(単位:計画)																																
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>適用件 数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	適用件 数	0	0	0	1	1	2	2																
		年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
適用件 数	0	0	0	1	1	2	2																											
【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込み数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和7年5月末時点】																																		
②	適用額	(単位:百万円)																																
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6,063.4</td><td>10,247.4</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	適用額	0	0	0	0	0	6,063.4	10,247.4																
		年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
適用額	0	0	0	0	0	6,063.4	10,247.4																											
【算定根拠】 実績・見込み数とも、認定事業者に対するアンケート 調査の集計値(法人税分の実数)【国土交通省調べ令和7年7月末時点】の減収額から法人税率 23.2%を割り戻して推計したもの。																																		
③	減収額	(単位:百万円)																																
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1,406.7</td><td>2,377.4</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>98.5</td><td>166.4</td></tr><tr><td>法人事 業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>581.5</td><td>982.7</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	法人税	0	0	0	0	0	1,406.7	2,377.4	法人 住民税	0	0	0	0	0	98.5	166.4	法人事 業税	0	0	0	0	0	581.5	982.7
		年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10																									
法人税	0	0	0	0	0	1,406.7	2,377.4																											
法人 住民税	0	0	0	0	0	98.5	166.4																											
法人事 業税	0	0	0	0	0	581.5	982.7																											
【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することができないことから、実績・見込数とも認定事業者に対するアンケート調査に基づき把握した数値を用いた【出典:国土交通省調べ令和7年7月末時点】 ・法人住民税:各年度の減収見込額に法人住民税(7%)を乗じて算出 ・法人事業税:(ア):①②の各年度の適用額に外形外法人の税率7%を乗じて法人事業税の減収額を算出 (イ):(ア)で算出した法人税事業税所得割の減収額に外形外法人の税率 37%を乗じて地方法人特別税の減収額を算出 これら(ア)と(イ)の減収額を合計し法人事業税を算出																																		

	④：効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 これまで、民間都市再生事業のうち、国家戦略特別区域においては8つの国家戦略民間都市再生事業が認定され、都市再生に取り組んでいる。それぞれの達成目標の実現状況は以下のとおりである。 (令和6年度までの達成状況) ①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 - 令和2年度～令和6年度の建設投資額：約6.0兆円 ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 - 令和2年度～令和6年度の区域面積割合：11.7% ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5% (初期値9.1%(平成30年度)) (延長要望期間における達成の見込み) ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和10年度の建設投資額：約9.5兆円(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：5.7兆円～8.2兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和2年度～令和10年度の区域面積割合：14.5%(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：15.2%～17.6% (初期値9.1%※平成30年度) ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積 →令和7年度～令和10年度の公共施設面積：66ha(見込み) ※令和10年度までの中間目標値：64ha ・租税特別措置法の適用期間及び延長要望期間においては、政策目標及び中間政策目標の達成に向けて、目標②に関しては建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想定よりも遅れたため、中間目標値まで届かない見込みであるが、目標②のうち本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、令和2年度～令和10年度に都市開発事業が行われる区域面積のうち38%を占めており、本特例措置が目標達成に与える影響は大きいと考えられる。また、目標①・③に関しては概ね順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明である。したがって、目標達成に向け、引き続き本特例の措置が必要である。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」

		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 直接的効果を図る指標として、本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出 ※特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の合算値																																																															
		①建設投資額																																																															
		(単位:兆円)																																																															
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>目標</td><td colspan="7">令和10年度までの中間目標値:5.7～8.2</td></tr><tr><td>単年度 実績</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>1.0</td><td>0.8</td><td>0.6</td></tr><tr><td>うち 認定事業</td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.1</td></tr><tr><td>累計金額 (R2年度以降)</td><td>3.6</td><td>4.8</td><td>6.0</td><td>7.1</td><td>8.1</td><td>9.0</td><td>9.5</td></tr><tr><td>認定事業の 寄与度</td><td>58%</td><td>58%</td><td>57%</td><td>43%</td><td>33%</td><td>29%</td><td>26%</td></tr><tr><td>うち 国家戦略分 の寄与度</td><td>12%</td><td>10%</td><td>11%</td><td>14%</td><td>21%</td><td>24%</td><td>6%</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	目標	令和10年度までの中間目標値:5.7～8.2							単年度 実績	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.8	0.6	うち 認定事業	0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.1	累計金額 (R2年度以降)	3.6	4.8	6.0	7.1	8.1	9.0	9.5	認定事業の 寄与度	58%	58%	57%	43%	33%	29%	26%	うち 国家戦略分 の寄与度	12%	10%	11%	14%	21%	24%	6%							
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																																										
目標	令和10年度までの中間目標値:5.7～8.2																																																																
単年度 実績	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	0.8	0.6																																																										
うち 認定事業	0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.1																																																										
累計金額 (R2年度以降)	3.6	4.8	6.0	7.1	8.1	9.0	9.5																																																										
認定事業の 寄与度	58%	58%	57%	43%	33%	29%	26%																																																										
うち 国家戦略分 の寄与度	12%	10%	11%	14%	21%	24%	6%																																																										
		※令和7年度以降は見込み																																																															
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定。 その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の建設投資額の令和4年度から令和10年度の合算値(国家戦略民間都市再生事業分はそのうち国家戦略特区民間都市再生事業分のみを同様に計算して合算したもの)																																																															
		②区域面積割合																																																															
		※初期値9.1% 平成30年度																																																															
		(%)																																																															
		<table><tr><th></th><th>令和 4年 度</th><th>令和 5年 度</th><th>令和 6年 度</th><th>令和 7年 度</th><th>令和 8年 度</th><th>令和 9年 度</th><th>令和 10年 度</th></tr><tr><td>単年度</td><td>0.3%</td><td>0.5%</td><td>0.5%</td><td>0.5%</td><td>0.8%</td><td>1.2%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>うち、 認定事業</td><td>0.2%</td><td>0.3%</td><td>0.3%</td><td>0.3%</td><td>0.2%</td><td>0.3%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>累計% (R2年度以降)</td><td>10.7%</td><td>11.2%</td><td>11.7%</td><td>12.2%</td><td>13.0%</td><td>14.1%</td><td>14.5%</td></tr><tr><td>認定事業</td><td>52%</td><td>67%</td><td>55%</td><td>64%</td><td>31%</td><td>26%</td><td>10%</td></tr></table>		令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度	単年度	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	1.2%	0.4%	うち、 認定事業	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	累計% (R2年度以降)	10.7%	11.2%	11.7%	12.2%	13.0%	14.1%	14.5%	認定事業	52%	67%	55%	64%	31%	26%	10%																							
	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度																																																										
単年度	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	1.2%	0.4%																																																										
うち、 認定事業	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%																																																										
累計% (R2年度以降)	10.7%	11.2%	11.7%	12.2%	13.0%	14.1%	14.5%																																																										
認定事業	52%	67%	55%	64%	31%	26%	10%																																																										

の寄与度								
	うち 特区分 累計%	10.6%	11.1%	11.5%	12.0%	12.7%	13.9%	14.2%
	うち 特区分の 認定事業 寄与度	53%	68%	49%	65%	32%	26%	11%

※令和7年度以降は見込み

【算定根拠】
内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定
その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の区域面積割合を令和4～10年度に累計したものの（特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの）

③公共施設の用に供される土地の面積

(ha)

	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度
単年度	18.0	11.0	9.9	39.3	15.3	8.6	2.4
うち、 認定事業	3.0	5.0	1.7	7.6	4.9	2.8	0.8
累計面積 (R7年度以降)	—	—	—	39.3	54.5	63.2	65.5
認定事業 の寄与度	17%	45%	17%	19%	32%	32%	32%
うち 特区分の 認定事業 寄与度	14%	45%	17%	19%	32%	32%	32%

※令和7年度以降は見込み

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」に基づき国土交通省算定
その算定は、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における認定事業の公共施設の用に供される土地の面積を令和4～10年度に累計したもの。
(特区分は、このうち特区指定されている自治体分を抽出したもので同様に計算したもの)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
・過去適用実績のある事業者及び今後適用見込みのある事業者に対してヒアリングを行ったところ、取得年度の割増し償却がプロジェクトを

		進める上での後押し効果があるといった意見があり、本特例措置が都市開発事業の促進につながるという。
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置の適用対象の国家戦略特区における民間都市再生事業は、権利調整や計画策定等に相当の時間を費やすことが多く、国家戦略特区に基づく規制の特例により手続きを簡素化しても、竣工までに数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により事業の組成は限られることが想定される。また、資材・人員調達などの事情により計画進行が左右され、工期の影響で建設される建物を事業に供用する時期がずれることなどもあるため、想定外に僅少となるものではない。 また、本特例措置の過去の適用数がないものの、上記のとおり所期の目標(建設投資累計額及び都市開発事業が行われた区域面積割合)の中間目標の達成に向けて、本特例措置は今後の達成目標の実現に必要な措置である。さらに、本特例措置により直接引き起こされる8計画の1事業あたりの最終的な建設投資累計額 1,379 億円、区域面積の平均 3.7ha と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいことから、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標に有効な手段である。 また、本措置は、国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業等が計画策定に関与する前提である。ただし、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることとはない。
⑤	税収減を是認する理由等	これまで、国家戦略民間都市再生事業を含む都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域含む)における認定事業(171 計画)の建設投資累計額は 約 10.3 兆円(平成 15 年以降の民間建設投資累計額 21.4 兆円(現在想定されている額)の 48%を占める)、うち国家戦略民間都市再生事業(8計画)の建設投資累計額約 11,030 億円が見込まれる。本特例措置を活用した我が国経済を牽引する都市の国際競争力の強化等に資する民間都市再生事業を推進することにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。 【参考:認定事業(171 計画)における効果(試算)】 都市再生緊急整備地域(特定都市再生事業緊急整備地域含む)の認定事業(171 計画)における効果(試算)は次の通り。 建設投資累計額:約 10.3 兆円 経済波及効果 :約 25.9 兆円 税収増効果 :約 2.7 兆円 ※上記はいずれも国土交通省調べ

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図っていくため、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながる事業への投資を促すことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境の創出を目的としている。優良な国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長期の事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行うこととなることから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者にゆだねるのみでは優良な都市開発事業が実施されなくなる可能性がある。民間事業者にとって、国家戦略民間都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本税制特例を措置することは妥当である 国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、 ① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。 ② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。 ③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。 であり、明確に役割分担がなされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 内閣 01）

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
②	グリーンアジア国際戦略総合特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
③	達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度累計：50件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
④	達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特別措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
⑤	所期の達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）から新たな達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数令和4年度～令和8年度累計：50件）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
⑥	所期の達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数15件（令和3年度）→75件（令和7年度））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	
①	令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818億円」とする方針。
②	令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度：3.88兆円、令和9年度：4.02兆円」とする方針。
③	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、現在令和8年度までを計画期間とする区域計画に目標を定めて取組を推進しており、次期区域計画に向けて令和9年度以降の目標を検討中。
④	関西イノベーション国際戦略総合特区においては、現在令和8年度までを計画期間とする区域計画に目標を定めて取組を推進しており、次期区域計画に向けて令和9年度以降の目標値を検討中。
⑤	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、第2期京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、第2期区域計画（平成29年度～令和3年度）が終了しており、第3期区域計画（令和4年度～令和8年度）では、事業の進捗状況等をより適切に把握する観点から、数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。

⑥	つくば国際戦略総合特区については、直近の税制の活用実績が無く、かつ今年度末をもって特区の指定解除の申請を予定していることから、評価対象から外している。
【点検結果】	
①・②	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③・④	分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤・⑥	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【内閣府の補足説明】	
－	
【点検結果】	
なし。	

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	将来の適用数（令和8年度及び9年度）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	
①	別紙の令和8年度および9年度の適用数の出典について「特区自治体調査」へと記載を変更する。
【点検結果】	
①	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【内閣府の補足説明】	
－	
【点検結果】	
なし。	

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	将来の減収額（令和8年度及び9年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	
①	別紙の令和8年度および9年度の適用数の出典について「特区自治体調査」へと記載を変更する。
【点検結果】	
①	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	所期の達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の

実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ② 所期の達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ③ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 ④ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ⑤ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑥ 所期の達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑦ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑤、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑧ 所期の達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑨ 所期の達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。	
【内閣府の補足説明】 ① 前評価指標に対する実績値等の表を追記する。ただし、当該特区の区域計画における評価指標が変更されていることから、令和3年度までの実績値とする。 ② つくば国際戦略総合特区については、直近の税制の活用実績が無く、かつ今年度末をもって特区の指定解除の申請を予定していることから、評価対象から外しているが、実績値の明示のため前回評価時同様の表を記載する。 ③ 令和6年度実績が集計されたことから実績値（8,659億円）を記載する。 ④ 当府で推計を行っているものではないため、以下の文言を注釈に追記する「特区自治体による算定」 ⑤ 直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑥ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑦ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。 ⑧ 表に令和元年度からの数値を追記する。 ⑨ 表に令和元年度から2年度の数値を追記する。令和7年度の効果については表の下に記述があるとおり、令和6年度までの実績313億円に、今後導入される設備分の売上高（＋α）が計上され、特区の目標達成に一定の寄与を果たすと見込む。	
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤～⑦ 「直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないことから、この点を課題とする。 ⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ② グリーンアジア国際戦略総合特区について、要望に係る本特別措置の適用期間内での達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 ③ 達成目標（特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度累計：50件）に対する将来の効果が予測されておらず、本特別措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ④ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する将来の効果（令和9年度）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年度～令和8年度の累積件数63件）に対する将来の効果（令和7年度及び8年度）について、「令和7年度及び令和8年度にそれぞれ1件ずつ、計2件の薬事申請が見込まれている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ⑥ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件（令和8年度：累積63件））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【内閣府の補足説明】 ① 令和8年度以降の明確な目標値については現在検討中であるが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818億円」とする方向で検討中。 ② 令和8年度以降の明確な目標値については現在検討中であるが、引き続き評価指標となる目標値の達成を目指す観点から、下記の記載を追記する。 ⇒令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度：3.88兆円、令和9年度：4.02兆円」とする方向で検討中。 ③ 将来効果の定量的な予測については関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。	

④ 将来効果の定量的な予測については関係自治体とも協議し、適切な効果予測を引き続き検討する。
⑤ 以下の文言を文末に追記する。 「(特区自治体による調査)」
⑥ 税の直接的な効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち 27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和7年度）について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥ 「直接的効果については、適用事業者向けに実施したアンケート調査にて算出している。当該税制があったことが事業者の事業実施の意思決定のうち27%の比重を占めていることから、相当の寄与があったものと推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税6) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税4)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ○特例措置の対象(特例措置を必要とする制度の概要) 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度 ・法人指定の期限: 令和8年3月31日 ・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の30% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の15% ・税額控除の割合: 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の8% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の4% (当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間: 法人指定の日から令和8年3月31日まで 《要望の内容》 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。 《関係条項》 ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度: 創設

		平成25年度: 拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加) 平成26年度: 延長(2年間) 平成28年度: 見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃した上で、2年延長) 平成30年度: 延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和2年度: 延長(2年間) (対象事業の範囲(水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和4年度: 延長(2年間) (対象事業の範囲(付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和6年度: 延長(2年間) (特別償却率及び税額控除の率、対象事業の範囲(手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム(電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。))の研究開発に関する事業、高度な医療を提供する医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業及び産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者

		が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。 これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。 ・総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つの特区がそれぞれ定める特区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち4つの特区において、本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んでいる。 このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与したかの観点でみる。 【各特区において達成すべき水準(目標値)】 本税制措置を適用した又は今後適用予定の4つの特区においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は

		前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。 特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的にしているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的にしているものは研究開発の成果に現れる指標(薬事申請数など)、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された企業進出数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。 ○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度 累計: 50 件 ○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標: 中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標: 航空宇宙産業の生産高 10,818 億円(令和元年度)→10,818 億円(令和7年度) ※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復 ※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818 億円」とする方向で検討中。 ○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 研究結果による効果 数値目標: 特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成 23 年～令和7年度: 累積 60 件 (令和8年度: 累積 63 件※) ※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定しており、令和7年度は参考値 ○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標: 年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月)→約 5.71 兆円(令和7年度) ※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、「令和8年度: 3.88 兆円、令和9年度: 4.02 兆円」とする方向で検討中。
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。

	実現による 寄与	これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高、薬事申請数及び進出企業数等の数値目標の達成が実現される。 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。 アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。 関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。 グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機 EL 等のグリーンデバイスの開発・生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点構築の促進に繋がる。 このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。																																																	
10	有効性等	① 適用数 <table><tr><td colspan="7">《延長分》法人数</td></tr><tr><td>年度 区分</td><td>令和4</td><td>令和5</td><td>令和6 (見込)</td><td>令和7 (見込)</td><td>令和8 (見込)</td><td>令和9 (見込)</td></tr><tr><td>特別 償却</td><td>—</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>税額 控除</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td><td>13</td><td>10</td><td>6</td></tr></table> 【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数) 当該年度に税制措置を活用した法人の数 ② 適用額 <table><tr><td colspan="7">《延長分》単位: 百万円</td></tr><tr><td>年度 区分</td><td>令和4</td><td>令和5</td><td>令和6 (見込)</td><td>令和7 (見込)</td><td>令和8 (見込)</td><td>令和9 (見込)</td></tr><tr><td>適 用 特 別 償 却</td><td>—</td><td>48</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	《延長分》法人数							年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	特別 償却	—	1	—	—	—	—	税額 控除	4	3	8	13	10	6	《延長分》単位: 百万円							年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	適 用 特 別 償 却	—	48	—	—	—	—
《延長分》法人数																																																			
年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)																																													
特別 償却	—	1	—	—	—	—																																													
税額 控除	4	3	8	13	10	6																																													
《延長分》単位: 百万円																																																			
年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)																																													
適 用 特 別 償 却	—	48	—	—	—	—																																													

		額	税額 控除	46	320	392	3,815	5,973	3,730
		【算定根拠】 別紙のとおり (適用額) 認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額							
③	減収額	《延長分》単位:百万円							
		年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	
		法人特別 償却	—	12	—	—	—	—	
		法人税 税額 控除	50	352	442	4,307	6,743	4,114	
		法人 住民税	—	0.7	—	—	—	—	
		法人 事業税	1.2	8.8	10	99	155	96	
		【算定根拠】 別紙のとおり							
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区4区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。 ※分析対象期間は令和4年度からだが、2つの特区(アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区及びグリーンアジア国際戦略総合特区)の目標設定期間が令和3年度からであり、また前回評価時においては令和元年度以降について記載していたことから、以下の表は令和元年度からで統一している。 なお、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区については、第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)において数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。 ○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度～令和8年度 累計: 50 件 (単位: 人)							

※1	適用事業数(件)	特区目標(累計の進出企業及び機関数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和3年度	3	—	—	—
※2				
令和4年度	3	6	8	0
令和5年度	0	8	8	0
令和6年度	0	12	12	0
令和7年度 (見込)	0	12	—	—
令和8年度 (見込)	1	12	—	—
出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。 ※1本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。 ※2令和4年度からの新計画のため、目標も令和4年度から設定。				
京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)が始まった令和4年度以降税制を活用した事業は3件あり、令和4年度から令和6年度にかけて進出企業数が12社あるほか、今後、既存の税制適用事業者による新規事業実施が令和8年度に1件見込まれている。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。				
【参考】 評価指標：特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果 旧数値目標：特区関連事業による就業者の増加数 5年間(平成29年度～令和3年度)累計：1,500人(単位：人)				
	適用事業数(件)	特区目標(就業者の増加数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	118	0
令和3年度	3	110	525	205
出典：特区自治体の適用事業者向け実績調査に基づく ※本特区は、第2期区域計画(平成29年度～令和3年度)が終了しており、第3期区域計画(令和4年度～令和8年度)では、事業の進捗状況等をより適切に把握する観点から、数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。				
○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標：航空宇宙産業の生産高 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)				

※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復 (単位：億円)				
	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0
令和3年度	2	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	6,146	0
令和5年度	2	10,818	7,339	0.9
令和6年度	2	10,818	8,659	精査中
令和7年度 (見込)	4	10,818	—	—
出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。				
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。 現在の第3期区域計画(令和3年度～令和7年度)が始まった令和3年度以降、特区目標(推計生産高)の実績値は目標値を下回っているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、令和5年度の実績値は令和3年度の3倍となっている。本税制を活用した設備投資も令和6年度2件、令和7年度4件見込んでいることから、これまで本税制を活用して整備した施設による生産に加え今後導入される設備分の生産(+α)により、特区目標への寄与が見込まれている。				
需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備のための積極的な設備投資を本税制により促進することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。				
○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標：研究結果による効果 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年度～令和8年度の累積件数63件 (単位：件)				
	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	2	51	54	9
令和5年度	1	54	55	10
令和6年度	1	57	58	13

	令和7年度 (見込)	2	60	—	—
	令和8年度 (見込)	1	63	—	—

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画（令和4年度～令和8年度）までの間に、本税制措置を活用した事業は計7件となる見込みである。本税制措置により整備した開発研究用器具備品を活用し、令和6年度における薬事申請 58 件のうち 13 件が税制適用事業者による申請となっている。

また、残る1社については、令和7年度及び令和8年度にそれぞれ1件ずつ、計2件の薬事申請が見込まれている（特区自治体による調査）。これにより、令和8年度の薬事申請目標 63 件に対し、税制適用事業者による申請は延べ 15 件程度を占める見通しであり、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。

これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高
約 0.2 兆円（平成 22 年 12 月現在）→約 5.71 兆円（令和7年）

（単位：百億円）

	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	8	424	323	288
令和4年度	5	461	321	288
令和5年度	6	497	396	363
令和6年度	5	534	350	313
令和7年度 (見込)	8	571	—	—

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※推計売上高は、上記調査による、当該年度における税制措置活用分野の合計値（一部税制対象資産以外による売上高も含む。特区自治体による算定。）。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画（令和3年度～令和7年度）の間に本税制措置の適用を受ける事業数は計

			32 件（見込含む）。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和6年度の推計売上高は約 313 百億円になった。また、税制適用された事業者においては、今後も整備した設備等を活用した生産が行われることに加え、令和7年度には本税制を活用し設備投資が8件見込まれていることから、従前の整備した施設による売上高（令和6年度 313 億円）＋今後導入される設備分の売上高（＋α）が計上され、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。 これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。 【参考】 ○つくば国際戦略総合特区（令和7年度末に区域指定の解除を申請予定） 評価指標：ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標：事業・産業創出数 15 件（令和3年度）→75 件（令和7年度） （単位：件） <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">適用事業数</th><th colspan="3">特区目標（事業・産業創出数）</th></tr><tr><th>目標値</th><th>実績値</th><th>うち税制適用事業者分</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>0</td><td>15</td><td>11</td><td>0</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>0</td><td>30</td><td>15</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>0</td><td>45</td><td>20</td><td>0</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>0</td><td>60</td><td>37</td><td>0</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>—</td><td>75</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用事業者分は、特区自治体による調査に基づく。 ※つくば国際戦略総合特区では、平成 25 年度以降、本税制措置の適用を受けていない。なお、第3期区域計画の期限を今年度末に迎えるにあたり、総合特区の区域指定解除を申請する予定。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 適用事業者向けに実施したアンケート調査 《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和3年度から令和5年度における設備投資累計額を整理している。 <table><tr><th>特区名</th><th>適用事業数</th><th>令和3～6年度設備投資額総計</th></tr><tr><td>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区</td><td>6</td><td>約 6,346 百万円</td></tr><tr><td>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター</td><td>6</td><td>約 970 百万円</td></tr></table>									適用事業数	特区目標（事業・産業創出数）			目標値	実績値	うち税制適用事業者分	令和元年度	0	—	—	—	令和2年度	0	—	—	—	令和3年度	0	15	11	0	令和4年度	0	30	15	0	令和5年度	0	45	20	0	令和6年度	0	60	37	0	令和7年度	—	75	—	—	特区名	適用事業数	令和3～6年度設備投資額総計	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	6	約 6,346 百万円	アジア No.1 航空宇宙産業クラスター	6	約 970 百万円
	適用事業数	特区目標（事業・産業創出数）																																																												
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分																																																										
令和元年度	0	—	—	—																																																										
令和2年度	0	—	—	—																																																										
令和3年度	0	15	11	0																																																										
令和4年度	0	30	15	0																																																										
令和5年度	0	45	20	0																																																										
令和6年度	0	60	37	0																																																										
令和7年度	—	75	—	—																																																										
特区名	適用事業数	令和3～6年度設備投資額総計																																																												
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	6	約 6,346 百万円																																																												
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター	6	約 970 百万円																																																												

一形成特区		
関西イノベーション国際戦略総合特区	7	約 723 百万円
グリーンアジア国際戦略総合特区	24	約 60,865 百万円

なお、令和6年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額 1,440 億円、総合経済波及効果は約 2,693 億円、雇用誘発効果は 16,143 人であった。租税特別措置の直接的効果を、総設備投資額に税制上の特例措置が適用事業者の意思決定に寄与した比率を乗じて算定すると、上述のアンケート調査から、税制上の特例措置が事業者の意思決定に占める比重は 27.0%で 適用事業者における設備投資額 1,440 億円であったことから、直接的効果は、約 388 億円(1,440 億円×27.0%)と推計される。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
適用事業者向けに実施したアンケート調査

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて
本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を後押しするものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車(電気自動車など)関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジア No.1 航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者が少ないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者(サプライヤー)が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を狙う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。

次に、本税制措置の適用法人数は、制度創設当初から令和6年度までに 156 法人であり、分析対象期間における適用事業数は年平均 10 件程度であるが、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限られている。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。

令和7年度以降、29 法人が本税制措置の適用を見込んでおり、アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」がこれまで本税制を活用して整備した施設による生産に加え今後導入される設備分の生産(＋α)が見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、税制適用事業者において、特区目標「累計の事業申請数」が令和7年度及び8年度に2件見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が従前の整備した施設による売上高(令和6年度 313 億円)＋今後導入される設

				備分の売上高(＋ α)が見込まれることから、本税制措置は、各特区が掲げる目標達成、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積に寄与し、総合特区制度の達成目標の実現に有効な手段であると考ええる。
			⑤: 租税減を是認する理由等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」のとおり各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には租税減を是認できる効果がある。
			11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組み民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考ええる。 また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成するための具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制特例だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 総合特区における財政支援は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行する制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金(令和8年度は地方創生支援利子補給金として要求予定)を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額扣除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
			12 有識者の見解	

(別紙)

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 04)

総合特区設備投資促進税制
減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	租税特別措置の適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	4件	租税特別措置の適用実態調査	
①特別償却実施額	一百万円	租税特別措置の適用実態調査	
②税額控除実施額	46 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
③減収額	51.94 百万円	－百万円+50.74 百万円+－百万円+1.2 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(－百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	50.74 百万円	(46 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	－百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	1.2 百万円	－百万円+1.2 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	一百万円	－百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	1.2 百万円	46 百万円×1%×260%	②×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	1件	租税特別措置の適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	3件	租税特別措置の適用実態調査	

①特別償却実施額		48 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
②税額控除実施額		320 百万円	租税特別措置の適用実態調査	
③減収額		374.82 百万円	12.28 百万円+352.96 百万円+0.78 百万円+8.80 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	12.28 百万円	(48 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
	④-2 法人税(税額控除)	352.96 百万円	(320 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
	⑤法人住民税	0.78 百万円	48 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
	⑥法人事業税	8.80 百万円	0.48 百万円+8.32 百万円	⑦+⑧
	⑦所得割	0.48 百万円	48 百万円×1%	①×税率
	⑧特別法人事業税	8.32 百万円	320 百万円×1%×260%	②×税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	8件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	392 百万円	特区自治体調査	
③減収額	442.57 百万円	一百万円+432.38 百万円+一百万円+10.19 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(一百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	432.38 百万円	(392 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	一百万円×23.2% ×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	10.19 百万円	一百万円+10.19 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	一百万円	一百万円×1%	①×税率

	⑧特別法人事業税	10.19 百万円	392 百万円×1%×260%	②×税率

令和7年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		13 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		3,815 百万円	特区自治体調査	
③減収額		4,307.14 百万円	0 百万円+4,207.95 百万円+0 百万円 99.19 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円×23.2%) × (1+10.3%)	(①×税率) × (1+税率)
	④-2 法人税(税額控除)	4,207.95 百万円	(3,815 百万円) × (1+10.3%)	②×(1+税率)
	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円×23.2% × 7.0%	①×税率×税率
	⑥法人事業税	99.19 百万円	0 百万円+99.19 百万円	⑦+⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円×1%	①×税率
	⑧特別法人事業税	99.19 百万円	3,815 百万円×1% × 260%	②×税率

令和8年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		10 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		5,973 百万円	特区自治体調査	
③減収額		6,743.52 百万円	0 百万円+6,588.22 百万円+0 百万円+155.3 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
	④-2 法人税(税額控除)	6,588.22 百万円	(5,973 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)

	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
	⑥法人事業税	155.3 百万円	0 百万円 + 155.3 百万円	⑦ + ⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円 × 1%	① × 税率
	⑧特別法人事業税	155.3 百万円	5,973 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和9年度

区分		数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)		一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)		6件	特区自治体調査	
①特別償却実施額		一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額		3,730 百万円	特区自治体調査	
③減収額		4,211.17 百万円	0 百万円 + 4,114.19 百万円 + 0 百万円 + 96.98 百万円	④-1 + ④-2 + ⑤ + ⑥
	④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0 百万円 × 23.2%) × (1 + 10.3%)	(① × 税率) × (1 + 税率)
	④-2 法人税(税額控除)	4,114.19 百万円	(3,730 百万円) × (1 + 10.3%)	② × (1 + 税率)
	⑤法人住民税	一百万円	0 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
	⑥法人事業税	96.98 百万円	0 百万円 + 96.98 百万円	⑦ + ⑧
	⑦所得割	一百万円	0 百万円 × 1%	① × 税率
	⑧特別法人事業税	96.98 百万円	3,730 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う必要の措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善に伴う所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税9) 法人住民税・事業税: 義(地方税10)
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和9年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善等に伴う税制上の措置を講じることが要望する。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2 ・ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の12の2 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第20条の8 ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・ 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第5条の4、第6条の2の2 ・ 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第2条の6、第2条の6の2、第3条
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年度8月 分析対象期間: 平成28年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度: 新設 平成31年度: 運用改善の実施 令和2年度: 拡充・延長 令和7年度: 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和7年度～令和9年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。

《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。))が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。))の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。 (都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 (略) 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 (略) 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第三章 地域再生計画の認定等 (地域再生計画の認定) 第五条 (略) 2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 地域再生計画の区域 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項 三 計画期間 3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。	

		一 地域再生計画の目標 二 (略) 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 (略) 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項 三～十八 5～18 (略) 第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の三 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 第3章 4. 各主体が果たす役割 (1)国の枠割 ④財政・金融による支援等 (略) さらに、地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、地方創生に資する利子補給制度の予算の一本化など資金ニーズに応じた柔軟な支援が可能となる仕組みなどを通じて、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。

		○地方創生 2.0 基本構想 施策集(令和7年6月 13 日) 第1章 政策の5本柱 3. 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ (11)企業版ふるさと納税の更なる活用促進等 企業版ふるさと納税について、大半の地方公共団体で活用され、寄附実績も年々増加し、優良事例も生まれてきている。地方公共団体側の体制がおおむね整った状況を踏まえ、<u>今後は、関係省庁や経済団体等との連携をより深め、寄附企業の裾野を広げることで、地方への資金の流れをより一層創出するなど、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図る。</u>														
	②	政策体系における政策目的の位置付け 政策：5. 地方創生 施策：5. 地方創生に関する施策の推進														
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和9年度までに、本税制を活用した事業(計画)の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標(KPI)とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業(計画)の目標の達成状況とする。 目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和9年度まで毎年度、本税制を活用した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、令和9年度までに累計 3,900 億円以上となることを目標とする。														
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。														
10	有効性等	① 適用数 【適用数の推移】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>件数</td><td>58</td><td>116</td><td>170</td><td>188</td><td>372</td><td>948</td></tr></table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	件数	58	116	170	188	372	948
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3										
件数	58	116	170	188	372	948										

			年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
			件数	1,510	2,470	3,238	3,852	4,343	4,736		
			年度	R10	R11						
			件数	5,050	5,301						
			※(平成 28 年度～令和5年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※(令和6年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計								
			【算定根拠】 別添参照								
②: 適用額	【適用額の推移(千円)】										
	年度	H28	H29	R30	R1						
	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577						
	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581						
	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673						
	年度	R2	R3	R4	R5						
	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,744,433						
	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	10,713,449						
	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	5,990,865						
	年度	R6	R7	R8	R9						
	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791						
	法人 住民税	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061						
	事業税	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374						
	年度	R10	R11								
	法人税	3,266,771	3,401,955								
	法人 住民税	14,700,469	15,308,796								
	事業税	9,800,313	10,205,864								
	※(平成 28 年度～令和5年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況 等に関する報告書」 ※(令和6年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計										
	【算定根拠】 別添参照										
	③: 減収額	※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額									
【減収額の推移(千円)】											
	年度	H28	H29	R30	R1						

			法人税	6,095	27,453	37,796	64,577
			法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581
			事業税	1,180	90,859	182,248	298,673
			年度	R2	R3	R4	R5
			法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,744,433
			法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	10,713,449
			事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	5,990,865
			年度	R6	R7	R8	R9
			法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791
			法人 住民税	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061
			事業税	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374
			年度	R10	R11		
			法人税	3,266,771	3,401,955		
			法人 住民税	14,700,469	15,308,796		
			事業税	9,800,313	10,205,864		
			※(平成 28 年度～令和5年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況 等に関する報告書」 ※(令和6年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計				
			【算定根拠】 別添参照				
	④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 <u>○政策目的の達成状況</u> 企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。 <u>○達成目標の実現状況</u> ＜達成目標①＞ 令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えること ＜実現状況①＞ 調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。					

各年度の平均では 80.6%となっており、8割を超えている。

令和元年度:308 事業(計画)／404 事業(計画)(76.2%)

令和2年度:458 事業(計画)／560 事業(計画)(81.8%)

令和3年度:836 事業(計画)／1,000 事業(計画)(83.6%)

令和4年度:1,059 事業(計画)／1,339 事業(計画)(79.1%)

令和5年度:1,228 事業(計画)／1,515 事業(計画)(81.1%)

令和6年度:1,338 事業(計画)／1,631 事業(計画)(82.0%)

※地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

＜達成目標②＞

地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上となること

＜実現状況②＞

令和6年度までに累計 1,820 億円(推計込)となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移(百万円)】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額 (累計)	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額 (累計)	43,543	77,649	124,648	181,961	247,524
年度	R8	R9	R10	R11	
寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049	
寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851	

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

※令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

※(平成 28 年度～令和5年度)

地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

※(令和6年度～令和 11 年度)

～令和5年度の実績の伸び率等から推計

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したことのある地方公共団体(n=1,427)に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット(複数回答)について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」(48.6%)、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」(43.0%)、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」(39.5%)となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。 本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和 11 年度までに累計約 5,600 億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・企業版ふるさと納税に関するアンケート(令和5年度内閣府実施) ・地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」 (https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R05_keinen_zisseki.pdf)
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤: 税収減を是認する理由等	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのためには、国が地方公共団体に使途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置である新しい地方経済・生活環境創生交付金については、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地

		域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押ししており、役割に相違がある。
	③：地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解	－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和6年8月（R6 内閣 03）

別添

令和6年度～令和11年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

<寄附額の推計>

- 令和2年度税制改正後の寄附実績額（令和2年度～令和5年度まで）を見ると、毎年約120億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逡減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。
- 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約573.1億円、令和7年度推計寄附額は約655.6億円となる。
- 延長された場合の令和11年度までの寄附額累計について、約5,639億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 (百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百 万円)	－	1,608	1,120	－95	7,631	11,564	11,532
累計 (百万円)	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (百万円)	46,999	57,312	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百 万円)	12,892	(×0.8) 10,314	(×0.8) 8,251	(×0.8) 6,601	(×0.8) 5,281	(×0.8) 4,224	(×0.8) 3,380
累計 (百万円)	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	563,851

(※) 令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

(※) 平成28年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

<適用数の推計>

- 適用数についても寄附額と同様に、令和6年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	2,470	3,238	3,852	4,343	4,736	5,050	5,301
対前年 度増加	－	576	562	960	(×0.8) 768	(×0.8) 614	(×0.8) 491	(×0.8) 393	(×0.8) 314	(×0.8) 251

<適用額及び減収額の推計>

- 過去3年(令和3年度～令和5年度)の税額控除実績等を見ると、下表のとおりであり、それぞれ平均で、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約18%、事業税からの控除額は寄附額の約12%となっている。
- そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税:4% 法人住民税:18% 事業税:12%**」と仮定する。

	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R3～R5 平均
寄附額(千円)	22,574,504	34,106,611	46,998,736	—
法人税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	934,685 (4.1%)	1,331,012 (3.9%)	1,744,433 (3.7%)	3.92%
法人住民税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	3,633,666 (16.1%)	5,657,885 (16.6%)	10,713,449 (22.8%)	18.49%
事業税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	2,956,250 (13.1%)	3,642,484 (10.7%)	5,990,865 (12.7%)	12.17%

(※)法人住民税及び事業税について、
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (千円)	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税(4%) (千円)	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 (18%) (千円)	10,316,239	11,801,412	12,989,550	13,940,061	14,700,469	15,308,796
事業税(12%) (千円)	6,877,493	7,867,608	8,659,700	9,293,374	9,800,313	10,205,864

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置
税 目	法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄付実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で目標値を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の適用数を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の減収額を示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄付実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す）に対する将来の効果について、「本措置により、法人等が寄附を行う際のインセンティブを付与することができ、学術会議の寄附実績の増加が見込め、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大につながると考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 日本学術会議の中に、法人化後の組織体制などを検討していく委員会（法人化準備委員会）を8月に設置し、その下の「自己資金検討ワーキンググループ」の中で、寄附金等の確保方策等を含めた議論を今後していくこととしており、現時点で将来の効果を定量的に示すことは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(地方税1)
		②: 上記以外の税目	法人税: 外、所得税: 外、個人住民税: 外、市町村民税: 外、事業所税: 外、相続税: 外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 日本学術会議法(令和七年法律第70号)の成立により、令和8年10月1日に法人化される日本学術会議(以下「学術会議」という。)における安定的な財政基盤の確保に資するよう、必要な寄附税制上の所要の措置を講じるもの(恒久措置)。 法人化後の学術会議においては、財源の確保の手段の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定しており、法人からの学術会議への寄附にインセンティブを付与したく、法人が行った寄附への特例措置を要望する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		内閣府日本学術会議事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年7月 分析対象期間: —
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 学術会議が、寄附金収入を増大させることで、財政基盤を多様化させることができ、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティを向上させることで、学術会議の機能強化を図り、学術の知見を活用して社会の課題の解決に寄与する。 《政策目的の根拠》 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) ・日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書(令和6年12月20日 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会決定)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 日本学術会議 【施策】 日本学術会議に関する施策の推進

		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	学術会議の財政面での独立性・自律性を高めるには、寄附等による自己収入の増加が必要であり、評価対象となる法人設立以後3～5年で法人等からの寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるようになることを目指す。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置等により、学術会議へ寄附を行う法人に対しインセンティブを付与することにより財源を増大させることで、活動を活性化させることができ、学術会議の機能強化を図り、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
	10 有効性等	①: 適用数	明確な適用数を明記することは困難だが、法人設立以後に寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるよう努める。 【算定根拠】 —
		②: 適用額	適用数の算出が困難なので、明確な適用額を明記することも困難だが、評価対象となる法人設立以後3～5年で寄附実績を作り、国費に全面的に依存せずとも活動できるよう努める。 【算定根拠】 —
		③: 減収額	適用数・適用額の算出が困難なため、明確な減収額を明記することも困難である。 【算定根拠】 —
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 — 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、法人等が寄附を行う際のインセンティブを付与することができ、学術会議の寄附実績の増加が見込め、学術会議の財政面での独立性・自律性を高め、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大につながると考えられる。 他方、本措置が講じられなかった場合は、学術会議への寄附の機運

			が促進されないことにより、寄附実績が見込めず、学術会議の財政面での自律性が高まらず、学術会議の機能強化がなされなくなるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	学術会議への寄附を行う企業に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	学術会議において寄附金収入は企業のニーズを踏まえ、学術会議の機能強化に向けて学術会議が自主的に使用することとなる。一方、補助金は、国費の投入により学術会議が作成した年度計画に基づき特定の用途に対して措置されるものである。 寄附税制により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。 寄附金による財源を確保することにより、学術会議の機能強化が見込め、学術の知見を活用した社会課題の解決に寄与する。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	学術会議では地方における学術の向上発達に向けた取組も行うことを想定しているところ、当該租税特別措置等により、学術会議の財源が増大した際に、地方における学術の向上発達に資することになる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長
金融02	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☒ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: D 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標について具体的な数字を示すことで、マーケットに対し予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてはお示しすることは困難と考える。
② 上記①と同じ。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数が把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 適用法人数は、評価書に示す通り5法人。 (出典) https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: E 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 将来の適用数の予測について具体的な数字を示すことは、マーケットに対し予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてはお示しすることは困難と考える。一方で、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進することを政策目標としていることから、今後も適用数（上場銘柄数）を増やしていきたいと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: E 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」 なお、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において「投資法人に係る課税の特例」の適用総額が示されているが、これは本税制（上場インフラファンドに係る特例）以外の投資法人に係る課税の適用実績も含む額であり、本税制のみの適用実績と比べて過大な数字となることから、同報告書を活用して何等かの数字を示すことも適当ではないと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: E 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 減収額については評価書において以下の通り示している。 「投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税金を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税金減は生じないと考えられる。」 なお、(4)と同様に、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において「投資法人に係る課税の特例」の適用総額が示されているが、これは本税制（上場インフラファンドに係る特例）以外の投資法人に係る課税の適用実績も含む額であり、本税制のみの適用実績と比べて過大な数字となることから、同報告書を活用して何等かの数字を示すことも適当ではないと考えている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度から6年度まで）について、「毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果（令和元年度から6年度まで）について、「令和7年7月現在、5銘柄（時価総額約963億円）が上場している。各ファンドの資産規模合計は約3,112億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約1,466億円増加」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【金融庁の補足説明】						
① ファンド数については、下記のページより確認可能。 https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html						
② 直接的な効果として、評価書に示す通り、上場インフラファンドの合計資産額は年々増加している。なお、本特例措置が得られない場合は上場インフラファンドの組成は見込まれない。						
	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
上場インフラファンド数（累計）※	6	7	7	6	5	5
ファンドの合計資産額（億円）	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112
※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計						
【点検結果】						
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数5件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。						
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。						

【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標に対する将来の効果について、「足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【金融庁の補足説明】	
① 将来の効果の予測について具体的な数字を示すことは、マーケットに対して予期せぬ影響を与えかねないことから、金融当局としてお示しすることは困難である。一方で、第7次エネルギー基本計画に基づく、今後のシナリオによってエネルギーミックスの想定に幅があるものの、2040年までに、概ね50兆円程度は資金ニーズが発生すると試算され、仮に、エクイティでの資金調達で現状と同様に、3～4割程度とすると、約15～20兆円を私募ファンドや上場インフラファンド及び事業会社による出資金等で賄う必要があり(※)、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行うことで、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進されることが期待される。 (※) 出典：東京証券取引所（2025）『今後のインフラファンド市場の在り方研究会 報告書』p.10 https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/study-group/um3qrc0000014dqx-att/um3qrc0000014dt2.pdf	
【点検結果】	
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【金融庁の補足説明】	
—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。
		《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和8年3月末までとなっている取得期限を5年間延長し、税制優遇の適用期間(取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内)を現行より長期化すること。 また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。
		《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
5	担当部局	金融庁企画市場局市場課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成 26 年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成 28 年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10 年→20 年)を要望。 ・平成 29 年度税制改正要望において、平成 29 年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。 ・令和2年度税制改正要望において、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。 ・令和5年度税制改正要望において、令和5年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和8年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間	5年間の延長を要望する。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。

		《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略 2016(抜粋) 第2 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 2ー2 活力ある金融・資本市場の実現⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(抜粋) Ⅷ.3.地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 (1)フット・ビット連携の推進 (略)再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組む。 ○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)(目的) 第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	〈実績評価における基本政策・施策等一覧(令和4～8年度)〉 Ⅱー1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲー1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	再エネ設備の取得期限(令和8年3月末まで)により本件税制優遇措置が実質的に日切れとなるところ、本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により、足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での積極的な後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資を促進する。
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	上記達成目標の実現により、引き続き設備投資ニーズに対応しつつ、インフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 平成 28 年6月に第1号案件が上場し、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円、個人投資家計約8万人)が上場しており、本件税制優遇措置の適用法人は5法人。また、各ファンドの資産規模合

		計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円の増加。足下において、上場している5銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。 【算定根拠】 －
②	適用額	－ 【算定根拠】 －
②	減収額	投資法人に係るペイスルー課税の特例がない場合、投資法人を用いたインフラファンド市場が存在しなかったと考えられる。すなわち、そもそも税収を生じるべきビジネスがないと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。 【算定根拠】 －
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年6月に第1号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和2年度税制改正及び令和5年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場しており、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。 足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。 令和8年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長及び導管制の適用期間の長期化、適用要件の緩和により足下の設備投資ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なる同市場の持続的な成長の実現が図られる。

	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
上場インフラファ ンド数(累計)※	6	7	7	6	5	5
ファンドの合計資 産額(億円)	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112

※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和7年7月現在、5銘柄(時価総額約 963 億円)が上場している。各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤: 税収減を是認する理由等	—	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器(ビークル)であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4 金融 02)	

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: **D段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本施策のみではなく他の施策も含めた総合的な判断になることから、本施策のみでのお示しは困難です。様々な施策を通じて金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致していきたいと考えております。
② 同上。
③ 同上。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: **C段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数が把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 評価書の修正を行いました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（その出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: **E段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 措置の拡充の要望をさせていただいており、今後、どのように措置が拡充されるか現時点は不透明であることから、将来の適用数の予測が困難となります。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: **C段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。

【金融庁の補足説明】
① 評価書の修正を行いました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（その出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: **E段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 措置の拡充の要望をさせていただいており、今後、どのように措置が拡充されるか現時点は不透明であることから、将来の減収額の予測が困難となります。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: **D段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本特例措置のみならず、他の施策も併せて実施しており、これらが相互に補完しあう形で効果を発揮しています。このため、本特例措置単独での過去の効果を定量的に測定することは困難ですが、総合的な誘致施策の一環として、一定の役割を果たしていると認識しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。 また、過去の適用数0件（令和5年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: **D段階**)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果について、「日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当することにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【金融庁の補足説明】
① 金融事業者・高度金融人材の日本への誘致に関しては、本特例措置のみならず、他の施策も併せて実施しており、これらが相互に補完しあう形で効果を発揮しています。このため、将来の定量的な予測が困難となります。総合的な誘致施策の一環として、一定の役割を果たす効果があると認識しています。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類: A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。	
【金融庁の補足説明】	
① 評価書の修正を行いました。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

点検項目 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) 及び(7)に課題があり、その中でも (3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税7)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 投資運用業者の業績連動給与について説明書類を公表する等、一定の要件を満たした場合に損金算入する特例が認められている。
			《要望の内容》 金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするため、グローバルな投資運用業者の業務運営方法に照らして現行制度の適用要件の緩和が必要であることから、税制上の措置の拡充及び延長を求めるもの。
			《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2
5	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度改正で創設された。
8	適用又は延長期間		恒久措置とすること。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際金融センターの実現
			《政策目的の根拠》 ・「資産運用立国実現プラン」(令和 5 年 12 月 13 日) 3. 資産運用業の改革 (2) 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進 ＜課題等＞ ・現状、日本において資産運用業の新規参入は限定的であり、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の存在も指摘されている。これらの是正や新規参入促進策を通じ、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い、多様な商品やサービスが家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていく必要がある。 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)

			第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (5)資産運用立国 家計の現預金が投資に向かい、企業価値向上の成果が家計に還元され、更なる投資や消費につながるインベストメント・チェーンを実現する。このため、「資産運用立国実現プラン」に基づき、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じたスタートアップ等の成長分野への資金供給を強化する観点から、国家戦略特区制度も活用しつつ金融・資産運用特区を推進するなど、資産運用業の改革を進める。 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) Ⅶ. 資産運用立国の推進 (4)資産運用業の改革 ②国内外からの新規参入と競争の促進 日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するとともに、「金融・資産運用特区」等を推進する。ii)金融・資産運用特区の推進 国内外の金融・資産運用会社の新規参入・業務拡充を促進 (7)対外情報発信・コミュニケーションの強化 我が国の国際金融センターとしての地位確立に向けた取組を進める。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	金融事業者・高度金融人材を日本へ誘致すること。
10	有効性等	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	税制上の措置を講ずることにより、ビジネスしやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。
		①: 適用数	適用数の実績はない。
		②: 適用額	適用額の実績はない。

		③: 減収額	減収額の実績はない。
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 日本が国際金融センターとして確立するにあたっての弱みのひとつとして、税制面の課題が指摘されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることができる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	金融事業者・高度金融人材を受け入れ、日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、東アジア市場の強靱性を高めるとともに、日本市場の活性化が期待できるため。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	日本が国際金融センターとして確立するにあたり弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、妥当。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	日本が国際金融センターとして確立するにあたって弱みのひとつとして指摘されている税制面を手当てすることにより、金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させようとするものであり、これにより日本市場を、アジア・さらには世界の国際金融センターのひとつとして発展させていくことで、日本市場の活性化が期待できることから、相当。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年 11 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
税 目	法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標は「機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。 その上で、当庁としても何らか計数的な指標をもって定量的にお示しできないか検討したところ、「9必要性等 ④政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」として、「銀行等により機構に対し対象株式等の買取りの申し入れがあった場合には一定の応諾率（80%以上）が達成されることが望ましい」との説明を令和8年度要望において新規設定しました。 この点について補足しますと、機構による株式等の買取りは、銀行等からの買取りの申し入れに対し、法令等で定められる要件への該当性に基づき判断するものであり、さらには当該要件に該当する場合には買い取らなければならないことから、機構の恣意が働く余地はなく、任意に応諾率を増減させられる性質のものではありません。そのため、「80%以上」という数値は達成目標ではなく、達成目標に照らして機構がセーフティネットとしての役割を十分に果たしていると評価されうる水準として思料し設定するものであり、故に「望ましい」との表現をもって説明するものです。なお、その他の指標をもって定量的にお示しすることも困難と考えます。
② 達成目標は先に述べたとおりであり、その性格上、達成時期を明示的にお示しすることは困難です。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】
① 機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、達成目標は実現されていると評価できるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26

年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【金融庁の補足説明】 ① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構のセーフティネットとしての機能発揮がなされることで、達成目標の実現が見込まれるものと思料します。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的にお示しすることは困難です。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【金融庁の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税 12)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
			《要望の内容》 当該措置を機構の存続期限まで延長すること。
			《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第3項
5	担当部局		金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を

			解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
10	有効性等	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい(令和8年度要望において新規設定)。
		①: 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 【算定根拠】 —
		②: 適用額	適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円) - 特例適用後課税標準(10億円))である。 【算定根拠】 資本金等の額＝一般勘定の当初拠出金(107.0億円)＋特別勘定の売却時拠出金(177.8億円)＝284.8億円 (出典: 銀行等保有株式取得機構「令和6事業年度決算に関する報告」)
		③: 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度から令和7年度まで各年度144百万円 ○減収見込み額 令和8年度以降、144百万円 【算定根拠】 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 ＝27,478,679千円 × 0.21% ＝57,705千円(～平成26年度) ＝27,478,679千円 × 0.315% ＝86,557千円(平成27年度) ＝27,478,679千円 × 0.525% ＝144,263千円(平成28年度～令和元年度)

		= 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降) (出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
④: 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和7年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等より機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての機能が発揮されず、銀行等による株式等の処分等が円滑に行われないこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展が阻害されるおそれがある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤: 税収減を是認する理由等		本特例措置を講ずることにより、令和8年度以降の各年度において法人事業税144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。 その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収

			減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮される必要がある。 機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第57条第6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保等に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 金融 03)

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
税 目	法人事業税
区 分	☒ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税1)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設】拡充・延長】 【単独】主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)について、令和8年4月1日から令和18年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)第27条第2項で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額から政府の出資の金額を控除する特例措置の新設を要望するもの。 《関係条項》 —
5	担当部局		総務省国際戦略局国際戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和17年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和8年度～令和17年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」において、「我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。」とされていること等を踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、機構によるデジタルインフラ・サービスの海外展開支援を強化することにより、デジタル分野における国際収支の改善を通じた我が国経済の持続的な成長に寄与する。 《政策目的の根拠》 ■ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)

10	有効性等		■ 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) ■ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版(令和7年6月13日閣議決定) ■ インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定) ■ DX・イノベーション加速化プラン2030(令和7年5月23日総務省策定) ■ デジタル海外展開総合戦略2030(令和7年6月11日総務省策定)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	令和8年度概算要求における政策評価体系図 V. 情報通信(ICT政策) 6. ICT分野における国際戦略の推進
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	令和12年度までに、累積支援決定件数62件を目標とする。 なお、機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限は令和17年度とされており、通常、支援案件の資金回収には最短でも5年程度かかることから、令和13年度以降の支援決定件数は0件となる見込みである。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、規制分野であるが故の政治リスク(相手国の急な法制変更等)等の特有のリスクが存在するため、民間金融からの資金が集まりにくい等の課題がある。 このような課題に対応するため、機構の累積支援決定件数を積み上げることにより、機構による長期リスクマネーの供給や相手国政府等との交渉等を通じて、より多くの幅広い我が国事業者の海外展開を後押しすることが可能となり、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することができる。
		①: 適用数	適用数: 機構1件のみ(令和17年度まで) 【算定根拠】 機構にのみ適用される特例措置であるため。
		②: 適用額	適用額: 232,427百万円(令和8年度(令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額の見込値)) 【算定根拠】 適用額となる令和8年度末における機構の法人事業税の資本割に係る課税標準額である資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)の見込値について、次のとおり計算。 ① 機構の令和6年度末における資本金等の額: 114,427百万円 ② 機構の令和7年度財政投融资計画に基づく産業投資による政府からの出資見込額: 50,000百万円 ③ 令和8年度財政投融资計画における産業投資の要求額: 68,000百万円 適用額: ①+②+③=232,427百万円 機構に対して新たに出資が行われた場合、当該出資の額が資本金等の額に加算されるため、令和9年度以降の適用額は令和8年度と同等以上となる。
		③: 減収額	減収額: 860百万円(令和8年度)

		【算定根拠】 令和8年度の減収額を次のとおり推計。 ・令和8年度：860 百万円 ① 特例措置適用前 (100,000 百万円 + 132,427 百万円 × 1/2(※1)) × 税率 0.525%(※2) = 873 百万円 ※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000 百万円を超える分については資本割の課税標準額が 1/2 に圧縮されるため (地方税法第 72 条の 21 第 7 項)。 ※2 機構の所在地である東京都の税率。 ② 特例措置適用後 資本金等の額 2,385 百万円(※3) × 税率 0.525% = 13 百万円 ※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府の出資の金額を控除した金額。 出典：総務省 HP (総務省 国際分野での協調・協力、ICT 国際展開 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)) ③ 減収額 ①－②=860 百万円 機構に対して新たに産業投資として政府からの出資が行われた場合、当該出資の額が資本金等の額から控除されるため、令和9年度以降の減収額は令和8年度と同等以上となる。												
④：効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》													
	・政策目的(9①)の達成状況													
	<table><tr><th>年度</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※ (億円)</td><td>713</td><td>717</td><td>857</td><td>931</td><td>1,159</td></tr></table>	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※ (億円)	713	717	857	931	1,159	
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6									
日本企業が海外に行う ICT 事業等への投資額※ (億円)	713	717	857	931	1,159									
	※「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において、機構の政策目的の達成状況を評価するための指標として設定しているもの。													
	・租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況													
	下の令和 12 年度に向けた累積支援件数の推移目標の表で併せて記載。													
	【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】													
	■ 内閣官房 HP(官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会)													

		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、別紙の計算式のとおり、本特例措置の直接的効果として、1年あたりの支援決定件数を2件増加させることができる。すなわち、本特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計。 令和12年度に向けた累積支援件数の推移目標は以下のとおり。なお、令和6年度までは実績値、令和7年度は令和6年度と同じく支援決定件数5件として推計した値である。 <table><tr><th>年度</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>累積支援決定件数(実績値)</td><td>8</td><td>9</td><td>14</td><td>17</td><td>22</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>令和7</th><th>令和8</th><th>令和9</th><th>令和10</th><th>令和11</th><th>令和12</th></tr><tr><td>累積支援決定件数(推計値)</td><td>27</td><td>34</td><td>41</td><td>48</td><td>55</td><td>62</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ■ 総務省 HP(総務省 国際分野での協調・協力、ICT 国際展開 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 機構にのみ適用される特例措置であるため、適用数が1件となっている。	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22	年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6																							
累積支援決定件数(実績値)	8	9	14	17	22																							
年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12																						
累積支援決定件数(推計値)	27	34	41	48	55	62																						
	⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能である。これは産業投資のために政府から受けた出資が租税公課として流出せず、政策目的を最大化することにつながる。																										
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、賃借対照表における純資産の部の利益剰余金が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に補助金等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。 なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社脱炭素化支援機構)では、既に同様の特例措置を受けている。																										
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的である他の措置はない。																										
	③ 地方公共団体が協力する相当性	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準(平成27年総務省告示第412号)においては、対象事業全般について機構が従うべき事項として「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。」と規定されている。これまでも機構が支援した事業を通じて、我が国事業者の海外展開とともに地域経済の活性化に																										

			貢献している事例が積み上がってきている。 本特例措置を講ずることにより、10④で述べたとおり機構の1年あたりの支援決定件数を2件増加させることが可能であり、これにより地域経済の活性化への更なる貢献が可能である。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

特例措置の直接的効果 計算式

(単位:百万円)

★令和6年度末時点の現況

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	563	機構の令和6年度末の貸借対照表における資本金等の額(資本金及び資本準備金の額)14,427百万円から、以下のとおり計算。 (100,000百万円÷14,427百万円×1/2(※1))×税率0.325%(※2)=563百万円
うちそれ以外(人件費、デューデュージェンズ費等)	1,051	1,614－563

出典・計算方法

※1 法人事業税の資本割に係る課税標準額のうち、100,000百万円を超える分については資本割の課税標準額が1/2に圧縮されるため(地方税法第72条の21第7項)。
※2 機構の所在地である東京都の税率。

★仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の状況

販売費及び一般管理費	1,614	機構の令和6年度損益計算書
うち法人事業税の資本割	13	機構の令和6年度末の貸借対照表における資本金等の額2,385百万円(※3)×税率0.325%=13百万円
うちそれ以外(人件費、デューデュージェンズ費等)	1,601	1,614－13

※3 令和6年度末時点における機構の資本金等の額のうち、政府から出資された金額を控除した金額。

出典:総務省HP(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/jiet/index.html)

★特例措置の直接的効果

仮に令和6年度に特例措置が適用されていた場合の減税効果は563－13=550百万円となっており、令和6年度の販売費及び一般管理費1,614百万円における薄利分とそれ以外の比率は約1:2である。
販売費及び一般管理費は人件費やデューデュージェンズ費等の機構の業務運営に必要な費用であり、仮に特例措置が適用された場合、減収分をそれ以外の機構の業務運営に必要な費用に充てることで、機構が現在行っている業務の規模を約1.6倍に拡大できると推計できる。その結果、令和6年度における支援決定件数は5件だったところ、特例措置による直接的効果として1年あたりの支援決定件数を2件増加させ、特例措置適用後は1年あたりの支援決定件数を7件に拡大できると推計できる。

なお、機構が支援を行う底質となる産業投資については、支援のために必要な額をその都度、政府から調達するキャピタル方式となっており、令和6年度の計画値36,000百万円に対し実際に調達した値は25,000百万円となっており、計画値の満額まで調達できていない状況であることから、産業投資額は支援決定件数より増やすことができない制約要因とはならないと考える。

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設
税 目	法人税、法人住民税
区 分	☒ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
② 達成目標（休日の部活動については、次期改革期間内（令和13年度まで）に全ての部活動において地域展開を実現）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【文部科学省の補足説明】
① 政策目標の達成に向け、本特例措置の適用期間において、教師の平均時間外在校等時間を着実に縮減する。
② 本特例措置の適用期間内における目標は、休日の部活動について、次期改革期間前期の間（令和10年度まで）に全ての自治体で地域展開等に着手することとしている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【文部科学省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（法人税及び法人住民税）が年度ごとに予測されていない。
③ 将来の減収額（法人税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【文部科学省の補足説明】
①～② 以下、税目／年度ごとに将来の減収額を示す。なお、減収額については精査した結果事前評価書の記載から変更が生じている。 令和8年度 法人税：21億2,228万円、法人住民税：1億4,856万円 令和9年度 法人税：23億3,400万円、法人住民税：1億6,338万円 令和10年度 法人税：25億4,674万円、法人住民税：1億7,827万円
③ 算定については、各目標における内容について、民間企業が負担するエフォート分の人件費を、派遣従業員の所定の年間給与総額にエフォート率（貢献時間／所定労働時間）

を乗じて算出し、足し上げているものである。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「各目標における内容について、民間企業が負担するエフォート分の人件費を、派遣従業員の所定の年間給与総額にエフォート率（貢献時間／所定労働時間）を乗じて算出し、足し上げているものである」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標（休日の部活動については、次期改革期間内（令和13年度まで）に全ての部活動において地域展開を実現）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
③ 達成目標（教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合70％以上を目指す）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
④ 達成目標（中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制（令和6年度：2,400人）を解消）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 達成目標（教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（休日の部活動については、次期改革期間内（令和13年度まで）に全ての部活動において地域展開を実現）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑦ 達成目標（令和10年度時点の公立学校におけるコミュニティ・スクールの導入率80％以上を目指す）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑧ 全ての達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【文部科学省の補足説明】
①～② 現時点において政府として到達年度時点の目標値のみを定めており、各年度における目標値は個別に定めていないため、将来の効果を年度ごとに示すことは困難である。
③ 「マイスター・ハイスクールネットワーク構築にかかる支援及び専門高校の産学連携に関する調査研究事業」における、専門高校における産学連携に関する実態調査における数値を記載している。
④ 令和6年度中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査結果における臨時免許状所有者及び免許外教科担任数（約2,400人）について、全ての都道府県及び政令市教育委員会が令和10年度までに臨時免許状所有者及び免許外教科担任数を解消する指導体制改善計画を策定していることを踏まえ、約600人ずつ段階的に減らしていく方針である。
⑤ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第3条に定められた目標を記載している。
⑥ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめに記載された目標を記載している。
⑦ 令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に関する実施状況調査におけ

る令和6年度時点の導入率が58.7%となっており、令和5年度から6.4ポイント増であることを踏まえ、令和10年度までの各年で同様の伸び率で増加すると、令和7年度時点で65.1%、令和8年度時点で71.5%、令和9年度時点で77.9%、令和10年度時点で84.3%となり、目標として掲げている80%を超えると推計しているものである。事前評価書における各年度の数値は、本補足により修正。 ⑧ 本特例措置による各達成目標に対する直接的な効果については、他の政策手段（補助事業等）による効果との切り分けが推計時点では困難である。事後検証の方法については、特例措置の制度設計過程において、直接的な効果が検証可能となるよう検討していく。
【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤・⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【文部科学省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税(義)(国税1) 法人住民税(義)(地方税1)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設】【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除するもの。
			《関係条項》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 社会教育法第5条第2項
5	担当部局		文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		3年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国では人口減少が急速に進み、地域経済の持続的発展が喫緊の課題となっており、地域産業界が関与した教育活動による、地域経済を担う人材の育成が必要。また、生産年齢人口の減少等に伴い、教員不足が学校運営上の深刻な課題となっており、持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要となっている。 企業による学校の教育活動や学校運営への貢献を促進することは、我が国全体の人口減少時代における経済成長の維持、持続可能な学校運営には必要不可欠であり、地方任せではなく国が積極的に取組を展開し、財政的な後押しを行う必要がある。 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野へ誘導するためには、(損金算入に加えて)強力なインセンティブが必要。 《政策目的の根拠》 ○第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定) IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

		○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月13日閣議決定) 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (3) 公教育の再生・研究活動の活性化 (質の高い公教育の再生) 学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速する… ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和7年6月13日閣議決定) VI. 人への投資・多様な人材の活躍促進 3. 産業人材育成プラン ③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進 地方創生に不可欠な地域での人材育成に対し、産業界からの資金の流れを強化するため、…企業による地元の学校への教育活動への貢献を促進する方策の強化を図る等の取組を進める。 ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月13日閣議決定) 6. 政策パッケージ (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成 i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり 保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%以上を目指す。 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(令和6年度: 2,400 人)を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。

			○部活動の地域展開 休日の部活動については、次期改革期間内(令和13年度まで)に全ての部活動において地域展開を実現。 ○コミュニティ・スクールの導入率 令和10年度時点の公立学校における導入率80%以上を目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置等により、企業における民間人材の学校教育活動、地域学校協働活動への参画が促進される。これにより、学校教育活動、地域学校協働活動における人材不足の改善や活動内容の高度化につながるとともに、教師の働き方改革にも寄与することが想定される。 また、地域産業の人材育成に係る連携や地域における人的交流が進み、地域産業や地域コミュニティの担い手が確保されることにより、地域活性化も期待される。法人税及び法人住民税の税額控除により、より一層企業からの貢献を特にニーズの高い学校教育活動等に誘導することが可能となり、①に掲げる各政策目標の達成に寄与するものと考ええる。
10	有効性等	① 適用数	要望の措置の適用見込みの参考として、民間企業等の資金を活用して展開されている学校教育活動の規模と、学校に対する貢献費用として企業が支出している金額の相場を示す。 【参考1】 民間企業・団体の資金を活用した地域学校協働活動の実施数 約850件／年 ・都道府県…①4,363件×②0.8%＝約35件 ・市町村…①28,896件×②2.8%＝約809件 文部科学省「平成30年度地域学校協働活動等の実施状況調査報告書」から ①実施している地域学校協働活動(件数) ②実施している地域学校協働活動について、活動に必要な資金として「民間(基金、財団等)」と「その他(寄附、クラウドファンディング等)」を活用しているものの割合(0.8%は都道府県が回答した割合、2.8%は市町村が回答した割合) 【参考2】企業等による教育CSR活動予算(平成27年) 東北大学大学院教育研究課教育ネットワークセンター2015年度プロジェクト「教育CSRの実態解明に向けた企業調査」から ・平均642.3万円 東洋経済「CSR企業総覧2015」企業のうち「教育・学術支援」を行う企業613社 ・0～100万円(46.9%)、101～500万円(30.1%)、501～1,000万円(8.4%)、1,001万円～(14.4%) 【算定根拠】 —
		② 適用額	3.323 百万円

			【算定根拠】 企業における民間人材の学校教育活動、地域学校協働活動への参画について、活動日数や貢献に係る費用規模に応じて算出。																																										
③	減収額	適用額に同じ。 【算定根拠】 上記 10②のとおり																																											
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 <table><tr><td>年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>割合</td><td>59%</td><td>63%</td><td>65.5%</td><td>68.0%</td><td>70%</td></tr></table> ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(令和6年度:2,400人)を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。 令和4年度：小学校・中学校教諭 月 47 時間程度※ ※小学校・中学校の加重平均 ○部活動の地域展開 休日の部活動について、次期改革期間内(令和 13 年度まで)に全ての部活動において地域展開を目指す。 ○コミュニティ・スクールの導入率 <table><tr><td>年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>導入率</td><td>58.7%</td><td>63.0%</td><td>70.0%</td><td>75.0%</td><td>80.0%</td></tr></table> なお、教師の時間外在校等時間の状況及び部活動の地域展開については、現時点においては政府として到達年度時点の目標値のみを定めており、各年度における目標値は個別に定めていないため、今後政策状況に応じて検討していく。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に関する実施状況調査 ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法								年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	区分						割合	59%	63%	65.5%	68.0%	70%	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	区分						導入率	58.7%	63.0%	70.0%	75.0%	80.0%
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																								
区分																																													
割合	59%	63%	65.5%	68.0%	70%																																								
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																								
区分																																													
導入率	58.7%	63.0%	70.0%	75.0%	80.0%																																								

			等の一部を改正する法律附則第3条 ・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 令和10年度まで毎年600人ずつ臨時免許・免許外担任を減らす。このうち30%は民間企業からの外部人材で対応することとし、毎年180人×3年間で計540人の民間企業からの指導者獲得を目指す。 ○部活動の地域展開 次期改革期間内(令和13年度まで)に全て地域展開を実現するに当たって、地域クラブの指導者、部活動の外部指導者数のうち、約2割を企業のCSR活動として企業負担で派遣される民間企業従業員で対応することとし、令和8～令和10年度までの3年間で約4,500人の企業からの指導者獲得を目指す。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	人口減少時代における持続可能な学校運営には、民間企業との連携が必要不可欠であるが、全て行政機関が公的資金で民間企業に助成を行い実施することは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業による社会貢献に一定頼らざるを得ない状況にある。本要望の租税特別措置等は、民間企業の貢献に係る負担について一部税額控除を行い、貢献に係る活動の実施を後押しするものであり、全体的には行政機関の財政出動を減らす方向に働くため、中長期的な視点に立てば税収減を是認すべきものである。
		11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 学校等に対する外部からの支援について、全て行政機関が公的資金で助成を行い実施することは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業等による社会貢献に一定頼らざるを得ない部分が存在する。このような民間企業の自主的な貢献に係る財政的な後押しには税制優遇措置がなじむ。 民間企業による学校教育活動等への貢献の在り方は、それぞれの企業活動の事情により、規模やタイミング、支援期間、内容が多様なものとなるため、民間企業が主体的に選択できることや予見可能性があることが重要であり、税制優遇措置で対応することが望ましい。 社会貢献活動を実施する民間企業は、財政状況が黒字であるものが多いと考えられるため、法人税の税額控除が効果的である。 本税制優遇措置により民間企業の公的セクターへの投資を加速させることが可能となり、結果として公費支出を抑えることができる。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (令和7年度予算額:7.052百万円) :コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する地方自治体の取組に対する財政支援として、地域学校協働活動推進員(コ

			ーディネーター)の配置等に係る経費を補助(補助率1/3)する。 上記補助金は学校と地元企業を含む地域関係機関をつなぐ体制を構築するための補助金である。本税制改正要望の対象企業の活動は、上記補助金を含む政府、地方自治体から、直接当該活動の経費に係る補助を受けているものは除くこととする。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体が設置する学校の学校運営協議会が、減税対象となる企業からの貢献の内容を承認することを要件としている。公立学校の学校運営上の課題解決に寄与する地元企業の貢献を促進する仕組みであるため、本租税特別措置に地方公共団体が協力していただくことが必要。
12	有識者の見解		要望の必要性等が認められる。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
税 目	法人税、法人住民税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 13) 法人住民税: 義(自動連動)(地方税 17)
		②: 上記以外の税目	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税) 【特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)(事業所税)
3	要望区分等の別		【拡充】 【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。
			《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける特定医療法人の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件(以下「診療費要件」という。)が設けられていることから、訪日外国人診療に対して、必要な診療費を請求することができない。 特定医療法人が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。
			《関係条項》 特定医療法人: 租税特別措置法第 67 条の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と教示して定める基準(厚生労働省告示)第 1 条第 1 号ロ 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条の 2 第 2 項
5	担当部局		厚生労働省医政局医療経営支援課、総務課医療国際展開推進室、総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度 制度創設
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性	①: 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

等	びその根拠	特定医療法人が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 《政策目的の根拠》 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人(独立行政法人国際観光振興機構による推計)であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、特定医療法人においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、特定医療法人における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を回り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 ○測定指標 特定医療法人数 ○達成目標 本措置については、昭和 39 年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成 19 年度末の 412 法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療(救急医療等確保事業)を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要がある。移行後も引き続き、「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」法人である。

			したがって、特定医療法人数(A)と社会医療法人への移行累計数(B)の合計が平成19年度末の特定医療法人数(412法人)を超えていることは、本措置によって、平成19年度と同等以上に「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供」されていることと同義である。																																				
			以上より、達成目標を、下記の通り設定している。																																				
			平成19年度末の特定医療法人数(412法人) < [(A) + (B)]																																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	訪日外国人が増加していくなか、訪日外国人を診療した場合に、特定医療法人が不利益を被る状態を改善することで医療機関の経営の安定に資する。																																				
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (単位:件) <table><tr><th>年度</th><th>令和6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用件数(推計)</td><td>161</td><td>157</td><td>153</td><td>149</td><td>144</td></tr></table> <参考> (単位:件) <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用件数(実績)</td><td>213</td><td>200</td><td>195</td><td>176</td><td>139</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第208回国会提出、第217回国会提出)による 令和6年度の件数は、同報告の直近3力年(令和3年度～令和5年度)における全特定医療法人数に占める黒字法人数(適用数の割合及び令和6年度の特定医療法人数より推計(算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算))。 特定医療法人数 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 331 法人 328 法人 313 法人 307 法人 全特定医療法人に占める黒字法人数(適用数)・・・(a) (195 + 176 + 139) ÷ (331 + 328 + 313) ≒ 52.5% 令和6年度推計適用数 307 法人 × (a) ≒ 161 ※令和7年度以降の件数は、令和7年度以降の特定医療法人数を令和3年度～6年度における減少法人数の平均値(8法人)と同様の推	年度	令和6	7	8	9	10	区分						適用件数(推計)	161	157	153	149	144	年度	令和元	2	3	4	5	区分						適用件数(実績)	213	200	195	176	139
年度	令和6	7	8	9	10																																		
区分																																							
適用件数(推計)	161	157	153	149	144																																		
年度	令和元	2	3	4	5																																		
区分																																							
適用件数(実績)	213	200	195	176	139																																		

		移をするものとして推計。 特定医療法人数(推計)・・・(b) 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 299 法人 291 法人 283 法人 275 法人 令和7年度以降の適用件数(推計) (a) × (b) = 適用件数																																																
②	適用額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用額(推計)</td><td>29,495</td><td>28,762</td><td>28,030</td><td>27,297</td><td>26,381</td></tr></table> ＜参考＞ (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用額(実績)</td><td>36,299</td><td>35,003</td><td>40,422</td><td>33,751</td><td>19,274</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第208回国会提出、第217回国会提出)による。 令和6年度以降の適用額同報告の直近3力年(令和3年度～令和5年度)における黒字法人の平均所得金額及び各年度の適用数(推計値)を用いて推計(算出過程においては、少数点以下の数値を含めて計算)。 黒字法人の平均所得金額・・・(c) (40,422 + 33,751 + 19,274) ÷ (195 + 176 + 139) ≒183.2 各年の適用数・・・(d) 令和6年度以降の適用額(推計) (c) × (d) = 適用額	年度	令和6	7	8	9	10	区分						適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381	年度	令和元	2	3	4	5	区分						適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274												
年度	令和6	7	8	9	10																																													
区分																																																		
適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381																																													
年度	令和元	2	3	4	5																																													
区分																																																		
適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274																																													
③	減収額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1525</td><td>▲1470</td><td>▲1698</td><td>▲1418</td><td>▲810</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲107</td><td>▲103</td><td>▲119</td><td>▲99</td><td>▲57</td></tr></table> (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,239</td><td>▲1,208</td><td>▲1,177</td><td>▲1,146</td><td>▲1,108</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲87</td><td>▲85</td><td>▲82</td><td>▲80</td><td>▲78</td></tr></table>	年度	令和元	2	3	4	5	区分						法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810	法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57	年度	令和6	7	8	9	10	区分						法人税	▲1,239	▲1,208	▲1,177	▲1,146	▲1,108	法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78
年度	令和元	2	3	4	5																																													
区分																																																		
法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810																																													
法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57																																													
年度	令和6	7	8	9	10																																													
区分																																																		
法人税	▲1,239	▲1,208	▲1,177	▲1,146	▲1,108																																													
法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78																																													

		【算定根拠】 法人税：「②適用額」×（基準税率 23.2%－軽減税率 19.0%） 法人住民税：都道府県民税を1%、市町村民税を6%として、上記法人税をもとに算出 ※ 本要望の診療費要件の見直しは、訪日外国人が増加していか な、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医 療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減じる措置 ではない。																																																																																																																		
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別 措置等の直接的効果》 <table><tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>412</td><td>402</td><td>382</td><td>383</td><td>375</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)</td><td>—</td><td>26</td><td>56</td><td>73</td><td>90</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>—</td><td>428</td><td>438</td><td>456</td><td>465</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>375</td><td>375</td><td>376</td><td>369</td><td>362</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)</td><td>98</td><td>105</td><td>114</td><td>124</td><td>130</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>473</td><td>480</td><td>490</td><td>493</td><td>492</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>358</td><td>359</td><td>343</td><td>337</td><td>331</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)</td><td>135</td><td>137</td><td>141</td><td>143</td><td>144</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>493</td><td>496</td><td>484</td><td>480</td><td>475</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数 (A)</td><td>328</td><td>313</td><td>307</td><td>299</td><td>291</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医</td><td>148</td><td>150</td><td>151</td><td>153</td><td>155</td></tr></table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	区分						特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375	特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90	合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465	年度	H24	H25	H26	H27	H28	区分						特定医療法人数 (A)	375	375	376	369	362	特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130	合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492	年度	H29	H30	H31	R2	R3	区分						特定医療法人数 (A)	358	359	343	337	331	特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144	合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475	年度	R4	R5	R6	R7	R8	区分						特定医療法人数 (A)	328	313	307	299	291	特定医療法人から社会医	148	150	151	153	155
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375																																																																																																															
特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465																																																																																																															
年度	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数 (A)	375	375	376	369	362																																																																																																															
特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492																																																																																																															
年度	H29	H30	H31	R2	R3																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数 (A)	358	359	343	337	331																																																																																																															
特定医療法人から社会医 療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475																																																																																																															
年度	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数 (A)	328	313	307	299	291																																																																																																															
特定医療法人から社会医	148	150	151	153	155																																																																																																															

			療法人へ移行した数(B)					
			合計 [(A) + (B)]	476	463	458	452	446
			年 度	R9	R10			
			区分					
			特定医療法人数 (A)	283	275			
			特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	157	159			
			合計 [(A) + (B)]	440	434			
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特定医療法人数、特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、都道府県宛の調査に基づく法人数を記載。 令和7年度以降の特定医療法人数は、R3～6年度における、減少法人数の平均(8法人)と同様の推移をするものと推計。 令和7年度以降の特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、R3～6年度における移行数の平均(2法人)と同様の推移をするものと推計。					
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》					
		⑤ 税収減を是認する理由等	一 ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく訪日外国人の診療に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。 また、当該見直しは、特定医療法人の新規承認件数の増加に直接影響を与えるものではない。					
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けはない。					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	訪日外国人に対する医療機関の負担が減少し、経営の安定が図られることによって、地域医療提供体制の長期的な安定に資する。					
12	有識者の見解		一					

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 厚労 08)

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税11) ②: 上記以外の税目 個人事業税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 平成 29～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要ときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考えのもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基 本 目 標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施 策 目 標 1－1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数	令和 12 年度 117,615 件／年 令和 11 年度 118,842 件／年 令和 10 年度 120,087 件／年 令和 9 年度 121,347 件／年 令和 8 年度 122,624 件／年 令和 7 年度 123,916 件／年 令和 6 年度 125,225 件／年 令和 5 年度 126,074 件／年 令和 4 年度 131,764 件／年 令和 3 年度 130,002 件／年 令和 2 年度 122,188 件／年 令和元年度 134,315 件／年 平成 30 年度 135,189 件／年 平成 29 年度 135,036 件／年 【算定根拠】 医療経済実態調査及び医療施設調査より推計 ※令和5年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		②: 適用額	令和 12 年度 課税標準額 2,812,053 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円) 令和 11 年度 課税標準額 2,719,410 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円) 令和 10 年度 課税標準額 2,626,767 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円) 令和 9 年度 課税標準額 2,534,124 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円) 令和 8 年度 課税標準額 2,441,482 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円) 令和 7 年度 課税標準額 2,348,839 百万円 (個人事業税 1,167,027 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円) 令和 6 年度 課税標準額 2,256,196 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円)

			令和5年度 課税標準額 2,183,442 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円) (法人事業税 921,771 百万円) 令和4年度 課税標準額 2,370,765 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 令和3年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円) 令和2年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3～5年度:第 217 回国会提出、令和2年度:第 213 回国会提出、令和元年度:第 211 回国会提出、平成 30 年度:第 208 回国会提出、平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
	③: 減収額		※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 12 年度 2,812,053 百万円×4.6%=129,354 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円×4.6%=52,207 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円×4.6%=77,147 百万円) 令和 11 年度 2,719,410 百万円×4.6%=125,093 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円×4.6%=52,502 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円×4.6%=72,590 百万円) 令和 10 年度 2,626,767 百万円×4.6%=120,831 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円×4.6%=52,798 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円×4.6%=68,034 百万円) 令和9年度 2,534,124 百万円×4.6%=116,570 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円×4.6%=53,093 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円×4.6%=63,477 百万円) 令和8年度 2,441,482 百万円×4.6%=112,308 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円×4.6%=53,388 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円×4.6%=58,920 百万円) 令和 7 年度 2,348,839 百万円×4.6%=108,047 百万円 (個人事業税 1,167,027 百万円×4.6%=53,683 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円×4.6%=54,363 百万円) 令和6年度 2,256,196 百万円×4.6%=103,785 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円×4.6%=53,978 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円×4.6%=49,807 百万円) 令和5年度 2,183,442 百万円×4.6%=100,438 百万円

		(個人事業税 1,261,671 百万円×4.6%=58,037 百万円) (法人事業税 921,771 百万円×4.6%=42,401 百万円) 令和4年度 2,370,765 百万円×4.6%=109,055 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円×4.6%=55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円×4.6%=53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円×4.6%=79,770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円×4.6%=24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円) 【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3～5年度:第 217 回国会提出、令和2年度:第 213 回国会提出、令和元年度:第 211 回国会提出、平成 30 年度:第 208 回国会提出、平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計																																																												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H 30</td><td>R1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>178,492</td><td>179,090</td><td>179,416</td><td>178,724</td><td>180,396</td></tr><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,093</td><td>179,834</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>178,492</td><td>179,090</td><td>179,416</td><td>178,724</td><td>180,396</td></tr><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,093</td><td>179,834</td><td>180,865</td><td>181,187</td><td>181,509</td></tr><tr><td></td><td>R 9</td><td>R 10</td><td>R 11</td><td>R 12</td><td></td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,831</td><td>182,153</td><td>182,475</td><td>182,796</td><td></td></tr></table>		H29	H 30	R1	R 2	R 3	医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396		R 4	R 5				医療機関数	181,093	179,834					H29	H30	R 1	R 2	R 3	医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	医療機関数	181,093	179,834	180,865	181,187	181,509		R 9	R 10	R 11	R 12		医療機関数	181,831	182,153	182,475	182,796	
	H29	H 30	R1	R 2	R 3																																																									
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396																																																									
	R 4	R 5																																																												
医療機関数	181,093	179,834																																																												
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																																									
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396																																																									
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8																																																									
医療機関数	181,093	179,834	180,865	181,187	181,509																																																									
	R 9	R 10	R 11	R 12																																																										
医療機関数	181,831	182,153	182,475	182,796																																																										

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在) ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年の値からFORECAST. LINEAR関数による推計
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月(厚労 05)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

＜適用見込み数(推計)＞

		黒字率 注1						施設数						適用見込み数(黒字施設数)						合計		
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所			歯科診療所	
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人		医療法人	個人
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	54.0%	50.0%	68.9%	94.8%	68.9%	90.7%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	3,068	69	31,038	38,208	10,773	46,847	130,002
令和4年	2022	47.1%	50.0%	73.1%	94.2%	66.3%	92.2%	4,736	114	922	12	45,967	40,064	16,241	50,896	2,665	63	33,602	37,740	10,768	46,926	131,764
令和5年	2023	43.5%	50.7%	66.6%	93.3%	65.9%	90.5%	4,733	95	925	12	46,717	39,208	16,677	49,522	2,463	54	31,135	36,594	10,993	44,834	126,074
令和6年	2024	40.0%	46.7%	66.6%	93.0%	65.1%	89.3%	4,697	80	926	9	47,487	38,959	17,113	49,176	2,249	42	31,639	36,228	11,143	43,923	125,225
令和7年	2025	36.5%	42.8%	66.6%	92.6%	64.3%	88.1%	4,674	65	928	8	48,277	38,546	17,582	48,430	2,043	31	32,155	35,712	11,306	42,669	123,916
令和8年	2026	32.9%	38.9%	66.6%	92.3%	63.5%	86.9%	4,652	50	930	6	49,067	38,132	18,050	47,684	1,839	22	32,672	35,198	11,461	41,433	122,624
令和9年	2027	29.4%	35.0%	66.6%	92.0%	62.7%	85.7%	4,630	35	931	5	49,856	37,718	18,519	46,938	1,636	14	33,188	34,686	11,609	40,215	121,347
令和10年	2028	25.9%	31.0%	66.5%	91.6%	61.9%	84.5%	4,607	20	933	3	50,646	37,305	18,987	46,192	1,434	7	33,703	34,178	11,749	39,015	120,087
令和11年	2029	22.4%	27.1%	66.5%	91.3%	61.1%	83.2%	4,585	5	935	1	51,436	36,891	19,456	45,446	1,234	2	34,219	33,673	11,881	37,833	118,842
令和12年	2030	18.8%	23.2%	66.5%	90.9%	60.3%	82.0%	4,563	0	937	0	52,226	36,478	19,925	44,700	1,036	0	34,734	33,170	12,007	36,669	117,615

【出典】

・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1： 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告機能別集計表－損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

なお、令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計(施設数がマイナスになる場合は0とする)

＜減収額(推計)＞

(単位:百万円)

和暦		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,213,841	1,156,924	2,370,765	55,837	53,219	109,055
令和5年	2023	1,261,671	921,771	2,183,442	58,037	42,401	100,438
令和6年	2024	1,173,444	1,082,752	2,256,196	53,978	49,807	103,785
令和7年	2025	1,167,027	1,181,812	2,348,839	53,683	54,363	108,047
令和8年	2026	1,160,610	1,280,872	2,441,482	53,388	58,920	112,308
令和9年	2027	1,154,192	1,379,932	2,534,124	53,093	63,477	116,570
令和10年	2028	1,147,775	1,478,992	2,626,767	52,798	68,034	120,831
令和11年	2029	1,141,358	1,578,052	2,719,410	52,502	72,590	125,093
令和12年	2030	1,134,941	1,677,112	2,812,053	52,207	77,147	129,354

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和6年以降は平成29年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

＜医療機関数(事前評価書用)＞

和暦	西暦	全施設数
平成29年	2017	178,492
平成30年	2018	179,090
令和元年	2019	179,416
令和2年	2020	178,724
令和3年	2021	180,396
令和4年	2022	181,093
令和5年	2023	179,834
令和6年	2024	180,865
令和7年	2025	181,187
令和8年	2026	181,509
令和9年	2027	181,831
令和10年	2028	182,153
令和11年	2029	182,475
令和12年	2030	182,796

【出典】

・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和6年以降は平成29年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税 12)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。 《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

		施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数 令和 12 年度 19,547 件／年 令和 11 年度 18,542 件／年 令和 10 年度 17,537 件／年 令和 9 年度 16,533 件／年 令和 8 年度 15,520 件／年 令和 7 年度 14,523 件／年 令和 6 年度 13,519 件／年 令和 5 年度 12,428 件／年 令和 4 年度 12,904 件／年 令和 3 年度 10,994 件／年 令和 2 年度 6,438 件／年 令和元年度 7,020 件／年 平成 30 年度 6,773 件／年 平成 29 年度 6,904 件／年 【算定根拠】 税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和 6～12 年度については平成 29～令和 5 年度から得られた医療法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計した医療法人数により推計。 ②: 適用額 ③減収額参照 【算定根拠】 ③減収額参照 ③: 減収額 令和 12 年度 税額 8,869 百万円 令和 11 年度 税額 8,313 百万円 令和 10 年度 税額 7,757 百万円

		令和9年度 税額 7,201 百万円 令和8年度 税額 6,645 百万円 令和7年度 税額 6,089 百万円 令和6年度 税額 5,533 百万円 令和5年度 税額 4,463 百万円 令和4年度 税額 5,740 百万円 令和3年度 税額 3,678 百万円 令和2年度 税額 2,612 百万円 令和元年度 税額 2,490 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円																																				
		【算定根拠】 地方税法に基づく適用実態調査結果 ※令和3～5年度は第 217 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和2年度は第 213 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和元年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和6～12 年度については平成 29～令和5年度の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。																																				
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関</td><td>67,866</td><td>69,052</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr></table>		H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364		R 4	R 5				開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052					H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																	
開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																	
	R 4	R 5																																				
開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052																																				
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																	
開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																	

		医療法人の 医療機関数					
		R 4	R 5	R6	R7	R8	
		開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052	70,223	71,461	72,699
			R9	R 10	R 11	R 12	
		開設者が 医療法人の 医療機関	73,936	75,174	76,412	77,650	
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) ※令和6～12 年は平成 29～令和5年の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。					
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －					
		⑤: 税収減を是認する理由等	医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。				
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。				
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。				
		③: 地方公共団体が協力する相当性	－				

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和6年8月(厚労 06)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分		100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
H29	2017		2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018		2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019		2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020		1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021		1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022		1,604	1,346	1,270	2,441	5,130	6,632	7,524	3,022	1,351	729	190	88	31,327
R5	2023		1,697	1,410	1,393	2,481	5,235	6,552	7,496	2,961	1,195	601	133	42	31,196
R6	2024		1,345	1,227	1,206	2,230	4,927	6,701	7,964	3,219	1,352	729	180	76	31,155
R7	2025		1,192	1,135	1,144	2,134	4,864	6,946	8,534	3,493	1,442	778	193	83	31,937
R8	2026		1,039	1,042	1,081	2,038	4,800	7,191	9,105	3,768	1,532	826	206	91	32,718
R9	2027		886	949	1,019	1,942	4,737	7,435	9,676	4,042	1,622	875	219	99	33,500
R10	2028		733	856	957	1,845	4,674	7,680	10,246	4,317	1,712	924	232	107	34,282
R11	2029		580	764	895	1,749	4,610	7,924	10,817	4,591	1,802	973	245	114	35,064
R12	2030		427	671	833	1,653	4,547	8,169	11,387	4,866	1,892	1,022	258	122	35,846

H29～R5の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		報告書の適用税額
H29	2017	2,125
H30	2018	2,057
R1	2019	2,490
R2	2020	2,612
R3	2021	3,678
R4	2022	5,740
R5	2023	4,463
R6	2024	5,533
R7	2025	6,089
R8	2026	6,645
R9	2027	7,201
R10	2028	7,757
R11	2029	8,313
R12	2030	8,869

H30～R6の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)(H29は201回、H30は208回、R1は211回提出分、R2は213回提出分、R3～R5は217回)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6からR12の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数	病院	一般診療所	歯科診療所
H29	2017	61,564	5,766	41,927	13,871
H30	2018	62,913	5,764	42,822	14,327
R1	2019	64,075	5,720	43,593	14,762
R2	2020	65,067	5,687	44,219	15,161
R3	2021	66,364	5,681	45,048	15,635
R4	2022	67,866	5,658	45,967	16,241
R5	2023	69,052	5,658	46,717	16,677
R6	2024	70,223	5,623	47,487	17,113
R7	2025	71,461	5,602	48,277	17,582
R8	2026	72,699	5,582	49,067	18,050
R9	2027	73,936	5,561	49,856	18,519
R10	2028	75,174	5,541	50,646	18,987
R11	2029	76,412	5,520	51,436	19,456
R12	2030	77,650	5,500	52,226	19,925

H29～R5の医療施設調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

<医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について>

		医療法人 (加重平均)	病院				一般診療所				歯科診療所			
		保険診療収入 以外の収入率 ④の合計	医療収入(年間) ①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③
H29	2017	16.1%	1,672,973	1,573,513	94.1%	5.9%	174,397	147,096	84.3%	15.7%	95,572	75,114	78.6%	21.4%
H30	2018	16.5%	1,690,595	1,590,399	94.1%	5.9%	174,145	146,049	83.9%	16.1%	97,834	76,518	78.2%	21.8%
R1	2019	15.9%	1,738,758	1,628,759	93.7%	6.3%	166,937	143,690	86.1%	13.9%	104,315	77,633	74.4%	25.6%
R2	2020	17.0%	1,711,453	1,605,013	93.8%	6.2%	161,170	136,960	85.0%	15.0%	104,997	76,849	73.2%	26.8%
R3	2021	20.3%	1,741,372	1,607,136	92.3%	7.7%	186,266	150,778	80.9%	19.1%	109,411	78,227	71.5%	28.5%
R4	2022	20.5%	1,763,951	1,631,352	92.5%	7.5%	193,275	156,304	80.9%	19.1%	111,352	79,011	71.0%	29.0%
R5	2023	21.3%	1,777,842	1,637,595	92.1%	7.9%	188,530	152,163	80.7%	19.3%	115,345	79,608	69.0%	31.4%
R6	2024	22.3%	1,794,411	1,646,614	91.8%	8.3%	192,101	153,691	80.0%	20.0%	118,611	80,289	67.7%	33.1%
R7	2025	23.2%	1,810,980	1,655,633	91.4%	8.7%	195,672	155,220	79.3%	20.7%	121,877	80,970	66.4%	34.8%
R8	2026	24.1%	1,827,549	1,664,652	91.1%	9.1%	199,243	156,748	78.7%	21.3%	125,143	81,651	65.2%	36.5%
R9	2027	25.1%	1,844,118	1,673,671	90.8%	9.4%	202,814	158,276	78.0%	22.0%	128,409	82,331	64.1%	38.2%
R10	2028	26.0%	1,860,687	1,682,690	90.4%	9.8%	206,385	159,805	77.4%	22.6%	131,675	83,012	63.0%	39.9%
R11	2029	26.9%	1,877,256	1,691,708	90.1%	10.2%	209,956	161,333	76.8%	23.2%	134,941	83,693	62.0%	41.6%
R12	2030	27.8%	1,893,825	1,700,727	89.8%	10.6%	213,527	162,862	76.3%	23.7%	138,207	84,374	61.0%	43.3%

H30～R5医療経済実態調査(医療機関等調査)報告J(厚生労働省)から推計

<対象所得区分・適用医療法人数(事前評価書用)> (万円) (数)

社会保険診療報酬以外		400万円超800万円以下			利益を計上している全医療法人	400万円超軽減税率適用法人
年度		所得区分			適用法人数	
H29	2017	2,500	～	5,000	27447	6904
H30	2018	2,500	～	5,000	26820	6773
R1	2019	2,500	～	5,000	27195	7020
R2	2020	2,500	～	5,000	23378	6438
R3	2021	2,000	～	4,000	28827	10994
R4	2022	2,000	～	4,000	31327	12904
R5	2023	2,000	～	4,000	31196	12428
R6	2024	2,000	～	4,000	31155	13519
R7	2025	2,000	～	4,000	31937	14523
R8	2026	2,000	～	4,000	32718	15528
R9	2027	2,000	～	4,000	33500	16533
R10	2028	2,000	～	4,000	34282	17537
R11	2029	2,000	～	4,000	35064	18542
R12	2030	2,000	～	4,000	35846	19547

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2:400万円超軽減税率適用法人数は、利益計上している全医療法人数から社会保険診療報酬以外の所得が400万未満の医療法人数(所得区分「2,500」又は「2,000」未満の医療法人)を引いた数

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
農水02	輸出事業用資産の割増償却
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（租税特別措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を、令和4年度増加面積3千ha／年うち寄与0.8千ha、令和5年度増加面積4千ha／年うち寄与1.1千ha、令和6年度増加面積5千ha／年うち寄与1.3千haのとおり拡大する）に対する過去の直接的な効果について、「令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度は、0～2％となっている」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 所期の達成目標における本特例措置の寄与面積は、「有機農業等の取組に関する意識・意向調査」（令和4年6月農林水産省公表）における「有機農業に関する国や自治体から、機械導入や施設整備への支援を希望する者（26.7％）」から予測していたが、これは補助金等も含めた支援が含まれると想定するところ、前回（令和5年度）の点検結果において、「将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず」との指摘があったものと思考。 このため、今回の効果の把握にあたっては、本特例措置の適用者の取組面積等を聞き取って算出したものであり、前回指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努めたところであるが、今回の点検結果での指摘が「本特例措置がなければ有機農業に取り組まなかったか又は拡大しなかったか」という適用者の意思の把握が不十分であったというものであれば、このことについて、今後、聞き取りではなくアンケートにより把握することを検討したい。
【点検結果】
① 「今後、聞き取りではなくアンケートにより把握することを検討したい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（みどりの食料システム戦略KPIにおいて、令和12年までに有機農業の取組面積を6.3万haとする目標を掲げており、この達成のためには、毎年度4,400haの取組面積の増加が必要となる。本税制により、農業者及び事業者による化学農薬・化学肥料の低減に資する取組を行うための設備投資を後押しし、令和9年度までに上記取組面積の増加に25％寄与することを目指す）に対する将来の直接的な効果について、「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 本特例措置の寄与度について、「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」は、本特例措置の適用者（見込）と過去の適用者の有機農業の取組面積の実績から予測したものであり、前回（令和5年度）指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努める改善を図ったところ。
【点検結果】
① 「「令和7～9年度は、22～25％を見込んでいる」は、本特例措置の適用者（見込）と過去の適用者の有機農業の取組面積の実績から予測したものであり、前回（令和5年度）指摘を踏まえ、本特例措置の直接的な効果の把握に努める改善を図ったところ」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類: A 段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【農林水産省の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	

点検項目 (6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義)(国税1) (法人住民税、法人事業税: 義(自動連動))(地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税: 外)(国税1) (住民税: 外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税) ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産^{※1}の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※1 環境負荷低減事業活動用資産 - 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 - 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産^{※2}の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※2 基盤確立事業用資産 - 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする 《関係条項》 ・租税特別措置法 <法人税>第44条の4 ・みどりの食料システム法 <環境負荷低減事業活動実施計画等の認定> 第19条第1項、第21条第1項 <基盤確立事業実施計画の認定>第39条第1項
5	担当部局		農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年5月～8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度: 創設
8	適用又は延長期間		令和8年4月1日～令和10年3月31日まで(2年間)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) (環境と調和のとれた食料システムの確立) 第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。 ※令和6年6月の法改正により、新たな基本理念として位置づけられた。 ○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定) 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 1 農業生産活動における環境負荷の低減 (1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組 環境と調和のとれた食料システムを確立するため、「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。(後略) ④ みどりの食料システム法による支援 みどりの食料システム法の認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者は、2025年1月時点で全国88万経営体の2%に当たる2万経営体以上であり、地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域は25道府県の55区域まで拡大している。環境負荷低減に取り組む者の更なる拡大のため、これまでに創出したモデル的取組を面的な普及につなげることが重要である。 このため、みどりの食料システム法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進める。(後略) ○経済財政運営の改革の基本方針2025(令和7年6月閣議決定) 2. 地方創生2. 〇の推進及び地域における社会課題の対応 (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保 (前略) 持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。(後略)

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	○令和6年度以前 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑫ 環境政策の推進 ○令和7年度以降 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 《政策分野》 ⑮ 農業生産活動における環境負荷の低減
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	みどりの食料システム戦略 KPI において、令和 12 年までに有機農業の取組面積を 6.3 万 ha とする目標を掲げており、この達成のためには、毎年度 4,400ha の取組面積の増加が必要となる。 本税制により、農業者及び事業者による化学農薬・化学肥料の低減に資する取組を行うための設備投資を後押しし、令和9年度までに上記取組面積の増加に 25%寄与することを目指す。 ○測定指標: 税制活用者の有機農業取組面積
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。 本税制により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与する。
10: 有効性等		①: 適用数	令和4年度(実績): 0 令和5年度(実績): 1 令和6年度(実績): 3 令和7年度(見込): 8 令和8年度(見込): 11 令和9年度(見込): 14 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。

		【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要数、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、みどりの食料システム法に基づく認定者と本税制活用希望者の過年度の比率から推計。(詳細は別添1参照)																																							
② 適用額	令和4年度(実績): 0百万円 令和5年度(実績): 39 百万円 令和6年度(実績): 71 百万円 令和7年度(見込): 382 百万円 令和8年度(見込): 480 百万円 令和9年度(見込): 485 百万円 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一額。	【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要総額、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、10①の摘要数及び過年度の取得価額等から推計。(詳細は別添1参照)																																							
③ 減収額	<table><tr><th colspan="4">単位: 百万円</th></tr><tr><th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th><th>減収額合計</th></tr><tr><td>令和4年度 (実績)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度 (実績)</td><td>9.0</td><td>0.6</td><td>3.7</td><td>13</td></tr><tr><td>令和6年度 (実績)</td><td>16</td><td>1.1</td><td>6.9</td><td>24</td></tr><tr><td>令和7年度 (見込)</td><td>89</td><td>6.2</td><td>37</td><td>132</td></tr><tr><td>令和8年度 (見込)</td><td>111</td><td>7.8</td><td>47</td><td>166</td></tr><tr><td>令和9年度 (見込)</td><td>113</td><td>7.9</td><td>47</td><td>168</td></tr></table>	単位: 百万円					法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計	令和4年度 (実績)	0	0	0	0	令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13	令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24	令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132	令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166	令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168	【算定根拠】 10②の摘要額から推計。(詳細は別添1参照)
単位: 百万円																																									
	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計																																					
令和4年度 (実績)	0	0	0	0																																					
令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13																																					
令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24																																					
令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132																																					
令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166																																					
令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168																																					

④ 効果

《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》

○有機農業の取組面積

	令和4 年度 (実績)	令和5 年度 (実績)	令和6 年度 (実績)	令和7 年度 (目標)	令和8 年度 (目標)	令和9 年度 (目標)
取組面積 (千 ha)	目標 30 実績 30	目標 34 実績 35	目標 39 実績 47	目標 41 実績 -	目標 45 実績 -	目標 50 実績 -
目標の 達成度	100%	103%	121%	-	-	-
増加面積 (千 ha/年)	3.5	4.4	12.1	3.5	4.4	4.4
うち税制による 増加面積 (千 ha)	0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1
寄与度	0%	2%	2%	22%	25%	25%

※「目標の達成度」は、有機農業の取組面積の目標と実績を比較したもの。
「寄与度」は、有機農業の増加面積に占める税制による増加面積の割合。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

・有機農業の取組面積
(実績)

令和4、5年度は、「国内における有機 JAS ほ場の面積」及び都道府県からの聞き取り。

令和6年度は、5年度の1経営体あたりの有機農業の取組面積(0.43ha※)に、農業構造動態調査(農林水産省調べ)による6年度の有機農業に取り組んでいる経営体数(108.4 千経営体)を乗じて推計。

※算出方法は別添1の「2. 効果(1)」の表下部の注意書き参照(目標)

令和7～9年度は、令和4年度から5年度の有機農業の取組面積が4,400ha 増加していること(30 千 ha→35 千 ha)を踏まえて設定。

令和7年度について、前回の事前評価以降明らかになった有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。(令和5年度の実績 35 千 ha+令和3年度から4年度の増加面積 3,500ha/年×2年分≒41 千 ha)

・税制による増加面積

本税制を活用した農業者の有機農業の取組面積及び事業者の資材提供面積の合計。(詳細は別添1参照)

税制による寄与度は、前回の事前評価時、税制の寄与による増加面積について補助金等を含む国や自治体からの支援による面積を算出しており、「本特例措置の直接的な効果が予測されていない」として「分析・説明の内容が不十分」と指摘されたことを踏まえ、本税制適用者の実数の基づく算出に変更した。

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 前項目《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》の表《有機農業の取組面積》参照 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度は、0～2%となっている。 令和7～9年度は、22～25%を見込んでいる。 なお、今後、将来の直接的な効果の検証方法としては、本税制が化学肥料・農業低減の取組のインセンティブになったか、この設備投資による取組面積を、税制適用者に対するアンケートにより把握することを検討する。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度が僅少である理由は、現在認定を受けた農業者は水田経営が多くなっている中、 ① 個人経営が多く、法人経営が少ない(約3%、法人税の適用外) ② 他の耕種経営より所得が低く、特に令和4年度以降、肥料・燃料などの資材費が高騰すること等により農業経営が厳しい状況であったことから、当初本税制活用を希望していたが活用を見送った者がいたためである。 令和7年度以降は農業経営の改善が見込まれる中、本税制が化学肥料・農業を低減させる取組初期のキャッシュフローを改善させる効果が発揮されやすくなり、これがインセンティブとなって計画どおり設備投資と本税制の活用者が行われる(適用数が増加することにより、取組面積増加への寄与度も向上すると考えられる。 特に、事業者による本税制の活用は、当該事業者が資材を提供する農業者等、本税制の適用を受けない者にも波及効果があることから、有機農業の取組面積増加への本税制の寄与度は 22～25%が見込まれ、達成目標の実現に有効な手段である。 さらに、本税制の対象となる農業者は、今後も個人経営(法人税の適用外)が多くなると見込まれるが、農業経営体の法人化率は徐々に上昇している(令和4年→6年で 3.3%→3.8%(農業構造動態調査:農林水産省調べ))と、また、所得税においても同様の措置がされており、環境負荷低減はより多くの個人が取り組み面的な取組になることで効果が高まることから、個人・法人に関わらず化学肥料・農業を低減させる取組を推進していく必要がある。 【参考】 法人税・所得税の適用数の見込 令和7年度:104 件、令和8年度:145 件、令和9年度:205 件

別添 1

		⑤: 税収減を是認する理由等	本税制の減収額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。 ＜経済波及効果の試算＞ 経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 単位: 百万円 <table><tr><th></th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (実績)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th><th>令和9年度 (見込)</th></tr><tr><td>減収額</td><td>0</td><td>13</td><td>24</td><td>131</td><td>166</td><td>167</td></tr><tr><td>投資額</td><td>0</td><td>246</td><td>305</td><td>1,446</td><td>1,814</td><td>1,828</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>0</td><td>415</td><td>514</td><td>2,364</td><td>2,963</td><td>2,980</td></tr></table> ※ 経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98 部門)を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1参照。		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	減収額	0	13	24	131	166	167	投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828	経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																									
減収額	0	13	24	131	166	167																									
投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828																									
経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980																									
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要となる資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。																												
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	みどりの食料システム戦略推進総合対策(補助金)において、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者の環境負荷低減の取組に資する機械・施設の導入や調査・分析・改良等の取組のうちモデル的な取組を支援している。 一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者及び事業者を広く支援するものである。																												
		③: 地方公共団体が協力する相当性	農業者による計画認定は、地方公共団体が策定した基本計画に沿った環境負荷低減の取組を、都道府県が認定するものである。 また、農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。																												
12	有識者の見解		なし																												
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月 (総務省行政評価局による点検結果の番号: R5 農水 02)																												

積算根拠

1. 減税見込額積算

【令和4年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者0法人+事業者0法人=0法人
(2) ~ (4) 取得価額、適用額、減収額は0百万円

【令和5年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者0法人+事業者1法人=1法人
(2) 取得価額: 事業者の機械 58 百万円+施設 130 百万円=188 百万円
(3) 適用額: 事業者の機械 58 百万円×32% (機械の特別償却率) + 施設 130 百万円×16% (施設の特別償却率) =39 百万円
(4) 減収額

- ①法人税: 39 百万円 (適用額) ×23.2% (法人税率) =9.0 百万円
②法人住民税: 9.0 百万円 (法人税の減収額) × 7% (都道府県民税率1%、市町村民税率6%) =0.6 百万円
③法人事業税: 3.7 百万円 (a + b)
a 法人事業税 (地方税): 39 百万円 (適用額) × 7% (法人事業税率) =2.7 百万円
b 特別法人事業税 (国税): 2.7 百万円 (法人事業税) ×37% (特別法人事業税率) =1.0 百万円

【令和6年度実績】

- (1) 摘要数: 農業者2法人+事業者1法人=3法人
(2) 取得価額: 農業者の機械 7.3 百万円+事業者の機械 129 百万円+施設 169 百万円 =305 百万円
(3) 適用額: 機械 (7.3 百万円+129 百万円) ×32% (機械の特別償却率) + 施設 169 百万円×16% (施設の特別償却率) =71 百万円
(4) 減収額

- ①法人税: 71 百万円 (適用額) ×23.2% (法人税率) =16 百万円
②法人住民税: 16 百万円 (法人税の減収額) × 7% (都道府県民税率1%、市町村民税率6%) =1.1 百万円
③法人事業税: 6.9 百万円 (a + b)
a 法人事業税 (地方税): 71 百万円 (適用額) × 7% (法人事業税率) =5.0 百万円
b 特別法人事業税 (国税): 5.0 百万円 (法人事業税) ×37% (特別法人事業税率) =1.9 百万円

【令和7年度見込】

- (1) 摘要数：農業者4法人＋事業者4法人＝8法人
- (2) 取得価額：農業者の機械19百万円＋事業者の機械925百万円＋施設503百万円
＝1,447百万円
- (3) 適用額：機械(19百万円＋925百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設503百万円×16%(施設の特別償却率)＝382百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：382百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝89百万円
- ②法人住民税：89百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝6.2百万円
- ③法人事業税：37百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：382百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝27百万円
- b 特別法人事業税(国税)：27百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝10百万円

【令和8年度見込】

- (1) 摘要数：農業者6法人＋事業者5法人＝11法人
- (2) 取得価額：農業者の機械29百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,814百万円
- (3) 適用額：機械(29百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝480百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：480百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝111百万円
- ②法人住民税：111百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.8百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：480百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

【令和9年度見込】

- (1) 摘要数：農業者9法人＋事業者5法人＝14法人
- (2) 取得価額：農業者の機械43百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,828百万円
- (3) 適用額：機械(43百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝485百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：485百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝113百万円
- ②法人住民税：113百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.9百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：485百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

※ 令和7～9年度の摘要数は、農林水産省調べによる6年度末の対象者数(農業者27,622経営体、事業者88経営体)と税制活用要望者数(農業者者97経営体、事業者8経営体)が、それぞれ同じ比率であると想定し、過年度税制活用者を除いて推計した値に、農業者は水稻以外の税制活用が拡大すると想定した値を加味することで推計。

①農業者

令和9年度までの適用件数累計

100,000経営体(※)×(97経営体÷27,622経営体)＝351経営体

※ 地域農業の中核的な担い手となり得る農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けた者21.7万人(令和6年度実績)のうち、約半数(10万経営体)が、令和9年度末の環境負荷低減事業活動等の認定を受ける(本税制の対象者になり得る)と想定。

うち、過年度適用数(43経営体)を除いた308経営体に、水稻以外の税制対象機種追加によりその品目の税制活用により活用者が1.43倍に拡大すると想定した440経営体を令和7～9年度に振り分け、そのうち法人は農業構造動態調査(農林水産省調べ)より推計した農業経営体の法人化率を乗じて算出。

	摘要数(個人・法人)	法人化率	相当数(法人)
令和7年度	100経営体	4.0%	4経営体
令和8年度	140経営体	4.2%	6経営体
令和9年度	200経営体	4.4%	9経営体

②事業者

令和9年度までの適用件数累計180経営体×(8経営体÷88経営体)＝18経営体

うち、過年度適用数(4経営体)を除いた14経営体(全て法人)を令和7～9年度に振り分け。

※ 機械・施設の取得価額は、令和4～6年度は都道府県等からの聞き取り、令和7～9年度は1法人あたりの平均取得価額(過年度実績)に適用数(見込)を乗じて算出。

農業者の機械取得価額 4,750千円/法人

事業者の機械取得価額 231,200千円/法人、設備取得価額 125,800千円/法人

2. 効果

(1) 本税制により達成される有機農業の取組面積は以下のとおり。

	農業者	事業者	合計
令和4年度（実績）	0	0	0
令和5年度（実績）	0	0.10千ha（1法人）	0.100千ha
令和6年度（実績）	0.018千ha（2法人）	0.33千ha（1法人）	0.348千ha
令和7年度（見込）	0.00043千ha×4法人 ＝0.002千ha	0.21千ha×4法人 ＝0.84千ha	0.842千ha
令和8年度（見込）	0.00043千ha×6法人 ＝0.003千ha	0.21千ha×5法人 ＝1.05千ha	1.053千ha
令和9年度（見込）	0.00043千ha×9法人 ＝0.004千ha	0.21千ha×5法人 ＝1.05千ha	1.054千ha

※ 農業者の取組面積は、令和6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は1法人あたりの取組面積0.00043千ha（令和5年度の有機農業取組面積34.5千ha（農林水産省調べ）÷有機農業に取り組んでいる経営体数80.8千経営体（農業構造動態調査：農林水産省調べ））に摘要数を乗じて算出。

事業者の取組面積は、令和5、6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は令和5、6年度の1法人あたりの取組面積の平均0.21千haに摘要数（見込）を乗じて算出。

(2) 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
令和4年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
令和5年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (116)	建築・建設補修 (130)
令和6年度	農業用機械 (73)	その他の機械 (129)	建築・建設補修 (169)
令和7年度	農業用機械 (19)	その他の機械 (924)	建築・建設補修 (503)
令和8年度	農業用機械 (29)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)
令和9年度	農業用機械 (43)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	輸出事業用資産の割増償却		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（2030年の5兆円の輸出額目標の達成に向けては、輸出に取り組む事業者数の増加と各事業者の取組の拡大が必要である。そのためには施設整備等への投資が重要であるが、投資後の資金繰り不安などから投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。そのような事業者の投資への後押しとしては税制による負担軽減が非常に有効である。そこで、本租税特別措置は、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資として活用することで輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗ることを目標とする。（達成目標）達成目標値：2030年までに5兆円。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【農林水産省の補足説明】
① 達成目標について見直しを行い、修正を行った。
② 達成目標について見直しを行い、修正を行った。
【点検結果】
①・② 補足説明により、達成目標が「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、現行目標は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を毎年対前年比14%の増加率としており、直近の2023年、2024年平均では15.2%増（※）であることを踏まえて、この水準の維持を目指して、令和8年度及び令和9年度は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を対前年比15%増とする目標に上方修正する。（達成目標）達成目標値：事業者の輸出額を対前年比15%増とする」に修正され（以下、補足説明により修正された達成目標を「修正後の達成目標」という。）、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率（令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増）とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。以下同じ。）に対する過去の効果（令和5年度及び6年度）について、「輸出額実績値：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で集計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度から6年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 以下のとおり修正する。 「輸出額実績値：農林水産物・食品の輸出に関する統計情報（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html 」
② 目標に対する過去の効果について記載した。 なお、当該税制は令和4年10月から開始となり、輸出事業計画の認定を受けても、その施設等の供用は令和4年度に開始されず、割増償却は適用されていなかったため、令和4年度の実績はない。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】
① 達成目標について見直しを行い、修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和5年度の本租税制度による平均的な減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）や設備投資へ用いられると予測される」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	輸出事業用資産の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義) (国税2) (地方法人税、特別法人事業税:外(自動連動)) (国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税)
	②: 上記以外の税目	(所得税:外(国税2)) (住民税:外(自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 令和4年 10月1日に改正された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、輸出促進法の改正の施行の日から令和8年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までに取得した輸出事業用資産に適用とする。 《関係条項》 【法人税】 租税特別措置法第13条、第46条(輸出事業用資産の割増償却)
5	担当部局	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年5月から7月 分析対象期間: 令和4年度(ただし、施行が10月1日の為、令和4年度の分析対象は半年間)から令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	令和4年10月1日 創設 令和6年度 2年間の適用期限延長
8	適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産物・食品の輸出額を、2030年までに5兆円とする。
		②: 政策目的の根拠 《政策目的の根拠》 我が国の農林水産業及び食品産業は、人口減少や高齢化等により国内市場が縮小している。一方、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)では、海外では新興国の経済成長や人口増加に伴い食の市場規模は拡大傾向にあり、平成27(2015)年の890兆円から令和12(2030)年には1.5倍の1,360兆円に拡大すると見込まれる。

		我が国の農林水産業者の所得向上を図り、農林水産業及び食品産業が持続的に発展していくためにも、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得することが不可欠である。 しかし、輸出先国の規制は、輸出される物自体についての条件だけでなく、その生産区域や加工施設等についての条件も定められる場合がある。このため、農林水産物及び食品については、複雑な規制があり、事業者にとって分かりにくく、また、国内販売に要するコストに加えて、施設認定や輸出証明書発行等のコストが発生しており、輸出の阻害要因となっている。 我が国の農林水産物・食品の輸出の更なる拡大を図るためには、その魅力の世界への発信、海外の販路開拓、輸出のための生産基盤の強化のほか、海外の規制や需要への対応を進めていく必要があると考えられる。 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)等を改訂した(令和7年4月)において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円(5兆円の内訳は、農産物(加工食品を含む)。3.6兆円、林産物0.2兆円、水産物1.1兆円のほか、少額貨物0.2兆円)という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、これらの目標を達成するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月)を改訂した(令和7年5月)。 この中で、輸出向け商品の開発や効率的な輸物流の構築には、多額の設備投資が必要となると予測され、海外市場から利益を得るまでに時間を要し、積極的な投資が進まない課題を解決するために輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例措置や、補助、融資、税制等の支援と輸出事業計画をリンクさせ、効果的な支援を実施することを示した。 輸出促進法が改正施行(令和4年5月)され、輸物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図ることとされ、1. 長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金を創設すること、2. 輸出促進法に基づく輸出事業計画に施設整備計画を新設し、輸出拡大に必要な施設等の設備投資に関する割増償却の特例を措置することが示された。 これまでに、農林水産物・食品の輸出額は、2023年には1兆4,541億円、2024年には1兆5,071億円(前年比+3.6%)と毎年増加の傾向にある。輸出目標達成のためには、効率的な輸物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討するためにはさらなる支援策等を検討することは喫緊の課題である。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る 〈中目標〉 I-2 輸出の促進

		〈政策分野〉 ⑨農林水産物・食品の輸出の促進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	本租税特例措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、現行目標は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を毎年対前年比 14%の増加率としており、直近の 2023 年、2024 年平均では 15.2%増(※)であることを踏まえて、この水準の維持を目指して、令和8年度及び令和9年度は当該税制の適用を受けた事業者の輸出額を対前年比 15%増とする目標に上方修正する。 (達成目標)達成目標値:事業者の輸出額を対前年比 15%増とする。 ※輸出事業者の輸出額については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年農林水産省令第22号)第5条第2項の規定に基づき、輸出事業計画の実施報告書で報告することになっている。これを基に、算出した。 【達成目標変更理由】 所期の達成目標:「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である 2025 年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績 9,121 億円から、毎年対前年比 14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比 14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度は ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2025 年2兆円、2030 年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。 また、農林水産物・食品の輸出を促進するためには、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した食品製造や効率的な輸出物流の構築が重要であり、そのためには輸出に対応した機械・施設等への投資を推進していく必要がある。しかしながら、海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。 そのような中、平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告によると、約6割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、税制措置は、設備投資の後押しとなっていることが分かっている。 したがって、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しとグローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効である。 【参考資料】 平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (実績)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>2</td><td>7</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	適用数	2	7	60	60	60																														
				令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
適用数	2	7	60	60	60																																								
			【算定根拠】 ※適用件数実績は、認定された輸出事業計画をもとに記載。 この際、租特透明化法に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)を用いなかった理由について、本報告書の調査期間中に本租税特別措置を適用した事業者の事業年度と異なっていたため、本報告書への反映がなされていないため。(適用額に同様) ※法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。 ※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。																																										
		② 適用額	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (推計)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用額(法人税)</td><td>1,291</td><td>4,515</td><td>38,700</td><td>38,700</td><td>38,700</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700																														
				令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700																																								
			(万円) 【算定根拠】 ※適用額は、事業者より輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき農政局等へ申請される本租税特別措置の適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の申請書を基に記載。 ※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。 ※令和7年度から令和9年度の適用数の算出根拠については、別紙1参照。																																										
		③ 減収額	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (推計)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>217</td><td>760</td><td>6,518</td><td>6,518</td><td>6,518</td></tr><tr><td>地方法人税</td><td>22</td><td>78</td><td>671</td><td>671</td><td>671</td></tr><tr><td>特別法人事業税</td><td>24</td><td>85</td><td>730</td><td>730</td><td>730</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>1</td><td>5</td><td>46</td><td>46</td><td>46</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>20</td><td>72</td><td>618</td><td>618</td><td>618</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>284</td><td>1,000</td><td>8,583</td><td>8,583</td><td>8,583</td></tr></table>		令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	法人税	217	760	6,518	6,518	6,518	地方法人税	22	78	671	671	671	特別法人事業税	24	85	730	730	730	法人住民税	1	5	46	46	46	法人事業税	20	72	618	618	618	減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583
				令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																																					
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518																																								
地方法人税	22	78	671	671	671																																								
特別法人事業税	24	85	730	730	730																																								
法人住民税	1	5	46	46	46																																								
法人事業税	20	72	618	618	618																																								
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583																																								
			(万円) 【算定根拠】 ※減収額は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租特適用を受																																										

		ける輸出事業用資産の利用実績の報告を基に記載。 ※令和6年度については、令和7年現在決算処理中の事業者があるため、推計とした。 ※令和7年度から令和9年度の減収額の算出根拠については、別紙1参照。												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 令和5年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,541億円(対前年比+2.8%)、6年が1兆5,071億円(対前年比+3.6%)、と増加をしている。 農林水産物・食品輸出額の推移 (億円) <table><tr><th>年</th><th>輸出額(億円)</th></tr><tr><td>2020</td><td>9,860</td></tr><tr><td>2021</td><td>12,382</td></tr><tr><td>2022</td><td>14,140</td></tr><tr><td>2023</td><td>14,541</td></tr><tr><td>2024</td><td>15,071</td></tr></table> 2030年までに5兆円の目標値を達成するために、輸出拡大の取り組みをさらに加速させる必要がある。しかし、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した施設整備などの投資を行ってから収益化までに一定の期間を要することから、5年間の割増償却の租税特別措置を講じて、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しすることが可能となる。 また、本租税特別措置を適用した輸出事業者の輸出額対前年比は、+15.2%(2023年～2024年平均)である。 本租税特例措置にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者の輸出額は達成目標(認定後の輸出額増加率は対前年比15%増)を達成すると見込んでいる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ※輸出向けに供された割合は、輸出促進法施行規則(令和2年農林水産省令第22号。以下「施行規則」という。)第7条第2項の規定に基づき租税適用を受ける輸出事業用資産の利用実績の報告を農政局等へ行うこととなっている。 ※輸出額実績値:農林水産物・食品の輸出に関する統計情報(農林水産省)https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html	年	輸出額(億円)	2020	9,860	2021	12,382	2022	14,140	2023	14,541	2024	15,071
年	輸出額(億円)													
2020	9,860													
2021	12,382													
2022	14,140													
2023	14,541													
2024	15,071													

		※所期の目標の達成状況、達成目標変更理由 所期の目標の達成状況:日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 所期の達成目標変更理由:「本租税特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。」と見込んでいたが、令和6年度はALPS処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和5～6年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたと考えられる。
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 日本全体の輸出額の対前年増加率は直近では+3.6%であるが(1兆4,541億円(2023年)→1兆5,071億円(2024年))、本租税特別措置を適用した輸出事業者の対前年比輸出額は+15.2%となっており、本租税特別措置の延長及び活用は、2030年の5兆円の輸出額目標の実現に向けて、大きな貢献が期待できる。 本租税制特例措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。 輸出に係る設備投資は初期投資額が大きいため、本租税特別措置により設備の導入を行った際の税負担を軽減することは、農林水産業者及び事業者による投資に大きなインセンティブとなり得る。現在、本租税制度を前提とした輸出事業者の数が増えてきている現状があり、今後も増加が見込まれることから、税制措置の目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。令和5年度の本租税制度による平均的な減収額は217万円であり、これらが輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)や設備投資へ用いられると予測される。 実際に本租税特別措置の適用を受けた事業者にヒアリングを行った結果、本租税特別措置が適用されたため、新規の運転資金や教育活動へ充当予定との回答を得た。 主に、海外出張渡航費や宣伝販売費用、販路開拓・拡大以外に国産資源としての品目の教育活動を拡大し、利用促進を行っているという効果が出ているため、本租税特別措置が直接的に政策目標に資する効果が確認された。 税制適用を前提とした事業者の数が少しずつ増えてきている現状があり、このことから今後も一定の増加が見込まれるため、税制措置の

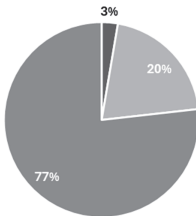
目的である輸出拡大のための手段としての効果はあると考えられる。【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
租税特別措置等の直接的効果については、本租税特別措置の適用を受けた事業者にはヒアリングを行った。

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

輸出事業計画の認定事業者は、毎年増加の傾向にあることから、当該税制措置を利用する事業者は増加すると予測していた。しかし、令和5年には ALPS 処理水の海洋放出を理由に、中国が日本産の水産物を全面禁輸したことなどの影響があり、令和 5～6 年は輸出額の伸び率が鈍化するなど、輸出に関しては厳しい状況が続いていたため、輸出に向けた設備投資を控えた事業者が多かったと想定される。また、当該税制措置適応の条件が厳しくなったこともあり、結果として目標達成に至らなかった。

また、本租税特別措置の適用件数が少ないことを直接的に調査するために、輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者に認知度を調査した結果、知らないと答えた割合が 77%を占めた。

輸出事業用資産の割増償却をご存じですか。

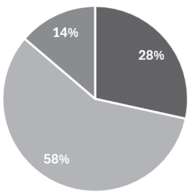


認知状況	割合
知っており、活用している	77%
知っている（聞いたことはある）が活用していない	20%
知らない	3%

しかしながら、今後設備投資を行う場合に本租税特例措置を活用するかという問いに、86%が肯定的な回答であった。

このことから、潜在的な需要は十分にあることがわかるため、本租税特例措置の活用を一層働きかけることが目標達成に向けて重要となる。

設備投資を行う場合に輸出事業用資産の割増償却（税制特例）を活用したいと思いますか。



活用意向	割合
活用したい	58%
興味がある（詳細を知りたい）	28%
活用したくない	14%

現在、令和7年1～3月の輸出額は再び伸び率が上昇していることから、輸出に向けた設備投資も増加が見込まれ、再び目標の達成に向けて状況は好転している。

⑤ 税収減を是認する理由等		令和5年度 (実績)	令和6年度 (試算)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
	減収額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	投資額	284	1,000	8,583	8,583	8,583
	経済波及効果	407	1,434	12,307	12,307	12,307
						(万円)

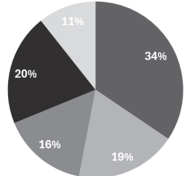
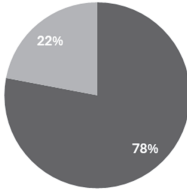
※経済波及効果については、令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表の逆行列係数(98部門)を使用。
 ※経済波及効果の算出根拠については、別紙2参照。

輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、上記の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。

当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

本租税特別措置には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出外需の拡大が見込まれる。また、税制適用にあたって事業者が作成する、輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであることが認定の要件条件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定される。

2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った製品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年12月の輸出拡大実行戦略の改訂で、本租税特別措置を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。本租税特別措置について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、我が国の輸出が拡大することが期待される。

		実際に、令和7年度に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組む生産者・事業者 6880 人（回答：112 人）を対象に実施した調査においても輸出拡大に向けた障害として「輸出先国の規制・基準」と回答した者が 34%、「設備投資の負担」と回答した者が 16%という結果であった。 現在、輸出拡大に向けて障害となっていることはなんですか。  また、上述の調査においても設備投資後の税負担を軽減することが輸出拡大に踏み切る判断材料と「なる」と回答した者が 78%に上り、多くの事業者が設備投資後の税負担軽減が輸出拡大に踏み切る判断材料となることが示唆された。この結果から、多くの事業者が設備投資後の税負担を軽減することが、輸出拡大に踏み切る判断材料になると考えていることが分かった。 設備投資後の税負担を軽減することは、輸出拡大に踏み切る判断材料になるといえますか。  これらの点を踏まえると、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しに非常に有効である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画（施設整備計画）に従い設備投資を行う事業者等による輸出に向けた設備投資を促進し、輸出拡大の底上げをはかるためには、対象とする者や施設・機械装置が限定される補助事業では不十分であり、輸出に向けた設備投資を計画的に行う意欲と能力のある輸出事業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として効果が期待される。 施設整備の中心は食品産業等に見られる規制対応だが、輸出拡大のためにはその枠組み以外の施設整備を包括的に対応する必要がある。政策が浸透し、活用予定（検討含む）の事業者の数が増えてきていることから、本政策は存置する必要があると考える。 また、税制上の特例措置を講じることは、調査結果からもわかるよう

		にこれら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに繋がり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業」令和6年補正 5,012 百万円 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。 一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの（例えば倉庫や冷蔵庫等）があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価：令和5年度実施（延長） 点検結果番号：農水 01

租税特別措置等に係る政策の事前評価書
輸出事業用資産の割増償却に関する積算資料

10-①適用数について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用数	2	7	60	60	60

令和7年度新規輸出事業計画認定数＝280件（＝対象者）
対象者のうち、90％が設備投資を行うと仮定し、設備投資を利用する者のうち、HACCP等対応施設整備事業、その他輸出の促進を目的とした補助金等の対象とならない設備投資を行う等の理由で、税制の特別措置を利用する者を30％と仮定、また税制の特別措置の利用要件となっている輸出割合を達成する者は80％と仮定した。
このことから、輸出事業用資産の割増償却の適用数は、280件×90％×30％×80％から60件と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-②適用額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
適用額(法人税)	1,291	4,515	38,700	38,700	38,700

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。
このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。
令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、1件当たり645万円の割増償却が行われた。（以下、同様に切り捨て）
令和6年度の適用数の実績は7件であることから、645万円×7件＝4,515万円と推計を行った。
また、令和7年度の適用数の見込みは60件であることから、645万円×60件＝38,700万円と見込んだ。（9年度まで同様の見込み）

10-③減収額について

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)
法人税	217	760	6,518	6,518	6,518
地方法人税	22	78	671	671	671
特別法人事業税	24	85	730	730	730
法人住民税	1	5	46	46	46
法人事業税	20	72	618	618	618
減収額計	284	1,000	8,583	8,583	8,583

(万円)

令和6年度については、事業者の税務申告前につき、推計値とした。
このことから、令和5年度の実績をもとに適用額について推計・見込みを行った。
令和5年度の割増償却額は2件の適用数で1,291万円であることから、法人税減収額は、1,291万円×法人税率0.232×黒字率0.726＝217万円
地方法人税減収額は、217万円×地方法人税率0.103＝22万円
特別法人事業税減収額は、1,291万円×特別法人事業税0.026×黒字率0.726＝24万円
法人住民税減収額は、22万円×法人住民税（東京23区で試算）0.07＝1万円
法人事業税減収額は、1,291万円×法人事業税0.022×黒字率0.726＝20万円
以上のことから、減収額合計は284万円となる。
これをもとに、各年の割増償却額に対象税率を掛け合わせて、減収額を推計・見込んだ。

【別紙2】

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和5年度	その他の機械 142	建築・建設補修 142
令和6年度	その他の機械 500	建築・建設補修 500
令和7年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和8年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291
令和9年度	その他の機械 4,291	建築・建設補修 4,291

①、②に投入した理由

・海外への輸出は、国内向けの生産・出荷と比較して、規制・検疫による輸入禁止リスク、契約不履行・カントリーリスク(政治・経済情勢)などによる代金回収リスク等が高く、投資後の資金繰り不安から投資に踏み切れない事業者が一定数存在する。
一方で、本税制の特例措置の活用により投資後の税負担が軽減することは事業者の輸出拡大に向けた投資の後押しになり、グローバルマーケットの戦略的な開拓のために非常に有効であると考えられることから、減収額分が①と②に均等に投資されると試算した。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

- (1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。
- (2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。
- (3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。
- (4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。
- (5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

- 【点検結果】

なし。
- (6) 過去の効果 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【農林水産省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。
- (7) 将来の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（令和11年度の牛肉（部分肉）の生産量35.9万トン）に対する将来の直接的な効果について、「このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と中長期的な肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、国産牛肉の安定的な供給に寄与する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 将来の直接的効果について、ご指摘を受け、以下のとおり推計しております。

	単位	令和5年実績	令和6年実績	令和7年見込	令和8年見込	令和9年見込	令和10年見込	令和11年見込
1戸当たりの頭数（個人）	頭	25.8	33.4	39.2	45.0	50.8	56.6	62.4
1戸当たりの牛肉生産量（個人）	トン	7.7	9.8	11.5	13.2	14.9	16.6	18.3
1戸当たりの頭数（法人）	頭	782.0	811.4	824.8	838.2	851.6	865.0	878.4
1戸当たりの牛肉生産量（法人）	トン	234.2	238.3	242.2	246.1	250.0	253.9	257.8

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

令和5年度から令和6年度の実績値について、以下のとおり算出。

 - 1戸当たりの飼養頭数
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和6年）」より。
 - 1戸当たりの牛肉生産量（推計）
 $(1戸当たりの飼養頭数) \times (飼養頭数のうち販売される頭数の割合) \times (1戸当たりの平均枝肉重量)$
 - 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）
畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
 - 1戸当たりの平均枝肉重量
食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

令和7年度から令和11年度の見込値について、以下のとおり算出。 ・ 1戸当たりの飼養頭数（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加頭数（個人5.8頭、法人13.4頭）を基に同程度増加する見込みとして推計 ・ 1戸当たりの牛肉生産量（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加生産量（個人1.7トン、法人3.9トン）を基に同程度増加する見込みとして推計
【点検結果】 ① 「令和7年度から令和11年度の見込値について、以下のとおり算出。 ・ 1戸当たりの飼養頭数（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加頭数（個人5.8頭、法人13.4頭）を基に同程度増加する見込みとして推計 ・ 1戸当たりの牛肉生産量（推計） 令和4年度から令和6年度にかけての年間増加生産量（個人1.7トン、法人3.9トン）を基に同程度増加する見込みとして推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義) (国税3) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税6) (所得税:外) (国税3) (個人住民税:外(自動連動)) (地方税6)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあっては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあっては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。
			《要望の内容》 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長。 【国税】 ・法人税(令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税(令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)
			《関係条項》 (法人) ・租税特別措置法 第67条の3 (個人) ・租税特別措置法 第25条 ・地方税法附則 第6条

5	担当部局		農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年4月～8月 分析対象期間:令和3年度～令和12年度
7	創設年度及び改正経緯		創設年度:昭和42年度(地方税は昭和43年度) 改正経緯 令和5年度:3年延長 平成23年度:3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円) 平成20年度:3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円) 平成17年度:3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 昭和55年度:5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定
8	適用又は延長期間		【国税】 ・法人税 (令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間) ・所得税 (令和9年1月1日～令和11年12月31日までの3年間) 【地方税】 ・法人住民税、法人事業税、個人住民税 (令和10年4月1日～令和13年3月31日までの3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標(牛肉:1,132億円)の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。 このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(令和7年4月閣議決定)」(目標年度令和12年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用、食料安全保障の確保、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重

		点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）」 ・ 「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本」 「国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定め（牛肉：36万トン）ているとともに、 「令和12年度までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（牛肉：1,132億円）とすることを目指す」とされている。 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年3月農林水産省策定）」 ・ 「生産現場において生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図ることが重要」「酪農及び肉用牛生産が耕種農業を行うことが困難な中山間地、寒冷地、離島等の条件不利地域における土地利用を可能とすることや、国産飼料に立脚した畜産が「食料安全保障の確保」に資する」とされている。 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月閣議決定）」 ・ 「日本の強みを有する品目として選定した輸出重点品目について、品目 毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源 を重点的に投入する」とされている。 「農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」 ・ 「我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていくことが必要である。このため、生産基盤強化を目的とする関連政策を重点的に推進する」とされている。
②	政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 農業の持続的な発展 〔政策分野〕 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	令和12年度※の牛肉（部分肉）の生産量 36万トン ※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。 【牛肉（部分肉）生産量の目標】 単位：万トン <table><tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr><tr><td>生産量</td><td>34.8</td><td>35.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr><tr><td>生産量</td><td>35.6</td><td>35.8</td><td>35.9</td><td>36.0</td></tr></table> ※ 令和3年度～令和4年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）のもの。令和5年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に即したもので、部分肉ベースの数値。 【測定指標】 ・牛肉（部分肉）生産量 ・肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	生産量	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	生産量	35.6	35.8	35.9	36.0												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																		
生産量	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5																																		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度																																				
生産量	35.6	35.8	35.9	36.0																																				
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。																																				
10	有効性等	①	適用数	【法人】 単位：法人、件 <table><tr><th></th><th>令和3年度 実績/見込</th><th>令和4年度 実績/見込</th><th>令和5年度 実績</th><th>令和6年度 見込</th><th>令和7年度 見込</th></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>4,731</td><td>4,934</td><td>5,136</td><td>5,339</td><td>5,542</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>2,021</td><td>1,930</td><td>1,765</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和8年度 見込</th><th>令和9年度 見込</th><th>令和10年度 見込</th><th>令和11年度 見込</th><th>令和12年度 見込</th></tr><tr><td>適用の範囲</td><td>5,745</td><td>5,948</td><td>6,150</td><td>6,353</td><td>6,556</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td><td>1,857</td></tr></table> ・農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・前回要望時において想定した令和5年度の適用者数は1,644件であったが、令和5年度の実績は1,765件であり、想定を上回った。		令和3年度 実績/見込	令和4年度 実績/見込	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542	適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857		令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込	適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556	適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
	令和3年度 実績/見込	令和4年度 実績/見込	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込																																			
適用の範囲	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542																																			
適用件数	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857																																			
	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込																																			
適用の範囲	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556																																			
適用件数	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857																																			

			【個人】 単位：人、件					
			令和 3年度 実績/見込	令和 4年度 実績/見込	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	
		適用の範囲	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908	
		適用件数	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905	
			令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	
		適用の範囲	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605	
		適用件数	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905	
		・ 農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。 ・ 前回要望時において想定した令和5年度の適用者数は20,369件であったが、令和5年度の実績は9,796件であり、想定を下回った。これは、農家戸数の減少に加え、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに伴い、本特例措置の利用が減ったためと推察される。						
		【算定根拠】 ・ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ・ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ・ 所得税及び個人住民税については同一件数。 ・ 令和3年度～令和5年度の適用件数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）及び統計年報（国税庁）の値を採用。 ・ 令和6～12年度の適用件数は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の適用数の平均値を採用。 ・ 適用の範囲は、令和2年及び平成27年の農林業センサス（農林水産省）の数値を用いた推計値であることから見込である。 ・ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添2～6のとおり。						
②：適用額		【法人】 単位：百万円						
			令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込	令和 7年度 見込	
		適用額	36,154	28,734	22,472	32,074	32,074	
			令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	
		適用額	32,074	32,074	32,074	32,074	32,074	

		・ 前回要望時において想定した令和5年度の適用額は32,379百万円であったが、令和5年度の実績は22,472百万円であり、想定を下回った。 【算定根拠】 ・ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 ・ 令和3年度～令和5年度の法人税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）の値を採用。 ・ 令和6年度～令和12年度の適用額は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の適用額平均値を採用。 ・ 適用額の算出根拠は別添2～4のとおり。 ・ 適用額については法人税、法人住民税、法人事業税で同一である。																																																																																				
③ 減収額		【法人】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和3年度 実績</th><th>令和4年度 実績</th><th>令和5年度 実績</th><th>令和6年度 見込</th><th>令和7年度 見込</th></tr><tr><td>法人税</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>700</td><td>1,929</td><td>1,929</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>587</td><td>467</td><td>365</td><td>743</td><td>743</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>3,175</td><td>2,487</td><td>2,021</td><td>2,831</td><td>2,831</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>5,762</td><td>3,954</td><td>3,086</td><td>5,502</td><td>5,502</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和8年度 見込</th><th>令和9年度 見込</th><th>令和10年度 見込</th><th>令和11年度 見込</th><th>令和12年度 見込</th></tr><tr><td>法人税</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td><td>1,929</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td><td>743</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td><td>2,831</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td><td>5,502</td></tr></table> 【個人】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和3年度 実績</th><th>令和4年度 実績</th><th>令和5年度 実績</th><th>令和6年度 見込</th><th>令和7年度 見込</th></tr><tr><td>所得税</td><td>9,175</td><td>3,676</td><td>2,973</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>個人住民税</td><td>6,105</td><td>3,073</td><td>2,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>15,280</td><td>6,749</td><td>5,040</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr></table>		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	法人税	2,000	1,000	700	1,929	1,929	法人住民税	587	467	365	743	743	法人事業税	3,175	2,487	2,021	2,831	2,831	減収額計	5,762	3,954	3,086	5,502	5,502		令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込	法人税	1,929	1,929	1,929	1,929	1,929	法人住民税	743	743	743	743	743	法人事業税	2,831	2,831	2,831	2,831	2,831	減収額計	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	所得税	9,175	3,676	2,973	3,000	3,000	個人住民税	6,105	3,073	2,067	6,067	6,067	減収額計	15,280	6,749	5,040	9,067	9,067
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込																																																																																	
法人税	2,000	1,000	700	1,929	1,929																																																																																	
法人住民税	587	467	365	743	743																																																																																	
法人事業税	3,175	2,487	2,021	2,831	2,831																																																																																	
減収額計	5,762	3,954	3,086	5,502	5,502																																																																																	
	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込																																																																																	
法人税	1,929	1,929	1,929	1,929	1,929																																																																																	
法人住民税	743	743	743	743	743																																																																																	
法人事業税	2,831	2,831	2,831	2,831	2,831																																																																																	
減収額計	5,502	5,502	5,502	5,502	5,502																																																																																	
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込																																																																																	
所得税	9,175	3,676	2,973	3,000	3,000																																																																																	
個人住民税	6,105	3,073	2,067	6,067	6,067																																																																																	
減収額計	15,280	6,749	5,040	9,067	9,067																																																																																	

		<table><tr><td></td><td>令和 8年度 見込</td><td>令和 9年度 見込</td><td>令和 10年度 見込</td><td>令和 11年度 見込</td><td>令和 12年度 見込</td></tr><tr><td>所得税</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>個人住民税</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td><td>6,067</td></tr><tr><td>減収額計</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr></table>		令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067	減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067				
	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込																									
所得税	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000																									
個人住民税	6,067	6,067	6,067	6,067	6,067																									
減収額計	9,067	9,067	9,067	9,067	9,067																									
		【算定根拠】 - 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課による推計結果。 - 令和3年度～令和5年度の法人税の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会報告、第213回国会報告、第217回国会報告）の値は損算入額であるため、租税特別措置の増減収額試算の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の法人税、法人住民税、法人事業税ともに、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用。 - 法人の減収額計は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添2～4のとおり）。 - 令和3年度～令和5年度の所得税の減収額は、統計年報（国税庁）の値を採用。 - 令和3年度～令和5年度の個人住民税の減収額は、統計年報（国税庁）の特例措置を適用した肉用牛の売却所得金額に住民税10%を乗じた値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の所得税の減収額は、法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和7年度）の値を採用。 - 令和6年度～令和12年度の個人住民税の減収額は、直近7カ年（平成29～令和5年度）の減収額の平均値を採用 - 個人の減収額計は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添5及び6のとおり）。																												
④ 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 【牛肉（部分肉）生産量】 単位：万トン、% <table><tr><td></td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td><td>令和 7年度</td><td>令和 8年度</td></tr><tr><td>目標</td><td>34.8</td><td>35.3</td><td>35.0</td><td>35.2</td><td>35.4</td><td>35.5</td></tr><tr><td>実績/見込</td><td>33.6</td><td>34.8</td><td>35.1</td><td>35.3</td><td>35.5</td><td>35.8</td></tr><tr><td>達成度</td><td>96.6</td><td>98.9</td><td>100.3</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr></table>		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5	実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8	達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																								
目標	34.8	35.3	35.0	35.2	35.4	35.5																								
実績/見込	33.6	34.8	35.1	35.3	35.5	35.8																								
達成度	96.6	98.9	100.3	100.0	100.0	100.0																								

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
目標	35.6	35.8	35.9	36.0
見込	36.0	36.3	36.5	36.8
達成度	100.0	100.0	100.0	100.0

特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

牛肉の生産量は前年度を上回って推移しているものの、令和3年度及び令和4年度は目標を達成できなかった。この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用牛子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられるが、令和6年度において、目標とした牛肉生産量35.2万トンに対し、実績は35.3万トンと同水準となった。

また、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用牛子牛生産者の高齢化の進展等による小規模層を中心とした飼養戸数の減少により、牛肉生産の基盤である肉用牛繁殖雌牛が減少している。

【肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数】 単位：頭

	令和 3年 実績	令和 4年 実績	令和 5年 実績	令和 6年 実績
1戸当たりの 飼養頭数	61.9	64.7	69.6	73.2

【肉用牛農家の繁殖雌牛の飼養頭数】 単位：千頭

	令和 3年 実績	令和 4年 実績	令和 5年 実績	令和 6年 実績
繁殖雌牛 飼養頭数	633	637	645	640

「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年)」「食肉鶏卵課税実施」では、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てたと回答した者の割合は個人全体の87%、法人全体の81%を占める結果であり、税負担の軽減分は規模拡大に向けた投資に向けられている。また、今後の本特例措置の税負担の軽減分の活用見込みについても、同様に「生産性向上」「規模拡大」「施設整備」に充てる予定と回答した者の割合が個人全体の87%、法人全体の82%を占める結果であった。

このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉

用牛経営の安定と中長期的な肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和4年度の目標値は、以前の食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)のもの。令和5年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)に即したもの。
- ・ 牛肉生産量の令和3年度～令和6年度の実績値は、農林水産省「食肉流通統計」。
- ・ 令和7年度以降の見込値は、令和4年度から令和6年度の牛肉生産量の平均増加率0.7%を基に試算。
- ・ 1戸当たりの飼養戸数および飼養頭数は、農林水産省「畜産統計」より。

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置の要望に当たり実施した肉用牛経営者を対象とした実態調査(有効回答数約1,700件)によれば、特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量(推計)が増加し規模拡大が進んでおり、非適用者と比較して、個人では約2倍、法人では約5.1倍の水準にある。

【特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数(個人)	頭	25.8	33.4	129.5%
1戸当たりの牛肉生産量(個人)	トン	7.7	9.8	127.0%
1戸当たりの頭数(法人)	頭	782.0	811.4	103.6%
1戸当たりの牛肉生産量(法人)	トン	234.2	238.3	101.8%

【特例措置非適用者(※1)の1戸当たりの飼養頭数等の推移】

	単位	令和 5年 実績	令和 6年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数(個人)	頭	18.0	16.5	91.7%
1戸当たりの牛肉生産量(個人)	トン	5.4	4.8	89.9%
1戸当たりの頭数(法人)	頭	156.8	159.3	101.6%
1戸当たりの牛肉生産量(法人)	トン	47.0	47.1	100.3%

また、本特例措置の適用者と非適用者について、補助金の利活用を含めた外部環境は同一である（※２）と考えられることから、それぞれの増頭数の差である個人で 9.1 頭、法人で 26.9 頭が本特例措置の直接的な効果と考えている。

【特例措置適用者・非適用者の 1 戸当たりの飼養頭数の推移】

区分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	増加頭数
特例措置適用者	個人	頭	25.8	33.4	7.6
	法人	頭	782.0	811.4	29.4
特例措置非適用者	個人	頭	18.0	16.5	△1.5
	法人	頭	156.8	159.3	2.5

飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1 戸当たり飼養頭数の増大）であり、牛肉生産量の目標達成に向けて、直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。

今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者においては、非適用者に比して積極的に規模拡大が図られる。また、特例措置適用者数は 1 ～ 2 万件程度で推移しており、本特例措置は、国産牛肉の安定供給に貢献している。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

- ・ 1 戸当たりの飼養頭数
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和 6 年）」より。
- ・ 1 戸当たりの牛肉生産量（推計）
（1 戸当たりの飼養頭数）×（飼養頭数のうち販売される頭数の割合）×（1 頭当たりの平均枝肉重量）
- ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1 戸当たりの平均）
畜産物生産費統計より、1 経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出
- ・ 1 頭当たりの平均枝肉重量
食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を取引頭数で除して算出

（※ 1）特例措置非適用者
実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）

（※ 2）補助金の利活用を含めた外部環境は同一
特例措置の利用有無や個人・法人に関わらず、多くの肉用牛農家は経営安定対策に加入しており、また、規模拡大に資する補助金も含め各種事業に参加する機会は平等なことから、補助金の利活用を含めた外部環境は同一と考える。

		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤	税収減を是認する理由等	《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：令和3年度～令和12年度) ＜経済波及効果の試算＞ 令和5年度の法人における推定減収額 3,386 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使用された割合(81%)に当たる 2,743 百万円の肉用牛生産に投資したことによる経済波及効果は、生産誘発額として、約 6,729 百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果) 肉用牛部門の生産増加額 2,623 百万円 ・(間接効果) 飼料・運輸等での生産増加額 4,107 百万円 ※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数(100部門)」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1－1参照 ※ アンケート調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和6年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用 経済波及効果は約 6,729 百万円と推定減収額の 3,386 百万円を上回るため、是認できる。 また、令和7年度以降の法人における推定減収額 5,545 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合(82%)に当たる 4,547 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 11,155 百万円となる。 生産誘発額の内訳 第1次波及効果 ・(直接効果) 肉用牛部門の生産増加額 4,347 百万円 ・(間接効果) 飼料・運輸等での生産増加額 6,807 百万円 経済波及効果は約 11,155 百万円と推定減収額の 5,545 百万円を上回るため、是認できる。 よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【法人】

単位：百万円

	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込
減収額	5,762	3,954	3,386	5,545
経済波及効果	11,449	7,858	6,729	11,155

	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込
減収額	5,545	5,545	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155	11,155	11,155

	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込
減収額	5,545	5,545
経済波及効果	11,155	11,155

一方、個人においても同様に試算すると、令和5年度の推定減収額 5,040 百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（87％）に当たる 4,385 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 10,757 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 4,193 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 6,565 百万円

経済波及効果は約 10,757 百万円と推定減収額の 5,040 百万円を上回るため、是認できる。

また、令和7年度以降の個人における推定減収額 9,067 百万円のうち、実態調査において、本税制措置により免税された金額のこれからの活用先として、生産性向上、規模拡大、施設整備に充てられる割合（87％）に当たる 7,888 百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約 19,351 百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

- ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額 7,542 百万円
- ・（間接効果）飼料・運輸等での生産額増加額 11,809 百万円

経済波及効果は約 19,351 百万円と推定減収額の 5,040 百万円に対し、上回るため是認できる。

			※ 経済波及効果の計算方法として、「令和2年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表の逆行列係数（100部門）」を使用 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1－2参照 ※ 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（令和6年）」より。 よって、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。 【個人】 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>令和 3年度 実績</th><th>令和 4年度 実績</th><th>令和 5年度 実績</th><th>令和 6年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>15,280</td><td>6,749</td><td>5,040</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>32,613</td><td>14,405</td><td>10,757</td><td>19,351</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 7年度 見込</th><th>令和 8年度 見込</th><th>令和 9年度 見込</th><th>令和 10年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>19,351</td><td>19,351</td><td>19,351</td><td>19,351</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>令和 11年度 見込</th><th>令和 12年度 見込</th></tr><tr><td>減収額</td><td>9,067</td><td>9,067</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>19,351</td><td>19,351</td></tr></table> 本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。		令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込	減収額	15,280	6,749	5,040	9,067	経済波及効果	32,613	14,405	10,757	19,351		令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込	減収額	9,067	9,067	9,067	9,067	経済波及効果	19,351	19,351	19,351	19,351		令和 11年度 見込	令和 12年度 見込	減収額	9,067	9,067	経済波及効果	19,351	19,351
	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込																																						
減収額	15,280	6,749	5,040	9,067																																						
経済波及効果	32,613	14,405	10,757	19,351																																						
	令和 7年度 見込	令和 8年度 見込	令和 9年度 見込	令和 10年度 見込																																						
減収額	9,067	9,067	9,067	9,067																																						
経済波及効果	19,351	19,351	19,351	19,351																																						
	令和 11年度 見込	令和 12年度 見込																																								
減収額	9,067	9,067																																								
経済波及効果	19,351	19,351																																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村振興地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。 これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農の進展や、ウクライナ情勢や円安の進行等による飼料やその他資材、エネルギー価格等の高騰を受け、生産コストが上昇する中、枝肉・子牛価格の低迷が続いていたことに加え、米国の関税政策等により景気の先行きに不透明感が増すなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。 さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度																																							

		までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。 このため、本特例措置により自己資本の充実を図ることで経営全体を下支し、肉用牛農家の経営の安定を図り、中山間地や離島等の条件不利地域における土地の有効活用し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。 また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。 一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等による生産効率の向上によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村振興地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。 また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月（R4 農水 03）

別添1－1

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (4,667)		
令和4年度	肉用牛 (3,203)		
令和5年度	肉用牛 (2,743)		
令和6年度	肉用牛 (4,491)		
令和7年度	肉用牛 (4,547)		
令和8年度	肉用牛 (4,547)		
令和9年度	肉用牛 (4,547)		
令和10年度	肉用牛 (4,547)		
令和11年度	肉用牛 (4,547)		
令和12年度	肉用牛 (4,547)		

別添1－2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和3年度	肉用牛 (13,294)		
令和4年度	肉用牛 (5,872)		
令和5年度	肉用牛 (4,385)		
令和6年度	肉用牛 (7,888)		
令和7年度	肉用牛 (7,888)		
令和8年度	肉用牛 (7,888)		
令和9年度	肉用牛 (7,888)		
令和10年度	肉用牛 (7,888)		
令和11年度	肉用牛 (7,888)		
令和12年度	肉用牛 (7,888)		

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人税
根拠法	措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3年度 実績/ 一部推計	4年度 実績/ 一部推計	5年度 実績/ 一部推計	6年度 見込み	7年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,000,000	1,000,000	700,000	1,928,571	1,928,571
1件あたり 減収額(千円)	990	518	1,093	1,038	1,038
	8年度 見込み	9年度 見込み	10年度 見込み	11年度 見込み	12年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571	1,928,571
1件あたり 減収額(千円)	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数(3～5年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(3～5年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額(3～5年度) : 「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数(3～12年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1年当たりの増加数
 1年当たり 202.8人増加する見込みで推計
- ※1「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均
 (29年度:1,708件、30年度:1,776件、元年度:1,909件、2年度:1,893件、3年度:2,021件、4年度:1,930件、5年度:1,765件)
- ③ 適用額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の適用件数の平均
 (29年度:34,106,372千円、30年度:33,861,750千円、元年度:37,834,266千円、2年度:32,058,613千円、3年度:36,154,183千円、4年度:28,733,792千円、5年度:22,472,342千円)
- ④ 減収額(6～12年度) : 直近7カ年(29～5年度)の減収額の平均
 (29年度:2,700,000千円、30年度:2,500,000千円、元年度:2,600,000千円、2年度:2,000,000千円、3年度:2,000,000千円、4年度:1,000,000千円、5年度:700,000千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	587,144	466,636	364,951	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	291	242	207	400	400
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	742,971	742,971	742,971	742,971	742,971
1 件あたり 減収額 (千円)	400	400	400	400	400

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1 年当たりの増加数
 1 年当たり 202.8 人増加する見込みで推計
- ※ 1 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 1,708 件、30 年度 : 1,776 件、元年度 : 1,909 件、2 年度 : 1,893 件、3 年度 : 2,021 件、4 年度 : 1,930 件、5 年度 : 1,765 件)
- ③ 適用額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 34,106,372 千円、30 年度 : 33,861,750 千円、元年度 : 37,834,266 千円、2 年度 : 32,058,613 千円、3 年度 : 36,154,183 千円、4 年度 : 28,733,792 千円、5 年度 : 22,472,342 千円)
- ④ 減収額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の減収額の平均
 (29 年度 : 1,029,535 千円、30 年度 : 1,017,784 千円、元年度 : 1,132,303 千円、2 年度 : 602,445 千円、3 年度 : 587,144 千円、4 年度 : 466,636 千円、5 年度 : 364,951 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	法人事業税
根拠法	地法 72、措法 67 の 3

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,731	4,934	5,136	5,339	5,542
適用件数 (件)	2,021	1,930	1,765	1,857	1,857
適用額 (千円)	36,154,183	28,733,792	22,472,342	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	3,174,543	2,487,352	2,021,431	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,571	1,289	1,145	1,524	1,524
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	5,745	5,948	6,150	6,353	6,556
適用件数 (件)	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
適用額 (千円)	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474	32,174,474
減収額合計 (千円)	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634	2,830,634
1 件あたり 減収額 (千円)	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ③ 適用額 (3～5 年度) : 「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」
- ④ 減収額 (3～5 年度) : 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
 $(4,528^{※1} - 3,514^{※2}) \div 5 = 202.8$ … 1 年当たりの増加数
 1 年当たり 202.8 人増加する見込みで推計
- ※ 1 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ※ 2 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用件数の平均
 (29 年度 : 1,708 件、30 年度 : 1,776 件、元年度 : 1,909 件、2 年度 : 1,893 件、3 年度 : 2,021 件、4 年度 : 1,930 件、5 年度 : 1,765 件)
- ③ 適用額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の適用額の平均
 (29 年度 : 34,106,372 千円、30 年度 : 33,861,750 千円、元年度 : 37,834,266 千円、2 年度 : 32,058,613 千円、3 年度 : 36,154,183 千円、4 年度 : 28,733,792 千円、5 年度 : 22,472,342 千円)
- ④ 減収額 (6～12 年度) : 直近 7 力年 (29～5 年度) の減収額の平均
 (29 年度 : 3,013,318 千円、30 年度 : 2,996,363 千円、元年度 : 3,340,792 千円、2 年度 : 2,780,638 千円、3 年度 : 3,174,543 千円、4 年度 : 2,487,352 千円、5 年度 : 2,021,431 千円)

※ 適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	所得税
根拠法	措法 25

1 適用実績及び適用見込み

	3年度 実績/ 一部推計	4年度 実績/ 一部推計	5年度 実績/ 一部推計	6年度 見込み	7年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	9,175,000	3,676,000	2,973,000	3,000,000	3,000,000
1件あたり 減収額(千円)	533	299	303	177	177
	8年度 見込み	9年度 見込み	10年度 見込み	11年度 見込み	12年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1件あたり 減収額(千円)	177	177	177	177	177

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : ー
 ② 適用件数(3～5年度): 「統計年報(国税庁)」
 ③ 減 収 額(3～5年度): 「統計年報(国税庁)」

(2) 適用見込み

- ① 対象者数(3～12年度):
 $(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) \div 5 = 3,260.6 \cdots$ 1年当たりの減少数
 1年当たり3,260.6人減少する見込みで推計
 ※1 「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
 ※2 「令和2年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数(6～12年度): 直近7か年(29～5)の適用件数の平均
 (29年度: 21,282件、30年度: 20,923件、元年度: 19,452件、2年度: 17,374件、3年度: 17,211件、4年度: 12,297件、5年度: 9,796件)
 ③ 減 収 額(6～12年度): 財務省「法人税関係以外の租税特別措置法の増減収見込額(令和7年8月)」

税制措置の適用実績及び適用見込み

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	3 年度 実績/ 一部推計	4 年度 実績/ 一部推計	5 年度 実績/ 一部推計	6 年度 見込み	7 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	45,950	42,690	39,429	36,169	32,908
適用件数 (件)	17,211	12,297	9,796	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,104,500	3,073,200	2,067,300	6,066,629	6,066,629
1 件あたり 減収額 (千円)	355	250	211	359	359
	8 年度 見込み	9 年度 見込み	10 年度 見込み	11 年度 見込み	12 年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	29,647	26,387	23,126	19,866	16,605
適用件数 (件)	16,905	16,905	16,905	16,905	16,905
減収額合計 (千円)	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629	6,066,629
1 件あたり 減収額 (千円)	359	359	359	359	359

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数 : —
- ② 適用件数 (3～5 年度) : 「統計年報 (国税庁)」
- ③ 減 収 額 (3～5 年度) : [総所得金額等額^{※1}] × [税率 (都道府県、市町村)^{※2}]
- ※1 「統計年報 (国税庁)」 ※2 都道府県 4 %、市町村 6 %

(2) 適用見込み

- ① 対象者数 (3～12 年度) :
(65,514^{※1} - 49,211^{※2}) ÷ 5 = 3,260.6… 1 年当たりの減少数
1 年当たり 3,260.6 人減少する見込みで推計
- ※1 「平成 27 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ※2 「令和 2 年農林業センサス (農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計

- ② 適用件数 (6～12 年度) : 直近 7 か年 (29～5) の適用件数の平均
(29 年度 : 21,282 件、30 年度 : 20,923 件、元年度 : 19,452 件、2 年度 : 17,374 件、3 年度 : 17,211 件、4 年度 : 12,297 件、5 年度 : 9,796 件)
- ③ 減 収 額 (6～12 年度) : 直近 7 か年 (29～5) の適用件数の平均
(29 年度 : 9,676,000 千円、30 年度 : 8,479,100 千円、元年度 : 7,571,100 千円、2 年度 : 5,495,200 千円、3 年度 : 6,104,500 千円、4 年度 : 3,073,200 千円、5 年度 : 2,067,300 千円)

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	大胆な投資促進税制の創設
経産02	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置
経産03	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等
経産04	海外投資等損失準備金制度の延長
経産05	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
経産06	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
経産07	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等
経産08	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
経産09	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設
経産10	電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長
経産11	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	大胆な投資促進税制の創設		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☒ 新設	☐ 拡充	☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（2030年度に135兆円、2040年度に200兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化）は、政策目的（2030年度に135兆円、2040年度に200兆円の新たな官民国内投資目標を達成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、評価書を追記・修正いたしました。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 新税制要望であり、既存の適用数等を参考とした定量的な見込み試算が困難である。適用額が定まり次第、適用数の見込みが試算可能となる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 新税制要望であり、既存の適用数等を参考とした定量的な見込み試算が困難である。適用額が定まり次第、減収額の見込みが試算可能となる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 今後同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等についても精査する。
② 今後本特例措置で対象とする法人等の特性及び他の政策手段との比較についても精査する。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されておらず、(8)同様の政策手段に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	大胆な投資促進税制の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義、所得税: 外、法人住民税: 義、事業税: 義(国税 7・地方税 5)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 - 《要望の内容》 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 《関係条項》 -
5	担当部局	経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: -
7	創設年度及び改正経緯	-
8	適用又は延長期間	5 年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を達成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 《政策目的の根拠》 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】 (令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 ②: 政策体系における政策目的の位置 【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		付け	
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	日本経済の停滞要因の一つは投資不足であり、実際に、日本と他国の潜在成長率の最大の違いが資本投入量であることを踏まえ、高付加価値化に資する、国内設備投資を促進し、経済・産業構造の転換を図ることが必要。 特に、金融危機以降、多くの日本企業は海外で投資を拡大し、日本での投資は横ばいとなり、昨今では海外各国においても産業政策が活発化している中で、我が国における投資控えや他国への投資流出が進展することを防ぐべく、本税制を措置し、高付加価値型の設備投資の増大及び生産性の向上を後押しする。こうした取組を通じて、2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化を目指す。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	精査中
10	有効性等	①: 適用数	精査中 【算定根拠】
		②: 適用額	精査中 【算定根拠】
		③: 減収額	精査中 【算定根拠】
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤: 税収減を是認する理由等	民間投資の拡大を実現するとともに、我が国経済全体の生産性の向上に寄与する。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③: 地方公共団体が協力する相当性	－
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☒ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（2040年度200兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
① 租税特別措置の適用額や適用年数が未定のため、現時点で具体的かつ定量的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に、本税制の適用を受けて造成された産業用地面積や立地した企業の設備投資額等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。
② 2040年度200兆円の国内投資目標に向けた本特例措置の達成目標について、本措置の適用額や適用年数が決定し次第、それを踏まえた目標設定を行う予定である。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 地方公共団体を対象としたアンケートにより、今後5年間に、民間開発事業者が土地取得を行う官民連携により造成予定の産業用地の件数は100件と予定されており、更に、今後官民連携による産業用地整備を検討したいとする地方公共団体が約60%にわたり、官民連携事例の増加も予測されることを踏まえると、年間20～30件が見込まれる。(適用年数が未定のため、年間件数表記とする。)
※当該適用数の見込みを追記する形で、評価書を修正する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地方公共団体を対象としたアンケートにより、今後5年間に、民間開発事業者が土地取得を行う官民連携により造成予定の産業用地の件数は100件と予定されており、更に、今後官民連携による産業用地整備を検討したいとする地方公共団体が約60%にわたり、官民連携事例の増加も予測されることを踏まえると、年間20～30件が見込まれる」との説明では、将来の適用数について算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 新税制要望であり、現時点で税制適用年数が定まっていないため、減収額の試算が困難であるが、「適用額×適用数×適用年数」を算定式とし、適用年数等が定まり次第、減収額が明示可能となる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① (1)と同じく、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。
② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 産業の基盤となる産業用地の確保のために活用できる他の租税特別措置として、例えば、(1)地方公共団体や土地開発公社、土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、(2)地方公共団体や民間等が施行する農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合、(3)地方公共団体等（民間を除く）が施行する特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合、等があり、それぞれ土地の所有者に対する譲渡所得の特別控除が措置されているが、(1)と(3)は、本要望税制が想定する（地方公共団体と連携した）民間開発事業者による土地購入は対象外であり、(2)は民間等による土地購入は含まれているが、活用可能な地域について人口要件が設けられている。本要望措置は、地方公共団体がノウハウ等の補完の観点から民間事業者と連携して行う産業用地整備事業のために土地を譲渡する者への税制上の措置を想定しており、(1)～(3)といった既存の措置内容とは対象範囲が異なるものである。
② また、産業用地の整備において、土地所有者の数や交渉の状況による合意形成期間の長期化、不可抗力的な事由による工期や開発区域の変更等が起こりやすく、事前に確度の高い施行期間や予算額を予測することは困難であることから、単年度の予算執行を前提とする補助金による措置ではなく、租税特別措置によることは政策手段として有効かつ妥当である。
※上記①及び②に記載の内容を追記する形で、評価書を修正する。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 12) 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)(国税 12・地方税 22) ②: 上記以外の税目 所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 － 《要望の内容》 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、限られた適地の有効利用及び計画的な土地利用を図るべく、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備を行う場合において、土地の譲渡に係る税制上の措置を検討する。 《関係条項》 －
5	担当部局	経済産業政策局地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間:
7	創設年度及び改正経緯	－
8	適用又は延長期間	－
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 《政策目的の根拠》 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 経済産業省政策評価基本計画 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、地方公共団体と民間事業者が連携して行う産業用地整備の事業のために土地を譲渡する場合においても税制措置を講じることで、より一層の適地の有効利用及び土地の計画的利用による産業用地の確保を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の促進に貢献する。
10	有効性等	①: 適用数	年間 20～30 件 【算定根拠】 地方公共団体を対象としたアンケート(回答数: 420 自治体)により、今後、民間開発事業者が土地取得を行う官民連携の手法により造成予定の産業用地整備件数は年間 20～30 件と見込まれている。
		②: 適用額	精査中 【算定根拠】
		③: 減収額	精査中 【算定根拠】
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤: 税込減を是認する理由等	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標を達成するためには、地域の特性に応じて高い付加価値を創出し地域経済に裨益する産業の立地基盤となる産業用地の新たな確保が不可欠。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足(技術者の不足)や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、ノウハウ等の補完のために民間開発事業者と連携し、産業用地整備を行う地方公共団体もある。 地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の譲渡に係る税制措置を講ずることにより、限られた適地の有効利用及び土地の計画的な利用を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望措置は、高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、地域経済に波及効果をもたらす産業用地を整備する際、地方公共団体がノウハウ等の補完の観点から民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業のために土地を譲渡する者への税制上の措置を想定しており、下記「②他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄に記載の(1)～(3)といった既存の措置内容とは対象範囲が異なるものである。 また、産業用地の整備において、土地所有者の数や交渉の状況による合意形成期間の長期化、不可抗力的な事由による工期や開発区域の変更等が起こりやすく、事前に確度の高い施行期間や予算額を予測することは困難であることから、補助金による措置ではなく、租税特別措置によることは政策手段として有効且つ妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	産業の基盤となる産業用地の確保のために活用できる他の租税特別措置として、例えば、(1)地方公共団体や土地開発公社、土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合、(2)地方公共団体や民間事業者等が施行する農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合、(3)地方公共団体等(民間を除く)が施行する特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合等があり、土地の所有者に対する譲渡所得の特別控除が措置されているが、(1)と(3)は、本要望税制が想定する(地方公共団体と連携した)民間開発事業者による土地購入は対象外、(2)は、民間等による土地購入は含まれているが、制度の活用可能な地域について人口要件等が設けられており、地域が限定されている。

		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、産業用地の整備に寄与し、地域の産業振興・産業集積が促進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

(行政機関名：経済産業省)

(1) 達成目標 (点検結果の分類: B段階)

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(点検結果の分類: **A段階**)

【経済産業省の補足説明】

① 算定根拠は、新規出資型については、2023年の国内スタートアップへの事業会社によ

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(点検結果の分類: **A段階**)

【点検結果】
① 点検項目(2)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(点検結果の分類: **A段階**)

① 内訳は以下のとおりであり、実効税率を使用せずに試算した。

※法人事業税には付加価値割、所得割、特別法人事業税を含む

② 下記の通り算定
出典：(財務省「法人課税に関する基本的な資料」、総務省「法人住民税・法人事業税」)

番号	内訳	備考
①	法人税の減収額	法人税率を23.2%として、本措置による所得の減収額×23.2%により算定
②	本措置による所得の減収額	事前評価「10有効性等②適用額」
③	法人住民税の減収額	法人住民税率7.0%として、①×7.0%により算定
④	法人事業税（付加価値割）の減収額	法人事業税率（付加価値割）を1.2%として、②×1.2%により算定
⑤	法人事業税（所得割）の減収額	法人事業税率（所得割）を1.0%として、②×1.0%により算定
⑥	特別法人事業税の減収額	特別法人事業税率を260.0%として、⑤×260.0%により算定

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（法人住民税、法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① (4)に記載のとおり
【点検結果】 ① 点検項目(4)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 所期の達成目標（スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）に対する過去の効果について、「2020年 事業法人系 1,896億円、全体 5,957億円、2021年 事業法人系 2,293億円、全体 12,472億円、2022年 事業法人系 2,451億円、全体 10,256億円、2023年 事業法人系 2,378億円、全体 8,787億円、2024年 事業法人系 2,125億円、全体 8,622億円※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後のEXITまでの投資なども含む。※事業法人系は事業法人、CVCを含む。全体には、事業法人系に加え、独立系VC、金融機関系（金融機関、金融系VC）、政府・大学系（政府・地方自治体などの投資、政府系VC、大学系VC）、海外（海外金融機関、海外法人、海外VC）、その他（上記以外（不明含む））を含む。※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年1月20日時点）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 所期の達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める）に対する過去の効果について、「2020年 M&A 23件、IPO 36件、2021年 M&A 46件、IPO 46件、2022年 M&A 45件、IPO 40件、2023年 M&A 34件、IPO 34件、2024年 M&A 57件、IPO 38件※スタートアップは被買収時点でVC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業※M&Aは被買収・子会社化・主要株式取得を指す。※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年3月27日時点）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明

らかにされていない。 ③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数43件（令和5年度）が前回評価時の将来予測228件とかなり離れているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ④ 所期の達成目標（スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）に対する過去の効果について、「本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額は、令和5年度の適用額から見積もと1年間で約336億円であり、これは2023年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約14%にあたる。また、2020年から2023年の事業法人によるスタートアップ投資額の年平均成長率（CAGR）は約7.8%に対し、令和2年度から令和5年度の本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への出資額の年平均成長率は、約14.5%であり、上記の年平均成長率を上回っており、今後も事業会社のスタートアップへの投資を後押ししていくことが見込まれる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑤ 所期の達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑥ 所期の達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「日本のスタートアップにおけるM&A Exitについては、IPOに対するM&Aの件数比が2020年においてIPO:M&A=1:0.64であったのに対し、2024年には1:1.5となっており増加傾向が見られている」と説明されているが、年度ごとの比率が明らかにされておらず具体的な達成状況が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 別添資料（スピーダ（INITIAL）Japan Startup Finance 2024 p.75.） ② 別添資料「スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年3月27日時点）」をもとに経産省が作成した資料（第4回 研究開発税制等の在り方に関する研究会資料） ③ 適用数は当初計画に達していないものの、2022年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少する中、我が国の国内スタートアップへの投資金額においては堅調に推移し、その内、事業会社における国内スタートアップ投資金額は全体の約25%を堅持しており、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定の後押しを行ってきたと見込まれる。 ④ 我が国の国内スタートアップへの投資金額においては堅調に推移し、その内、事業会社における国内スタートアップ投資金額は全体の約25%を堅持しており、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定の後押しを行ってきたと見込まれる。 ⑤ 制度創設初年度である令和5年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップのM&Aの金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。 こうした中、スタートアップの更なる成長により、我が国企業の競争力を強化する観点から、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの更なる連携を促し、またスタートアップ等の出口の多様化を実現することができる本税制を引き続き措置することが有効であると考えられる。 ⑥ IPOに対するM&Aの件数比はIPO:M&A=1:0.64（2020年）、1:1（2021年）、

1:1.12 (2022年)、1:1 (2023年) 1:1.5 (2024年) となっており増加傾向がみられる。
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 「スタートアップの更なる成長により、我が国企業の競争力を強化する観点から、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの更なる連携を促し、またスタートアップ等の出口の多様化を実現することができる本税制を引き続き措置することが有効であると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

ことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:3）へ高める）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

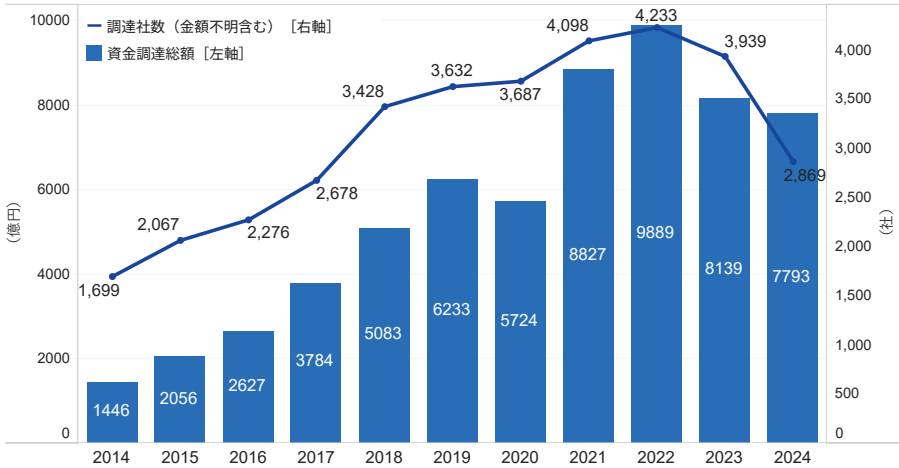
(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うスタートアップ投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(6)、及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていない

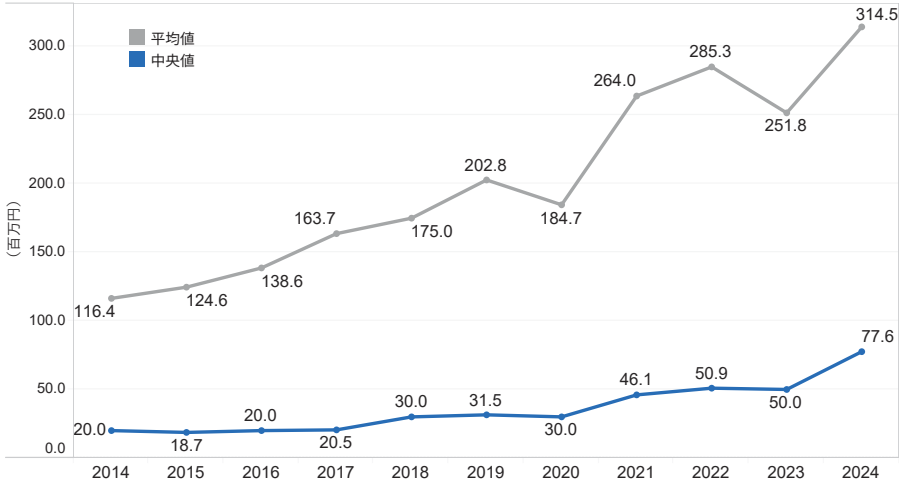
01-1 国内スタートアップの資金調達動向

国内スタートアップ資金調達額・調達社数



注1) 各年の値は集計時点までに観測されたものが対象
注2) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動し、その影響は直近年や金額が小さい案件ほど受けやすい
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2025年1月20日時点)

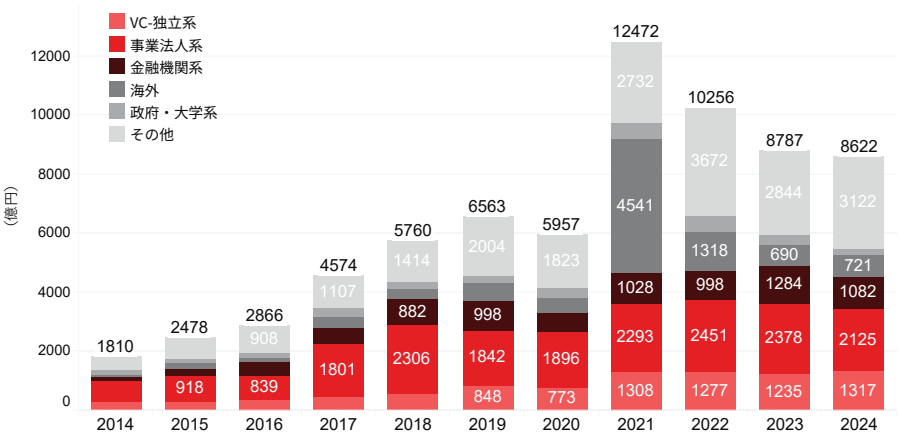
1社あたりの資金調達額傾向



注1) 各年の値は集計時点までに観測されたものが対象
注2) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動し、その影響は直近年や金額が小さい案件ほど受けやすい
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2025年1月20日時点)

05-3 系統別の投資動向

系統別の投資額



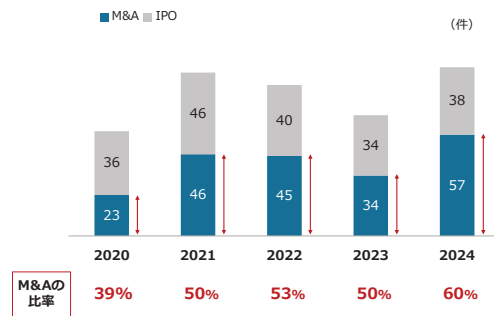
注1) 各年の値は集計時点までに観測されたものが対象
注2) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動し、その影響は直近年や金額が小さい案件ほど受けやすい
注3) 「その他」には未分類・不明を含み、系統の定義は巻頭参照
注4) 投資額は「資金調達」とは含める金額の内容が異なり推測値を含む、定義は巻頭参照
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2025年1月20日時点)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
VC-独立系	308	270	352	453	583	848	773	1308	1277	1235	1317
事業法人系	698	918	839	1801	2306	1842	1896	2293	2451	2378	2125
金融機関系	127	215	450	552	882	998	634	1028	998	1284	1082
海外	87	207	154	346	323	605	507	4541	1318	690	721
政府・大学系	146	156	164	316	251	267	324	570	540	355	256
その他	444	711	908	1107	1414	2004	1823	2732	3672	2844	3122
総計	1810	2478	2866	4574	5760	6563	5957	12472	10256	8787	8622

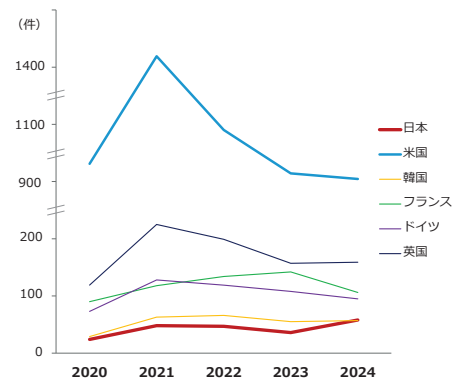
(単位: 億円)
注1) 各年の値は集計時点までに観測されたものが対象
注2) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動し、その影響は直近年や金額が小さい案件ほど受けやすい
注3) 「その他」には未分類・不明を含み、系統の定義は巻頭参照
注4) 投資額は「資金調達」とは含める金額の内容が異なり推測値を含む、定義は巻頭参照
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2025年1月20日時点)

M&A Exitは徐々に増加するも、各国と比べ未だ少ない

日本のスタートアップにおけるM&A Exitの割合



スタートアップのM&A Exit数



(参考) スタートアップは増資時時点でVC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業。

M&Aは被買収・子会社化・主要株式取得を指す。

(出典) 日本：スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年3月27日時点） 日本以外：PitchBook Data, Inc.; *Data has not been reviewed by PitchBook analysts.

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 15) 法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動) (地方税 11) ②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。 《要望の内容》 スタートアップの出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制 (スタートアップの株式取得価格に対する 25% の所得控除) の延長等を行う。 《関係条項》 租税特別措置法第六十六条の十三 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二 租税特別措置法施行規則第二十二条の十三
5	担当部局	経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	令和 2 年度創設 (令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長 (令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充 (令和 5 年 4 月 1 日～) 令和 6 年度延長 (令和 6 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間	2 年間 (令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 か年計画 (令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱: オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方

○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。

2. 目標

目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

○ この投資額は、スタートアップ 5 か年計画策定前と比較し増加しており (5,700 億円 (2020 年)→7,800 億円 (2024 年))、現在、約 8,000 億円規模 であるが、本 5 か年計画において 2027 年度に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

3. パッケージの方向性

○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、件数としては、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 4 割程度あり、諸外国と比較して IPO の比率が高く、さらに M&A の比率を高めていくことが求められる。

○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略 (出口戦略) としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

【統合イノベーション戦略 2023 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)】

第 1 章 総論 (国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション)

2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸

(3) イノベーション・エコシステムの形成

③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大

(成長志向の資金循環形成)

オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。

【経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換)

さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法

		制の整備を進める。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ① オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。 【統合イノベーション戦略 2025（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）】 2. 第 6 期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③ 人材・技術・資金の好循環の促進 スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月閣議決定）】 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （5）スタートアップへの支援 出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。 【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 IV. 「スタートアップ育成 5 か年計画」の強化 3. オープンイノベーション・調達の推進 ① オープンイノベーション促進税制の活用促進 スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25% を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及																		
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:3）へ高める。																		
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。																		
10	有効性等	① 適用数	(単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>令和 2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>53</td><td>46</td><td>52</td><td>43</td><td>75</td><td>132</td><td>233</td><td>414</td></tr></table> ※令和 2 年から令和 5 年:件数は法人数と推定されるため同一法人が複数のスタートアップ企業に出資した場合も 1 件として集計される 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の件数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 208 回国会提出、第 217 回国会提出）による。 ・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額（全体の約 1/4）を参考に、その年平均成長率（約 80%）をもとに試算。 ・また、IPO:M&A 比を欧州並みの比率（1:3）に目指すことを掲げていることから、その年平均成長率（約 32%）をもとに試算した件数を上乗せ。 ・年平均成長率は 10-④ に示す 2023 年データより推計（出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ）。	年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9	適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414
年度	令和 2	3	4	5	6	7	8	9													
適用件数	53	46	52	43	75	132	233	414													
		② 適用額	(単位:億円) <table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>56</td><td>88</td><td>131</td><td>84</td><td>146</td><td>257</td><td>455</td><td>809</td></tr></table> ※令和 2 年から令和 5 年:適用額は所得控除額 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 208 回国会提出、第 217 回国会提出）による。 ・令和 6 年から令和 9 年の件数は、2027 年度にスタートアップへの投	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	適用額	56	88	131	84	146	257	455	809
年度	2	3	4	5	6	7	8	9													
適用額	56	88	131	84	146	257	455	809													

		資を 10 兆円規模とする目標に対して、現状のスタートアップへの全体投資額における事業会社による投資額（全体の約 1/4）を参考に、その年平均成長率（約 80%）をもとに試算。 ・また、IPO:M&A 比を欧州並みの比率（1:3）を目指すことを掲げていることから、その年平均成長率（32%）をもとに試算した件数を上乘せ。 ・年平均成長率は 10-④に示す 2023 年データより推計（出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ）。																		
③	減収額	(単位: 億円) <table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>推定減収額</td><td>17</td><td>26</td><td>39</td><td>25</td><td>43</td><td>76</td><td>135</td><td>241</td></tr></table> ・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 208 回国会提出、第 217 回国会提出）をもとに試算。令和 6 年度以降は推定値から試算。 【算定根拠】 ・令和 2 年から令和 5 年の減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 208 回国会提出、第 217 回国会提出）の適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算 ・令和 6 年から令和 9 年の減収額は、②適用額に法人実効税率 29.74%を乗じて試算。	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241
年度	2	3	4	5	6	7	8	9												
推定減収額	17	26	39	25	43	76	135	241												
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○事業法人によるスタートアップ投資額 2020 年 事業法人系 1,896 億円、全体 5,957 億円 2021 年 事業法人系 2,293 億円、全体 12,472 億円 2022 年 事業法人系 2,451 億円、全体 10,256 億円 2023 年 事業法人系 2,378 億円、全体 8,787 億円 2024 年 事業法人系 2,125 億円、全体 8,622 億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後の EXIT までの投資なども含む ※事業法人系は事業法人、CVC を含む。全体には、事業法人系に加え、独立系 VC、金融機関系（金融機関、金融系 VC）、政府・大学系（政府・地方自治体などの投資、政府系 VC、大学系 VC）、海外（海外金融機関、海外法人、海外 VC）、その他（上記以外（不明含む））を含む。 ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 1 月 20 日時点） 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 出典：スピーダ（INITIAL）Japan Startup Finance 2024 p.75. ○日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合 2020 年 M&A 23 件、IPO 36 件 2021 年 M&A 46 件、IPO 46 件																		

11	相当性		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 令和2年から令和5年の推定出資額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会提出、第217回国会提出)の適用額を用いて試算。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資を後押ししていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	政府では、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。 スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&Aを促進することは重要である。 こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startupやオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であり、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月(R5経産1)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。	
② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）は、「エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。	
④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））は、エネルギー基本計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【経済産業省の補足説明】	
①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとしたい。	
③・④ 本特例措置は、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとしたい。	
【点検結果】	
①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	

【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【経済産業省の補足説明】	
—	
【点検結果】	
なし。	

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和4年度及び5年度の法人税）について、「各年度の法人税率を乗じることで算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。	
② 令和4年度及び5年度の法人税の減収額は下記の通り、算出した。 <国税> （報告書適用額） × （法人税率） 令和4年度：25,920百万円 × 23.2% = 6,013百万円（→60億円） 令和5年度：14,932百万円 × 23.2% = 3,464百万円（→35億円） <地方税（法人住民税）> （国税） × （市町村分6.0%+都道府県分1.0%） 令和4年度：6013百万円 × 7.0% = 421百万円（→4.2億円） 令和5年度：3464百万円 × 7.0% = 242百万円（→2.4億円）	
【点検結果】	
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 ② 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和4年度及び5年度）について、「（自主開発引取量（海外）＋国内生産量）÷（日本の輸入量＋国内生産量）の計算式で求める」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ④ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和4年度及び5年度）について、「自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）÷国内需要量」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑤ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑥ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑤及び⑥は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑦ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑧ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 なお、⑦及び⑧は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 【経済産業省の補足説明】 ①・② 令和6年度における自主開発比率及び鉱物の自給率については集計中のため、最新の時点として令和5年度までの数値を記載した。 ③ 令和4年度及び5年度の自主開発比率の算定根拠については以下の通り。 （令和4年度） $\text{自主開発比率} = \frac{\text{（自主開発引取量（海外）＋国内生産量）}}{\text{（日本の輸入量＋国内生産量）}} = \frac{157.8 \text{ 万boe/d}}{472.4 \text{ 万boe/d}} = 33.4\%$ （令和5年度） $\text{自主開発比率} = \frac{162.5 \text{ 万boe/d}}{436.6 \text{ 万boe/d}} = 37.2\%$ （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート） ④ 鉱物資源（ベースメタル）については、以下のとおり。 （令和4年度） $\text{自給率} = \frac{\text{（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）}}{\text{（国内金属需要量）}} = 37.0\%$

（令和5年度） $\text{自給率} = \frac{\text{（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）}}{\text{（国内金属需要量）}} = 34.2\%$ ※計算式には、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正より複雑に計算しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査等） ⑤・⑥ 達成目標に対する本特例措置の直接的な効果を示すことは難しいが、案件数が限られている資源開発事業において、本特例措置の利用に関する相談や実際に利用されており、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に貢献している。 ⑦ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる）の直近（令和5年度）の達成状況は72.0%。 ⑧ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる）の直近（令和5年度）の達成状況は42.8%。 【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑦・⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 ② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 【経済産業省の補足説明】 ①・② 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要すると、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本特例措置を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の促進を図る意義は高まっている。 実際、利用状況調査等を通じて、今後の利用見込みを確認しているところ、本特例措置の活用を念頭においた新たな探鉱・開発プロジェクトが複数件、見込まれており、当該プロジェクトが順調に生産段階まで進んだ場合には、国内への資源引取量が増え、我が国の自主開発比率及び自給率の向上に寄与するものであり、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると認識している。

【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置の活用を念頭においた新たな探鉱・開発プロジェクトが複数件、見込まれており、当該プロジェクトが順調に生産段階まで進んだ場合には、国内への資源引取量が増え、我が国の自主開発比率及び自給率の向上に寄与するもの」との説明では、いずれの達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目（1）、（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 20) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税 15)(自動連動) ②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合 ^(※) の準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 (※)探鉱法人の場合は出資額の 50% 開発法人の場合は出資額の 20% 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 ○租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条 ○地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯	【年度】 【要望等の内容】 昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 昭和 42 年度 延長(2 年間) 昭和 44 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間)(開発の積立率: 50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間) 昭和 57 年度 延長(2 年間) 昭和 59 年度 延長(2 年間) 昭和 61 年度 延長(2 年間) 昭和 63 年度 延長(2 年間) 平成 2 年度 延長(2 年間) 平成 4 年度 延長(2 年間) 平成 6 年度 延長(2 年間)

			平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率: 40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率: 100%→90%) (石炭、木材を除外) 平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率: 90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率: 70%→50%) (開発の積立率: 30%→20%) 令和 2 年度 延長(2 年間) 令和 4 年度 延長(2 年間) 令和 6 年度 延長(2 年間)(経済安保法に基づく JOGMEC の助成金による株式取得・出資を除外)
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2040 年度の一次エネルギー供給においても合計約 4 割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的

		な安定供給を維持・確保する必要がある。
		《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) 第2章 質上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (1)GXの推進 (中略) エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。 石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰LNGを確保する。 国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1)GX (中略) ①2040 年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開 DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携(ワット・ビット連携)、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。 また、GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め 公正な移行の観点を踏まえてGXを推進し、10 年間で、20 兆円規模の先行投資支援策により 150 兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンライシン グ構想を実行していく。 あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。 上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・洋上風力の導入拡大

		・地域と共生した再生可能エネルギーの普及 ・系統整備と蓄電池等の促進 ・原子力の活用 ・水素の活用等 ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保 ・事業者間連携の促進 ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化
		○エネルギー基本計画(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定) 5. 化石資源の確保／供給体制 (1)基本的考え方 化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む。 特に、LNGの安定供給確保は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用する必要があることに加え、都市ガスの安定供給の観点から重要である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保は重要である。 将来的な脱炭素燃料・技術を含む資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力のある「中核的企業」の創出や、これらの企業が「総合エネルギー産業」に変革し2050年カーボンニュートラル社会実現のメインプレイヤーとなることも目指す。 (2)天然ガス ① 総論 天然ガスは、熱源として効率が高く、地政学的リスクも相対的に低く、足下、電源構成の約3割を占める。また、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすと同時に、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与する。さらに、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源である。 他方、ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給の不確実性が生じ、引き続きLNG市場は構造的にタイトである。こうした中でも、自主開発を推進し、市場拡大や供給源多角化にあたっては、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に判断し、安定供給性・強靱性を向上させる必要がある。内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネーの供給、LNG産消会議の継続等により、安定調達と供給体制の確保に取り組む。

		日本の石油・天然ガス開発企業には、脱炭素燃料・技術の供給分野等で、メインプレイヤーであり続けることが期待される。 ② 自主開発の更なる推進 石油・天然ガスの輸入依存による交渉力の限界や中東情勢等の影響の受けやすさといった構造的課題のある我が国が、様々な情勢変化のもとでも安定供給を確保するためには、日本企業が直接開発・生産に携わる上流権益確保と国内資源開発による自主開発を進めることが極めて重要である。石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す。 7. 重要鉱物の確保 (1) 基本的考え方 ① 総論 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、DXやGXの進展や、それに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。また、エネルギーの有効利用の鍵となり、今後、製品としても日本企業の競争力を左右する蓄電池、モーター、半導体等の製造にあたっては、銅や、レアメタル等の重要鉱物の安定的な供給確保が欠かせない。他方、重要鉱物は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。 (中略) こうした状況の中で、これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や経済安全保障推進法に基づく鉱物資源開発プロジェクトへの助成、資源探査等を通じて、我が国企業による重要鉱物の安定的な供給確保を支援してきたところである。今後、供給途絶が懸念される鉱種の安定的な供給確保に向けて、供給途絶に備えた十分な備蓄量の確保に加え、有志国との連携による上流開発プロジェクトの組成やリサイクルを通じた供給源の多角化、中下流での価格転嫁も含む長期調達コミットメントも踏まえた競争力のある価格での供給などの総合的な取組が重要となり、鉱種ごとのサプライチェーンリスクの分析を踏まえて、経済安全保障の観点、産業政策の観点の両面から今後のあるべき政策を更に進めていく。 ③ 供給源の多角化等 供給源の多角化に向けては、経済安全保障推進法に基づく助成金も活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともに、リサイクル資源の活用に資する方策を検討する。また、フロンティア地域の中長期的にポテンシャル拡大が見込める案件への日本企業の参加を促進する。具体的には、日本企業による、フロンティア地域における上流権益の獲得の後押し、将来の種まきとしての「資源ジュニア」等への出資の促進に向けた官民の役割分担や具体的な参画の在り方、長期安定供給が見込める海外からの調達も含めたリサイクル資源の活用に資する方策を検討する。 これらの取組と併せて、資源外交に関しては、米国、豪州、カナダ等の同志国と連携した鉱物資源開発や、南部アフリカ諸国などのカントリーリスク・探鉱リスクを有するフロンティア地域やチリ等の資源国との関係の強化を実施するとともに、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的・総合的な資源外交政策を展開する。 (2) レアメタル

		レアメタルについては、需要の増加が見込まれるものの、特定国からの輸入に大きく依存している状況である。さらに、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクも引き続き上昇傾向にあり、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつある。特に、日本が多くのレアメタルの鉱山・製錬工程を特定国に依存している中、一部物資の輸出管理の実施に伴い、輸出に政府の許可が必要な物資が増加している。半導体材料に用いられるガリウム及びゲルマニウム関連品目や、蓄電池に用いられる黒鉛関連品目については2023年に、アンチモン等の関連品目は2024年に輸出管理が開始されたところであり、レアアース等他品目も含めてサプライチェーンの不確実性が増している。こうした中で、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいくが、2050年カーボンニュートラル実現にとって不可欠なバッテリーメタル・レアアース・ウランについては、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」も踏まえ、2030年時点で国内への供給に必要な需要量の確保を目指し、対応を進めていく。 (3) ベースメタル ベースメタルについて、特に、非鉄金属の代表的なベースメタルである銅は、DXやGXの進展により、世界的な需要は増える見込みであるが、鉱山開発費用の高騰や、これまでの最大の生産国であるチリの鉱山の品位の低下が進む中で、供給が必要に追いつかず、新規鉱山開発やリサイクルの進展を考慮しても、銅価格の一層の上昇へつながる可能性がある。実際に、2000年代初頭に1トン当たり2,000ドル程度で推移していた銅地金価格は、2024年には、約10,000ドルと5倍程度の水準になっている。加えて、急速に銅製錬所の設備投資を進める中国に銅鉱石の輸出の65%が集中する中で、各国の政府資本の入る企業も含めて権益確保を進めており、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している。こうした中で、2022年度時点で37.7%にとどまっているベースメタルの自給率について、2030年までに80%以上を達成することを目指し、対応を進めていく。
②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多産にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定)。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等

		地方税 (法人住民税)	4.2	2.4	3.3	3.3	3.3	3.3
		【算定根拠】 ※令和 4、5 年度については、上記適用額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。 ※令和 6 年度～令和 9 年度については、令和 4、5 年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。						
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○石油・天然ガス自主開発比率 令和 4 年度：33.4% 令和 5 年度：37.2% ※令和 6 年度における自主開発比率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 ○鉱物資源（ベースメタル）自給率 令和 4 年度：37.0% 令和 5 年度：34.2% ※令和 6 年度における自給率は調査中であり、最新の時点として令和 5 年度までの数字を記載。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ○石油・天然ガスの自主開発比率(令和 4.5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 (自主開発引取量(海外) + 国内生産量) ÷ (日本の輸入量 + 国内生産量) の計算式で求める。 自主開発引取量は JOGMEC のアンケートにより算出。輸入量及び国内生産量については資源・エネルギー統計により算出。 ○鉱物資源（ベースメタル）(令和 4.5 年度)の算定根拠は以下のとおり。 $\text{自給率} = (\text{我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量}) \div \text{国内需要量}$ ※計算式には、地金(銅、鉛、亜鉛、錫)ごとの加重平均等の補正より複雑に計算しているために省略する。 (出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るもの						

11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等	のである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 217 回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で 2 社、また、本制度の適用額は、令和 3 年度～令和 5 年度の平均で約 164 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 25 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 217 回国会提出)
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5 年)を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。

12	有識者の見解	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。 なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第 58 条第 13 項)。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
			—

13	： 前回の事前評価又は事後 ： 評価の実施時期	令和5年8月（R5経産04）

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
【経済産業省の補足説明】
①・② 廃炉は世界でも前例を見ない極めて困難な取り組みであり、その工程や費用について詳細に見積もることは不可能。現時点では年平均2,600億円を確実に積み立てることが目標であり、これを達成目標と位置付けることは適切であると考えている。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和4年度）について、「-件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて、適用事業者から聞き取っている。
② 租特透明化法に基づく調査結果において、令和4年度は「-」とされており、租特透明化法に基づく情報では把握は困難。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（令和5年度及び6年度の法人税）について、「概算的に損金算入額×法人税率で計算している」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では収集されておらず、把握することが困難。
② 損金算入額×法人税率（23%）で計算している。（概算のため、億円未満は四捨五入している。）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（令和8年度から10年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。
③ 将来の減収額（令和7年度の法人税）について、「概算的に損金算入額×法人税率で計算している」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
①・② 現時点で、適用事業者の令和8年度以降の収支見通しは示されておらず、また廃炉は世界でも前例を見ない極めて困難な取り組みであり、その工程や費用について詳細に見積もることは困難であることから、正確な減収額の予測は困難。
③ 損金算入額×法人税率（23%）で計算している。（概算のため、億円未満は四捨五入している。）
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。以下同じ。）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務がある。適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施することができている。」と説明されているが、過去の効果（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総

合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、滞りなく捻出されている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 2,600億円以上の廃炉等積立金を毎年度積み立ててきている。 2020年度 2,600億円 2021年度 2,602億円 2022年度 2,701億円 2023年度 2,602億円 2024年度 2,621億円	
② 一般負担金や特別負担金も支払いつつ、廃炉等積立金2,600億円も積み立てられてきている。 一般負担金負担実績 2020年度 1,935億円（うち東電負担678億円） 2021年度 1,947億円（うち東電負担676億円） 2022年度 1,947億円（うち東電負担676億円） 2023年度 1,947億円（うち東電負担676億円） 2024年度 1,947億円（うち東電負担676億円） 特別負担金負担実績 2020年度 500億円 2021年度 400億円 2022年度 0億円 2023年度 2,300億円 2024年度 700億円	
③ 2,600億円以上の廃炉等積立金を毎年度積み立ててきている。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	
② 「一般負担金や特別負担金も支払いつつ、廃炉等積立金2,600億円も積み立てられている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	
③ ①・③の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)	
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 適用事業者は、電気の安定供給を確保しながら、機構法に基づき、負担金を支払う義務も追っており、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を着実に実施する必要がある。こうした中で、廃炉等積立金を年平均2,600億円今後も安定的に積み立てを実施するためには、本特例措置が必要だと認識。 なお定量的な効果については、適用事業者が1者のみであるため、公表により適用事業者のインサイダー情報の開示につながる懸念があることから、お示しすることは困難。	
【点検結果】	
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目（1）、（4）、（5）、（6）及び（7）に課題があり、中でも（7）将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(国税 21・地方税 14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第 55 条の 3 第 1 項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 2 第 1 項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第 55 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、機構)に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)
			《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長する
			《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 4 の 2
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年 4 月 創設 (同年 10 月 改正機構法の施行) 令和 2 年度 延長 令和 5 年度 延長
8	適用又は延長期間		令和 8 年度～令和 10 年度
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てること

			により、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。	
			《政策目的の根拠》 機構法第 45 条第 1 項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。	
			②: 政策体系における政策目的の位置付け	
			6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進	
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和 3 年 8 月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。	
			④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	
			長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。	
10	有効性等	①: 適用数	適用数	
			令和 2 年度 1	
			令和 3 年度 -	
			令和 4 年度 -	
			令和 5 年度 1	
			令和 6 年度 1	
			令和 7 年度 1 ※	
			令和 8 年度 1 ※	
			令和 9 年度 1 ※	
			令和 10 年度 1 ※	
			【算定根拠】 ※本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しはお示しするものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。	
		②: 適用額	適用額(百万円)	
			令和 2 年度 168,898	
			令和 3 年度 - ※1	
			令和 4 年度 - ※1	
			令和 5 年度 9,168	
			令和 6 年度 11,200 ※2	
			令和 7 年度 29,100(見込み) ※2	

		令和 8 年度	-	※3
		令和 9 年度	-	※3
		令和 10 年度	-	※3
		【算定根拠】 出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの報告値 ※3 令和8年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。		
③ 減収額		減収額(百万円)		
		法人税	法人住民税	法人事業税
	令和 2 年度	39,184	-	-
	令和 3 年度	-	-	※1
	令和 4 年度	-	-	※1
	令和 5 年度	2,100	-	-
	令和 6 年度	2,600	-	-
	令和 7 年度	6,700(見込)	-	※2
	令和 8 年度	-	-	※2
	令和 9 年度	-	-	※2
	令和 10 年度	-	-	※2
		【算定根拠】 ※1 当該年度について適用額は 0 円。 ※2 令和 8 年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。 ※3 なお、減収額は概算的に損金算入額×法人税率で計算しているが、実際の減収額は租特適用前の法人税額と租特適用後の法人税額の差となる。		
④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和 3 年 8 月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、滞りなく捻出されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施することができている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】			

		経済産業省 HP、原子力損害賠償・廃炉等支援機構 HP 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本制度は事故炉が対象であるため、適用事業者数は現状 1 者のみである。
	⑤：税収減を是認する理由等	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。
11	相当性	①：租税特別措置等によるべき妥当性等 適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。 ②：他の支援措置や義務付け等との役割分担 「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業に収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。 ③：地方公共団体が協力する相当性 政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解	機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・IF 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016 年 12 月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017 年 2 月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016 年 12 月 20 日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(R4 経産 04)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	☐ 新設	☒ 拡充	☒ 延長

- (1) 達成目標

(点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（官民合わせた研究開発投資の総額を2026年度より2030年度までに約120兆円（5年間）にする。（2026年度（令和8年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。以下同じ。））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 評価書に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- (2) 過去の適用数

(点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。
- (3) 将来の適用数

(点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 評価書に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和7年度～令和10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした上で、令和8年度税制改正要望の影響を加味し算出している」及び「◇令和8年度税制改正に伴う影響 ○適用事業者数の見込（将来推計）<オープンイノベーション型>令和8年度：698件、令和9年度：698件、令和10年度：698件」との説明では、オープンイノベーション型について将来の適用数（令和8年度から10年度まで）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

- (4) 過去の減収額

(点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【経済産業省の補足説明】

－

【点検結果】

なし。
- (5) 将来の減収額

(点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 評価書に追記。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和7～10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした上で、令和8年度税制改正の影響を加味し算出している」との説明では、いずれの型についても将来の減収額（令和8年度から10年度まで）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- (6) 過去の効果

(点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。以下同じ。）に対する過去の効果（令和6年度）について、「※2024年度は評価書作成時点（令和7年8月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。

② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「アンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、研究開発税制の適用を受けた回答企業のうち、一般型は約74%（168社）、オープンイノベーション型では約74%（60社）が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押しとなっていると回答している。また、研究開発税制がどのような行動の後押しをしているかについての設問では、売上高増加に合わせて研究開発を増加させる後押しになっているとの回答が15%（35社）、社内での研究開発予算確保の後押しになっているとの回答が16%（37社）、研究開発費の減少幅を抑制する後押しになっているとの回答が9%（22社）、となっている。その他の回答としても、新たな研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が59%（139社）、基礎的・長期的な研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が57%（134社）、研究人材確保の後押しとなっているとの回答が22%（52社）となっている（複数回答可）。本措置が直接的に研究開発投資の維持・拡大の契機となっていることを確認している。」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 算定根拠（計算式、計算に用いた数値）
2022年度の実績20.7兆円に対して、2023年度の実績22.0兆円は106.3%増。
当該増加率を2024年度と2025年度にも適用すると仮定して、
2024年度：22.0兆円×106.3%＝23.4兆円

2025年度：23.4兆円×106.3%＝24.9兆円 と推計。 ② アンケート調査の設問において、本措置のみによる直接的な効果を企業に対して確認している。本措置は、従前より、企業の研究開発投資の維持・拡大への貢献を目的として措置されており、必ずしも研究開発投資額の増加や新規投資がなされない場合もあり得るが、アンケート調査において研究開発投資の維持に繋がっているとの効果も確認できており、企業の行動変容に繋がっていると考えている。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果（令和8年度及び9年度）が年度ごとに予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和7年度）について、「※2024年度は評価書作成時点（令和7年8月）では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ③ 達成目標に対する将来の効果について、「研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響（定性分析）」により説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 評価書に追記。 ② 算定根拠（計算式、計算に用いた数値） 2022年度の実績20.7兆円に対して、2023年度の実績22.0兆円は106.3%増。 当該増加率を2024年度と2025年度にも適用すると仮定して、 2024年度：22.0兆円×106.3%＝23.4兆円 2025年度：23.4兆円×106.3%＝24.9兆円 と推計。 ③ アンケート調査の設問において、本措置のみによる直接的な効果を企業に対して確認している。本措置は、従前より、企業の研究開発投資の維持・拡大への貢献を目的として措置されており、必ずしも研究開発投資額の増加や新規投資がなされない場合もあり得るが、アンケート調査においては研究開発投資の維持に繋がっているとの効果も確認できており、企業の行動変容に繋がっていると考えている。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 26) (法人住民税：義) (地方税 30)
		②: 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 26)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる民間研究開発投資を促す仕組みとする。 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、イノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットिंगな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の

		延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の上乗措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等 《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4
5	担当部局	経済産業省イノベーション・環境局研究開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分され

			るソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで） ・令和5年度改正にて、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） ・令和6年度改正にて、試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
8	適用又は延長期間		○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続きの合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間））
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

			《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針2025〔令和7年6月13日閣議決定〕 第2章 質上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る質上げの普及・定着 ～質上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による質上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ (4) 先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様な豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化させる。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版〔令和7年6月13日閣議決定〕 Ⅲ. 投資立国の実現 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域へ

		の一貫通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一貫通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く 2040 年の産業構造 ～〔令和 7 年 6 月 3 日〕 Ⅳ. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10) イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一貫通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会 中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～〔令和 7 年 4 月 17 日〕 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一貫通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化(予算、

		研究開発税制等) ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等) ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化(予算、研究開発税制等) ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化(予算、研究開発税制等)、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
②	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
③	租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円(5 年間)にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ○2026 年度以降の目標 2026 年度(令和 8 年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置の目標についても同計画を踏まえ設定する。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円(5 年間)にする。(本措置の適用期間(3 年間)における目標は約 72 兆円)

			(2026 年度(令和 8 年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。)																												
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 2024 年(令和6年)科学技術研究調査(総務省)																												
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究費の推移(兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度 ※</td><td>2025 年度 ※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021 ～2025 年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024 年度は評価書作成時点(令和 7 年 8 月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025 年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023 年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費(兆円) <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典:2024 年(令和 6 年)科学技術研究調査(総務省)] ・本措置により、事業者は試験研究費の一定割合を税額から控除できるメリットを享受できるため、研究開発投資の維持・拡大やオープンイノベーションを促進するインセンティブとなる。 我が国全体の研究開発投資の大層を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 ・日本の研究開発税制に関する主な検証として、Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)が導入されなかった場合、2003 年度の日本全体の研究開発投資が 3.0～3.4%低下していたとしている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ～2025 年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	企業	15.7	17.0	18.0	-	-
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ～2025 年度)																								
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																								
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度																										
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																										
10	有効性等	①	適用数 ○適用件数実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分) ＜一般型＞ 令和 4 年度 8,014 件(4,091 件) ※ 令和 5 年度 9,047 件(4,910 件) ※																												

			令和 6 年度 9,073 件(4,927 件)(見込み) 令和 7 年度 9,073 件(4,927 件)(見込み) ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和 4 年度 5,636 件(5,624 件) 令和 5 年度 5,638 件(5,624 件) 令和 6 年度 5,654 件(5,638 件)(見込み) 令和 7 年度 5,654 件(5,638 件)(見込み) ＜オープンイノベーション型＞ 令和 4 年度 2,752 件(1,728 件) ※ 令和 5 年度 3,120 件(1,974 件) ※ 令和 6 年度 2,915 件(1,844 件)(見込み) 令和 7 年度 2,915 件(1,844 件)(見込み) ※ 令和 3 年度までの連結納税制度では、税務申告における適用額明細書は親法人のみ提出されていたが、令和 4 年度よりグループ通算制度が開始され、適用額明細書を通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。これに伴い、租税特別措置の適用実態調査においても、令和 3 年度までと令和 4 年度以降では適用件数の前提が異なり、令和 4 年度以降は適用件数が大幅に増加している。前回評価時(令和 4 年 8 月)は、令和 3 年度までの連結納税制度の適用実績を基に試算を行っているため、予測値と実績値に乖離が生じている。 ○将来推計 ＜令和 8 年度＞ ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度 ＜令和 9 年度＞ ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度 ＜令和 10 年度＞ ・一般型・戦略技術領域型 9,073 件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 5,654 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 3,613 件／事業年度 ○業種別適用件数(実績) 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも以下のとおり幅広い業種の企業が適用されている。 ○令和 5 年度一般型適用件数 <table><tr><th>業種名</th><th>適用件数</th><th>(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)</th></tr></table>	業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)
業種名	適用件数	(うち資本金 1 億円以下の法人の適用件数)				

	総計	9,047	4,910
	製造業	4,273	1,813
	食料品	484	236
	化学工業	594	178
	金属製品	276	134
	機械製造業	478	178
	電気機械	443	171
	輸送用機械	345	111
	その他	1,653	805
	卸売業	1,014	588
	サービス業	1,760	1,249
	その他	2,000	1,260
(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)			
○令和５年度中小企業技術基盤強化税制適用件数			
	業種名	適用件数	(うち資本金１億円以下の法人)
	総計	5,638	5,624
	製造業	3,412	3,410
	食料品	312	311
	化学工業	427	426
	金属製品	406	406
	機械製造業	462	462
	電気機械	399	399
	輸送用機械	141	141
	その他	1,265	1,265
	卸売業	845	839
	サービス業	843	843
	その他	538	532
(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)			
○令和５年度オープンイノベーション型適用件数			
	業種名	適用件数	(うち資本金１億円以下の法人)
	総計	3,120	1,974
	製造業	1,245	656
	食料品	147	86
	化学工業	154	57
	金属製品	73	50
	機械製造業	120	61
	電気機械	159	74
	輸送用機械	109	39

	その他	483	289
	卸売業	367	258
	サービス業	775	603
	その他	733	457
(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)			
※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和５年度の適用は３人(適用金額 21 百万円)となっている。近年の本措置の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。			
【算定根拠】 ・令和４年度、令和５年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ・令和６年度は「令和７年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和７年度～令和１０年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和６年度推計値と同数とした上で、令和８年度税制改正要望の影響を加味し算出している。			
②：適用額	【国税】 ○減収額実績 ＜一般型＞ 令和４年度 7,255 億円(422 億円) 令和５年度 8,994 億円(542 億円) 令和６年度 9,020 億円(546 億円)(見込み) 令和７年度 9,020 億円(546 億円)(見込み) ＜中小企業技術基盤強化税制＞ 令和４年度 241 億円(237 億円) 令和５年度 258 億円(250 億円) 令和６年度 258 億円(250 億円)(見込み) 令和７年度 258 億円(250 億円)(見込み) ＜オープンイノベーション型＞ 令和４年度 141 億円(12 億円) 令和５年度 226 億円(14 億円) 令和６年度 212 億円(13 億円)(見込み) 令和７年度 212 億円(13 億円)(見込み) ○将来推計 ＜令和８年度＞ ・一般型・戦略技術領域型 9,072 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 276 億円 ・オープンイノベーション型 346 億円		

<令和9年度> ・一般型・戦略技術領域型 10,768 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 305 億円 ・オープンイノベーション型 348 億円 <令和10年度> ・一般型・戦略技術領域型 11,188 億円 ・中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型 346 億円 ・オープンイノベーション型 348 億円 【地方税】 ○減収額実績 <中小企業技術基盤強化税制> 令和5年度 18 億円 令和6年度 18 億円(見込み) 令和7年度 18 億円(見込み) <オープンイノベーション型> 令和5年度 0.96 億円 令和6年度 0.84 億円(見込み) 令和7年度 0.84 億円(見込み) (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」) ○将来推計 <令和8年度> ・中小企業技術基盤強化税制 19 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 <令和9年度> ・中小企業技術基盤強化税制 21 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 <令和10年度> ・中小企業技術基盤強化税制 25 億円 ・オープンイノベーション型 1.5 億円 ※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた額により算出。 ○業種別適用実績 業種別の適用金額では、一般型は輸送用機械の割合が約25.2%、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型では化学工業の割合がそれぞれ約17.1%、約48.3%と最も高くなっている。 ○令和5年度一般型適用金額 (単位:百万円) <table> <tr> <th>業種名</th><th>適用金額</th><th>(うち資本金1億円以下の法人)</th></tr> <tr> <td>総計</td><td></td><td></td></tr> </table>			業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)	総計		
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)						
総計								

総計	899,445	54,237
製造業	733,767	27,933
食料品	22,648	1,467
化学工業	129,315	4,553
金属製品	6,997	922
機械製造業	66,151	2,906
電気機械	79,377	4,064
輸送用機械	226,360	1,970
その他	202,919	12,050
卸売業	56,083	9,500
サービス業	33,566	8,376
その他	76,029	8,427

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	25,762	25,021
製造業	18,653	18,207
食料品	1,511	1,507
化学工業	4,409	3,967
金属製品	1,655	1,655
機械製造業	2,635	2,635
電気機械	1,723	1,723
輸送用機械	759	759
その他	5,961	5,961
卸売業	3,476	3,187
サービス業	2,409	2,409
その他	1,224	1,218

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和5年度オープンイノベーション型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	22,645	1,379
製造業	18,400	596
食料品	366	35
化学工業	10,931	312
金属製品	40	26

			機械製造業	819	48					
			電気機械	671	27					
			輸送用機械	515	13					
			その他	5,057	134					
			卸売業	739	238					
			サービス業	478	217					
			その他	3,029	329					
			(出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省）)							
			※なお、総務省「科学技術研究調査」令和6年調査結果(令和5年度実績)によれば、民間研究開発投資額(18.0兆円)のうち、製造業の割合は86.6%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28.3%)」、「医薬品製造業(13.0%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(7.3%)」、「化学工業(6.2%)」となっているほか、非製造業の割合は13.4%となっている。							
			【算定根拠】 ・令和4年度、令和5年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ・令和6年度は、「令和7年度経産省アンケート調査」の集計結果を基に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。 ・令和7～10年度は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした上で、令和8年度税制改正の影響を加味し算出している。							
③	減収額		適用額に同じ。							
			【算定根拠】 適用額に同じ。							
④	効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 研究費の推移(兆円)							
				2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 ※	2025 年度 ※	合計	目標値 (2021 ～2025 年度)
			総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120
			※2024年度は評価書作成時点(令和7年8月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。							

			企業の自己負担研究費(兆円)					
				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
			企業	15.7	17.0	18.0	－	－
			[出典：2024年(令和6年)科学技術研究調査(総務省)]					
			達成目標に対する将来の効果(試算)(兆円)					
				2026年度	2027年度	2028年度	合計	目標値(2026～2028年度)
			総額	(23.4)	(23.4)	(23.4)	70.2	72
			※2026年度以降は、現時点において増減させる要素が明確でないことから、2024年度推計値と同数としている。					
			○所期の目標の達成状況 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円(5年間)にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円(3年間)であり、達成には至っていない。 目標との乖離について、科学技術・イノベーション基本計画の進捗状況・レビュー(内閣府)によれば、研究開発投資のうち7割を占める企業の研究費の伸びが他の主要国と比べて小さく、改めて、企業の研究開発投資を促進するための方策を検討する必要性が挙げられている。また、我が国の研究力に関しては、研究の生産性、研究に充てる時間、研究人材の数等が課題・論点に挙げられている。 企業の研究開発投資額について、2023年度の最新の実績では、前年比で約1.0兆円増加し、過去20年間で最高となったが、更に増加させていくことが必要な状況。研究開発税制は国内外の研究において企業の研究開発投資額に対する正の効果が認められており、所要の重点化等を図った上で、引き続き、実施していく必要がある。					
			○達成目標の変更理由 所期の達成目標として引用している第6期科学技術・イノベーション基本計画は2025年度で終期となるが、2026年度(令和8年度)以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和7年度中を目途に第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められている。本措置の目標についても新たな計画を踏まえ、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で達成目標を設定する。					
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 2024年(令和6年)科学技術研究調査(総務省)					
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 ・令和5年度に総務省行政評価局が行った租特の効果検証に関する					

		調査研究において、本措置の特徴として、直接的な因果メカニズムを前提に分析を行っても実態に即した効果が把握できないことに留意が必要等の指摘がなされている。学識経験者の見解としても、エビデンスレベルの高い適用群と非適用群の比較検証は困難との見解が示されている。 このため、研究開発に係る企業内部での意思決定過程において本措置がどのように機能しているかを明らかにするため、定性分析として、企業の CTO 等に対するヒアリング調査により、直接的効果を把握した。 ○研究開発税制が企業の研究開発投資の意思決定に与える影響（定性分析） ・研究開発税制の恩恵は大きい。税制の適用状況を含め役員等に報告している。事業戦略の中でも検討されている。 ・研究開発税制の適用金額をまとめて幹部に説明している。本税制により営業キャッシュフローの改善に繋がっている。研究開発税制が研究投資額を増加するインセンティブになっている。 ・研究開発税制の一般型を適用しており、それが前提となり研究開発投資をしている。研究開発投資の規模拡大には寄与していると思う。 ・景気が悪化した際に縮小の抑制になる、税制が下支えになる機能は過去あったと思う。 ・研究開発費が P/L に計上される以上は業績の影響をどうしても受け、企業の研究開発部門は投資対効果を示すことが強く求められる現状がある。このような中で、研究開発税制は企業の研究開発投資マインドを後押しする非常に有効な施策であることは間違いない。企業が持続的なイノベーション活動を展開する上で、研究開発税制の長期的な維持と安定性の確保が必要。 ・新規の事業に取り組むかどうかなど悩んだ際に、費用の面で背中を押してくれる制度として、ありがたいと思っている。 ・研究費の内容は約半分が人件費。研究開発費を増やしたいし、特に博士人材を採用したいと思うが、人件費の要素が大きく増やすことにはためらいもあるため、研究開発税制はありがたい。 ・研究開発税制が縮減されれば、P/L への影響を考慮し、リスクが相対的に高い研究開発、例えば、基盤的な研究開発や中長期を見据えた研究開発の縮減検討をせざるを得ない。日本全体の研究開発力にボディーブローのような影響が出てくる可能性。 ・ステークホルダーに対し、なぜ日本で研究開発を実施するのかの説明を求められる。研究開発税制による効果も加味した投資対効果によって採算等を説明している。現状、日本で研究開発を実施し、マザー工場を立ち上げ、必要に応じ海外も含め生産機能を展開しているが、日本での研究開発の投資対効果が悪くなれば、程度にもよるが、中小企業含むサプライヤーとのすり合わせに強みのある日本以外での研究を求められる可能性も考慮せざるを得ない。 ・日本以外の国・地域から研究開発拠点の立地誘致が来る。営業利益が赤字でも研究開発税制によって採算がトントン程度になる国等、人件費の半額程度を賄ってくれる国等もある。

		○アンケート調査 ・アンケート調査において、本措置が研究開発投資の維持・拡大の後押しになっているか等を調査したところ、研究開発税制の適用を受けた回答企業のうち、一般型は約 74% (168 社)、オープンイノベーション型では約 74 % (60 社) が、自社の研究開発投資の維持・拡大に対して、本措置が大いに後押しとなっている又は後押ししていると回答している。 ・また、研究開発税制がどのような行動の後押しをしているかについての設問では、売上高増加に合わせて研究開発を増加させる後押しになっているとの回答が 15% (35 社)、社内での研究開発予算確保の後押しになっているとの回答が 16% (37 社)、研究開発費の減少幅を抑制する後押しになっているとの回答が 9% (22 社)、となっている。その他の回答としても、新たな研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 59% (139 社)、基礎的・長期的な研究開発分野に取り組む際の後押しになっているとの回答が 57% (134 社)、研究人材確保の後押しになっているとの回答が 22% (52 社) となっている (複数回答可)。本措置が直接的に研究開発投資の維持・拡大の契機となっていることを確認している。 ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 ・本措置の分析にあたっては、上述のとおり、エビデンスレベルの高い租特適用群と非適用群を創出した統計的手法による分析には限界があることから、ヒアリング調査及びアンケート調査により、本措置による企業活動の変化の有無を把握している。 ・いずれも本措置の効果のみを対象として調査を行っており、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本措置のみによる直接的効果が把握されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 令和 7 年度経産省アンケート調査 (有価証券報告書等で研究開発費を開示している上場企業 2,500 社に対してアンケートを実施 (令和 7 年 8 月 14 日時点)) 《適用数 (10①) が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤: 税収減を是認する理由等		企業が行う研究開発投資は、将来の経済成長の礎となるものであり、その成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いもの。また、仮に成果を生んだとしても、競合他社に真似をされ、ただ乗りされてしまう可能性もあり、企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える (スピンオーバー効果) を持つなどの公共財的な性質を有するものである。 科学技術・イノベーション基本法第 20 条においては、「国は、我が国の科学技術活動及びイノベーションの創出に係る活動において民間事業者が果たす役割の重要性に鑑み、民間事業者の自主的な努力を助長することによりその研究開発及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出を促進するよう、必要

			な施策を講ずるものとする」とされており、国は、大企業も含む民間事業者の果たす重要性に鑑み、必要な施策を講ずる必要がある。なお、多くの国が、研究開発税制のような制度により、大企業・中小企業にかかわらず、企業の研究開発投資への税制措置を行っているが、OECD は、税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供していることについて、「先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす可能性があり、それが税の恩典の正当化につながる。」と報告している。 なお、研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内 (2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4% の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で延長をすることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和と補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。 規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。

			研究開発段階においては、これまで、基本的に、予算措置では重要分野を相対的に高いインセンティブで支援し、研究開発税制では分野を問わず民間の創意工夫を促すようなインセンティブで後押しを行ってきた。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要である。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。 実際、OECD（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方も一致する。 一方で、「科学とビジネスの近接化」の時代に入り、各国は戦略的に重要な技術領域を選定し、政策リソースを重点投下しており、我が国においても、国家として重要な技術分野を特定し、政策リソースを重点投下し、研究開発を含めた一気通貫支援を講じていくことも必要となっている。 研究開発税制に、既存の一般型等とは別に、戦略技術領域を対象とする新類型を創設し、高控除率・別枠控除上限といったインセンティブ性を高めることにより、①新規参入・異業種参入・汎用技術適用も含め、戦略技術領域への民間の研究開発投資を誘発し、重点投資を加速、②予見可能性を確保しつつ、戦略技術領域における民間企業による機動的な創意工夫の引出し、③黒字化・利益増大努力のインセンティブ、といった効果が期待できる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 経産 08）

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

◇一般型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の一般型の適用件数は9,047件。令和7年度経産省アンケートで令和5年度の適用有無及び令和6年度の適用有無を回答した企業のうち、令和5年度の一般型の適用事業者数は224法人（件）であり、カバー率は約2.48%。
(カバー率：224件÷9,047件＝2.48%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和6年度の一般型の適用予定件数225件を割り戻して得られた数9,073件を、現行制度の令和6年度における一般型の適用見込事業者数とした。
令和7～10年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
(225法人÷2.48%＝9,073件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の一般型の適用実績は899,445百万円（9,047件）。
2. 令和5年度の一般型の1件あたりの平均金額は、99.42百万円。
(平均額：899,445百万円÷9,047件＝99.42百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込事業者数（9,073件）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた902,038百万円を、令和6年度における一般型の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(9,073件×99.42百万円＝902,038百万円)

◇中小企業技術基盤強化税制 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用件数は5,638件。
2. 経産省アンケートで推計した一般型の適用見込み数9,073件は、令和5年度の適用件数9,047件に対して増加率は100.29%。
令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用事業者数の5,638件に対して100.29%を掛け合わせて得られた5,654法人を現行制度の令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とした。
令和7～10年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和6年度推計値と同数とした。
(一般型の増加率：9,073件÷9,047件＝100.29%)。
(中小企業技術基盤強化税制：5,638件×100.29%＝5,654件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の適用実績は25,762百万円（5,638件）。
2. 令和5年度の中小企業技術基盤強化税制の1件あたりの平均金額は、4.57百万円。
(平均額：25,762百万円÷5,638件＝4.57百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和6年度の適用見込み数（5,654件）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた25,839百万円を、令和6年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。
令和7～10年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(5,654法人×4.57百万円＝25,839百万円)

◇オープンイノベーション型 現行制度延長に伴う減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度のオープンイノベーション型の適用件数は 3,120 件。令和 7 年度経産省アンケートで得られた令和 5 年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は 77 法人であり、カバー率は約 2.47%。
(カバー率：77 法人÷3,120 件＝2.47%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和 6 年度のオープンイノベーション型の適用予定事業者数 72 法人を割り戻して得られた数 2,915 件を、令和 6 年度におけるオープンイノベーション型の適用見込み数とした。
令和 7～10 年度における適用見込み数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 6 年度推計値と同数とした。
(72 法人÷2.47%＝2,915 件)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 5 年度のオープンイノベーション型の適用実績は 22,645 百万円 (3,120 件)。
2. 令和 5 年度のオープンイノベーション型の 1 件あたりの平均金額は、7.26 百万円。
(平均額：22,645 百万円÷3,120 件＝7.26 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 6 年度の適用見込事業者数 (2,915 件) に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 21,163 百万円を、令和 6 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
令和 7～10 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(2,915 件×7.26 百万円＝21,163 百万円)

◇令和 8 年度税制改正に伴う影響

○適用事業者数の見込 (将来推計)

＜一般型・戦略技術領域型＞

令和 8 年度：増減なし (9,073 件の内数)

令和 9 年度：増減なし (9,073 件の内数)

令和 10 年度：増減なし (9,073 件の内数)

＜中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型＞

令和 8 年度：増減なし (5,654 件の内数)

令和 9 年度：増減なし (5,654 件の内数)

令和 10 年度：増減なし (5,654 件の内数)

＜オープンイノベーション型＞

令和 8 年度：698 件

令和 9 年度：698 件

令和 10 年度：698 件

○減収額の見込 (将来推計)

＜一般型・戦略技術領域型＞

令和 8 年度：52 億円

令和 9 年度：1,748 億円

令和 10 年度：2,168 億円

＜中小企業技術基盤強化税制・戦略技術領域型＞

令和 8 年度：18 億円

令和 9 年度：47 億円

令和 10 年度：88 億円

＜オープンイノベーション型＞

令和 8 年度：134 億円

令和 9 年度：136 億円

令和 10 年度：136 億円

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
①～③ 過去の実績におけるCO2排出量の削減効果や要因分析について精査中であり、本特例措置以外の要因の影響も踏まえ、今後、適切な達成目標及び目標達成時期を設定する。
【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和4年度から6年度まで）について、「令和4年度：53件、令和5年度：86件、令和6年度：5件」と説明されているが、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 評価書を修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来（令和7年度から9年度まで）の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 評価書を修正した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 過去の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 評価書を修正した。なお、法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である。
② 評価書を修正した。なお、「事業適応計画の実施状況報告書」には、事業適応計画に係る事業所管大臣に対して適用事業者から税額控除額及び特別償却額が報告され、経済産業省において集計している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である」との説明では、過去の減収額（法人事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来（令和7年度から9年度まで）の減収額が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 評価書を修正した。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である」との説明では、将来の減収額（法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、「令和7年度：令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。
【経済産業省の補足説明】 ① 評価書を修正した。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 評価書を修正した。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 評価書を修正した。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 27) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 31)
	②: 上記以外の税目	(所得税:外)(国税 27)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除(中小企業者等の場合は最大 14%)又は 50%の特別償却を措置。
		《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。(令和9年度末まで) ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二
		法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二
5	担当部局	経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	令和3年度 創設 令和6年度 延長、拡充(炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化)
8	適用又は延長期間	2年間延長(令和9年度末まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い

			投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。
			《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年 10 月 26 日)において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和7年2月 18 日閣議決定)において、「2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことが決定。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月 18 日) 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。
10	有効性等	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
		①: 適用数	○実績 特別償却 令和3年度: 0件 令和4年度: 2件 令和5年度: 2件 令和6年度: 0件 税額控除 令和3年度: 6件 令和4年度: 51 件 令和5年度: 84 件 令和6年度: 5件

		○見込み 特別償却 令和7年度:0件 令和8年度:1件 令和9年度:1件 税額控除 令和7年度:6件 令和8年度:6件 令和9年度:6件 【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	②: 適用額	○実績 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:12億円 令和5年度:0.4億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9億円 令和4年度:45億円 令和5年度:102億円 令和6年度:0.3億円 ○見込み 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:3億円 令和9年度:3億円 税額控除 令和7年度:27億円 令和8年度:27億円 令和9年度:27億円 【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ・令和6年度:事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度:令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度:特別償却は令和3年度～令和6年度実績の

		平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計
	③: 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:3億円 令和5年度:0.1億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.9億円 令和4年度:45億円 令和5年度:102億円 令和6年度:0.3億円 ●法人住民税 特別償却 令和3年度:0億円 令和4年度:0.2億円 令和5年度:0.01億円 令和6年度:0億円 税額控除 令和3年度:0.06億円 令和4年度:3億円 令和5年度:7億円 令和6年度:0.02億円 ○見込み ●法人税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.7億円 令和9年度:0.7億円 税額控除 令和7年度:27億円 令和8年度:27億円 令和9年度:27億円 ●法人住民税 特別償却 令和7年度:0億円 令和8年度:0.05億円 令和9年度:0.05億円 税額控除 令和7年度:2億円

		令和8年度：2億円 令和9年度：2億円 【算定根拠】 ・令和3年度～令和5年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（特別償却額は適用額に法人税率 23.2%を乗じて推計） ・令和6年度：事業適応計画の実施状況報告書 ・令和7年度：令和7年8月末時点までの認定案件の申請書を基に推計 ・令和8年度・令和9年度：特別償却は令和3年度～令和6年度実績の平均、税額控除は令和7年度と同程度の実績を見込んで推計 ・法人住民税は、法人税の減収額に法人住民税率7%を乗じて算出 ・法人事業税は、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トンとなり、2022年度比で4.2%（約4,490万トン）の減少、2013年度比では27.1%（約3億7,810万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 環境省報道発表資料「2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について(2025年4月25日)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO₂排出量の減少に寄与していく。 定量的な分析としては、以下のとおり。 ○実績 令和3年度～令和5年度までの認定案件(157件)において、約150万t-CO₂の削減効果があった。(精査中) ○見込み 令和6年度の認定案件(11件)と令和7年度の認定見込み案件(14件)において、これまでの実績と同程度と仮定すると、約24万t-CO₂の削減効果が見込まれる。(精査中) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 事業適応計画の申請書及び実施状況報告書 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

		⑤： 税収減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
11	相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③： 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。 2030年度温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用したCO₂削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。なお、本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。 本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 経産06)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30％程度、それ以外の企業における当該比率が16％程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20％以下の水準に到達することを目指す。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用期限までに目標を達成することを目指す。
【点検結果】
① 補足説明により分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和6年度）について、「令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和4年度）について、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、その適切な理由が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙1のとおり。また、平均伸び率は3.7％のため評価書にも追記した。
② 御指摘のとおり、誤りがあったため評価書を修正した。なお、適用件数に統一した。
【点検結果】
①・② 補足説明により分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和7年度から9年度）について、「令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙1のとおり。平均伸び率は3.7％のため評価書にも追記した。
【点検結果】
① 補足説明により分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和6年度の法人税）について、「平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の減収額（令和4年度から6年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙1のとおり。また評価書も修正した。
② 別紙1のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和7年度から9年度までの法人税）について、「平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和7年度から9年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別紙1のとおり。また評価書も修正した。
② 別紙1のとおり。
なお、御指摘以外ではあるが、将来の適用額について、数値に誤りがあったため修正した。
【点検結果】
①・② 補足説明により分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27％程度、それ以外の企業における当該比率が16％程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20％以下の水準に到達することを目指す）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度から6年度まで）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果（令和4年度から6年度まで）について、「本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。 ④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 令和6年度について、試算に使用している統計データが提出当時に公開されていなかったため詳細な算出が出来なかったが、現在公開され、算出できたため、評価書に記載した。 ② 別紙2のとおり。 ③・④ 達成目標や効果については、改正プロセスを通して検討を行う。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 将来予測は、令和4年度、令和5年度と同程度と考えている。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 適用件数

(1)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報が平成29年度から令和5年度までの適用件数から、平均伸び率を算出。

平成29年度	531,317件		
平成30年度	549,940件	(前年度比	3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比	6.6%)
令和2年度	643,069件	(前年度比	9.7%)
令和3年度	665,130件	(前年度比	3.5%)
令和4年度	653,858件	(前年度比	-1.7%)
令和5年度	657,884件	(前年度比	0.6%)
		平均	3.7%

(2)「適用実態調査」の令和5年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和6年度以降の適用件数を推計。

令和5年度	657,884件	【実績】
令和6年度	682,226件	(657,884×1.037)
令和7年度	707,468件	(682,226×1.037)
令和8年度	733,644件	(707,468×1.037)
令和9年度	760,789件	(733,664×1.037)

(3) 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行うことに関する適用者数
→精査中

別添 1

別添 1

2. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

令和7年度

$$37,530 \text{ 百万円} (\times 1) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = 2,627 \text{ 百万円}$$

令和8年度

$$38,918 \text{ 百万円} (\times 1) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = 2,724 \text{ 百万円}$$

令和9年度

$$40,357 \text{ 百万円} (\times 1) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = 2,824 \text{ 百万円}$$

(※1) 令和7年度～令和9年度の国税減収見込額

令和5年度の減収額(349億円)から、3.7%(平成29年度から令和5年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

令和7年度

$$161,767 \text{ 百万円} (\times 2) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 11,323 \text{ 百万円}$$

令和8年度

$$167,750 \text{ 百万円} (\times 2) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 11,742 \text{ 百万円}$$

令和9年度

$$173,952 \text{ 百万円} (\times 2) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 12,176 \text{ 百万円}$$

$$(\times 2) \text{ 令和7年度 } 37,530 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

$$\text{令和8年度 } 38,918 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

$$\text{令和9年度 } 40,357 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

②特別法人事業税の減収額

令和7年度

$$11,323 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 4,189 \text{ 百万円}$$

令和8年度

$$11,742 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 4,344 \text{ 百万円}$$

令和9年度

$$12,176 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = 4,505 \text{ 百万円}$$

③合計

令和7年度

$$11,323 \text{ 百万円} + 4,189 \text{ 百万円} = 15,512 \text{ 百万円}$$

令和8年度

$$11,742 \text{ 百万円} + 4,344 \text{ 百万円} = 16,086 \text{ 百万円}$$

令和9年度

$$12,176 \text{ 百万円} + 4,505 \text{ 百万円} = 16,681 \text{ 百万円}$$

※昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行うことに関する減収額見込み一精査中

【別添2】

	年度	売上高(当期末)【百万円】	販売費及び一般管理費(当期末)【百万円】	売上高に対する販売費および一般管理費の比率
資本金1億円以上	令和元年度	854,643,023	136,888,051	16.0%
	令和2年度	777,247,433	131,027,995	16.9%
	令和3年度	826,191,031	136,614,421	16.5%
	令和4年度	899,958,756	139,547,584	15.5%
	令和5年度	930,315,440	148,703,822	16.0%
	令和6年度	967,436,032	156,155,989	16.1%
資本金1億円未満	令和元年度	627,255,564	178,456,134	28.5%
	令和2年度	585,222,176	173,573,916	29.7%
	令和3年度	621,696,757	184,850,989	29.7%
	令和4年度	678,480,890	202,455,559	29.8%
	令和5年度	703,015,947	207,518,214	29.5%
	令和6年度	724,965,754	217,004,575	29.9%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 28・地方税 32 (自動運動)) (法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義)
		② 上記以外の税目	(国税 28・地方税 32 (自動運動)) (所得税：外、個人住民税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の

			延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末）
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。
10	有効性等	① 適用数	令和元年度 586,013 件 令和 2 年度 643,069 件

		令和3年度 665,130 件 令和4年度 653,858 件 令和5年度 657,884 件 令和6年度 682,226 件（推計） 令和7年度 707,468 件（推計） 令和8年度 733,644 件（推計） 令和9年度 760,789 件（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率（3.7%）を算出し、試算。
②：適用額	令和元年度 3,415 億円 令和2年度 3,607 億円 令和3年度 3,751 億円 令和4年度 3,636 億円 令和5年度 3,728 億円 令和6年度 3,862 億円（推計） 令和7年度 4,001 億円（推計） 令和8年度 4,145 億円（推計） 令和9年度 4,295 億円（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用額実績から平均伸び率（3.6%）を算出し、試算。	
③：減収額		

		<table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>316</td><td>22</td><td>131</td></tr><tr><td>R3</td><td>342</td><td>24</td><td>141</td></tr><tr><td>R4</td><td>337</td><td>24</td><td>139</td></tr><tr><td>R5</td><td>349</td><td>24</td><td>144</td></tr><tr><td>R6</td><td>362</td><td>25</td><td>150</td></tr><tr><td>R7</td><td>375</td><td>26</td><td>155</td></tr><tr><td>R8</td><td>389</td><td>27</td><td>161</td></tr><tr><td>R9</td><td>404</td><td>28</td><td>167</td></tr></table> 単位：億円 ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の法人税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)を基に財務省試算。 ※令和6年度～令和9年度は毎年3.7%(平成29年度～令和5年度の適用件数の平均伸び率)伸びると仮定し、試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	337	24	139	R5	349	24	144	R6	362	25	150	R7	375	26	155	R8	389	27	161	R9	404	28	167
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
R1	325	23	134																																							
R2	316	22	131																																							
R3	342	24	141																																							
R4	337	24	139																																							
R5	349	24	144																																							
R6	362	25	150																																							
R7	375	26	155																																							
R8	389	27	161																																							
R9	404	28	167																																							
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。 売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5% 令和6年度 29.9% (参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0% 令和6年度 16.1%																																									

			(出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》
			本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
		⑤: 税収減を是認する理由等	《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。
12	有識者の見解		中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 経産10)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設
税 目	法人事業税
区 分	☒ 新設 ☐ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 本措置は、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きい。本措置は、全国調整スキームによる料金回収で発生する二重課税を回避することを通じて、同スキームの目的である地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強に寄与する。したがって、本措置の目標に関する定量的な指標の一つとして、全国調整スキームにより整備を予定している地域間連系線の整備件数が挙げられる。同件数については、現時点における整備計画の進捗状況も踏まえ、令和12年度末までに3件の運転開始と、2件の工事着手を目指しているところ。 ② 同上。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、達成目標が「二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。なお、令和7年9月時点で、全国調整スキームを活用し、地域間連系線について、令和12年度末までに3件の運転開始と、2件の工事着手を目指しているところ」に修正され（以下、補足説明により修正された達成目標を「修正後の達成目標」という。）、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① ご指摘を踏まえ、評価書の記載を修正した。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（令和8年度から12年度までの法人事業税）について、「広域系統整備計画の進捗状況に基づき、経済産業省推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ① ご指摘を踏まえ、評価書の記載を修正した。

【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: C 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果について、「北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線について整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域（北海道～東北～東京間）、中国九州間連系設備については整備計画策定プロセスを進めている」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きい。本措置は、全国調整スキームによる料金回収で発生する二重課税を回避することを通じて、同スキームの目的である地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強に寄与する。したがって、将来の効果に関する定量的な指標の一つとして、同スキームにより整備を予定している地域間連系線の整備件数が挙げられる。同件数は、現時点における整備計画の進捗状況も踏まえ、令和12年度末までに3件の運転開始と、2件の工事着手を目指しているところ。なお、整備計画は各連系線につき1件策定される。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線について、3件の整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域（北海道～東北～東京間）、中国九州間連系設備の2件については整備計画策定プロセスを進めている。なお、整備計画は各連系線につき1件策定される」との説明では、修正後の達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、「各整備計画の完工・運転開始後に発生する託送料金負担を低廉化しつつ、地域間連系線等による広域的融通効果が各地域に裨益することとなる」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A 段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 －
【点検結果】 なし。

点検項目（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 令和3年度に創設された全国調整スキームにより、電気事業法上の広域系統整備計画に基づいて一般送配電事業者または送電事業者が系統整備を行う場合、建設期間中および運転開始後に発生する減価償却費等の費用（以下、「全国調整スキーム対象費」という）は、全国（沖縄電力を除く）9社の一般送配電事業者がそれぞれのエリアの託送料金に転嫁し、各エリアで回収した資金が事業実施主体たる一般送配電事業者および送電事業者（以下、「事業実施主体」という）に払い渡されることとなる。全国調整スキームにおいては、運転開始後から費用回収を行うところ、令和8年度から費用回収が始まる予定。また、全国調整スキーム対象となる一部の広域系統整備計画については建設期間中からの費用回収を認める制度も今後新設する方向で「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」で議論が進められているところ。電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である各事業年度の収入金額のうち、上記全国調整スキームに基づいて、一般送配電事業者から事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を対象とする。 《要望の内容》 全国調整スキームにおいては、全国調整スキーム対象費に相当する金額が、「一般送配電事業者が自エリアに割り当てられた全国調整スキーム対象費を回収する時点」及び「回収された費用が事業実施主体に支払われる時点」で収受側と支出側いずれの法人でも課税標準を構成する結果として、二重課税が発生することとなる。二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を控除する。 《関係条項》 電気事業法 第二十八条の四十八 広域的運営推進機関に関する省令 第十七条第三項 令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件
5	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力流通室

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:2025 年8月 分析対象期間:2026 年度～2030 年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和 13 年3月 31 日(5年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第7次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。 《政策目的の根拠》 2025 年2月 18 日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進める。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ③: 租税特別措置等により達成しようとする目標 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。なお、令和7年9月時点で、全国調整スキームを活用し、地域間連系線について、令和 12 年度末までに3件の運転開始と、2件の工事着手を目指しているところ。 ④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 託送料金制度において、全国調整スキーム対象費相当額分の法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避することで、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
10	有効性等	①: 適用数 令和 8 年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 9 年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 10 年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社

		令和11年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者9社 令和12年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者9社
		【算定根拠】 全国調整スキーム制度上の全国調整スキーム対象費の払い渡し主体を記載(沖縄電力を除く全一般送配電事業者(9社))。
②	適用額	令和8年度:148億円 令和9年度:173億円 令和10年度:585億円 令和11年度:585億円 令和12年度:619億円 【算定根拠】 適用額の考え方は、以下の(Ⅰ)+(Ⅱ) (Ⅰ)が北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線の3件、(Ⅱ)が東地域(北海道～東北～東京間)、中国九州間連系設備の2件であり、それぞれの運転開始時期および工事着手時期を踏まえて、各年度の適用額を算定。 (Ⅰ)令和12年度末までに運転開始する予定の地域間連系線に対する適用額 ➤ 運転開始後から費用回収を行う前提に立ち、本措置が適用される託送料金収入額を以下の計算式により算定。 $\frac{(X-Y)}{Z}$ ・X=工事費+運転維持費 ・Y=系統設置交付金相当額 ・Z=減価償却期間 (Ⅱ)令和12年度末までに工事着手する予定の地域間連系線に対する適用額 ➤ 工事着手時から、工事期間中にわたり工事費の一部を回収する想定に立ち、本措置が適用される託送料金収入額を以下の計算式により算定。 $\frac{(A \times \alpha)}{B}$ ・A=工事費(現時点での概算) ・$\alpha=0.2$(制度設計中であることから、工事費の20%を工事期間中にわたり回収することを仮定) ・B=工事期間(予定) ※各諸元は資源エネルギー庁による推計額。広域系統整備交付金の交付額は未決定であることから、推計にあたっては考慮していない。
③	減収額	令和8年度:1.93億円 令和9年度:2.25億円 令和10年度:7.61億円 令和11年度:7.61億円 令和12年度:8.06億円

		【算定根拠】 減収額の考え方は、以下の(ⅰ)+(ⅱ) 法人事業税所得割(収入割)の減収額 $\{[(Ⅰ)+(Ⅱ)] \times \text{収入金課税率 } 1.0\% \} \cdots (ⅰ)$ +特別法人事業税の減収額 $\{(ⅰ) \times \text{収入金課税率 } 30\% \} \cdots (ⅱ)$
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9、北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線について、3件の整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域(北海道～東北～東京間)、中国九州間連系設備の2件については整備計画策定プロセスを進めている。なお、整備計画は各連系線につき1件策定される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 各種広域系統整備計画の進捗状況は以下の通り。 https://www.occto.or.jp/kouikikeitou/seibikeikaku/index.html 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 各整備計画の完工・運転開始後に発生する託送料金負担を低廉化しつつ、地域間連系線等による広域的融通効果が各地域に裨益することとなる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤: 税収減を是認する理由等	託送料金制度において、法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するために、本要望措置は妥当。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 関連する措置はない。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 広域的電力融通に資する地域間連系線等が整備されることにより、各地域の電力価格安定化、再エネ電力融通等に裨益する。また、最終的にその託送料金を負担する各地域の需要家負担が低減される。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保すること で、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に 利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことを目 指す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて いない。	
② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の 最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて いない。	
③ 新たな達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保す ること、で、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること）を追加す る合理的な理由が明らかにされていない。	
④ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかに することができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて いない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される 方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きい （(1) ④の補足説明のとおり）。 発電側課金については、託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則の考え 方に基づき、託送料金の一部について発電事業者負担を求める形で導入されており、系 統の整備費用に与える影響の大きさに応じて発電側課金額に差をつける割引制度を導入 し、発電事業者がネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要 する費用を抑制しつつ、公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電 源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大実現を狙うものであ る。したがって、発電側課金で回収する費用が1つの定量的指標になり得るものと思料。 なお、系統増強の効率的かつ確実な実施に関しては、2023年度より導入された新たな託 送料金制度であるレベニューキャップ制度の下、5年に一度、事業計画（5年間）の達成状 況を国が評価するスキームとなっており、発電側課金の導入効果も間接的に評価されるこ ととなる。	
② 発電側課金を実施する期間においては、常に二重課税が発生しないよう、本税制措置 を実施することが望ましい。	
③ 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される 方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きく、 この措置により公平な競争環境が実現することを達成目標として追加した。なお、本税制 措置を創設した令和6年度税制改正要望においても、政策目的として記載している。	
④ 本税制措置がなければ、（発電事業者が収入金課税事業者である場合）発電事業者と一 般送配電事業者の双方に対して発電側課金分に関して課税することとなってしまう、二重 課税となってしまう。本税制措置による二重課税の回避により、発電側課金制度に関与す る事業者が公平かつ適切な課税負担を措置することが、制度の運用を支えし、ひいては、	

制度の円滑な運用による系統の効率的利用、再エネの導入拡大に向けた系統増強の効率的 かつ確実な達成につながるものと考えており、適切な達成目標であると認識している。 なお、系統増強の効率的かつ確実な実施に関しては、2023年度より導入された新たな託 送料金制度であるレベニューキャップ制度の下、5年に一度、事業計画（5年間）の達成状 況を国が評価するスキームとなっており、発電側課金の導入効果も間接的に評価されるこ ととなる。	
【点検結果】	
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点 を課題とする。	
③ 補足説明により、分析・内容が不十分であると思われる点が解消された。	
④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課 題とする。	

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【経済産業省の補足説明】	
－	
【点検結果】	
なし。	

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
なし。	
【経済産業省の補足説明】	
－	
【点検結果】	
なし。	

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 過去の減収額（令和6年度）について、「令和6年度は一般送配電事業者が発電側課金で 回収する費用等の値から試算（資源エネルギー庁調べ）。詳細は「減収額試算根拠」参照 のこと」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が 明らかにされていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 将来の減収額（令和7年度）について、「令和7年度（見込）10,820※減収額（百万円）」 と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らか にされていない。	
【経済産業省の補足説明】	
① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。	

【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 所期の達成目標（系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことを目指す）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きい。 発電側課金については、託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則の考え方にに基づき、託送料金の一部について発電事業者負担を求める形で導入されており、系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて発電側課金額に差をつける割引制度を導入し、発電事業者ネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大実現を狙うものである。したがって、発電側課金で回収する費用が1つの定量的指標になり得るものと思料。 その上で、発電側課金で回収する費用は、制度開始年度である令和6年度に約454,544百万円を回収し、達成目標に対して一定の寄与があったと考えられ、今後も引き続き実績等を確認してまいりたい。 なお、系統増強の効率的かつ確実な実施に関しては、2023年度より導入された新たな託送料金制度であるレベニューキャップ制度の下、5年に一度、事業計画（5年間）の達成状況を国が評価するスキームとなっており、発電側課金の導入効果も間接的に評価されることとなる。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: E段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きい。 発電側課金については、託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則の考え方にに基づき、託送料金の一部について発電事業者負担を求める形で導入されており、系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて発電側課金額に差をつける割引制度を導入し、発電事業者ネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大実現を狙うものである。したがって、発電側課金で回収する費用が1つの定量的指標になり得るものと思料。 その上で、発電側課金で回収する費用は、制度開始年度である令和6年度に約454,544百万円を回収し、達成目標に対して一定の寄与があったと考えられる。また、発電側課金制度により、令和10年度までの間、毎年約10,820百万円を回収することを見込んでいるところ、本措置は今後も達成目標に対して寄与することが期待される。 上記でお示ししたとおり、本税制措置の将来の効果の予測について、一部定量的な評価が含まれるが、系統増強の効率的かつ確実な実施に関しては、2023年度より導入された新たな託送料金制度であるレベニューキャップ制度の下、5年に一度、事業計画（5年間）の

達成状況を国が評価するスキームとなっており、発電側課金の導入効果も間接的に評価されることとなる。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「系統増強の効率的かつ確実な実施に関しては、2023年度より導入された新たな託送料金制度であるレベニューキャップ制度の下、5年に一度、事業計画（5年間）の達成状況を国が評価するスキームとなっており、発電側課金の導入効果も間接的に評価されることとなる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税・義)(地方税 12)
		②: 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。
			《要望の内容》 適用期限を令和 11 年3月 31 日まで延長する。
			《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項
5	担当部局		経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和6年度創設(令和6年4月1日～)
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
			《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑

			制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、令和6年度(2024 年度)から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023 年2月)」)。
			※第7次エネルギー基本計画(令和7年2月 18 日)においては、「2024 年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新増設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034 年度にかけて電力需要が増加する」とされている一方、送配電設備については「整備を着実に推進しつつ需要家の公平性を確保するため、一般送配電事業者が行う先行的・計画的な系統整備に係る費用が確実に回収される仕組みや、GXに資する取組等を実施する事業者において、整備費用が大規模になった場合における費用負担の在り方を検討する。」とされており、発電側課金の政策上の重要性は変わらない。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	同上
10	有効性等	①: 適用数	令和6年度(見込) 1,189 令和7年度(見込) 1,249 令和8年度(見込) 1,249 令和9年度(見込) 1,249 令和 10 年度(見込) 1,249 ※適用事業者数 【算定根拠】 令和6年度(見込)の内訳: 令和6年3月までの発電事業者の届出数(1189) 令和7年度(見込)の内訳: 令和7年8月1日時点における発電事業者の届出数(1249) ※令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止す

		る者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。
②: 適用額	令和6年度 454,544 令和7年度(見込) 456,370 令和8年度(見込) 456,370 令和9年度(見込) 456,370 令和10年度(見込) 456,370 ※適用額(百万円) 【算定根拠】 令和6年度の内訳: 一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(364,135百万円)(i) +みなし小売事業者が他社発電事業者から購入する電力料に含まれる発電側課金費用(90,409百万円)(ii) =454,544百万円 令和7年度(見込)の内訳: 一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用(365,601百万円)(i') +みなし小売事業者が他社発電事業者から購入する電力料に含まれる発電側課金費用(90,769百万円)(ii') =456,370百万円 ※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。	
③: 減収額	令和6年度 10,780 令和7年度(見込) 10,823 令和8年度(見込) 10,823 令和9年度(見込) 10,823 令和10年度(見込) 10,823 ※減収額(百万円) 【算定根拠】 令和6年度の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i)×収入金課税率 1.0%=3,641百万円】(iii) +特別法人事業税の減収額 【(iii)×収入金課税率 30%=1,092百万円】 =4,734百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(ii)×外形及び外形外法人課税率 3.4%=3,074百万円】(iv) +特別法人事業税の減収額	

		【(iv)×外形及び外形外法人課税率 76.1%=2,339百万円】 +法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii)×外形及び外形外法人課税率 0.7%=633百万円】 =6,046百万円 =>4,734百万円+6,046百万円=10,780百万円 令和7年度(見込)の内訳: ■一般送配電事業者が発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(i')×収入金課税率 1.0%=3,656百万円】(iii') +特別法人事業税の減収額 【(iii')×収入金課税率 30%=1,097百万円】 =4,753百万円 ■発電事業者がみなし小売電気事業者から発電側課金で回収する費用分: 法人事業税所得割(収入割)の減収額 【(ii')×外形及び外形外法人課税率 3.4%=3,086百万円】(iv') +特別法人事業税の減収額 【(iv')×外形及び外形外法人課税率 76.1%=2,349百万円】 +法人事業税(付加価値割)の減収額 【(ii')×外形及び外形外法人課税率 0.7%=635百万円】 =6,070百万円 =>4,753百万円+6,070百万円=10,823百万円 ※資源エネルギー庁調べ。令和8年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在し得ることから、令和7年度と同様の数値としている。
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な評価は困難であるが、一般的には「課税の公平性」が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置における定量的な評価は困難であるが、一般的には他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。	

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設・延長」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置によることが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 経産 11)

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(点検結果の分類: **A段階**)

① 達成目標（小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。

② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。

① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きいと考えている。競争状況を示す指標として、一般的に「新規参入者シェア」が用いられるが、小売電気事業者のそれは現在約19%程度の水準で、当省としては競争は一定程度進捗していると評価している。その上で、本税制を意義づけるのであれば、制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避することにより、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。配電事業においては現時点で新規参入者が存在していないため、制度措置により取引形態の歪みを是正し、事前に競争環境を整備することで現状よりも競争を進展させる（新規参入を促す）という観点から、達成すべき水準として、上記と同様に「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」と設定する。

② 上記でお示したとおり、達成目標は「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。したがって、最終年度における考え方も同様であり、最終年度である令和10年度末までに目標の達成を目指す。

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(点検結果の分類: **A段階**)

① 過去の適用数（令和4年度から6年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧の各年度末時点における事業者数を引用したもの。
令和4年度末：721者
令和5年度末：729者
令和6年度末：757者

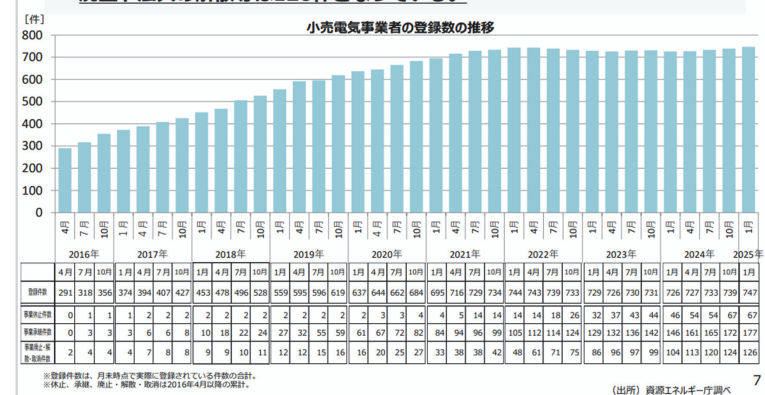
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(点検結果の分類: A段階)

① 将来の適用数（令和7年度）について、「令和7年度以降について、小売電気事業者数の増加は一般し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和7年8月時点と同様の数値としている」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその典拠）が明らかにされていない。

① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧から令和7年8月時点の事業者数(776者)を引用したもの。下図のとおり登録者数は概ね横ばい傾向であると分析している。

- 小売事業者の登録数は足下では横ばい。2025年1月末時点で747者。
- そのうち2025年1月末時点の自由化以降の事業承継は累計で177件、廃止や法人の解散等は126件となっている。



配電事業者の指摘部分については、御指摘のとおりのため修正する。

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(点検結果の分類: **A段階**)

なし。

【租

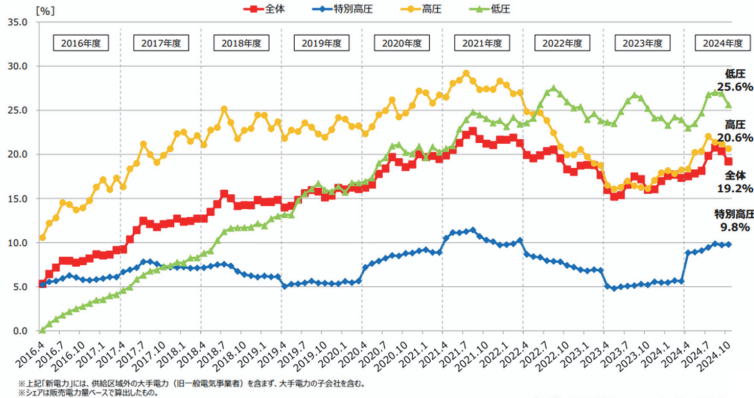
【点検結果】

(点検結果の分類: **A段階**)

なし。

【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）に対する過去の効果について、「課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
①・② (1) でお示ししたとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。その上で達成状況をお示しするのであれば、下図のとおりである。
 ※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力（旧一般電気事業者）を含みます。大手電力の子会社を含む。 ※シェアは販売電力量ベースで算出したもの。 (出所) 電力取引報 ※2025年2月12日時点
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果について、「他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていない。

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① (1) でお示ししたとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。その上で将来の競争状況について予測を持ってお示しすることは困難であり、定性的な効果を記載するに留まっている。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	地13(法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。 また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。
			《要望の内容》 現行制度の適用期間を3年間延長する
			《関係条項》 地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:平成31年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長及び拡充
8	適用又は延長期間		延長期間:3年(令和8年4月1日～令和11年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事

			業者の事業機会の拡大を目指す。																				
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成 28 年度 4 月 1 日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。																				
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																				
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。																				
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。																				
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>584</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>654</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>711</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>721</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>729</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>757</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>776</td></tr></table> 【算定根拠】 配電事業者については、令和 7 年 8 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。 令和 7 年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規	令和元年度	584	令和 2 年度	654	令和 3 年度	711	令和 4 年度	721	令和 5 年度	729	令和 6 年度	757	令和 7 年度(見込)	776	令和 8 年度(見込)	776	令和 9 年度(見込)	776	令和 10 年度(見込)	776
令和元年度	584																						
令和 2 年度	654																						
令和 3 年度	711																						
令和 4 年度	721																						
令和 5 年度	729																						
令和 6 年度	757																						
令和 7 年度(見込)	776																						
令和 8 年度(見込)	776																						
令和 9 年度(見込)	776																						
令和 10 年度(見込)	776																						

		登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 7 年 8 月時点と同様の数値としている。				
②	適用額	適用額(百万円)				
		令和元年度	1,497,683			
		令和 2 年度	1,421,746			
		令和 3 年度	3,768,016			
		令和 4 年度	3,299,340			
		令和 5 年度	3,596,395			
		令和 6 年度(見込)	3,596,395			
		令和 7 年度(見込)	3,596,395			
		令和 8 年度(見込)	3,596,395			
		令和 9 年度(見込)	3,596,395			
		令和 10 年度(見込)				3,596,395
		【算定根拠】				
		令和 6 年度以降について、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。				
		出典：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」				
③	減収額	減収額(百万円)				
		令和元年度	19,470			
		令和 2 年度	14,928			
		令和 3 年度	39,564			
		令和 4 年度	34,643			
		令和 5 年度	37,762			
		令和 6 年度(見込)	37,762			
		令和 7 年度(見込)	37,762			
		令和 8 年度(見込)	37,762			
		令和 9 年度(見込)	37,762			
		令和 10 年度(見込)				37,762
		【算定根拠】				
		下記のとおり計算。他方、令和 6 年度以降については、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。				
		適用額			減収額	
	令和 3 年度	3,768,016	×	事業税率 (1.05%)	= 39,564	
	令和 4 年度	3,299,340	×	事業税率 (1.05%)	= 34,643	
	令和 5 年度	3,596,395	×	事業税率 (1.05%)	= 37,762	
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》				
		課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場にお				

		ける、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 電力取引報
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 -
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
	⑤ 租税減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 4 年 8 月(R4 経産 12)

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等
国交02	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等
国交03	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交04	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交05	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交06	船舶に係る特別償却制度の延長
国交07	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交08	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交09	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
国交10	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	■新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和12年度におけるマンション再生等の件数1,000件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① マンション再生事業等は数年単位で行われる性質のものであることから、年度単位で細かく件数目標を設定することは適さない。一方で、令和12年度までの目標を年度単位で割った数字は参考として記載することが可能であるため、追記。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）及び1,500万円所得控除）について、「令和5年度87件、令和6年度34件」と説明されているが、算定根拠（計算式）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「件数まとめ」として別紙を追加。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）及び1,500万円所得控除）について、「令和7年度46件、令和8年度46件、令和9年度76件、令和10年度76件、令和11年度76件、令和12年度76件」と説明されているが、算定根拠（計算式）が明らかにされていない。
② 将来の適用数（繰り延べ）について、「令和7年度110件、令和8年度110件、令和9年度211件、令和10年度211件」と説明されているが、算定根拠（計算式）が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「件数まとめ」として別紙を追加。
② 「件数まとめ」として別紙を追加。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）及び1,500万円所得控除の法人住民税及び法人事業税）について、令和5年度における法人住民税200万円等、令和5年度における法人事業税0万円等と説明されているが、算定根拠（計算式）がそれぞれ明らかにされていない。
② 過去の減収額（繰り延べの法人住民税及び法人事業税）について、令和5年度における法人住民税500万円等、令和5年度における法人事業税214万円等と説明されているが、算定根拠（計算式）がそれぞれ明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「減収額まとめ」として別紙を追加。
② 「減収額まとめ」として別紙を追加。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）及び1,500万円所得控除の法人住民税及び法人事業税）について、令和7年度における法人住民税100万円等、令和7年度における法人事業税0万円等と説明されているが、算定根拠（計算式）がそれぞれ明らかにされていない。
② 将来の減収額（繰り延べの法人住民税及び法人事業税）について、令和7年度における法人住民税160万円等、令和7年度における法人事業税714万円等と説明されているが、算定根拠（計算式）がそれぞれ明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「減収額まとめ」として別紙を追加。
② 「減収額まとめ」として別紙を追加。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を令和12年度におおむね解消）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 以下のとおり追記。 当該達成目標は令和5年時点で耐震化率90%となっている。令和5年度時点でマンションの再生件数は472件（そのうち耐震性不足が主な理由と明確に確認できたものは48件（2,851戸））となっており、マンションの再生等により住宅全体の耐震化率の向上に寄与している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「当該達成目標は令和5年時点で耐震化率90%となっている。令和5年度時点でマンションの再生件数は472件（そのうち耐震性不足が主な理由と明確に確認できたものは48件（2,851戸））となっており、マンションの再生等により住宅全体の耐震化率の向上に寄与している」との説明では、令和4年度及び6年度の所期の達成目標に対する効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な

効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（令和12年度におけるマンション再生等の件数1,000件）に対する将来の効果について、「租税特別措置を設けることにより、合意形成促進と負担軽減に取り組み、耐震性を有しない住宅ストックの解消とマンション再生等の増加に寄与する」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 以下のとおり追記。 ※老朽化マンションの再生等について新たな仕組みの創設等が検討されていることから、マンションの状況や区分所有者の意向等に応じて、区分所有者が選択可能な事業手法が増えることにより、着実な事業実施が見込まれることから耐震性不足のマンションストック解消に資する。 改正マンション再生円滑化法により創設された事業が施行されることにより、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の解消に資する。具体的には、令和7～12年度において、耐震性不足を解消する事業件数48件（施行戸数4,660戸）（※1）を見込んでいるところ、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率として、0.4%（＝4,660戸／110万戸※2）の解消となる。 ※1.別紙に記載※2. 令和5年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計） 総戸数（約2,640万戸）－耐震性のある戸数（約2,530万戸） ＝耐震性のない戸数（約110万戸） この点、現行のマンション建替事業（平成14年創設）やマンション敷地売却事業（平成26年創設）の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。 なお、耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある（※3）。 本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。 【マンションの区分所有者間の合意形成 → マンションの除却等 → 耐震性を有しないマンションの解消】 ※3. 国土交通省が実施したマンション建替え等に関する事業者に対するアンケート調査（令和6年6月実施）結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題注は、「費用負担が困難な者の存在」であった。 注：マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は98%（51社中50社で、合意形成上の課題として最多であった。）
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえ

て説明されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」に、以下のとおり追記。また、「他の支援措置や義務付け等との役割分担」に、文言を追記。 1. 及び2. の対象者は事業に参加せず転出する区分所有者（法人）であるところ、転出すること自体に規制をかけることはマンションがあくまで私有財産であることから当然困難であるが、転出する者へ特例措置を設けることで、区分所有者間の合意形成が促されることから事業全体の円滑化が期待でき、また、それは事業に参加する区分所有者にとってもメリットであることから、必要最小限かつ効果的なものである。また、3. 及び3' . の課税の繰り延べは、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく、また、マンションの再生等を実施する時点における区分所有者の費用負担の問題に効果を発揮するものであることから、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最小限の措置である。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税1） 法人住民税、法人事業税：義（地方税 24）
		② 上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外、登録免許税：外、不動産取得税：外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 組合設立後又は権利変換計画等決定後に法人の転出区分所有者が組合に土地等を譲渡する場合に、長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）を適用するもの。（法人税、法人住民税の軽減税率） 2. 組合設立後又は権利変換計画等決定後に法人の転出区分所有者が組合に土地等を譲渡する際に生じる譲渡所得について、1,500 万円を控除するもの。（法人税、法人住民税、法人事業税の1,500 万円控除） 3. 権利変換等による権利変動について、従前資産の譲渡がなかったものとみなすもの。（法人税、法人住民税、法人事業税の繰り延べ） 3' 完全支配関係にある法人間の資産の譲渡により発生した損益にかかる課税について、資産を譲り受けた法人による譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じるまでの間、繰り延べが認められているところ、権利変換に伴う権利変動があった場合においても、繰り延べを認めるもの。（法人税の繰り延べ） 《要望の内容》 ○ 改正マンション再生円滑化法（令和8年4月施行）により、以下の事業が創設される。 ・ マンション再生事業（マンション建替事業（現行）、マンション更新事業、マンション再建事業及びマンション一括建替等事業） ・ マンション等売却事業（マンション敷地売却事業（現行）、マンション除却敷地売却事業及び敷地売却事業） ・ マンション除却事業 ○ また、マンション建替事業（現行）における権利変換の対象に「隣接施行敷地権」及び「底地権」が追加され、これらの権利についても建替後のマンションの区分所有権・敷地利用権に変換することが可能となる。 ○ さらに、マンション敷地売却事業（現行）及び敷地分割事業（現行）の対象について、「特定要除却認定マンション」（※1）から、マンション敷地売却事業は「全てのマンション」、敷地分割事業は「要除却等認定マンション」（※2）に、それぞれ拡充される。

		※1 「特定要除却認定マンション」は、耐震性不足、火災安全性不足、外壁剥落危険性の3要件に係る認定を受けたマンションを指す。 ※2 「要除却等認定マンション」は、耐震性不足、火災安全性不足、外壁剥落危険性、配管設備腐食等、バリアフリー不適合の5要件に係る認定を受けたマンションを指す。 ○ ついては、マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業及び敷地分割事業について、下記事項を要望する。 1. 区分所有者等が、組合に土地等を買収される場合に生じる長期譲渡所得について、長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）を適用 2. 区分所有者等が、組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除 3. 区分所有者、隣接施行敷地権者等が、権利変換等を受けてマンション又はその敷地を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例措置 3' 完全支配関係にある法人間の資産の譲渡により発生した損益に係る課税について、資産を譲り受けた法人による譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じるまでの間、繰り延べが認められているところ、権利変換に伴う権利変動があった場合においても、繰り延べを認める措置
		《関係条項》 租税特別措置法 第 62 条の3第4項第 10 号、第 11 号 第 65 条の4第1項第 22 号、第 22 号の2 第 65 条第1項第6号、第7号、第9項、第 14 項 第 65 条第 10 項
5	担当部局	国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和5年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設 平成 26 年度 拡充（マンション敷地売却事業の創設） 令和 3 年度 拡充（敷地分割事業の創設）
8	適用又は延長期間	1：3年間（令和8年1月1日～令和 10 年 12 月 31 日） 2、3、3'：恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化マンションの急増に対応するため、改正マンション再生円滑化法に基づくマンション再生事業等における区分所有者間の合意形成の負担を軽減することにより、これらの事業手続の活用による安全・安心で良好な居住環境を確保したマンション等への再生を促進し、住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。

		《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月 19 日閣議決定)における位置付け 目標2 頻発・激化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 (1)安全な住宅・住宅地の形成 (基本的な施策) ○ 住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地 の耐震性の向上 (成果指標) 耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 (2)長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化 (基本的な施策) ○ マンションの適正管理や老朽化に関する基準の策定等により、地方公共団体による管理計画認定制度を定着させ、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	マンション再生等の件数 493 件(令和6年度)→1,000 件(令和 12 年度) (補足)8 適用又は延長期間1. の適用期間の最終年(令和 10 年度)において 831 件
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	改正マンション再生円滑化法においては、老朽化マンションの再生等を促進する観点から、マンション再生事業等の事業手続を定めているところであるが、マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっていることから、老朽化マンションの再生等を促進するためには、法律上の措置に加え、改正マンション再生円滑化法に基づく事業に関わる区分所有者等の費用負担を軽減することが有効かつ必要である。 本特例措置により区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、老朽化マンションの再生等が促進される。これにより、耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消等に寄与する。

10	有効性等	①: 適用数	<実績> 【1及び2】 令和5年度 87 件 令和6年度 34 件 ※国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査結果(令和7年6月実施)に基づいて推計。 なお、適用数は、マンション建替え事業に係る権利変換計画認可又はマンション敷地売却事業に係る分配金計画認可時点における件数を採用。 【3及び3'】 令和5年度 64 件 令和6年度 33 件 ※国土交通省から対象案件のある地方公共団体への租税特別措置の利用状況調査(毎年度8月実施)に基づく。 <推計> 【1及び2】 令和7年度 46 件 令和8年度 46 件(0 件) 令和9年度 76 件(30 件) 令和 10 年度 76 件(30 件) 令和 11 年度 76 件(30 件) 令和 12 年度 76 件(30 件) ※【1】の要望期間が令和 10 年 12 月 31 日までのため、令和 10 年度までを【1】、令和 11 年度以降は【2】の措置を適用するものとして試算。 ※()は、拡充分の推計値。 【3及び3'】 令和7年度 110 件 令和8年度 110 件(0 件) 令和9年度 211 件(65 件) 令和 10 年度 211 件(65 件) 令和 11 年度 211 件(65 件) 令和 12 年度 211 件(65 件) ※国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査結果(令和7年6月実施)に基づいて推計。 ※()は、拡充分の推計値。 <租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由> 「適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)では、本政策に該当する適用額等について合算して計上されており、過去の実績を把握できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 【算定根拠】 ※算定根拠は別紙参照。
		②: 適用額	<実績>

		【1及び2】 令和5年度 495 百万円 令和6年度 160 百万円 【3及び3’】 令和5年度 3,056 百万円 令和6年度 938 百万円 <推計> 【1及び2】 令和7年度 271 百万円 令和8年度 271 百万円(0 百万円) 令和9年度 432 百万円(161 百万円) 令和10年度 432 百万円(161 百万円) 令和11年度 432 百万円(161 百万円) 令和12年度 432 百万円(161 百万円) ※【1】の要望期間が令和10年12月31日までのため、令和10年度までを【1】、令和11年度以降は【2】の措置を適用するものとして試算。 ※()は、拡充分の推計値。 【3及び3’】 令和7年度 1,014 百万円 令和8年度 1,014 百万円(0 百万円) 令和9年度 1,994 百万円(648 百万円) 令和10年度 1,994 百万円(648 百万円) 令和11年度 1,994 百万円(648 百万円) 令和12年度 1,994 百万円(648 百万円) ※国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査結果(令和7年6月実施)に基づいて推計。 ※()は、拡充分の推計値。 【算定根拠】 ※算定根拠は別紙参照。																		
③: 減収額		<実績> 【1及び2】 単位:百万円 <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>25</td><td>8</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>26</td><td>9</td></tr></table> 【3及び3’】 単位:百万円 <table><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr></table>		令和5年度	令和6年度	法人税	25	8	法人住民税	2	1	法人事業税	0	0	合計	26	9		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度																		
法人税	25	8																		
法人住民税	2	1																		
法人事業税	0	0																		
合計	26	9																		
	令和5年度	令和6年度																		

	法人税	709	218
	法人住民税	50	15
	法人事業税	214	66
	合計	973	299

<推計>
【1及び2】
単位:百万円

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
法人税	14	14 (0)	22 (8)	22 (8)	100 (37)	100 (37)
法人住民税	1	1 (0)	2 (1)	2 (1)	7 (3)	7 (3)
法人事業税	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (11)	30 (11)
合計	14	14 (0)	23 (9)	23 (9)	137 (51)	137 (51)

※【1】の要望期間が令和 10 年 12 月 31 日までのため、令和 10 年度までを【1】、令和 11 年度以降は【2】の措置を適用するものとして試算。
※()は、拡充分の推計値。

【3及び3’】
単位:百万円

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
法人税	235	235 (0)	461 (149)	461 (149)	461 (149)	461 (149)
法人住民税	16	16 (0)	32 (10)	32 (10)	32 (10)	32 (10)
法人事業税	71	71 (0)	140 (45)	140 (45)	140 (45)	140 (45)
合計	323	323 (0)	633 (205)	633 (205)	633 (205)	633 (205)

※国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査結果(令和7年6月実施)に基づいて推計。
※()は、拡充分の推計値。

※減収額のうち、各税目は小数点以下第1位を四捨五入した額を記載しているが、合計は各税目の減収額の合計値を小数点以下第1位で四捨五入した額を記載しているため、各税目の減収額の合計値が必ずしも合計と一致しない場合がある。

【算定根拠】
※算定根拠は別紙参照。

	④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ・マンション再生等の件数:493件(令和7年3月31日時点) 今後も高経年マンションの増加が見込まれる中、マンションの再生を進めるためには、合意形成の促進と保留床の確保等による負担軽減が重要である。 改正マンション再生円滑化法にて新たな再生手法の創設や、隣接地取込み等の事業手法拡大等を講じるとともに、租税特別措置を設けることにより、合意形成促進と負担軽減に取り組み、耐震性を有しない住宅ストックの解消とマンション再生等の増加に寄与する。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・マンションの再生等の件数 https://www.mlit.go.jp/policy/content/001869222.pdf なお、これまで住宅の耐震化率を達成目標としていたところ、当該指標にはマンション以外の住宅も含まれており、また、当該達成目標は具体的な数値目標でないこと等を踏まえ、指標をマンション再生等の件数に変更し、より直接的な達成目標とした。 (当該達成目標は令和5年時点で耐震化率90%となっている。令和5年度時点でマンションの再生件数は472件(そのうち耐震性不足が主な理由と明確に確認できたものは48件(2,851戸))となっており、マンションの再生等により住宅全体の耐震化率の向上に寄与している。) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。 今般新設されたマンション再生の円滑化を図る方策等により、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。 ※老朽化マンションの再生等について新たな仕組みの創設等が検討されていることから、マンションの状況や区分所有者の意向等に応じて、区分所有者が選択可能な事業手法が増えることにより、着実な事業実施が見込まれることから耐震性不足のマンションストック解消に資する。 改正マンション再生円滑化法により創設された事業が施行されることにより、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の解消に資する。具体的には、令和7～12年度において、耐震性不足を解消する事業件数48件(施行戸数4,660戸)(※1)を見込んでいるところ、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない共同住宅ストックの比率として、0.4%(=4,660戸/110万戸※2)の解消となる。 ※1.別紙に記載※2.令和5年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数(国土交通省推計)

		総戸数(約2,640万戸)ー耐震性のある戸数(約2,530万戸) =耐震性のない戸数(約110万戸) この点、現行のマンション建替事業(平成14年創設)やマンション敷地売却事業(平成26年創設)の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。 なお、耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある(※3)。 そのため、本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資するものであることから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。 【マンションの区分所有者間の合意形成 → マンションの除却等 → 耐震性を有しないマンションの解消】 ※3.国土交通省が実施したマンション建替え等に関する事業者に対するアンケート調査(令和6年6月実施)結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題注は、「費用負担が困難な者の存在」であった。 注:マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は98%(51社中50社で、合意形成上の課題として最多であった。) 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤: 税収減を是認する理由等	老朽化マンション等のストック数は急増しており、マンション再生事業等の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者における費用負担の問題が最大の阻害要因となる。 本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションの再生等を円滑化させるものであることから、国民の生命・身体の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 改正マンション再生円滑化法においては、老朽化マンションの再生等を促進する観点から、マンション再生事業等の事業手続を定めているところであるが、マンションの再生等においては、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっていることから、老朽化マンションの再生等を促進するためには、法律上の措置に加え、改正マンション再生円滑化法に基づく事業に関わる区分所有者等の

		費用負担を軽減することが有効かつ必要である。 本特例措置は、改正マンション再生円滑化法に基づく事業に関わる区分所有者等への軽減税率、税額控除の適用や、課税の繰延べによる一時的な負担軽減により、資金需要が逼迫する事業の継続に必要な資金等の確保が可能となり、区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して※的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。 ※耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と比較して、実施される全てのマンション再生等の事業で適用を受けられる租税特別措置が妥当である。1. 及び2. の対象者は事業に参加せず転出する区分所有者（法人）であるところ、転出すること自体に規制をかけることはマンションがあくまで私有財産であることから当然困難であるが、転出する者へ特例措置を設けることで、区分所有者間の合意形成が促されることから事業全体の円滑化が期待でき、また、それは事業に参加する区分所有者にとってもメリットであることから、必要最小限かつ効果的なものである。また、3. 及び3' の課税の繰り延べは、最終的な納税額に変化は生じないため国庫への負担が少なく、また、マンションの再生等を実施する時点における区分所有者の費用負担の問題に効果を発揮するものであることから、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最小限の措置である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	マンション総合対策モデル事業（令和8年度予算概算要求額:27 億円（令和7年度当初予算）） マンション総合対策モデル事業は、マンションと区分所有者の「2つの古い」の進行に対応するため、対象マンションに一定の要件を設け、マンションの長寿命化等に向けた先導的な取組みへの支援や地方公共団体における先導的な老朽化マンション対策への支援を行い、総合的なマンション対策を推進することで、老朽化マンションの長寿命化・再生の広がりや意識啓発に寄与するものである。 一方で、本特例措置は、実際にマンションの再生等を実施する区分所有者等に着目してその費用負担を軽減するものであり、上記予算措置と相まって、老朽化マンションの再生等を促進するものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民等の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和5年8月

租税特別措置事前評価における減収額試算

1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)
 2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除

年度	適用件数	うち 拡充分	適用額	うち 拡充分	減収額 合計	法人税	法人住民税	法人事業税	うち拡充分 合計	法人税	法人住民税	法人事業税
実績 R5	87	-	495	-	26	25	2	-	-	-	-	-
実績 R6	34	-	160	-	9	8	1	-	-	-	-	-
推計 R7	46	-	271	-	14	14	1	-	-	-	-	-
推計 R8	46	0	271	0	14	14	1	-	0	0	0	0
推計 R9	76	30	432	161	23	22	2	-	9	8	1	0
推計 R10	76	30	432	161	23	22	2	-	9	8	1	0
推計 R11	76	30	432	161	137	100	7	30	51	37	3	11
推計 R12	76	30	432	161	137	100	7	30	51	37	3	11

3. 権利変換により権利を取得する場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなす
 (3'. グループ法人税制)

年度	適用件数	うち 拡充分	適用額	うち 拡充分	減収額 合計	法人税	法人住民税	法人事業税	うち拡充分 合計	法人税	法人住民税	法人事業税
実績 R5	64	-	3,056	-	973	709	50	214	-	-	-	-
実績 R6	33	-	938	-	299	218	15	66	-	-	-	-
推計 R7	110	-	1,014	-	323	235	16	71	-	-	-	-
推計 R8	110	0	1,014	0	323	235	16	71	0	0	0	0
推計 R9	211	65	1,994	648	633	461	32	140	205	149	10	45
推計 R10	211	65	1,994	648	633	461	32	140	205	149	10	45
推計 R11	211	65	1,994	648	633	461	32	140	205	149	10	45
推計 R12	211	65	1,994	648	633	461	32	140	205	149	10	45

適用件数 実績と推計

1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例（軽減税率）
2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除

＜実績＞					
年度	事業名	法人転出者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和5年度	マンション建替事業	3	13	39	87
	マンション敷地売却事業	8	6	48	
令和6年度	マンション建替事業	2	5	10	34
	マンション敷地売却事業	6	4	24	

＜推計＞					
年度	事業名	法人転出者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和7年度	マンション建替事業	2	11	22	46
	任意建替からの切替	0	0	0	
	マンション更新事業	2	4	8	
	マンション敷地売却事業	6	4	24	
令和8年度	マンション建替事業	2	11	22	46
	任意建替からの切替	0	0	0	
	マンション更新事業	2	4	8	
	マンション敷地売却事業	6	4	24	
令和9年度	マンション建替事業	2	16	32	76
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	2	1	2	
	マンション敷地売却事業	6	6	36	
令和10年度	マンション建替事業	2	16	32	76
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	2	1	2	
	マンション敷地売却事業	6	6	36	
令和11年度	マンション建替事業	2	16	32	76
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	2	1	2	
	マンション敷地売却事業	6	6	36	
令和12年度	マンション建替事業	2	16	32	76
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	2	1	2	
	マンション敷地売却事業	6	6	36	

3. 権利変換により権利を取得する場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなす
(3. グループ法人税制)

＜実績＞					
年度	事業名	法人権利変換者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和5年度	マンション建替事業	—	—	—	64
令和6年度	マンション建替事業	—	—	—	33

＜推計＞					
年度	事業名	法人権利変換者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和7年度	マンション建替事業	10	11	110	110
	任意建替からの切替	3	0	0	
	隣接地	1	0	0	
	底地	1	0	0	
令和8年度	マンション建替事業	10	11	110	110
	任意建替からの切替	3	0	0	
	隣接地	1	0	0	
	底地	1	0	0	
令和9年度	マンション建替事業	10	16	160	211
	任意建替からの切替	3	1	3	
	隣接地	1	1	1	
	底地	1	1	1	
令和10年度	マンション建替事業	10	16	160	211
	任意建替からの切替	3	1	3	
	隣接地	1	1	1	
	底地	1	1	1	
令和11年度	マンション建替事業	10	16	160	211
	任意建替からの切替	3	1	3	
	隣接地	1	1	1	
	底地	1	1	1	
令和12年度	マンション建替事業	10	16	160	211
	任意建替からの切替	3	1	3	
	隣接地	1	1	1	
	底地	1	1	1	

減収額 実績と推計

1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例（軽減税率）
2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除

＜実績＞					
年度	事業名	減収額 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和5年度	マンション建替事業	—	1	13	25
	マンション敷地売却事業	—	1	6	
令和6年度	マンション建替事業	—	1	5	8
	マンション敷地売却事業	—	1	4	

＜推計＞					
年度	事業名	法人転出者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和7年度	マンション建替事業	1	11	10	14
	任意建替からの切替	0	0	0	
	マンション更新事業	1	0	0	
	マンション敷地売却事業	1	4	3	
令和8年度	マンション建替事業	1	11	10	14
	任意建替からの切替	0	0	0	
	マンション更新事業	1	0	0	
	マンション敷地売却事業	1	4	3	
令和9年度	マンション建替事業	1	16	15	22
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	1	1	1	
	マンション敷地売却事業	1	6	5	
令和10年度	マンション建替事業	1	16	15	22
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	1	1	1	
	マンション敷地売却事業	1	6	5	
令和11年度	マンション建替事業	4	16	68	100
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	4	1	4	
	マンション敷地売却事業	4	6	24	
令和12年度	マンション建替事業	4	16	68	100
	任意建替からの切替	0	1	0	
	マンション更新事業	4	1	4	
	マンション敷地売却事業	4	6	24	

3. 権利変換により権利を取得する場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなす
(3. グループ法人税制)

＜実績＞					
年度	事業名	法人権利変換者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和5年度	マンション建替事業	—	—	—	709
令和6年度	マンション建替事業	—	—	—	218

＜推計＞					
年度	事業名	法人権利変換者 (A)	事業地区数 (B)	合計 (A) × (B)	年度計 (各事業の合計)
令和7年度	マンション建替事業	21	11	235	235
	任意建替からの切替	0	0	0	
	隣接地	4	0	0	
	底地	16	0	0	
令和8年度	マンション建替事業	21	11	235	235
	任意建替からの切替	0	0	0	
	隣接地	4	0	0	
	底地	16	0	0	
令和9年度	マンション建替事業	21	16	342	461
	任意建替からの切替	0	1	0	
	隣接地	4	1	4	
	底地	16	1	16	
令和10年度	マンション建替事業	21	16	342	461
	任意建替からの切替	0	1	0	
	隣接地	4	1	4	
	底地	16	1	16	
令和11年度	マンション建替事業	21	16	342	461
	任意建替からの切替	0	1	0	
	隣接地	4	1	4	
	底地	16	1	16	
令和12年度	マンション建替事業	21	16	342	461
	任意建替からの切替	0	1	0	
	隣接地	4	1	4	
	底地	16	1	16	

耐震性が不足するマンション件数

事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	小計(A) (※1)
マンション建設事業	2	2	4	4	4	4	20
うち任意建替からの切替え分	0	0	0	0	0	0	0
マンション更新	0	0	0	0	0	0	0
マンション再建事業							0
マンション一括建替事業							0
マンション敷地売却事業	4	4	5	5	5	5	28
マンション除却敷地売却事業	0	0	0	0	0	0	0
敷地売却事業							0
マンション除却事業	0	0	0	0	0	0	0
敷地分割事業	0	0	0	0	0	0	0
合計							48 件

(※1) 各事業の件数については、過去5年間の事業実績から推計
(※2) 各事業におけるマンションの住戸数については、過去5年間の事業実績から推計

各事業における マンションの 住戸数(B) (※2)
135
33
135
135
135
70
70
70
135
400

耐震性が不足するマンション戸数(A×B)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	小計
マンション建設事業	270	270	540	540	540	540	2,700
うち任意建替からの切替え分	0	0	0	0	0	0	0
マンション更新	0	0	0	0	0	0	0
マンション再建事業	0	0	0	0	0	0	0
マンション一括建替事業	0	0	0	0	0	0	0
マンション敷地売却事業	280	280	350	350	350	350	1,960
マンション除却敷地売却事業	0	0	0	0	0	0	0
敷地売却事業	0	0	0	0	0	0	0
マンション除却事業	0	0	0	0	0	0	0
敷地分割事業	0	0	0	0	0	0	0
合計							4,660 戸

老朽化マンションの建替え等(マンション建替事業・マンション敷地売却事業)の転出者等の譲渡所得に係る特例措置

1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)

本特例措置は、「2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除」と併用不可のため、租税特別措置等に係る政策の事前評価書には両特例措置を合算して計上。

※優良軽減に法人事業税は含まない

①マンション建替事業

法人税					法人住民税			
単価	法人転出者	税率	減収額		税率	減収額	減収額合計	
R5 9	3	5.0%	1		R5 7.0%	0	1	百万円
R6 9	2	5.0%	1		R6 7.0%	0	0	百万円
減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計					
R5 1	13	18	360	百万円				
R6 1	5	5	92	百万円				
件数	18	23	452	百万円				

法人事業税			
税率	減収額	減収額合計	
R5 -	-	-	百万円
R6 -	-	-	百万円

②マンション敷地売却事業

法人税					法人住民税			
単価	法人転出者	税率	減収額		税率	減収額	減収額合計	
R5 3	8	5.0%	1		R5 7.0%	0	0	百万円
R6 3	6	5.0%	1		R6 7.0%	0	0	百万円
減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計					
R5 1	6	7	135	百万円				
R6 1	4	3	68	百万円				
件数	10	10	203	百万円				

法人事業税			
税率	減収額	減収額合計	
R5 -	-	-	百万円
R6 -	-	-	百万円

【1. ①～②合計】

法人税				法人住民税			法人事業税	
適用件数	減収額合計	適用額合計		減収額合計			減収額合計	
R5 87	25	495	百万円	R5 2	2		-	百万円
R6 34	8	160	百万円	R6 1	1		-	百万円
121 件	33	655	百万円		2			百万円

2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除

本特例措置は、「1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)」と併用不可のため、租税特別措置等に係る政策の事後評価書には両特例措置を合算して計上。

①マンション建替事業(やむを得ない事情で転出する場合※)

法人税					法人住民税			
単価	法人転出者	税率	減収額		税率	減収額	減収額合計	
R5 9	0	23.2%	0		R5 7.0%	0	0	百万円
R6 9	0	23.2%	0		R6 7.0%	0	0	百万円
減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計					
R5 0	13	0	0	百万円				
R6 0	5	0	0	百万円				
		0	0	百万円				

法人事業税			
税率	減収額	減収額合計	
R5 7.0%	0	0	百万円
R6 7.0%	0	0	百万円

※施行マンションが、都市計画法上の地域地区の用途制限につき既存不適格であることにつき、施行者が審査委員の過半数の同意を得た場合。令和5年から令和6年度においては、該当件数0件。

老朽化マンションの建替え等(マンション建替事業・マンション敷地売却事業)の転出者等の譲渡所得に係る特例措置

②敷地売却事業(一定の要件を具備する場合※)

法人税					法人住民税				法人事業税			
単価	法人転出者		税率	減収額	税率	減収額	減収額合計		税率	減収額	減収額合計	
R5 3	0	×	23.2%	0	R5 7.0%	0	0	百万円	R5 7.0%	0	0	百万円
R6 3	0	×	23.2%	0	R6 7.0%	0	0	百万円	R6 7.0%	0	0	百万円
減収額	事業地区数		減収額合計	適用額合計								
R5 0	6	×	0	0				百万円				
R6 0	4	×	0	0				百万円				
			0	0				百万円				

※マンションが耐震改修促進法に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(緊急輸送道路等の避難路沿道で耐震診断の義務づけがされている建築物)に該当し、認定買受計画にマンションが新たに建築される旨の記載がある場合。令和5年から令和6年度においては、該当件数0件。

3. 権利変換により権利を取得する場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなす
(3'. グループ法人税制)

①マンション建替事業

令和5、6年度の実績については、国土交通省から対象案件のある地方公共団体への租税特別措置の利用状況調査(毎年度8月に実施)に基づく。

法人税					法人住民税				法人事業税			
適用件数	適用額合計		税率	減収額	税率	減収額	減収額合計		税率	減収額	減収額合計	
R5 64	3,056	×	23.2%	709	R5 7.0%	50	50	百万円	R5 7.0%	214	214	百万円
R6 33	938	×	23.2%	218	R6 7.0%	15	15	百万円	R6 7.0%	66	66	百万円

②マンション敷地売却制度

敷地売却制度に当該税制はない

【3. ①～②合計】

法人税					法人住民税				法人事業税			
適用件数	減収額合計	適用額合計				減収額合計				減収額合計		
R5 64 件	709	3,056	百万円		R5 50	50	百万円		R5 214	214	百万円	
R6 33 件	218	938	百万円		R6 15	15	百万円		R6 66	66	百万円	
97 件		3,994	百万円			65	百万円			280	百万円	

適用件数等の算定根拠(～R6)

1 マンション建替法に基づく事業の実績

(1) マンション建替事業の実績

組合認可年度	事業地区数	戸数
令和5年度	13	2,260
令和6年度	5	744

(2) マンション敷地売却事業の実績

組合認可年度	事業地区数	戸数
令和5年度	6	470
令和6年度	4	264

2 令和5年度、6年度の実績(推計)

OR5年度

マンション建替事業

平均戸数		174
総区分所有者数	個人	158
	法人	16
	計	174
権利変換者	個人	138
	法人	13
	計	151
転出者	個人	20
	法人	3
	計	23

法人所有割合

9.0%

転出者割合

13.0%

マンション敷地売却事業

平均戸数		78
総区分所有者数	個人	70
	法人	8
	計	78

※全員転出

OR6年度

マンション建替事業

平均戸数		149
総区分所有者数	個人	135
	法人	14
	計	149
権利変換者	個人	117
	法人	12
	計	129
転出者	個人	18
	法人	2
	計	20

マンション敷地売却事業

平均戸数		66
総区分所有者数	個人	60
	法人	6
	計	66

※全員転出

※ 総区分所有者数は、令和5年度、令和6年度の組合設立の認可を取得した1地区当たりの戸数の平均値。

※ 商業又は業務床(非居住床)の所有者を法人として整理し、法人が所有している率を9%で算定。

※ 小数点以下は、四捨五入。

老朽化マンションの建替え等(マンション建替事業・マンション敷地売却事業)の転出者等の譲渡所得に係る特例措置

1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)

本特例措置は、「2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除」と併用不可のため、租税特別措置等に係る政策の事前評価書には両特例措置を合算して計上。

本特例措置の措置期間は令和10年12月31日までのため、減収額は令和10年度までとして試算。

※優良軽減に事業税は含まない

①-1 マンション建替事業

法人税						法人住民税						法人事業税					
単価		法人転出者		税率	減収額	税率		減収額	減収額合計	税率		減収額	減収額合計				
R7	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R7	7.0%	×	0	1	百万円			
R8	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R8	7.0%	×	0	1	百万円			
R9	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R9	7.0%	×	0	1	百万円			
R10	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R10	7.0%	×	0	1	百万円			
減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計											
R7	1	×	11	=	10	百万円	203	百万円									
R8	1	×	11	=	10	百万円	203	百万円									
R9	1	×	16	=	15	百万円	295	百万円									
R10	1	×	16	=	15	百万円	295	百万円									
件数		54		件	50	百万円	996	百万円									

任意建替からの切り替え分

法人税

単価

R7

2

×

法人転出者

0

×

税率

5.0%

=

減収額

0

百万円

R8

2

×

0

×

5.0%

=

0

百万円

R9

2

×

0

×

5.0%

=

0

百万円

R10

2

×

0

×

5.0%

=

0

百万円

減収額

R7

0

×

事業地区数

0

=

減収額合計

0

百万円

R8

0

×

0

=

0

百万円

R9

0

×

1

=

0

百万円

R10

0

×

1

=

0

百万円

件数

2

件

0

百万円

適用額合計

0

百万円

法人住民税

税率

R7

7.0%

減収額

0

減収額合計

0

百万円

R8

7.0%

0

0

百万円

R9

7.0%

0

0

百万円

R10

7.0%

0

0

百万円

法人事業税

税率

R7

-

減収額

-

減収額合計

-

百万円

R8

-

-

-

百万円

R9

-

-

-

百万円

R10

-

-

-

百万円

①-2 マンション更新事業

法人税					法人住民税					法人事業税				
単価		法人転出者		税率	減収額	税率	減収額	減収額合計	税率	減収額	減収額合計			
R7	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R7	-	-	百万円		
R8	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R8	-	-	百万円		
R9	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R9	-	-	百万円		
R10	9	×	2	×	5.0%	=	1	百万円	R10	-	-	百万円		
減収額		事業地区数		減収額合計	適用額合計									
R7	1	×	0	=	0	百万円	0	百万円						
R8	1	×	0	=	0	百万円	0	百万円						
R9	1	×	1	=	1	百万円	18	百万円						
R10	1	×	1	=	1	百万円	18	百万円						
件数		2		件	2	0	37	百万円						

②-1 マンション敷地売却事業

法人税					法人住民税			法人事業税											
単価		法人転出者	税率	減収額	税率		減収額	減収額合計	税率		減収額	減収額合計							
R7	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円	R7	7.0%	0	百万円	0	百万円	R7	-	-	-	百万円

R8	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
R9	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
R10	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
								百万円
減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計		
R7	1	×	4	=	3	百万円	68	百万円
R8	1	×	4	=	3	百万円	68	百万円
R9	1	×	6	=	5	百万円	101	百万円
R10	1	×	6	=	5	百万円	101	百万円
		件数	20	件	17	百万円	338	百万円

R8	7.0%	0	0	百万円
R9	7.0%	0	0	百万円
R10	7.0%	0	0	百万円

R8	-	-	-	百万円
R9	-	-	-	百万円
R10	-	-	-	百万円

②-2 マンション除却敷地売却事業

法人税

R7	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
R8	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
R9	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
R10	3	×	6	×	5.0%	=	1	百万円
								百万円
減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計		
R7	1	×	0	=	0	百万円	0	百万円
R8	1	×	0	=	0	百万円	0	百万円
R9	1	×	1	=	1	百万円	17	百万円
R10	1	×	1	=	1	百万円	17	百万円
		件数	2	件	2	百万円	34	百万円

法人住民税

R7	7.0%	0	0	百万円
R8	7.0%	0	0	百万円
R9	7.0%	0	0	百万円
R10	7.0%	0	0	百万円

法人事業税

R7	-	-	-	百万円
R8	-	-	-	百万円
R9	-	-	-	百万円
R10	-	-	-	百万円

【1. ①～②合計】

法人税

R7	46	件	14	百万円	271	百万円
R8	46	件	14	百万円	271	百万円
R9	76	件	22	百万円	432	百万円
R10	76	件	22	百万円	432	百万円
		244 件	70 百万円	1,405 百万円		

法人住民税

R7	1	百万円
R8	1	百万円
R9	2	百万円
R10	2	百万円
		5 百万円

法人事業税

R7	-	百万円
R8	-	百万円
R9	-	百万円
R10	-	百万円
		0 百万円

2. 転出者の組合に土地等を買収される場合の1500万円譲渡所得控除

本特例措置は、「1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)」と併用不可のため、租税特別措置等に係る政策の事後評価書には両特例措置を合算して計上。

「1. 転出者の長期譲渡所得への課税の特例(軽減税率)」の措置期間は令和10年12月31日までのため、令和11年度以降は、こちらの税制措置が利用されるものとして試算。

①-1 マンション建替事業(やむを得ない事情で転出する場合※)

法人税

R11	9	×	2	×	23.2%	=	4	百万円
R12	9	×	2	×	23.2%	=	4	百万円
								百万円
減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計		
R11	4	×	16	=	68	百万円	295	百万円
R12	4	×	16	=	68	百万円	295	百万円
		件数	32	件	137	百万円	590	百万円

法人住民税

R11	7.0%	0	5	百万円
R12	7.0%	0	5	百万円

法人事業税

R11	7.0%	1	21	百万円
R12	7.0%	1	21	百万円

任意建替からの切り替え分

法人税

R11	2	×	0	×	5.0%	=	0	百万円

法人住民税

R11	7.0%	0	0	百万円

法人事業税

R11	-	-	0	百万円

R12	2	×	0	×	5.0%	=	0	百万円
								百万円
	減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計	
R11	0	×	1	=	0	百万円	0	百万円
R12	0	×	1	=	0	百万円	0	百万円
		件数	2	件	0	百万円	0	百万円

R12	7.0%	0	0	百万円

R12			0	百万円

①-2 マンション更新事業（やむを得ない事情で転出する場合※）

法人税

	単価	×	法人転出者	×	税率	=	減収額	
R11	9	×	2	×	23.2%	=	4	百万円
R12	9	×	2	×	23.2%	=	4	百万円
								百万円
	減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計	
R11	4	×	1	=	4	百万円	18	百万円
R12	4	×	1	=	4	百万円	18	百万円
		件数	2	件	9	0	37	百万円

法人住民税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	0	0	百万円
R12	7.0%	0	0	百万円

法人事業税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	1	1	百万円
R12	7.0%	1	1	百万円

②-1 マンション敷地売却事業（一定の要件を具備する場合※）

法人税

	単価	×	法人転出者	×	税率	=	減収額	
R11	3	×	6	×	23.2%	=	4	百万円
R12	3	×	6	×	23.2%	=	4	百万円
								百万円
	減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計	
R11	4	×	6	=	24	百万円	101	百万円
R12	4	×	6	=	24	百万円	101	百万円
		件数	12	件	47		203	百万円

法人住民税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	0	2	百万円
R12	7.0%	0	2	百万円

法人事業税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	1	7	百万円
R12	7.0%	1	7	百万円

②-2 マンション除却敷地売却事業（一定の要件を具備する場合※）

法人税

	単価	×	法人転出者	×	税率	=	減収額	
R11	3	×	6	×	23.2%	=	4	百万円
R12	3	×	6	×	23.2%	=	4	百万円
								百万円
	減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計	
R11	4	×	1	=	4	百万円	17	百万円
R12	4	×	1	=	4	百万円	17	百万円
		件数	2	件	8		34	百万円

法人住民税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	0	0	百万円
R12	7.0%	0	0	百万円

法人事業税

	税率	減収額	減収額合計	
R11	7.0%	1	1	百万円
R12	7.0%	1	1	百万円

【2. ①～②合計】

法人税

	適用件数	減収額合計	適用額合計	
R11	76 件	100 百万円	432 百万円	
R12	76 件	100 百万円	432 百万円	
	152 件	200 百万円	864 百万円	

法人住民税

	減収額合計	
R11	7 百万円	
R12	7 百万円	
	14 百万円	

法人事業税

	減収額合計	
R11	30 百万円	
R12	30 百万円	
	60 百万円	

3. 権利変換により権利を取得する場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなす
(3'. グループ法人税制)

①-1 マンション建替事業

法人税										法人住民税										法人事業税									
単価		法人権利変換者				税率		減収額		税率		減収額		減収額合計		税率		減収額		減収額合計									
R7	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R7	7.0%	1	16	百万円	R7	7.0%	6	71	百万円											
R8	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R8	7.0%	1	16	百万円	R8	7.0%	6	71	百万円											
R9	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R9	7.0%	1	24	百万円	R9	7.0%	6	103	百万円											
R10	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R10	7.0%	1	24	百万円	R10	7.0%	6	103	百万円											
R11	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R11	7.0%	1	24	百万円	R11	7.0%	6	103	百万円											
R12	9	×	10	×	23.2%	=	21	百万円	R12	7.0%	1	24	百万円	R12	7.0%	6	103	百万円											

減収額		事業地区数		減収額合計		適用額合計		
R7	21	×	11	=	235	百万円	1,014	百万円
R8	21	×	11	=	235	百万円	1,014	百万円
R9	21	×	16	=	342	百万円	1,475	百万円
R10	21	×	16	=	342	百万円	1,475	百万円
R11	21	×	16	=	342	百万円	1,475	百万円
R12	21	×	16	=	342	百万円	1,475	百万円
件数		86		件	1840	百万円	7,931	百万円

任意建替からの切り替え分

法人税							法人住民税							法人事業税						
単価		法人権利変換者			税率	減収額	税率		減収額	減収額合計	税率		減収額	減収額合計						
R7	2	×	3	×	5.0%	=	0	R7	7.0%	0	0	R7	7.0%	0						
R8	2	×	3	×	5.0%	=	0	R8	7.0%	0	0	R8	7.0%	0						
R9	2	×	3	×	5.0%	=	0	R9	7.0%	0	0	R9	7.0%	0						
R10	2	×	3	×	5.0%	=	0	R10	7.0%	0	0	R10	7.0%	0						
R11	2	×	3	×	5.0%	=	0	R11	7.0%	0	0	R11	7.0%	0						
R12	2	×	3	×	5.0%	=	0	R12	7.0%	0	0	R12	7.0%	0						

減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7	0	0	0
R8	0	0	0
R9	1	0	7
R10	1	0	7
R11	1	0	7
R12	1	0	7
件数	4	1	27

うち拡充分

法人税						法人住民税						法人事業税					
単価		法人権利変換者		税率	減収額	税率		減収額	減収額合計	税率		減収額	減収額合計				
R7	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	0	7.0%	6	0				
R8	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	0	7.0%	6	0				
R9	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	7	7.0%	6	32				
R10	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	7	7.0%	6	32				
R11	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	7	7.0%	6	32				
R12	9	×	10	×	23.2%	=	21	7.0%	1	7	7.0%	6	32				

減収額		事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7	21	×	0	0
R8	21	×	0	0
R9	21	×	107	461
R10	21	×	107	461
R11	21	×	107	461

$$R12 \begin{array}{|c|} \hline 21 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 5 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 107 \\ \hline \end{array} \text{百万円} \quad \begin{array}{|c|} \hline 461 \\ \hline \end{array} \text{百万円}$$

件数 20 件 428 百万円 1,844 百万円

隣接施行敷地

法人税

単価	法人所有割合	税率	減収額
R7 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円
R8 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円
R9 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円
R10 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円
R11 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円
R12 115	× 16.0%	× 23.2%	= 4 百万円

法人住民税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	0	0 百万円
R8 7.0%	0	0 百万円
R9 7.0%	0	0 百万円
R10 7.0%	0	0 百万円
R11 7.0%	0	0 百万円
R12 7.0%	0	0 百万円

法人事業税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	1	0 百万円
R8 7.0%	1	0 百万円
R9 7.0%	1	1 百万円
R10 7.0%	1	1 百万円
R11 7.0%	1	1 百万円
R12 7.0%	1	1 百万円

減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7 4	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R8 4	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R9 4	× 1	= 4 百万円	18 百万円
R10 4	× 1	= 4 百万円	18 百万円
R11 4	× 1	= 4 百万円	18 百万円
R12 4	× 1	= 4 百万円	18 百万円
件数 4	件 4	17 百万円	73 百万円

底地

法人税

単価	法人所有割合	税率	減収額
R7 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円
R8 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円
R9 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円
R10 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円
R11 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円
R12 434	× 16.0%	× 23.2%	= 16 百万円

法人住民税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	1	0 百万円
R8 7.0%	1	0 百万円
R9 7.0%	1	1 百万円
R10 7.0%	1	1 百万円
R11 7.0%	1	1 百万円
R12 7.0%	1	1 百万円

法人事業税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	5	0 百万円
R8 7.0%	5	0 百万円
R9 7.0%	5	5 百万円
R10 7.0%	5	5 百万円
R11 7.0%	5	5 百万円
R12 7.0%	5	5 百万円

減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7 16	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R8 16	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R9 16	× 1	= 16 百万円	69 百万円
R10 16	× 1	= 16 百万円	69 百万円
R11 16	× 1	= 16 百万円	69 百万円
R12 16	× 1	= 16 百万円	69 百万円
件数 4	件 4	64 百万円	278 百万円

①-2更新事業

法人税

単価	法人権利変換者	税率	減収額
R7 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円
R8 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円
R9 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円
R10 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円
R11 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円
R12 9	× 10	× 23.2%	= 21 百万円

法人住民税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	1	0 百万円
R8 7.0%	1	0 百万円
R9 7.0%	1	1 百万円
R10 7.0%	1	1 百万円
R11 7.0%	1	1 百万円
R12 7.0%	1	1 百万円

法人事業税

税率	減収額	減収額合計
R7 7.0%	6	0 百万円
R8 7.0%	6	0 百万円
R9 7.0%	6	6 百万円
R10 7.0%	6	6 百万円
R11 7.0%	6	6 百万円
R12 7.0%	6	6 百万円

減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7 21	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R8 21	× 0	= 0 百万円	0 百万円
R9 21	× 1	= 21 百万円	92 百万円
R10 21	× 1	= 21 百万円	92 百万円

R11	21	×	1	=	21	百万円	92	百万円
R12	21	×	1	=	21	百万円	92	百万円
	件数		4	件	86	0	369	百万円

② 敷地分割事業

法人税

単価	法人権利変換者	税率	減収額		
R7	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
R8	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
R9	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
R10	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
R11	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
R12	9 × 36 ×	23.2%	=	77	百万円
	件数			308	0

減収額	事業地区数	減収額合計	適用額合計
R7	77 × 0 =	0	0
R8	77 × 0 =	0	0
R9	77 × 1 =	77	332
R10	77 × 1 =	77	332
R11	77 × 1 =	77	332
R12	77 × 1 =	77	332
	件数		4

法人住民税

税率	減収額	減収額合計
R7	7.0%	5
R8	7.0%	5
R9	7.0%	5
R10	7.0%	5
R11	7.0%	5
R12	7.0%	5

法人事業税

税率	減収額	減収額合計
R7	7.0%	23
R8	7.0%	23
R9	7.0%	23
R10	7.0%	23
R11	7.0%	23
R12	7.0%	23

【3. ①～②合計】

法人税

適用件数	減収額合計	適用額合計
R7	110 件	235 百万円
R8	110 件	235 百万円
R9	211 件	461 百万円
R10	211 件	461 百万円
R11	211 件	461 百万円
R12	211 件	461 百万円
	1,064 件	2,316 百万円

法人住民税

減収額合計		
R7	16	百万円
R8	16	百万円
R9	32	百万円
R10	32	百万円
R11	32	百万円
R12	32	百万円
	162	百万円

法人事業税

減収額合計		
R7	71	百万円
R8	71	百万円
R9	140	百万円
R10	140	百万円
R11	140	百万円
R12	140	百万円
	700	百万円

うち拡充分

法人税

適用件数	減収額合計	適用額合計
R7	0 件	0 百万円
R8	0 件	0 百万円
R9	65 件	149 百万円
R10	65 件	149 百万円
R11	65 件	149 百万円
R12	65 件	149 百万円
	260 件	596 百万円

法人住民税

減収額合計	
R7	0 百万円
R8	0 百万円
R9	10 百万円
R10	10 百万円
R11	10 百万円
R12	10 百万円
	42 百万円

法人事業税

減収額合計		
R7	0	百万円
R8	0	百万円
R9	45	百万円
R10	45	百万円
R11	45	百万円
R12	45	百万円
	181	百万円

○各事業における事業件数等の推計

マンション再生事業						
マンション建替事業						
	法人転出者数	法人権利変換者数	事業件数	うち拡充分	うち隣接地含む	うち底地含む
R7	2	10	11	0	0	0
R8	2	10	11	0	0	0
R9	2	10	17	6	1	1
R10	2	10	17	6	1	1
R11	2	10	17	6	1	1
R12	2	10	17	6	1	1

マンション更新事業			
	法人転出者数	法人権利変換者数	事業件数
R7	2	10	0
R8	2	10	0
R9	2	10	1
R10	2	10	1
R11	2	10	1
R12	2	10	1

マンション再建事業
平年度における適用件数の推計は困難

マンション一括建替等事業
平年度における適用件数の推計は困難

マンション等売却事業				
マンション敷地売却事業				
	法人転出者数	法人権利変換者数	事業件数	うち拡充分
R7	6	-	4	0
R8	6	-	4	0
R9	6	-	6	2
R10	6	-	6	2
R11	6	-	6	2
R12	6	-	6	2

マンション除却敷地売却事業		
	法人権利変換者数	事業件数
R7	6	0
R8	6	0
R9	6	1
R10	6	1
R11	6	1
R12	6	1

敷地売却事業
平年度における適用件数の推計は困難

マンション除却事業				
	法人転出者数	法人権利変換者数	事業件数	うち拡充分
R7	2	-	0	0
R8	2	-	0	0
R9	2	-	1	1
R10	2	-	1	1
R11	2	-	1	1
R12	2	-	1	1

敷地分割事業			
	法人転出者数	法人権利変換者数	事業件数
R7	-	36	0
R8	-	36	0
R9	-	36	1
R10	-	36	1
R11	-	36	1
R12	-	36	1

適用件数等の算定根拠(R7～)

項目名:老朽化マンションの再生等の円滑化のための事業施行に係る特例措置の拡充等

【適用額及び減収額見込み算定にあたっての前提条件】

1. 現行のマンション建替円滑化法に基づく事業類型(マンション建替事業、マンション敷地売却事業、敷地分割事業)の実績(本特例の適用件数推計上の参考値)及び今後の各事業の推計値

(1) マンション再生事業

・マンション建替事業の実績

組合設立認可年度	事業件数	戸数	うち特定要除却認定
令和2年度	12	1,332	2
令和3年度	11	1,403	3
令和4年度	6	614	1
令和5年度	13	2,260	2
令和6年度	5	744	0
合計	47	6,353	8
平年度(直近5年平均)	9	1,271	2

直近5年の建替事業実績	
それ以前の5年の実績	47
認定による増加率	38
	124%

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり(平均値)	1	135

※任意の建替え件数

竣工年度	事業件数	戸数	特定要除却認定相当
令和2年度	0	0	0
令和3年度	1	25	0
令和4年度	3	123	1
令和5年度	1	19	1
令和6年度	0	0	0
合計	5	167	2
平年度(直近5年平均)	1	33	0

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり(平均値)	1	33

①マンション建替事業

【平年度の事業件数】				要除却
令和7年度	11	1,485	2	
令和8年度(初年度)	11	1,485	2	
令和9年度(平年度)	11	1,485	2	

■マンション建替事業
【平年度による事業増加件数】
直近5年と、それ以前の5年を比較し、1.24倍で推移するものと仮定。

【高さ制限の緩和による事業件数の増加分】				要除却
令和7年度	0	0	0	
令和8年度(初年度)	0	0	0	
令和9年度(平年度)	1	135	1	

<令和9年度から増加する理由>
・平成26年公布(敷地売却制度創設)後、平成28年度に1件の組合設立認可があったことから、令和7年公布(要除却等認定対象拡充及び隣接地取り込み追加)後の効果は令和9年度と推測。

【権利変換の対象拡充(隣接施行敷地)による事業件数の増加分】				要除却
令和7年度	0	0	0	
令和8年度(初年度)	0	0	0	
令和9年度(平年度)	1	135	0	

高さ制限緩和による影響は、容積率緩和(平成26年度創設後、実績がある)

【権利変換の対象拡充(底地)による事業件数の増加分】

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	135	0

H30～R6年度は平均1.6件と創設後すぐ(に実施されていない)を参考に、少なめの1件と試算。

【決議要件緩和による事業件数】

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	135	1

隣接敷地、底地、決議要件緩和、組合設立要件緩和による影響は、令和9年度より各1件が実施の想定

※要除却認定と決議要件緩和の要件が同じ

【組合設立要件緩和による事業件数】

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	135	0

【組合設立要件緩和による任意建替からの手法変更】

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	33	0

組合設立要件緩和により、任意で実施していた建替えが、令和9年度より建替事業にて実施の想定

【小計】

要除却

令和7年度	11	1,485	2
令和8年度(初年度)	11	1,485	2
令和9年度(平年度)	17	2,193	4

うち隣接地含む

建替え事業のうち、

隣接地を取込んだ事業割合

17.0%

増加見込み(R9-R8)	6	708

②マンション更新事業

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	135	0

■マンション更新事業
R9年度より、1件実施される見込み。

③マンション再建事業

平年度における適用件数の推計は困難

④マンション一括建替事業

平年度における適用件数の推計は困難

(2) マンション等売却事業

・マンション敷地売却事業の実績

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	2	187
令和2年度	4	271
令和3年度	2	124
令和4年度	1	59
令和5年度	6	470
令和6年度	4	264
合計	17	1,188
平年度(直近5年平均)	3	238

令和1～3年の平均	2.7
令和4～6年の平均	3.7
増加率	138%

■マンション敷地売却事業

【平年の増加】

R9年度より、過去3年と、それ以前の3年と比較し、1.38倍になる想定。

※ 制度が創設されて10年程度しか経過しておらず5年平均で差を比較すると過大になるため、3年平均としている。

【通常マンションへの拡充】

耐震性の低いマンションだけでなく、高経年マンションにも対象が広がることから、R9年度から1.2倍の想定

【要除却等認定(既設2種別)】

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり(平均値)	1	70

①マンション敷地売却事業

【平年度の事業件数】

令和7年度	4	280
令和8年度(初年度)	4	280
令和9年度(平年度)	4	280

【対象マンション拡充による事業件数】

令和7年度	0	0
令和8年度(初年度)	0	0
令和9年度(平年度)	1	70

(万戸)

耐震性の低いマンション	約110万戸
高経年マンション	約137万戸
対象の比率	1.2倍

(令和5年時点)

【決議要件緩和による事業件数】

要除却

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	70	1

※要除却認定と決議要件緩和の要件が同じ

【小計】

うち要除却等認定マンション

令和7年度	4	280	4
令和8年度(初年度)	4	280	4
令和9年度(平年度)	6	420	5

うち通行障害既存不適格マンション

増加見込み(R9-R8)	2	140

2	140

②マンション除却敷地売却事業

うち要除却等認定マンション

令和7年度	0	0	0
令和8年度(初年度)	0	0	0
令和9年度(平年度)	1	70	0

■マンション除却敷地売却事業
R9年度より、1件実施される見込み。

③敷地売却事業

平年度における適用件数の推計は困難

(3) マンション除却事業

実績なし(令和8年度創設)

年度	事業件数	総戸数	
1事業当たり(想定値)	1	135	建替事業の平均戸数
令和7年度	0	135	うち要除却等認定マンション
令和8年度(初年度)	0	135	■マンション除却事業
令和9年度(平年度)	1	135	R9年度より、1件実施される見込み。

(4) 敷地分割事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数	
令和4年度	0	0	創設年度
令和5年度	0	0	
令和6年度	0	0	
合計	0	0	
平年度(直近3年平均)	0	0	

年度	事業件数	総戸数	
1事業当たり(想定値)	1	400	1団地当たりの平均戸数(創設時と同様)

【対象マンション拡充による事業件数】

令和7年度	0	0	見込み
令和8年度(初年度)	0	0	見込み
令和9年度(平年度)	0	0	見込み

【決議要件緩和による事業件数】

令和7年度	0	0	見込み
令和8年度(初年度)	0	0	見込み
令和9年度(平年度)	1	0	見込み

【小計】

令和7年度	0	0	見込み
令和8年度(初年度)	0	0	見込み
令和9年度(平年度)	1	400	見込み

■敷地分割事業
R9年度より、1件実施される見込み。

2. 各事業における平均戸数と平均借家人数

(1) マンション建替事業

※建替円滑化法に基づく建替事業における割合(転出者数が把握できている地区のみ集計)

平均戸数		135
総区分所有者数	個人	123
	うちマイホーム以外	39
	法人	12
	計	135
権利変換者	個人	107
	うちマイホーム以外	34
	法人	10
	計	117
転出者	個人	16
	うちマイホーム以外	5
	法人	2
	計	18
	うち売渡請求等に基づいた転出者	4

借家住戸を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
借家住戸を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
借家住戸を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
建替事業での転出者は平均戸数の13%
売渡請求・買取請求に基づいて転出した者の割合は3%

○平均借家人数

平均借家人数	43	平均戸数に建替円滑化法に基づく建替完了事業における 賃貸住戸割合(32%)を乗じる。

※任意の建替えにおける戸数(人数が把握できている地区のみ集計し、建替え事業と同様の割合で試算)

平均戸数		33
総区分所有者数	個人	30
	うちマイホーム以外	10
	法人	3
	計	33
権利変換者	個人	26
	うちマイホーム以外	8
	法人	3
	計	29
転出者	個人	4
	うちマイホーム以外	2
	法人	0
	計	4
	うち売渡請求等に基づいた転出者	1

借家住戸(32%)を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
借家住戸(32%)を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
借家住戸(32%)を想定
建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
建替事業での転出者は平均戸数の13%
売渡請求・買取請求に基づいて転出した者の割合は3%

○平均借家人数

平均借家人数	11	平均戸数に建替円滑化法に基づくマンション建替事業における 賃貸住戸割合(32%)を乗じる。

(2) マンション敷地売却事業

平均戸数		70	
総区分所有者数	個人	64	
	うちマイホーム以外	20	借家住戸(32%)を想定
	法人	6	建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
	計	70	
反対者	個人	11	敷地売却事業における反対者の割合(16%)

※全員転出

○平均借家人数

平均借家人数	22	平均戸数に建替円滑化法に基づくマンション建替事業における賃貸住戸割合(32%)を乗じる。
うち、賃貸借終了請求等を受けた者	1	平均借家人数に建替え完了事業における売渡し請求の割合(3%)を乗じる。

(3) 敷地分割事業

平均戸数		400	
総区分所有者数	個人	364	
	うちマイホーム以外	116	借家住戸を想定
	法人	36	建替円滑化法に基づく建替完了事業における法人所有住戸割合(9%)
	計	400	

○平均借家人数

平均借家人数	128	平均戸数に建替円滑化法に基づく建替完了事業における賃貸住戸割合(32%)を乗じる。

3. 各事業における平均売却単価等

○1戸あたりの平均売却単価(建物は含まない)【マンション建替事業】

$$\frac{191,825 \text{ (円)}}{\text{令和6年の3大都市圏地価公示価格 (㎡単価)} \times 0.7} \times \frac{48.07 \text{ (㎡)}}{\text{R2～R6年度におけるマンション建替事業の組合設立認可取得事業における1戸あたりの平均敷地面積}} = 9 \text{ 百万円}$$

○1戸あたりの平均売却単価(建物は含まない)【マンション敷地売却事業】

$$\frac{191,825 \text{ (円)}}{\text{令和6年の3大都市圏地価公示価格 (㎡単価)} \times 0.7} \times \frac{14.69 \text{ (㎡)}}{\text{R2～R6年度におけるマンション建替事業の組合設立認可取得事業における1戸あたりの平均敷地面積}} = 3 \text{ 百万円}$$

○隣接敷地あたりの土地価格

$$\frac{191,825 \text{ (円)}}{\text{令和6年の3大都市圏地価公示価格 (㎡単価)} \times 0.7} \times \frac{597.63 \text{ (㎡)}}{\text{建替円滑化法に基づく建替完了事業における隣接施行敷地の平均敷地面積 (敷地面積が分かる地区のみ集計)}} = 115 \text{ 百万円}$$

○底地あたりの土地価格

$$\frac{1,240,016,260 \text{ (円)}}{\text{1建替事業あたりの平均売却単価}} \times \frac{35.0\% \text{ (％)}}{\text{底地権の場合の価格割合}} = 434 \text{ 百万円}$$

○※任意の建替えにおける1戸あたりの平均売却単価(土地)

$$\frac{191,825 \text{ (円)}}{\text{令和6年の3大都市圏地価公示価格 (㎡単価)} \times 0.7} \times \frac{11.87 \text{ (㎡)}}{\text{任意の建替における1戸あたりの平均敷地面積(敷地面積が分かる地区のみ集計)}} = 2 \text{ 百万円}$$

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☒ 新設	☐ 拡充	☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和12年度までに、地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点を20地域整備することを目標とし、令和9年度までに、5地域整備することを促進し、長期的・安定的な物流ネットワーク及び地域の防災拠点としての役割等、平時・有事いずれにも貢献する持続的な物流の確保を図る）に対する将来の直接的な効果について、「地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たっては、多額の投資資金が必要となる一方、投資回収に時間を要する。また、特に事業採算の取れない地域への物流拠点の整備に躊躇する事業者も多くみられることから、基幹的な物流拠点の適正配置を促進しつつ、事業者の初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に効果的に働く」と説明されているが、将来の効果（地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点の見込み地域数：令和8年度0件、令和9年度5件）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
① 新設する特例措置であることから、今後、適用実績の実態も踏まえて、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租特があることによる直接的な効果について、適切に分析する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税3)、法人住民税: 義(自動運動)、法人事業税: 義(自動運動) ②: 上記以外の税目 登録免許税: 外、所得税: 外、固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外
3	要望区分等の別	【新設】拡充・延長】 【単独】主管・共管】
4	内容	《制度の概要》 — 《要望の内容》 トラックドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用によるトラック輸送の変容等に対応しつつ、広域及び地域内の物流の維持・安定化に資するものとして、中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った一定の公共性を有する基幹的な物流拠点について、 ・取得後5年間にわたり、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の8に相当する金額の合計額とする特例措置(8%の割増償却)、そのうち、自動運転トラック等の新技術に対応した物流拠点については、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を2年間の措置として創設する。 なお、令和8年度に期限を迎える、「物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」については、所要の措置を講じた上で、期限の延長をしない。 《関係条項》 —
5	担当部局	国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流拠点については、ドライバー不足等を背景としたトラック輸送の変容、施設の老朽化、人口減少による域内市場の縮小等を背景に、整備・更新や集約化・適正配置が求められているものの、その規模の大きさから投資額も大きくなる傾向があり、整備等が進んでいない状況である。 そのため、広域的な観点と地域的観点の両面からの物流ネットワークの確保に資することを主眼に、災害時における生活必需品や復興・

		復興のための物資の集積拠点として利用可能なことといった公共性・公益性の観点も踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線と地域配送との結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備を推進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針(令和7年6月13日閣議決定)において、「物流拠点・ネットワークの機能強化」が位置付けられている(該当部分抜粋) 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 (2)地域における社会課題への対応 2030 年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モダリティシフト、自動運転、物流DX・標準化、多重取引構造の是正等の商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、改正物流法の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。									
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。									
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	令和12年度までに、地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点を20地域整備することを目標とし、令和9年度までに、5地域整備することを促進し、長期的・安定的な物流ネットワーク及び地域の防災拠点としての役割等、平時・有事いずれにも貢献する持続的な物流の確保を図る。									
	④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	政策目的に対する租税特別措置法等の達成目標実現により、トラックドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用によるトラック輸送の変容等に対応し、広域及び地域内の物流の維持・安定化が図られる。									
10	有効性等	① 適用数 《適用数の推移(単年度)》 <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td></tr><tr><td>地域数</td><td>0</td><td>5</td></tr></table> (注) (1)本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載 (2)法律改正を予定していることから、令和8年度の件数(見込み)を0としている。 【算定根拠】 別添のとおり ② 適用額 《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>令和</td><td>令和</td></tr></table>	年度 区分	令和 8	令和 9	地域数	0	5	年度	令和	令和
年度 区分	令和 8	令和 9									
地域数	0	5									
年度	令和	令和									

			<table><tr><td>区分</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>196</td></tr></table>	区分	8	9	適用額	0	196						
区分	8	9													
適用額	0	196													
			(注) (1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載 (2) 法律改正を予定していることから、令和8年度の適用額(見込み)を0としている。												
			【算定根拠】 別添のとおり												
③	減収額		《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>45</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0</td><td>13</td></tr></table> (注) (1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載 (2) 法律改正を予定していることから、令和8年度の減収額(見込み)を0としている。	年度 区分	令和 8	令和 9	法人税	0	45	法人住民税	0	3	法人事業税	0	13
年度 区分	令和 8	令和 9													
法人税	0	45													
法人住民税	0	3													
法人事業税	0	13													
			【算定根拠】 別添の通り												
④	効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点の見込み地域数 <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td><td>令和 10</td><td>令和 11</td><td>令和 12</td></tr><tr><td>地域数</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr></table> (注) (1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載 (2) 法律改正を予定していることから、令和8年度の件数(見込み)を0としている。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たっては、多額の投資資金が必要となる一方、投資回収に時間を要する。また、特に事業採算の取れない地域への物流拠点の整備に躊躇する事業者も多くみられることから、基幹的な物流拠点の適正配置を促進しつつ、事業者の初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措置は、地域の関与も踏まえた一定の公	年度 区分	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	地域数	0	5	5	5	5
年度 区分	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12										
地域数	0	5	5	5	5										

			公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に効果的に働く。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備に限り支援対象としており、急激に整備されることが予想しにくいため適用件数は少なくなる見通しとなっているが、本特例措置により、一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点を整備することは、物流ネットワークの確保や地域の防災拠点等に貢献することから、達成目標の実現に有効な手段である。
			⑤：税収減を是認する理由等 本措置により、物流ネットワークの確保や地域の防災拠点等、地域に貢献する公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備の促進が図られることから、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。
11	相当性		①：租税特別措置等によるべき妥当性等 特例措置の適用は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備に限定しており、かつ、措置の効果は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件を満たしたず案件に対し、大臣の認定をするスキームを検討しており、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。 このため、 ① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと ② 地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないこと から、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。
			②：他の支援措置や義務付け等との役割分担 予算上の措置は、物流施設内の作業平準化や人手不足解消に資する設備・機器の導入補助や、物流拠点の整備を伴わない事業による物資の流通の効率化等に資するものに対する措置である。一方で本特例措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たり取得した家屋や償却資産に対するものとして役割分担をしている。
			令和8年度予算要求額 ○モーダルシフト等推進事業(70百万円) ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 ○非常用電源設備導入推進事業(15百万円) ○物流拠点の立地状況等に係る現況把握等のための調査事業(30百万円)

			○流通業務の脱炭素化事業(375百万円) ○地域連携モーダルシフト等促進事業(400百万円) ○サステナブル倉庫モデル促進事業(3,820百万円の内数) 令和7年度予算 ○サステナブル倉庫モデル促進事業(3,820百万円の内数) ○モーダルシフト等推進事業(41百万円) ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 ○非常用電源設備導入推進事業(15百万円) 令和6年度補正 ○サステナブル倉庫モデル促進事業(4,800百万円の内数) ・物流拠点の立地状況等に係る現況把握等のための調査事業(50百万円) ○モーダルシフト等推進事業(70百万円) ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 ○流通業務の脱炭素化事業(1,200百万円) ○非常用電源設備導入推進事業(105百万円) ○地域連携モーダルシフト等促進事業(1,500百万円)
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する物流拠点の整備により、国民生活や産業、経済活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、地域内・地域間の長期的・安定的な物流の確保・維持に資するとともに、地域における防災拠点等の機能が公共性・公益性の側面からにも資することから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

適用実績等の算定根拠

項目：新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等

(積算根拠)

1. 令和8、9年度

(1) 件数

・地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する物流拠点の整備件数：5件

【適用を見込んでいる事例】

- ・北海道名寄市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・秋田県大館市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・神奈川県横浜市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・京都府城陽市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・宮城県仙台市が関与する物流拠点の整備予定事例

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数(見込み)^{※2}

※1 令和5年度の実績値及び業界団体からの聴取による。

※2 国交省調べ及び業界団体や自治体からの聴取による。

- ・物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点であって一定の公共性を有する物流拠点：3,000百万円 × 4件 = 12,000百万円
- ・物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点であって一定の公共性を有する物流拠点(自動運転トラック等に対応)：50,000百万円 × 1件 = 50,000百万円

① 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率(10%又は8%)

② 減収額 = 割増償却額 × 税率(23.2%)

③ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(7.0%)

④ 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率(7.0%)

別添

⑤ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率 (37.0%)

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E) (23.20%) (E)	法人 住民税 (E) × 税率 (G) (7.00%) (G)	法人 事業所税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G) (7.00%) (G)	(百万円)	
			耐用年数	定額法						特別法人 事業税 減収額 (G) × 税率 (H) (37.00%) (H)	
公共性の高い物流拠点											
地域の間でも踏まえ た一定の公共性・公 益性を有する物流拠 点	4件	12,000	31	0.033	8%	31.680	7.350	0.514	2.218	0.821	
地域域の間でも踏ま えた一定の公共性・ 公益性を有する物流 拠点 (自動運転トラック等 に対応)	1件	50,000	31	0.033	10%	165	38.280	2.680	11.550	4.274	
合計	5件	62,000				196.680	45.630	3.194	13.768	5	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和10年度における都市機能更新率47.0％）に対する過去の直接的な効果について、「本措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」「前記の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本措置の直接的な効果であるものと思料する」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 市街地再開発事業については、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も大きく影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和10年度における都市機能更新率47.0％）に対する将来の直接的な効果について、「本措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する」「前記の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本措置の直接的な効果であるものと思料する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 市街地再開発事業については、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も大きく影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例措置で対象とする市街地再開発事業の特性等も踏まえ、評価書を修正した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 12) 法人住民税: 義(自動連動)、法人事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 個人又は法人が所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。(繰延割合 80%)
			《要望の内容》 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置(以下「本措置」という。)の適用期限を3年間延長する。 ・所得税: 令和8年 12 月 31 日まで ・法人税: 令和8年3月 31 日まで
			《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の7第1項表2、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局		国土交通省都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月
			分析対象期間: 令和3年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 44 年度 創設
			昭和 50、55、60、平成2、3、8、13、18、23、29、令和2、5年度 適用期限の延長
			平成 10 年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加
			平成 23 年度 認定再開発事業を除外 平成 26 年度 対象資産、施行区域面積の要件追加
8	適用又は延長期間		3年間 ・所得税: 令和9年1月1日～令和 11 年 12 月 31 日 ・法人税: 令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市街地再開発事業の推進により、地方都市の再生や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向けた密集市街地の解消を図る。
			《政策目的の根拠》 (ア)都市機能の更新 ○都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 1 条及び第 123 条 「この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。」 「国及び地方公共団体は、施行者に対し、市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。」

		○デジタル田園都市国家構想総合戦略 2023 改訂版(令和5年 12 月 26 日閣議決定) 「地方都市のイノベーション力の強化及び大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じ、都市再生を推進する。」 「多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、立地適正化計画の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。都市再生やコンパクトシティ形成の推進に当たっては、関係府省庁が連携して、施策の深化や効果的な支援策の検討等を行い、市町村等の取組を支援する。」 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月 13 日閣議決定) 「都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する。」 ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 「地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力を強化し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進するため、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進や、歴史まちづくりの裾野の拡大・加速、地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図るための制度改正や支援策の充実により、中心市街地を含め、地域の核となるまちを育てていく。」 (イ)密集市街地の解消 ○住生活基本計画(令和3年3月 19 日閣議決定) 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」 ○国土強靱化基本計画(令和5年7月 28 日閣議決定) 「地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けて、道路や公園の整備、老朽建築物等の除却・建て替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水利、防災備蓄倉庫等)や防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等のソフト対策を促進する。」 ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月 13 日閣議決定) 「ソフト・ハードを組み合わせた総合的な事前防災を推進する。具体的には、災害に強いまちづくりや密集市街地の改善、流域治水の推進のほか、自衛隊員や消防職団員、大工等の担い手の確保や建設業者の災害即応力向上といった人材面の対応、気象情報の高度化、気象防災アドバイザーの活用等きめ細かな解説による地方公共団体等の防災対応支援、災害時の支援ネットワークの構築と被災地における迅速な救助・救援活動を可能にするための空港・港湾の広域防災拠点化、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理のための廃棄物処理システムの強靱化等を進める。」
	②: 政策体系における政策目的的位置	(ア)都市機能の更新 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する

		付け	に包含 (イ)密集市街地の解消 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	(ア)都市機能更新率 平成 30 年度 42.5% → 令和 10 年度 47.0% ※都市機能更新率とは、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発法第2条の3第1項第2号又は同条第2項に位置づけられた地区等)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合をいう。 (イ)地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度 約 2,220ha → 令和 10 年度 約 430ha ※地震時等に著しく危険な密集市街地(以下「危険密集市街地」という。)とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地をいう。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図り、都市機能の更新及び密集市街地の解消に寄与することが見込まれる。
10	有効性等	①: 適用数	令和3年度:9件 令和4年度:23件 令和5年度:16件 令和6年度:16件 令和7年度:16件 令和8年度:16件 令和9年度:16件 令和10年度:16件 【算定根拠】 令和3年度から令和5年度までの適用数については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」に基づき記載。令和6年度から令和10年度までの適用数については、令和3年度から令和5年度までの適用数の平均値を、各年度における適用数と推計。
		②: 適用額	令和3年度:38,085 百万円 令和4年度:16,682 百万円 令和5年度:11,890 百万円 令和6年度:22,219 百万円 令和7年度:22,219 百万円 令和8年度:22,219 百万円 令和9年度:22,219 百万円 令和10年度:22,219 百万円 【算定根拠】 令和3年度から令和5年度までの適用額については、財務省「租税

		特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」に基づき記載。令和6年度から令和10年度までの適用額については、令和3年度から令和5年度までの適用額の平均値を、各年度における適用額と推計。																																																															
③	減収額	令和3年度:11,734 百万円 令和4年度:5,139 百万円 令和5年度:3,663 百万円 令和6年度:6,845 百万円 令和7年度:6,845 百万円 令和8年度:6,845 百万円 令和9年度:6,845 百万円 令和10年度:6,845 百万円 【算定根拠】 法人税の減収額は、上記②の適用額に税率(23.2%)を乗じる方法により算定。 法人住民税の減収額は、上記の法人税減収額に法人税割に係る税率(7.0%)を乗じる方法により算定。 法人事業税の減収額は、外形法人及び外形外法人のいずれもが適用しうることを踏まえ、収入割の減収額につき上記②の適用額に3.4%に乗じる方法により算定し、特別法人事業税の減収額につき収入割の減収額に76.0%を乗じる方法により算定したうえで、これらを合算する方法により算定。 よって、本措置に係る各税目における減収額は下表のとおり。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>8,836</td><td>3,870</td><td>2,759</td><td>5,155</td><td>5,155</td><td>5,155</td><td>5,155</td><td>5,155</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>619</td><td>271</td><td>193</td><td>361</td><td>361</td><td>361</td><td>361</td><td>361</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>2,279</td><td>998</td><td>711</td><td>1,329</td><td>1,329</td><td>1,329</td><td>1,329</td><td>1,329</td></tr><tr><td>収入割</td><td>(1,295)</td><td>(567)</td><td>(404)</td><td>(755)</td><td>(755)</td><td>(755)</td><td>(755)</td><td>(755)</td></tr><tr><td>特別法人 事業税</td><td>(984)</td><td>(431)</td><td>(307)</td><td>(574)</td><td>(574)</td><td>(574)</td><td>(574)</td><td>(574)</td></tr><tr><td>合計</td><td>11,734</td><td>5,139</td><td>3,663</td><td>6,845</td><td>6,845</td><td>6,845</td><td>6,845</td><td>6,845</td></tr></table>		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	法人税	8,836	3,870	2,759	5,155	5,155	5,155	5,155	5,155	法人住民税	619	271	193	361	361	361	361	361	法人事業税	2,279	998	711	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	収入割	(1,295)	(567)	(404)	(755)	(755)	(755)	(755)	(755)	特別法人 事業税	(984)	(431)	(307)	(574)	(574)	(574)	(574)	(574)	合計	11,734	5,139	3,663	6,845	6,845	6,845	6,845	6,845
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																									
法人税	8,836	3,870	2,759	5,155	5,155	5,155	5,155	5,155																																																									
法人住民税	619	271	193	361	361	361	361	361																																																									
法人事業税	2,279	998	711	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329																																																									
収入割	(1,295)	(567)	(404)	(755)	(755)	(755)	(755)	(755)																																																									
特別法人 事業税	(984)	(431)	(307)	(574)	(574)	(574)	(574)	(574)																																																									
合計	11,734	5,139	3,663	6,845	6,845	6,845	6,845	6,845																																																									
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (ア)都市機能更新率 都市機能更新率は、平成26年度から令和3年度までの7年間に於いて1年あたり約0.45%(平成26年度40.8%→令和3年度44.0%(+3.2%))の割合で上昇したところ、令和3年度の44.0%から概ね同じ割合で上昇することができると想定し、令和10年度において47.0%に達することを目標としている。 過年度における都市機能更新率の推移は、下表のとおり。 <table><tr><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>対象区域の宅地面積(ha)</td><td>34,849.6</td><td>34,849.6</td><td>34,849.6</td><td>34,849.6</td></tr><tr><td>4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>累計</td><td>15,317.6</td><td>15,415.4</td><td>15,578.4</td><td>15,657.7</td></tr><tr><td>(前年度からの増分)</td><td>(198.0)</td><td>(97.9)</td><td>(163.0)</td><td>(79.3)</td></tr><tr><td>都市機能更新率</td><td>44.0%</td><td>44.2%</td><td>44.7%</td><td>44.9%</td></tr></table> なお、前々回評価時には、目標を「令和5年度に44.5%」としていたところ、市街地再開発事業の施行等により、当該目標を達成した。 また、前回評価時には、目標を「令和10年度に47.0%」としていたと		R3	R4	R5	R6	対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6	4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)					累計	15,317.6	15,415.4	15,578.4	15,657.7	(前年度からの増分)	(198.0)	(97.9)	(163.0)	(79.3)	都市機能更新率	44.0%	44.2%	44.7%	44.9%																																	
	R3	R4	R5	R6																																																													
対象区域の宅地面積(ha)	34,849.6	34,849.6	34,849.6	34,849.6																																																													
4階建て以上の建築物の宅地面積(ha)																																																																	
累計	15,317.6	15,415.4	15,578.4	15,657.7																																																													
(前年度からの増分)	(198.0)	(97.9)	(163.0)	(79.3)																																																													
都市機能更新率	44.0%	44.2%	44.7%	44.9%																																																													

		ころ、当該目標に係る目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することはできないものの、市街地再開発事業の施行等により、44.0%(令和3年度)から44.9%(令和6年度)に上昇しているところであり、引き続き本措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。 (達成目標に対する効果) (A)過去の効果(令和3年度～令和5年度) 本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度(%)を、次の算式により算定する。 ※効果の算定にあたっては、過去の本措置の適用数を用いているところ、令和6年度以降の本措置の詳細な適用数はまだ判明していないため、(A)では令和3年度から令和5年度までの期間における効果を記載し、(B)では令和6年度から令和10年度までの期間における効果を記載する。以下(イ)についても同様。 本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 $= (a) \times (b) \times (c)$ (a): 令和3年度から令和5年度までの期間における都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (b): 令和3年度から令和5年度までに完了し、都市機能更新率の向上に寄与した市街地再開発事業のうち、本措置の要件を満たしうるものの面積の割合 (c): 令和3年度から令和5年度までに完了し、本措置の要件を満たしうる市街地再開発事業のうち、本措置が適用された地区の割合 (a)について 令和3年度から令和5年度までの期間に都市機能更新率の計測の対象となる区域内で建築された4階建て以上の建築物の面積は458.9ha(令和3年198.0ha、令和4年97.9ha及び令和5年163.0haの合計)であり、このうち市街地再開発事業によるものは34.8haであることから、次のとおり。 $34.8\text{ha} \div 458.9\text{ha} \times 100\% \approx 7.6\%$ (b)について 令和3年度から令和5年度までに完了し、都市機能更新率の向上に寄与した市街地再開発事業の面積は34.8haであり、このうち本措置の要件を満たしうるものの面積は27.8haであることから、次のとおり。 $27.8\text{ha} \div 34.8\text{ha} \times 100\% \approx 79.8\%$ (c)について 令和3年度から令和5年度までに完了した市街地再開発事業のうち、本措置の要件を満たしうる地区は24地区であり、1年あたり平均8地区。 令和3年度から令和5年度までの期間における1年あたりの本措置の適用数の平均値は16件。本措置の要件を満たしうる地区(8地区/年)に各6人の保留床取得者がいると仮定し(‘: 当該期間中における市街地再開発事業の保留床取得者数の平均値が約6人であるため。)、こ

		れらの保留床取得者のなかに、本措置を適用して保留床を取得した者がランダムに含まれるとした場合における、当該者が含まれる地区の数の期待値をモンテカルロ法(試行回数30,000回)により算出した結果、7.4地区となった。 よって、次のとおり推計。 $7.4\text{地区} \div 8.0\text{地区} \times 100\% \approx 92.5\%$ 以上より、 本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 $= 7.6\% \times 79.8\% \times 92.5\% \approx 5.6\%$ (B)将来の効果(令和6年度～令和10年度) 都市機能更新率について、令和6年度の実績値44.9%から令和10年度の目標値47.0%に向けて、概ね等しい割合で上昇することを前提に、毎年度において、次のとおり推移することを見込む。 ・令和7年度:45.4% ・令和8年度:46.0% ・令和9年度:46.5% ・令和10年度:47.0% 本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度を、下記計算式により算定する。 本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度 $= (a)' \times (b)' \times (c)'$ (a)': 令和6年度から令和10年度までの期間における都市機能更新率の上昇のうち市街地再開発事業によるものの割合 (b)': 令和6年度から令和10年度までに完了し、都市機能更新率の向上に寄与する市街地再開発事業のうち、本措置の要件を満たしうるものの面積の割合 (c)': 令和6年度から令和10年度までに完了し、本措置の要件を満たしうる市街地再開発事業のうち、本措置が適用された地区の割合 (a)'について 7.6% ※上記(a)と等しいと仮定。 (b)'について 79.8% ※上記(b)と等しいと仮定。 (c)'について 92.5% ※上記(c)と等しいと仮定。 以上より、

本措置による都市機能更新率の上昇への寄与度
 $= 7.6\% \times 79.8\% \times 92.5\%$
 $\approx 5.6\%$

(イ)地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
 危険密集市街地の面積は、平成 24 年度(約 5,750ha)から令和 2 年度(約 2,220ha)までの 10 年間に約 3,530ha 減少した。過年度の進捗及び残存した危険密集市街地の解消の困難性も踏まえて、令和 2 年度時点で約 2,220ha 残存していた危険密集市街地を、令和 12 年度に概ね解消することを目標としている。
 過年度における危険密集市街地の解消の推移は下表のとおり。

	R3	R4	R5	R6
危険密集市街地の面積(ha)	約 1,990	約 1,880	約 1,660	約 1,350

なお、前回評価時には、達成目標を「令和 12 年度に概ね解消」としていたところ、当該目標に係る目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することはできないものの、約 1,350ha(令和 6 年度)まで減少しているところであり、引き続き本措置等により危険密集市街地の解消を図ることが必要である。

(達成目標に対する効果)
 (A)過去の効果(令和 3 年度～令和 5 年度)
 本措置による危険密集市街地の解消に対する寄与度(ha)を、次の算式により算定する。

本措置による危険密集市街地の解消への寄与度(ha)
 $= (a) \times (b) \times (c)$

(a): 令和 3 年度から令和 5 年度までの期間における危険密集市街地の解消面積のうち市街地再開発事業によるものの面積
 (b): 令和 3 年度から令和 5 年度までに完了し、危険密集市街地の解消に寄与した市街地再開発事業のうち、本措置の要件を満たしたものの面積の割合
 (c): 令和 3 年度から令和 5 年度までに完了し、本措置の要件を満たした市街地再開発事業のうち、本措置が適用された地区の割合

(a)について
 令和 2 年度における危険密集市街地の面積が約 2,220ha、令和 5 年度における危険密集市街地の面積が約 1,660ha であることから、令和 3 年度から令和 5 年度までの期間中の危険密集市街地の解消面積は次のとおり。
 $2,220\text{ha} - 1,660\text{ha} = 560\text{ha}$
 上記のうち、市街地再開発事業によるものの面積は、危険密集市街地内で施行され、期間中に完了した市街地再開発事業がないことから、0ha。

(b)について
 危険密集市街地内で施行され、期間中に完了した市街地再開発事業がないため、計算不可。

		(c)について 92.5% ※上記(ア)の(c)と同じ算式による。 以上より、 本措置による危険密集市街地の解消への効果(ha)は、0ha (B)将来の効果(令和 6 年度～令和 10 年度) 危険密集市街地の面積について、令和 6 年度の実績値約 1,350ha から、次のとおり減少することを見込む。 ・令和 7 年度: 約 1,070ha ・令和 8 年度: 約 860ha ・令和 9 年度: 約 640ha ・令和 10 年度: 約 430ha ※令和 7 年度の見込み値については、住宅局から地方公共団体に対するヒアリング調査の結果による。令和 8 年度から令和 10 年度までの見込み値については、令和 7 年度の見込み値から令和 12 年度の概ね解消に向けて、毎年度同じ割合で減少することを前提に算出。 本措置による危険密集市街地の解消への寄与度(ha)を、下記計算式により算定する。 本措置による危険密集市街地の解消への寄与度 $= (a)' \times (b)' \times (c)'$ (a)': 令和 6 年度から令和 10 年度までの期間における危険密集市街地の解消面積のうち市街地再開発事業によるものの面積 (b)': 令和 6 年度から令和 10 年度までに完了し、都市機能更新率の向上に寄与する市街地再開発事業のうち、本措置の要件を満たしたものの面積の割合 (c)': 令和 6 年度から令和 10 年度までに完了し、本措置の要件を満たした市街地再開発事業のうち、本措置が適用された地区の割合 (a)'について 令和 5 年度における危険密集市街地の面積が約 1,660ha、令和 10 年度における危険密集市街地の面積の目標値が約 430ha であることから、令和 6 年度から令和 10 年度までの期間中の危険密集市街地の解消面積の目標値は次のとおり。 $1,660\text{ha} - 430\text{ha} = 1,230\text{ha}$ 上記のうち、市街地再開発事業によるものの面積は、危険密集市街地内で施行され、当該期間中に完了する予定の市街地再開発事業がないことから、0ha。 (b)'について 危険密集市街地内で施行され、当該期間中に完了する予定の市街地再開発事業がないことから、計算不可。 (c)'について

		92.5% ※上記(c)と等しいと仮定。 以上より、 本措置による危険密集市街地の解消への寄与度(ha)は、0ha ※本措置による危険密集市街地の解消への寄与度(ha)が0haとなっている理由について 市街地再開発事業は土地の合理的かつ健全な高度利用等を図る(都市再開発法第1条)事業であり、市街地再開発事業の施行区域は、高度利用を図るべき所定の地域(高度利用地区等)である必要がある(都市再開発法第2条の2及び第3条)。これに対し、危険密集市街地は、地方公共団体が、「延焼危険性」「避難困難性」のいずれかに係る指標が所定の水準に達していない地域について、総合的な判断に基づき指定したものである。よって、必ずしも、危険密集市街地が、市街地再開発事業を施行することができる地域(すなわち、高度利用を図るべき都市再開発法所定の地域)に該当するとは限らない。そのため、対象期間において、危険密集市街地で施行され、完了する市街地再開発事業の実績及び見込みがなく、本措置による危険密集市街地の解消への寄与度(ha)は、0haとなった。 もともと、市街地再開発事業は、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、道路、公園及び広場等の公共施設の整備等を行う事業である。具体的には、施行区域要件として、耐火建築物(所定の要件を満たすものを除く。)の面積が3分の1以下であることが定められており(都市再開発法第3条第1項)、市街地再開発事業の施行を通じて、老朽木造建築物が除却され、道路や広場等の公共施設が整備され、さらに不燃化された施設建築物が建築される(都市再開発法第2条第1項)。よって、市街地再開発事業は、地域の延焼危険性又は避難困難性を低減させる事業であって、地域の防災性の向上に寄与する事業であるため、本措置等によって、引き続き、推進する必要がある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 都市機能更新率の実績値は、都市局及び住宅局から地方公共団体に対して実施した「都市機能更新率調査」に基づき算出して記載。 市街地再開発事業の地区の面積は、都市局及び住宅局から地方公共団体に対して実施した市街地再開発事業の完了地区の調査に基づき算出して記載。 令和3年度から令和5年度までの期間における1年あたりの本措置の適用数の平均値は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」に記載の数値に基づき算出して記載。 令和3年度から令和5年度までの期間における保留床取得者数の平均値は、都市局及び住宅局が実施した「市街地再開発事業の保留床処分状況及び買換特例の適用状況調査」に基づき算出。 危険密集市街地の実績値は、住宅局から地方公共団体に対して作成を依頼した「地区カルテ」を基に算出して記載。

		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (ア)都市機能更新率 本措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、都市機能の更新に資する。 (イ)地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 本措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進が図られ、危険密集市街地の解消に資する。 ※業界団体に対するアンケート調査、保留床取得者に対するアンケート調査及び保留床取得者に対するヒアリングにより、令和4年度から令和6年度までの間に、4地区につき、本措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じていることを把握している。また、令和7年度から令和10年度までの間に、3地区につき、本措置があることによって買換えによる保留床の取得が生じる見込みであることを把握している。 ※本措置による達成目標に対する過去及び将来の効果は前記10④のとおり。なお、後記するとおり、市街地再開発事業の補助制度は従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである一方、本措置は保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段とは明確な役割分担がなされている。 このことから、前記の達成目標に対する過去及び将来の効果は、他の政策手段の影響を除いた本措置の直接的な効果であるものと思料する。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 — 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤: 税収減を是認する理由等	本措置を適用した法人にあつては、買換資産に係る減価償却費が減少し、又は売却時の利益が増加することによって、適用時に繰延べた利益につき将来課税されることになるため、財政への負担が少ない。 また、本措置等により市街地再開発事業が推進されることにより、都市機能の更新が図られ、密集市街地の解消を通じ地震又は火災等による被害のリスクが低減される。 さらに、市街地再開発事業には、次のような効果がある(都市局及び住宅局が地方公共団体に対して実施した市街地再開発事業の完了地区の調査により把握した令和1年から令和5年までの間に事業を完了した地区の平均値による)。 ○都市構造の改善効果 ・土地の高度利用:容積率が約 3.5 倍(約 208%→約 733%) ・道路等の公共施設の整備:整備率が約 1.2 倍(約 25%→約 30%) ・住宅の供給:約 205 戸/地区(計1万7千戸の供給) ・防災性の向上:不燃化率の向上(約 68%→100%)

			○民間投資効果 ・平均事業費約 338 億円/地区 よって、市街地再開発事業の推進による効果と措置の適用による減収(及び将来の増収)と比較すると税收減を是認できるものと考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	市街地再開発事業の保留床取得者(取得予定者)は、事業を施行している間、流動的に変動しうるものであり、また、1つの地区に多数存する場合もあるため、市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から極めて非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。 市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものであり、施行者を対象とするものである。一方で、本措置は市街地再開発事業の事業資金の確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。 すなわち、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、市街地再開発事業を促進するものである。 本措置が適用される市街地再開発事業は、都市再開発の長期的かつ総合的なマスタープランである都市再開発方針で定めた再開発促進地区や高度利用地区等の地方公共団体が定める都市計画の目的達成に寄与するため、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(国交 05)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積64ha）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 都市再生の取組により、社会課題へ対応することが求められているが、その中でも、都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加を達成目標として新たに設定する。以上について追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
② 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 過去の直接的な効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。
また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が3.5兆円～5兆円と見込まれていたところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額目標値5兆円のうち、約3.5兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約58%を占めている。）
※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。
② 過去の直接的な効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。
また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.0%～12.5%と見込まれたところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しております。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合11.7%のうち、約44%が認定事業の区域面積を占めております。）
※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。
③ 建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想

定よりも遅れたことによる影響と認識しており、その旨を追記する。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の建設投資累計額5.7兆円～8.2兆円）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合15.2%～17.6%）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
③ 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積64ha）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しており、将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。
② 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。
③ 都市開発事業により公共施設の用に供される土地の面積における本特例措置の直接的な効果については、公共施設の用に供される土地の面積を分母として、認定事業で整備される土地の面積を分子に置くことで、全体の公共施設の用に供される土地の占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってはその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、公共施設の用に供される土地の面積の試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。

【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 13) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市再生事業計画(以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。 ○割増償却 (認定事業により整備される建築物について、2割5分増償却(5年間)) ○本特例措置の適用期限:令和8年3月31日 【適用要件】 ・令和8年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数 10 以上又は延べ面積 75,000 m ² 以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2)居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 《要望の内容》 ・上記の特例措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法第 47 条 租税特別措置法施行令第 29 条の2 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 17 年度 適用期限の2年延長 平成 19 年度 適用期限の2年延長 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 平成 25 年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割) 平成 27 年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割) 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5 割)

		令和3年度 適用期限の2年延長 令和5年度 適用期限の3年延長・拡充
8	適用又は延長期間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日)		
《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上(＝都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。また、地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力の強化、及びそれを支える都市の魅力の向上・国際競争力の強化に向けて、厳しい事業環境下でも、官民が協働して地域課題の解決にも資する都市再生を促進し、我が国全体の持続可能性を高めていく。		
《政策目的の根拠》 平成 13 年に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とした都市再生本部を内閣に設置、平成 14 年に都市再生特別措置法を制定し、国の重要政策として政府全体で都市再生に取り組んでいるところ。 同法においては、都市再生の拠点となる都市再生緊急整備地域を創設、令和7年8月時点で全国 55 地域を政令で指定し、当該地域において、民間の資金、ノウハウ等を活用、集中的に振り向け、都市再生を迅速かつ効果的に実施しているところ。また、当該地域はいわゆる大都市部だけでなく、特に近年は地方都市にも広がりを見せ、全国的な都市再生の機運が高まってきている。 都市は、人々や企業の日々の活動が行われる基盤・空間であり、我が国の活力の源泉である。我が国は、人口減少の本格化、アジアなど近隣諸国との国際競争の激化、インフラ等の既存ストックの老朽化とそれに伴う事故等の発生など、引き続き厳しい社会経済情勢に置かれている。こうした情勢の中、人々や企業の日々の活動が行われる基盤・空間であり、我が国の活力の源泉である都市において、官の力だけでなく民の活力を活用しながら、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能を高めるとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取組の重要性は、大都市・地方都市を問わず増しているところである。 こうした都市再生の取組により、都市の魅力や国際競争力の強化を図ることで、国民生活の向上や我が国経済の活性化、都市間や国内外における人・モノ・技術の交流・連携が促進され、我が国全体の持続可能性を高めていくことへとつながる。 直近では、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月 13 日閣議決定)において、 ・都市と地方の間で、また地域の内外で、関係人口を中心とした人・モノ・技術の交流・結合、分野を越えた連携・協働の流れを創ることで、都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることができる ・都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化(略)を促進する ・経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しをすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿とされているところであり、民間のノウハウ・資金を活用して国民生活		

			の向上や我が国経済の活性化等を図る都市再生の取組は、これらの政府方針とも合致し、引き続き、国の重要政策として進めていくべき取組である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和２年度～令和１２年度（２０２０～２０３０年度） - 目標値：７兆円～１０兆円（※中間目標値：５.７兆円～８.２兆円 令和１０年度まで） ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和２年度～令和１２年度（２０２０～２０３０年度） - 目標値：１６.５％～１９.５％（初期値 ９.１％（平成 ３０年度）） （※中間目標値：１５.２％～１７.６％ 令和１０年度まで） ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積※ ※今回追加した目標 《達成目標を追加する合理的な理由》 都市再生の取組により、社会課題へ対応することが求められているが、その中でも、都市再生緊急整備地域においては、地域の活性化を図るため、にぎわいの形成や人々の交流を促進する環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加を達成目標として新たに設定することとする。 ・令和７年度～令和１１年度（２０２５～２０２９年度） - 目標値：８０ha（※中間目標値：６４ha 令和１０年度まで）
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、地域の課題解決に資する優良な民間都市再生事業を促進し、本達成目標を実現することで、都市再生緊急整備地域において住宅、オフィス、インベーション施設といった、国民生活の向上や我が国経済の活性化に不可欠な機能が集積し、また、広場や緑地といった公共施設が増加する。これにより、都市機能の高度化及び居住環境の向上が実現し、我が国の活力の源泉である都市の更なる魅力の向上や国際競争力の強化といった政策目的が達成される。
10	有効性等	①: 適用数	令和４年度：２計画（２件） 令和５年度：２計画（２件） 令和６年度：２計画（２件） 令和７年度：１計画（見込み）

		令和８年度：１計画（見込み） 令和９年度：１計画（見込み） 令和１０年度：１計画（見込み） 【算定根拠】 ＜実績の算定根拠＞ ・令和４年度から令和６年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和７年５月末時点。以下「適用状況調査」という。）より算定 ＜見込みの算定方法＞ ①令和７年度見込み： ・適用状況調査により把握した令和６年度の適用実績から、令和６年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、過年度（平成１７年度～令和６年度）の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数（※年平均 0.3 計画、以下「新規計画数」という。）を加えることで算定 ②令和８年度見込み： ・①に令和７年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和８年度分の新規計画数を加えることで推計 ③令和９年度見込み： ・②に令和８年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和９年度分の新規計画数を加えることで推計 ④令和１０年度見込み ・③に令和９年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和１０年度分の新規計画数を加えることで推計 ＜見込みの算出式＞※算出に当たっては四捨五入を実施 ①令和７年度（１計画）： ・令和６年度の適用実績 2－令和６年度をもって適用終了となる計画数 1＋令和７年度の新規計画数 0.3 ②令和８年度（１計画）： ・令和７年度の適用見込み 1.3－令和７年度をもって適用終了となる計画数 1＋令和８年度の新規計画数 0.3 ③令和９年度（１計画）： ・令和８年度からの継続適用数 0.5－令和８年度をもって適用終了となる計画数 0＋令和９年度の新規適用数 0.3 ④令和１０年度（１計画）： ・令和９年度からの継続適用数 0.8－令和９年度をもって適用終了となる計画数 0＋令和１０年度の新規適用数 0.3
②	適用額	令和４年度：１,１８２百万円 令和５年度：１,１８２百万円

	令和6年度：1,182百万円 令和7年度：492百万円（見込み） 令和8年度：197百万円（見込み） 令和9年度：295百万円（見込み） 令和10年度：394百万円（見込み） 【算定根拠】※詳細は別添を参照。 ＜実績の算定根拠＞ - 令和4年～令和6年度については、適用状況調査に基づく減収額の実績を、23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を算定 ＜見込みの算定方法＞ - 令和7年～令和10年度については、都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額（43,362百万円）※を基に、1事業当たりの割増償却額を推計し、10①で算定した各年度の適用見込み件数を乗じて算定 ※適用状況調査及び認定時に事業者から提供される情報を基に算出 ＜適用額が特定の者に偏っていない旨の説明＞ - 本特例措置は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で指定する都市再生緊急整備地域（全国55地域）における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、また、大都市・地方都市を問わず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。 ＜租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由＞ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。																																
③ 減収額	（単位：百万円） <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4年 度</th><th>令和 5年 度</th><th>令和 6年 度</th><th>令和 7年 度</th><th>令和 8年 度</th><th>令和 9年 度</th><th>令和 10年 度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>274</td><td>274</td><td>274</td><td>114</td><td>46</td><td>69</td><td>91</td></tr><tr><td>法人住 民税</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>8</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>法人事 業税</td><td>79</td><td>79</td><td>79</td><td>33</td><td>13</td><td>20</td><td>26</td></tr></table> ※令和7年度以降は見込み 【算定根拠】※詳細は別添を参照。	年度 区分	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度	法人税	274	274	274	114	46	69	91	法人住 民税	19	19	19	8	3	5	6	法人事 業税	79	79	79	33	13	20	26
年度 区分	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度																										
法人税	274	274	274	114	46	69	91																										
法人住 民税	19	19	19	8	3	5	6																										
法人事 業税	79	79	79	33	13	20	26																										

		■法人税 ＜実績の算定根拠＞ ・令和4年度から令和6年度実績については、適用状況調査より算定 ＜見込みの算定根拠＞ ・10②で算定した適用額に法人税率（23.2%）を乗じることで、減収額を推計。 ■法人住民税 ＜実績及び見込みの算定根拠＞ 上記の法人税減収額、及び以下の式に基づき算出 法人住民税減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率（6.0%） ■法人事業税 ＜実績及び見込みの算定根拠＞ 10②の適用額、及び以下の式に基づき算出 法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税（付加価値割）減収額 法人事業税（収入割）減収額＝適用額×税率（3.4%） 特別法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額×税率（76.0%） 法人事業税（付加価値割）減収額＝適用額×税率（0.7%）
④：効果		《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 （令和6年度までの達成状況） ①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和6年度の建設投資累計額：約6.0兆円 ※令和2年度～令和6年度の間目標値：3.5兆円～5兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和6年度までの区域面積割合：11.7% ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5% （初期値9.1%（平成30年度）） （延長要望期間における達成の見込み） ①都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和10年度の建設投資累計額：約9.5兆円（見込み） ※令和2年度～令和10年度の間目標値：5.7兆円～8.2兆円 ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和10年度までの区域面積割合：14.5%（見込み） ※令和10年度までの中間目標値：15.2%～17.6%

<

②区域面積割合							
※初期値 9.1% 平成 30 年度							
	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和 10 年 度
単年度	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.8%	1.2%	0.4%
うち、 認定事業	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%
累計% (R2 年度以降)	10.7%	11.2%	11.7%	12.2%	13.0%	14.1%	14.5%
認定事業 の寄与度	52%	67%	55%	64%	31%	26%	10%
※令和7年度以降は見込み							
③公共施設の用に供される土地の面積							
	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和 10 年 度
単年度	18.0	11.0	9.9	39.3	15.3	8.6	2.4
うち、 認定事業	3.0	5.0	1.7	7.6	4.9	2.8	0.8
累計面積 (R7 年度以降)	—	—	—	39.3	54.5	63.2	65.5
認定事業 の寄与度	17%	45%	17%	19%	32%	32%	32%
※令和7年度以降は見込み							
・過去適用実績のある事業者及び今後適用見込みのある事業者に対してヒアリングを行ったところ、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果があるといった意見があり、本特例措置が都市開発事業の促進につながるという。 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は 10 件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる 1 事業当たりの建設投資額の平均は約 476 億円、区域面積の平均は約 49,000 m²と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。 なお、認定事業は令和 7 年度 8 月末現在の累計で 171 計画が認定され(見込み)、実績を着実に積み上げているところである。							

		⑤: 税収減を是認する理由等	本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（171 計画）の建設投資累計額は約 10.3 兆円（平成 15 年以降の民間建設投資累計額 21.4 兆円（現在想定されている額）の 48%を占める）、経済波及効果は約 25.9 兆円、税収増効果は約 2.7 兆円と試算され、減収額を大幅に上回る効果が生じていると考えられることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。 出典：野村総合研究所 R6「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、民間投資を誘発し、地域課題の解決にも資する優良な都市再生事業を推進することを目的としている。例えば、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（171 計画）により、約 77ha の緑地や広場等の公共施設等が民間によって整備され、国民生活の向上や我が国経済の活性化にも寄与してきているところ。 優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。 民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を措置することは妥当である。 また、認定事業は、令和 7 年 8 月末現在で 171 計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきており、全国的な広がりも見せているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置は、都市再生特別措置法に基づき、国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市再生事業計画に対して支援を行っているものである。 また、本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置については、地域の課題解決に資するとともに、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域

			経済の活性化にとって有益であると考えられるため、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月（R4 国交 03）

減収見込額調査

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

■基礎情報

1事業あたりの建築物取得価額(百万円/件) ※都市再生緊急整備地域における、都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、 当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(百万円) (R7年5月末時点調査に基づく実績・見込み)		43,362
内建物取得価額(百万円/件)		28,185
内設備取得価額(百万円/件)		15,177
※建物:設備の割合を65%:35%と仮定	建物比率	65%
	設備比率	35%
事業1計画あたりの単年度割増償却額(百万円/件・年) ※建物は50年定額、設備は15年定額で減価償却すると仮定		394
	建物償却期間(年)	50
	設備償却期間(年)	15
	割増償却率	25%
年間平均適用件数(件/年) ※H17～R6年度の平均新規適用事業数		0.3
	合計適用件数(件)	5
	経過年数(年)	20

■各年度適用額・減収額実績

(百万円/年)							
	法人税減収額	適用額	法人住民税減収額	法人事業税所得割減収額	特別法人事業税減収額	法人事業税附加価値割減収額	法人事業税減収額
税率	23.2%		7.0%	3.4%	76.0%	0.7%	
R4	274	1,182	19	40	31	8	79
R5	274	1,182	19	40	31	8	79
R6	274	1,182	19	40	31	8	79

■各年度適用額見込み

	前年度の適用事業数(件/年)	前年度で適用が終了する事業数(件/年)	今年度の新規適用数(件/年)	適用件数(件/年)	一事業あたり割増し償却額(百万円/件・年)	適用額(百万円/年)
R7	2.0	1	0.3	1.3	394	492
R8	1.3	1	0.3	0.5	394	197
R9	0.5	0	0.3	0.8	394	295
R10	0.8	0	0.3	1.0	394	394

■各年度減収額見込み

(百万円/年)							
	適用額	法人税減収額	法人住民税減収額	法人事業税所得割減収額	特別法人事業税減収額	法人事業税附加価値割減収額	法人事業税減収額
税率		23.2%	7.0%	3.4%	76.0%	0.7%	
R7	492	114	8	17	13	3	33
R8	197	46	3	7	5	1	13
R9	295	69	5	10	8	2	20
R10	394	91	6	13	10	3	26

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積64ha）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 都市再生の取組により、社会課題へ対応することが求められているが、その中でも、特定都市再生緊急整備地域においては、都市の国際競争力強化を図るため、ゆとりある良質な環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加を達成目標として新たに設定する。以上について追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の建設投資累計額3.5兆円～5兆円）に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
② 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）に対する過去の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標（令和6年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合12.0%～12.5%）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 過去の直接的な効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。
また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の建設投資額が3.5兆円～5兆円と見込まれていたところ、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。（令和2年度～令和6年度の建設投資額目標値5兆円のうち、約3.5兆円が認定事業の直接的な建設投資額に当たり、全体投資額の約58%を占めている。）
※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の建設投資額を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。
② 過去の直接的な効果については、適用実績のある企業に対してヒアリングを行い、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果につながる旨を聞き取っていることから、その旨を評価書に追記する。
また、所期の達成目標における、本特例により直接引き起こされる認定事業の寄与度については、「10有効性等④効果」に記載の通り、令和2～6年度の全体の区域面積割合が約12.0%～12.5%と見込まれたところ、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しております。（令和2年度～令和6年度の区域面積割合11.7%のうち、約44%が認定事業の区域面積を占めております。）
※なお、「10有効性等④効果」において、認定事業の単年度の区域面積割合を記載しており、各年度における直接的な寄与度についても上記と同様に算出の上、記載している。
③ 建築費の高騰や工期の延長といった事業環境の悪化により、全般的に事業の進捗が想

定よりも遅れたことによる影響と認識しており、その旨を追記する。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の建設投資累計額5.7兆円～8.2兆円）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）内の都市開発事業が行われた区域面積割合15.2%～17.6%）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
③ 達成目標（令和10年度における都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積64ha）に対する将来の直接的な効果について、「本特例により直接引き起こされる認定事業の建設投資額、区域面積及び公共施設面積を基に寄与度を算出」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
なお、①、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 建設投資額における本特例措置の直接的な効果については、全体建設投資額を分母として、認定事業で直接支出される建設投資額を分子に置くことで、全体建設投資額に占める認定事業の直接的な寄与度を算出しており、将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、全体建設投資額試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年度実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。
② 区域面積における本特例措置の直接的な効果については、全体区域面積を分母として、認定事業で整備される区域面積を分子に置くことで、全体区域面積割合に占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、全体区域面積割合試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。
③ 都市開発事業により公共施設の用に供される土地の面積における本特例措置の直接的な効果については、公共施設の用に供される土地の面積を分母として、認定事業で整備される土地の面積を分子に置くことで、全体の公共施設の用に供される土地の占める認定事業の直接的な寄与度を算出している。将来の効果の把握にあたってもその考え方は同様である。
また、事後的な効果の検証については、公共施設の用に供される土地の面積の試算の基となる「内閣府による自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」は今後も毎年実施される予定であり、直接的な効果の事後検証は可能である。

【点検結果】
①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 14) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市再生事業計画(同法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を含む。以下「認定事業」という。)に係る以下の特例措置を講じる。 ○割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間)) ○本特例措置の適用期限:令和8年3月 31 日 【適用要件】 ・令和8年3月 31 日までに取得し、供用すること ・地上階数 10 以上又は延べ面積 75,000 m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2)居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 《要望の内容》 ・上記の特例措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法第 47 条 租税特別措置法施行令第 29 条の 2 租税特別措置法施行規則第 20 条の 21
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 23 年度 創設 平成 24 年度 拡充(都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。) 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和3年度 適用期限の 2 年延長

			令和5年度 適用期限の3年延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 成長著しいアジア諸国との都市間競争が激化し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、人口減少が本格化する我が国が今後も持続的な成長を遂げるため、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境等を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報等を呼び込み、都市の魅力の向上とその国際競争力の更なる強化を図る。 また、地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外から稼ぐ力の強化、及びそれを支える都市の魅力の向上・国際競争力の更なる強化に向けて、厳しい事業環境下でも、官民が協働して地域課題の解決にも資する都市再生を促進し、我が国全体の持続可能性を高めていく。 《政策目的の根拠》 今後、人口減少が本格化する我が国が持続的な成長を遂げるためには、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等を呼び込む力といった、国際競争力の強化により、高度な専門人材やグローバル企業、国内外からの投資や情報を呼び込むことが必要不可欠である。 そして、都市は、人々や企業の日々の活動が行われる基盤・空間であり、我が国の活力の源泉である。国際競争力を強化し、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等を呼び込むためには、こうした都市における機能の高度化や居住環境の向上に取り組むことが必要不可欠である。 我が国では、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設、令和7年8月時点で15地域を政令で指定し、当該地域において民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向け、都市再生を迅速かつ効果的に実施することで国際競争力の更なる強化を図っているところである。 他方で近年は、上海やシンガポール、ソウルなどのアジアの成長都市との都市間競争の激化により、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下し、例えば外資系企業のアジアのヘッドクォーターの多くは他のアジア諸都市に所在しているほか、対内直接投資も中国やシンガポールに大きく後れを取り、成長する世界各国のイノベーション力や資金を我が国の成長に十分に活用できていないと言え難い状況となっている。 こうした社会経済情勢の下、都市の国際競争力強化の取組を続けなければ、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等を呼び込むことができず、経済規模の縮小、イノベーション力の低下、雇用・税収の減少など、様々な悪影響が生じてしまう。 また、大都市の国際競争力強化は、地方都市の成長にも波及しており、都市の国際競争力強化の取組を続けなければ、地方都市の成長の停滞にもつながり、ひいては、我が国全体の持続的な成長の大きな阻害要因となるおそれがある。 こうしたことから、我が国の活力の源泉である都市において、官の力だけでなく民の活力を活用しながら、国際競争力強化に資する居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の

		諸機能を高めるとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取組の重要性は増しているところである。 直近では、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、 ・人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、『新しい資本主義』の実現にほかならない ・都市と地方の間で、また地域の内外で、関係人口を中心とした人・モノ・技術の交流・結合、分野を越えた連携・協働の流れを創ることで、都市と地方は二項対立的な構造を越え、共生関係となり、その結び付きにより我が国全体の持続可能性を高めることができる ・都市機能の更なる集積と稼ぐ力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化（略）を促進する ・経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しをすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿 とされているところであり、民間のノウハウ・資金を活用して国民生活の向上や我が国経済の活性化、国際競争力の強化等を図る都市再生の取組は、これらの政府方針とも合致し、引き続き、国の重要政策として進めて行くべき取組である。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和 2 年度～令和 12 年度（2020～2030 年度） 目標値：7 兆円～10 兆円 （※中間目標値：5.7 兆円～8.2 兆円 令和 10 年度まで） ②都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和 2 年度～令和 12 年度（2020～2030 年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値 9.1%（平成 30 年度）） （※中間目標値：15.2%～17.6% 令和 10 年度まで） ③都市再生緊急整備地域において、都市開発事業により整備される公共施設の用に供される土地の面積※ ※今回追加した目標

		《達成目標を追加する合理的な理由》 都市再生の取組により、社会課題へ対応することが求められているが、中でも、特定都市再生緊急整備地域においては都市の国際競争力強化を図るため、ゆとりある良質な環境を提供することが求められており、道路、公園、広場等の公共施設は、これらの環境整備に資するものであることから、公共施設の量的増加を達成目標として新たに設定することとする。 ・令和 7 年度～令和 11 年度（2025～2029 年度） 目標値：80ha （※中間目標値：64ha 令和 10 年度まで）
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の更なる強化や地域課題の解決にも資する優良な民間都市再生事業を促進し、本達成目標を実現することで、特定都市再生緊急整備地域において高質なオフィスやイノベーション拠点、MICE 施設といった、国内外からヒト・モノ・カネ・情報等呼び込む機能が集積し、また、広場や緑地といった公共施設が増加する。 近年は、ESG 投資に代表されるように、環境やサステナビリティへの配慮など、質の高い都市空間にヒト・モノ・カネ・情報等が集まる傾向が強まっていることから、本特例措置により、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整えることで、世界中からヒト・モノ・カネ・情報等が集まり、我が国経済を牽引する大都市について、その都市の魅力の向上と国際競争力の更なる強化という政策目的が達成される。
10	有効性等	①: 適用数 令和 4 年度：5 計画（6 件） 令和 5 年度：6 計画（7 件） 令和 6 年度：9 計画（10 件） 令和 7 年度：8 計画（見込み） 令和 8 年度：9 計画（見込み） 令和 9 年度：10 計画（見込み） 令和 10 年度：10 計画（見込み） 【算定根拠】 ＜実績の算定根拠＞ ・令和 4 年度から令和 6 年度実績については、国交省が実施する「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和 7 年 5 月末時点。以下「適用状況調査」という。）より算定 ＜見込みの算定方法＞ ①令和 7 年度見込み： ・適用状況調査により把握した令和 6 年度の適用実績から、令和 6 年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、過年度（平成 17 年度～令和 6 年度）の適用計画数より算出された本特例の年平均新規適用計画数（※年平均 1.4 計画、以下「新規計画数」という。）を加えることで算定 ②令和 8 年度見込み：

		・①に令和7年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和8年度分の新規計画数を加えることで推計 ③令和9年度見込み： ・②に令和8年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和9年度分の新規計画数を加えることで推計 ④令和10年度見込み ・③に令和9年度をもって適用が終了する計画数を差し引き、令和10年度分の新規計画数を加えることで推計 ＜見込みの算出式＞※算出に当たっては四捨五入を実施 ①令和7年度（8計画）： ・令和6年度の適用実績9－令和6年度をもって適用終了となる計画数2＋令和7年度の新規計画数1.4 ②令和8年度（9計画）： ・令和7年度の適用見込み8.4－令和7年度をもって適用終了となる計画数1＋令和8年度の新規計画数1.4 ③令和9年度（10計画）： ・令和8年度からの継続適用数8.7－令和8年度をもって適用終了となる計画数0＋令和9年度の新規適用数1.4 ④令和10年度（10計画）： ・令和9年度からの継続適用数10.1－令和9年度をもって適用終了となる計画数1＋令和10年度の新規適用数1.4
	②：適用額	令和4年度：4,254百万円 令和5年度：6,531百万円 令和6年度：7,345百万円 令和7年度：14,719百万円（見込み） 令和8年度：15,336百万円（見込み） 令和9年度：17,715百万円（見込み） 令和10年度：18,332百万円（見込み） 【算定根拠】※詳細は別添参照。 ＜実績の算定根拠＞ ・令和4年～令和6年度については、適用状況調査に基づく減収額の実績を、23.2%の法人税率を割り戻して、割増償却額を算定 ＜見込みの算定方法＞ ・令和7年～令和10年度については、都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、当該特例の対象事業における1事業当たりの建物取得価額（97,030百万円）※を基に、1事業当たりの割増償却額を推計し、10①で算定した各年度の適用見込み件数を乗じて算定 ※適用状況調査及び認定時に事業者から提供される情報を基に算出

		＜適用額が特定の者に偏っていない旨の説明＞ ・本特例措置は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で指定する都市再生緊急整備地域（全国55地域）における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であり、法人の業種・業態に関わらず、また、大都市・地方都市を問わず、一定の要件を満たすことで一律に適用が可能になっていることから、制度上特定の者に偏ることはない。 ＜租税特別措置法の適用実態調査の適用額を用いない理由＞ ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。																																
③	減収額	（単位：百万円） <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4年 度</th><th>令和 5年 度</th><th>令和 6年 度</th><th>令和 7年 度</th><th>令和 8年 度</th><th>令和 9年 度</th><th>令和 10年 度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>987</td><td>1,515</td><td>1,704</td><td>3,415</td><td>3,558</td><td>4,110</td><td>4,253</td></tr><tr><td>法人住 民税</td><td>69</td><td>106</td><td>119</td><td>239</td><td>249</td><td>288</td><td>298</td></tr><tr><td>法人事 業税</td><td>284</td><td>437</td><td>491</td><td>984</td><td>1,025</td><td>1,184</td><td>1,225</td></tr></table> ※令和7年度以降は見込み 【算定根拠】※詳細は別添参照。 ■法人税 ＜実績の算定根拠＞ ・令和4年度から令和6年度実績については、適用状況調査より算定 ＜見込みの算定根拠＞ ・10②で算定した適用額に法人税率（23.2%）を乗じることで、減収額を推計。 ■法人住民税 ＜実績及び見込みの算定根拠＞ 上記の法人税減収額、及び以下の式に基づき算出 法人住民税減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率（6.0%） ■法人事業税 ＜実績及び見込みの算定根拠＞ 10②の適用額、及び以下の式に基づき算出 法人事業税減収額＝法人事業税（収入割）減収額＋特別法人事業	年度 区分	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度	法人税	987	1,515	1,704	3,415	3,558	4,110	4,253	法人住 民税	69	106	119	239	249	288	298	法人事 業税	284	437	491	984	1,025	1,184	1,225
年度 区分	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10年 度																											
法人税	987	1,515	1,704	3,415	3,558	4,110	4,253																											
法人住 民税	69	106	119	239	249	288	298																											
法人事 業税	284	437	491	984	1,025	1,184	1,225																											

			単年度	18.0	11.0	9.9	39.3	15.3	8.6	2.4
			うち、 認定事業	3.0	5.0	1.7	7.6	4.9	2.8	0.8
			累計面積 (R7 年度以降)	—	—	—	39.3	54.5	63.2	65.5
			認定事業 の寄与度	17%	45%	17%	19%	32%	32%	32%
			※令和7年度以降は見込み							
			・過去適用実績のある事業者及び今後適用見込みのある事業者に対してヒアリングを行ったところ、取得年度の割増し償却がプロジェクトを進める上での後押し効果があるといった意見があり、本特例措置が都市開発事業の促進につながるという。							
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ・本特例措置は、国土交通大臣が認定する、一定の要件を満たした優良な都市再生事業に限り支援対象としているため、年間の適用件数自体は10件未満となっているが、本特例措置により直接引き起こされる1事業当たりの建設投資額の平均は約1,100億円、区域面積の平均は約22,000㎡と、一つのプロジェクトが達成目標の実現に与える影響が大きいため、認定事業のインセンティブとなる本特例措置は、達成目標の実現に有効な手段である。 なお、認定事業は令和7年度8月末現在の累計で171計画が認定され（見込み）、実績を着実に積み上げているところである。							
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（171計画）の建設投資累計額は約10.3兆円（平成15年以降の民間建設投資累計額21.4兆円（現在想定されている額）の48%を占める）、経済波及効果は約25.9兆円、税収増効果は約2.7兆円と試算され、減収額を大幅に上回る効果が生じていると考えられることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。 出典：野村総合研究所 R6「都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業の効果分析調査」のデータを基に国交省にて算出							
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、民間投資を誘発し、地域課題の解決にも資する優良な都市再生事業を推進することを目的としている。例えば、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における認定事業（171計画）により、約77haの緑地や広場等の公共施設等が民間によって整備され、国民生活の向上や我が国経済の活性化にも寄与してきているところ。 優良な民間都市再生事業を実施するためには、多額の投資と長い事業期間を要することから大きなリスクを有するとともに、収益を生まない公共施設等の整備や投資効率を下げる環境性能の向							

			上に係る設備投資を行わなければならない、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは高質で優良な事業が実施されなくなる可能性がある。 民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置の支援措置の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を措置することは妥当である。 また、認定事業は、令和7年8月末現在で171計画が認定されており、認定事業の実施による成果が着実に積み上がってきており、全国的な広がりも見せているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。
		②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置は、都市再生特別措置法に基づき、国土交通大臣の認定を受けた優良な民間都市再生事業計画に対して支援を行っているものである。 また、本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③： 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置については、地域の課題解決に資するとともに、周辺の都市開発事業の呼び水となるような、経済へのインパクトも大きい優良な都市再生事業を支援対象としており、本特例措置が上記のような都市再生事業のインセンティブとなることは、地域経済の活性化にとって有益であると考えられるため、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4国交04）

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

■基礎情報

1事業あたりの建築物取得価額(百万円/件) ※特定都市再生緊急整備地域における、都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額(百万円) (R7年5月末時点調査に基づく実績・見込み)		97,030
内建物取得価額(百万円/件)		63,070
内設備取得価額(百万円/件)		33,961
※建物:設備の割合を65%:35%と仮定	建物比率	65%
	設備比率	35%
事業1計画あたりの単年度割増償却額(百万円/件・年) ※建物は50年定額、設備は15年定額で減価償却すると仮定		1,763
	建物償却期間(年)	50
	設備償却期間(年)	15
	割増償却率	50%
年間平均適用件数(件/年) ※H17～R6年度の平均新規適用事業数		1.4
	合計適用件数(件)	27
	経過年数(年)	20

■各年度適用額・減収額実績

(百万円/年)

	法人税減収額	適用額	法人住民税減収額	法人事業税所得割減収額	特別法人事業税減収額	法人事業税付加価値割減収額	法人事業税減収額
税率	23.2%		7.0%	3.4%	76.0%	0.7%	
R4	987	4,254	69	145	110	30	284
R5	1,515	6,531	106	222	169	46	437
R6	1,704	7,345	119	250	190	51	491

■各年度適用額見込み

	前年度の適用事業数(件/年)	前年度で適用が終了する事業数(件/年)	今年度の新規適用数(件/年)	適用件数(件/年)	一事業あたり割増し償却額(百万円/件・年)	適用額(百万円/年)
R7	9.0	2	1.4	8.4	1,763	14,719
R8	8.4	1	1.4	8.7	1,763	15,336
R9	8.7	0	1.4	10.1	1,763	17,715
R10	10.1	1	1.4	10.4	1,763	18,332

■各年度減収額見込み

(百万円/年)

	適用額	法人税減収額	法人住民税減収額	法人事業税所得割減収額	特別法人事業税減収額	法人事業税付加価値割減収額	法人事業税減収額
税率		23.2%	7.0%	3.4%	76.0%	0.7%	
R7	14,719	3,415	239	500	380	103	984
R8	15,336	3,558	249	521	396	107	1,025
R9	17,715	4,110	288	602	458	124	1,184
R10	18,332	4,253	298	623	474	128	1,225

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 新たな達成目標（（外航）令和10年の日本商船隊における日本法人保有船舶の割合について、75%を維持する）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和5年度税制改正において、海上運送法に基づき外航船舶確保等計画の認定を受けた船主が保有する一定の船舶を対象に拡充を行ったところ、当該拡充部分に対応する達成目標として設定した。具体的には、同計画制度は日本船主による外航船舶の計画的な確保を目的とするものであることから、日本商船隊における日本法人保有船舶の割合を維持するという目標を設定した。なお、同計画制度は令和5年の海上運送法改正において創設されたものであるところ、同法改正時のK P Iでも「日本商船隊における日本法人保有船舶の割合」について目標を設定したところ。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（（内航）C O 2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンC O 2の削減を図る）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（（外航）C O 2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の効果について、令和4年度におけるC O 2削減21.1%等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（（外航）日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）に対する過去の効果について、令和4年度における輸送量867万トン等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
④ 所期の達成目標（（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の効果について、令和4年度における先進船舶の隻数366隻等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（（内航）C O 2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンC O 2の削減を図る）に対する過去の効果について、令和4年度における環境低負荷に資する船舶によるC O 2排出削減量27.1万t-CO2等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 所期の達成目標（（外航）C O 2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する）に対する過去の直接的な効果について、「令和6年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が46隻導入され、外航海運業界全体のC O 2排出削減に貢献している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑦ 所期の達成目標（（外航）日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑧ 所期の達成目標（（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑨ 所期の達成目標（（内航）C O 2：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンC O 2の削減を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置等を利用することにより、令和6年度で約4.8万トン※のC O 2削減がなされた。本特例措置を活用した事業者が、「本特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できなくなることから、本特例措置は直接的な効果を有するものである」と説明されているが、過去の効果（令和6年度で約4.8万トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、⑥、⑦、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑩ 所期の達成目標（（外航）ＣＯ２削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40％改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑪ 所期の達成目標（（外航）日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑫ 所期の達成目標（（外航）先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑬ 所期の達成目標（（内航）ＣＯ２：令和12年度までに省エネに資する船舶を普及させ、181万トンＣＯ２の削減を図る）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。	【国土交通省の補足説明】 ① 令和5年度実績が最新値である。令和6年度実績は業界団体で生産活動量や燃料消費量に係る情報収集を行った後、来年6月頃に公開予定。 ② 以下の考え方により、各年ごとに算出した燃費効率改善値を令和4年度まで合計したものの、 ➤ マルポール条約（海防法）：船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令に基づき報告された日本商船隊の新造船について、ＩＭＯにより採択されたマルポール条約に係るＥＥＤＩ削減率により、1隻あたりの燃費が規制に応じ改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（ＥＥＤＩ削減率×ＥＥＤＩ規制を満たす新造船）÷日本商船隊の隻数 ➤ ＥＥＤＩ要件（上乗せ要件）：本税制特例措置の要件としてＥＥＤＩ規制の上乗せが規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、1隻あたりの燃費がＥＥＤＩ上乗せ要件に応じて改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（本特例措置で定めるＥＥＤＩ上乗せ削減率×ＥＥＤＩ要件を満たす特例措置適用船）÷日本商船隊の隻数 ➤ 設備要件：本税制特例措置の要件として設備要件が規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、当該設備要件を満たすことにより1隻あたりの燃費が改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（燃費改善率×設備要件を満たす特例措置適用船）÷日本商船隊の隻数 ③ 日本商船隊の輸送量については「省令に基づくデータ」に記載されている実数を転記しており、当方では何らの推計も行っていない。 ④ 先進船舶の導入隻数については、「事業者へのアンケート調査」に記載されている件数を集計しており、当方では何らの推計も行っていない。 ⑤ ＣＯ２排出削減量は下記数式により基準年（平成25年度）との差分を比較 計算式：エネルギー消費量×ＣＯ２原単位 ⑥ 事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由において記載している通り、従前の指標では日本商船隊を対象としていたが、本税制の特例の対象が船主であることを踏まえ、日本船主の保有する船舶の燃費効率の改善率に指標を変更している。 国際航海に従事する船舶は燃費規制が講じられている。加えて、税制適用船舶は環境に優しい船舶としての設備要件の他、当該燃費規制の上乗せ措置が講じられていることから、特別償却制度の適用を受けた環境負荷低減船の導入による効果として2022年度時点で2008年度比2.6％燃費効率が改善された。 （効果検証方法：事業者へのアンケート調査を通じて把握した取得船舶や税制適用船舶の状況を踏まえて、税制適用船舶に係る燃費効率改善値を算出） ⑦ 我が国商船隊の内訳を見ると、特別償却制度の適用を受けた船舶を含め約75％を国内船主からの用船が占めており、国内船主による環境に優しい船舶の建造促進は、我が国商船隊の国際競争力の強化に一定程度寄与するものであるが、日本における輸出入量の構造的減少等により日本商船隊の輸送量が減少した。 なお、事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由に記載のとおり、輸送量は様々な要素が複雑に絡み合っており、要素ごとに輸送量への影響を分解することは困難であることから、政策の効果をより適正に把握する指標として、

日本船主が保有する船舶の船腹量の増加率（％）に変更する。 ⑧ 市況の変動が激しく、業績が大きく変動する外航海運事業においては経済情勢や他の要因の影響を排除することは困難である。なお、実績値である366隻の中には、先進船舶による償却率の上積みで導入のインセンティブになった船舶が含まれている。 ⑨ 他の要因を排除した本特別措置のみの直接的な効果（令和6年度におけるＣＯ２排出削減量）は約0.7万トン。 計算式： （環境低負荷船総トン数）（トンあたりのCO2排出量）（削減効果）（CO2排出削減量） 13,771 t × 1.7 t-CO2 × 25～30％ = 約7,000 t-CO2 ⑩ 令和4年度20.8％、令和5年度22.6％、令和6年度24.8％を目標としていたところ、実績値は令和4年度21.1％、令和5年度23.5％、令和6年度26.2％でありそれぞれ目標を達成している。 ⑪ 日本における輸出入量の構造的減少等により日本商船隊の輸送量も減少傾向にあり、目標の達成見込みが立っていない。なお、事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由に記載のとおり、輸送量は様々な要素が複雑に絡み合っており、要素ごとに輸送量への影響を分解することは困難であることから、政策の効果をより適正に把握する指標として、日本船主が保有する船舶の船腹量の増加率（％）に変更する。 ⑫ 所期の導入目標について、先進船舶導入等計画の認定件数を算定根拠としておところ、令和4年は144隻、令和5年は215隻、令和6年は284隻、令和7年は371隻（見込み）であった。 ⑬ 令和4年度の達成状況は計画値80万トンに対し、実績値が27.1万トン（達成率33.9％）令和5年度は計画値93万トンに対し、実績値が87.4万トン（達成率94.0％）なお、令和6年度実績は来年6月頃公表予定。	【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「計算式：エネルギー消費量×ＣＯ２原単位」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑥～⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑫ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、既に達成目標を達成する見込みにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑬ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（（外航）令和10年度までに日本船主の燃費効率を平成20年度比で35％改善する）に対する将来の効果について、令和7年度における日本船主の燃費効率の改善率

28.4%等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 達成目標（（外航）令和10年の世界全体に占める日本法人が所有する（実質所有含む）船舶の船腹量シェアについて、10%を維持する）に対する将来の効果について、令和7年度における日本法人が所有する（実質所有含む）船舶の船腹量シェア10.00%等と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 達成目標（（外航）令和10年の日本商船隊における日本法人保有船舶の割合について、75%を維持する）に対する将来の効果について、令和7年度における日本商船隊における日本法人保有船舶の割合75.8%等と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ④ 達成目標（（外航）先進船舶を令和10年までに1,000隻程度の導入を目指す）に対する将来の効果について、令和7年度における先進船舶の隻数650隻等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ⑤ 達成目標（（内航）令和10年度までに内航海運からのCO₂排出量を平成25年度比で156万トン削減する）に対する将来の効果について、令和7年度における環境低負荷に資する船舶によるCO₂排出削減量118万t-CO₂等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、①、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑥ 達成目標（（外航）令和10年度までに日本船主の燃費効率を平成20年度比で35%改善する）に対する将来の直接的な効果について、「今後も引き続き、環境低負荷船舶の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑦ 達成目標（（外航）令和10年の世界全体に占める日本法人が所有する（実質所有含む）船舶の船腹量シェアについて、10%を維持する）に対する将来の直接的な効果について、「今後も引き続き、環境低負荷船舶の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑧ 達成目標（（外航）令和10年の日本商船隊における日本法人保有船舶の割合について、75%を維持する）に対する将来の直接的な効果について、「今後も引き続き、環境低負荷船舶の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑨ 達成目標（（外航）先進船舶を令和10年までに1,000隻程度の導入を目指す）に対する将来の直接的な効果について、「今後も引き続き、環境低負荷船舶の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑩ 達成目標（（内航）令和10年度までに内航海運からのCO₂排出量を平成25年度比で156万トン削減する）に対する将来の直接的な効果について、「今後も引き続き、本特例措置により環境低負荷船舶の導入を促進することにより、CO₂排出削減に係る政策目標の達成を図る」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【国土交通省の補足説明】 ① 以下の考え方により、各年ごとに算出した燃費効率改善値を令和10年度まで合計したもの。 ➤ マルポール条約（海防法）：民間データで把握した国内船主の新造船・既存船について、	

IMOにより採択されたマルポール条約に係るEEDI削減率、EEXI削減率により、1隻あたりの燃費が規制に応じ改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（EEDI削減率×EEDI規制を満たす新造船）÷日本船主の保有隻数、（EEXI削減率×EEXI規制の対象となる既存船舶）÷日本船主の保有隻数 ➤ EEDI要件（上乗せ要件）：本税制特例措置の要件としてEEDI規制の上乗せが規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、1隻あたりの燃費がEEDI上乗せ要件に応じて改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（本特例措置で定めるEEDI上乗せ削減率×EEDI要件を満たす特例措置適用船）÷日本船主の保有隻数 ➤ 設備要件：本税制特例措置の要件として設備要件が規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、当該設備要件を満たすことにより1隻あたりの燃費が改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（燃費改善率×設備要件を満たす特例措置適用船）÷日本船主の保有隻数	
②	計算式：日本法人が保有する船舶の船腹量÷世界の船腹量×100（%） 出典：UNCTAD(Review of Maritime Transport)
③	計算式：日本商船隊における日本船主の所有隻数÷日本商船隊の隻数×100（%） 出典：省令に基づく定期報告
④	先進船舶の導入隻数については、「事業者へのアンケート調査」に記載されている件数を集計しており、当方では何らの推計も行っていない。
⑤	令和7年度における環境低負荷に資する船舶によるCO₂排出量の積算方法は、下記数式のとおり。 計算式：1隻あたりの年間燃料消費量×省エネ率（16～18%）×省エネ船舶等の隻数×燃料排出係数※ ※エネルギー別総発熱量当炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき算出
⑥	国際航海に従事する船舶は燃費規制が講じられている。加えて、税制適用船舶は環境に優しい船舶としての設備要件の他、当該燃費規制の上乗せ措置が講じられていることから、特別償却制度の適用を受けた環境低負荷船舶の導入による効果として、2028年度時点で2008年度比3.2%燃費効率の改善が期待される。 （効果検証方法：事業者へのアンケート調査を通じて把握した取得船舶や税制適用船舶の状況を踏まえて、税制適用船舶に係る燃費効率改善値を算出）
⑦	特別償却制度の活用を通じた船舶の建造促進により、世界の船腹量の成長に引けを取らずに現在の船腹量シェアを引き続き維持する （効果検証方法：UNCTAD(Review of Maritime Transport)により把握）
⑧	特別償却制度の活用を通じた外航船舶確保等計画制度の利用促進が図られることで、我が国商船隊に占める日本船主保有船舶の割合75%以上を引き続き維持する （効果検証方法：省令に基づく定期報告により把握）
⑨	当該目標による効果は、遠隔支援システムや予防保全システムといった環境低負荷に資する先進機器を搭載する船舶（先進船舶）の導入隻数を増加させ、環境低負荷を図ることである。しかし、市況の変動が激しく、業績が大きく変動する外航海運事業においては経済情勢や他の要因の影響を排除することは困難である。 （効果検証方法：事業者へのアンケート調査により把握）
⑩	令和10年までの内航海運におけるCO₂排出削減量（平成25年比156万トン削減）のうち、本特例措置の直接効果は、約44.2万トン。算出方法は、下記の通り。 計算式：環境低負荷船の総トン数×1トンあたりのCO₂排出量×削減効果（25～30%）
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「計算式：日本商船隊における日本船主の所有隻数÷日本商船隊の隻数×100（%）出典：省令に基づく定期報告」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。	

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「計算式：1隻あたりの年間燃料消費量×省エネ率（16～18%）×省エネ船舶等の隻数×燃料排出係数※ ※エネルギー別総発熱量当炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき算出」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑥～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 他の政策手段	（点検結果の分類：A段階）
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① （内航）政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。	
【国土交通省の補足説明】	
① 本文中の記載に加え、単年度の支援制度では年度途中の建造スケジュールまたは設備変更に対し、機動的に対応できないことから本特例措置は妥当と考える。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		船舶に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 24) 法人事業税: 義(自動運動)、法人住民税: 義(自動運動)
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 海上運送業を営む個人又は法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合に、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする特例措置。 【外航】 (環境負荷低減船) 日本船舶・・・・・・特別償却率 17/100 日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 15/100 (先進船舶) 日本船舶・・・・・・特別償却率 20/100 日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 18/100 上記の環境負荷低減船又は先進船舶のうち、経済安全保障に資する一定の要件を満たす場合、以下のとおり特別償却率を引上げ 日本オペレーターが運航する船舶: +12% 外国オペレーターが運航する船舶: +10% 【内航】 (高度環境負荷低減船)・・・・・・特別償却率 18/100 (環境負荷低減船)・・・・・・特別償却率 16/100 《要望の内容》 現行の特例措置を3年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の6 租税特別措置法施行令第5条の8、第 28 条、第 39 条の 14～20
5	担当部局		国土交通省海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 26 年度創設 (外航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)

	を除外) 平成 19 年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ) 平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ) 平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加) 平成 29 年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ) 平成 31 年度 拡充・縮減・延長(拡充: 先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶 20/100、日本船舶以外 18/100 とし、縮減: 環境負荷低減船の償却割合を日本船舶 17/100、日本船舶以外 15/100 に引き下げ。) 令和3年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引上げ、追加) 令和5年度 拡充・縮減・延長(拡充: 経済安全保障に資する一定の要件を満たす場合に最大 12%の償却率の上乗せ、縮減: 対象となる先進船舶(特定先進船舶)の範囲から耐食鋼を除外し、LNG 燃料船を追加、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶について、先進船舶に該当する場合に限定) (内航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外) 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船については 18%) 平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し) 平成 25 年度 縮減・延長(サイドスラスター設置必須化等の設備要件の見直し) 平成 27 年度 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し) 平成 29 年度 延長 拡充(内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ) 縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 平成 31 年度 縮減・延長(船首方位制御装置を必須要件化) 令和3年度 縮減・延長(匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上 2000トン未満の船舶に「衛星航法装置(GPS)」の装置を必須化等の設備要件見直し)

		令和5年度 縮減・延長(対象を総トン数 500トン以上の船舶に限定)
8	適用又は延長期間	3年間(令和8年度～令和10年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海運における環境負荷の低減への要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。 《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2025について」(令和7年6月13日閣議決定)(抄) 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 (2)地域における社会課題への対応 (持続可能で活力ある国土の形成と交通のり・デザイン) (前略)日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、(中略)日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化(中略)に取り組む。 ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)(抄) V. 科学技術・イノベーション力の強化 5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓 (5)海洋 (前略)経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、(中略)日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化(中略)に取り組む。 (内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)(抄) 基本的方針C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 目標③運輸部門における脱炭素化等の加速 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)(抄) 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策

		○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒して世界に先駆けて実現することを目指す。 ・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)(抄) 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	(外航) 政策目標6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。 (内航) 政策目標3: 地球環境の保全 施策目標9: 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標26: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)
	③: 租税特別措置等による目標	(外航) ①令和10年度までに日本船主の燃費効率を平成20年度比で35%改善する(排出原単位ベース)。 ②令和10年の世界全体に占める日本法人が所有する(実質所有含む)船舶の船腹量シェアについて、10%を維持する。 ③令和10年の日本商船隊における日本法人保有船舶の割合について、75%を維持する。 ④先進船舶を令和10年までに1,000隻程度の導入を目指す。 (内航) ・令和10年度までに内航海運からのCO2排出量を平成25年度比で156万トン削減する。
	④: 政策目	(外航)

			的に対 する租 税特別 措置等 の達成 目標実 現によ る寄与	国際海上荷動き量の増大が見込まれる中、国際社会からも外航海運に係る CO2 排出削減が求められているところ、国際的な規制より厳しいエネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進することで、国際的な要請に応えるとともに、経済安全保障上重要な外航船舶の日本船主による安定的な確保により、安定的な国際海上輸送の確保に寄与する。さらに、先進船舶の導入促進により IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。 (内航) 内航海運は、社会的要請として、地球温暖化対策計画において船舶分野からの CO2 排出削減が求められているところ、本特例措置により、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、同計画の達成に寄与するものである。																																																
10	有効性等	①	適用数	・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運業における税制利用状況調査」及び「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。 ○法人税・法人事業税・法人住民税 (外航) <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>外航日本船舶(件) 〈適用者〉(者)</td><td>0 〈0〉</td><td>0 〈0〉</td><td>0 〈0〉</td><td>1 〈1〉</td><td>1 〈1〉</td><td>1 〈1〉</td><td>1 〈1〉</td></tr><tr><td>外航日本船舶 以外の船舶(件) 〈適用者〉(者)</td><td>60 〈24〉</td><td>65 〈27〉</td><td>46 〈14〉</td><td>47 〈21〉</td><td>47 〈21〉</td><td>47 〈21〉</td><td>47 〈21〉</td></tr></table> (内航) <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)</td><td>4 〈4〉</td><td>0 〈0〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td></tr><tr><td>高度環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)</td><td>2 〈2〉</td><td>1 〈1〉</td><td>3 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td><td>2 〈2〉</td></tr></table> 【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・外航:海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」 ・内航:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」 ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶(件) 〈適用者〉(者)	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	1 〈1〉	1 〈1〉	1 〈1〉	1 〈1〉	外航日本船舶 以外の船舶(件) 〈適用者〉(者)	60 〈24〉	65 〈27〉	46 〈14〉	47 〈21〉	47 〈21〉	47 〈21〉	47 〈21〉		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)	4 〈4〉	0 〈0〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	高度環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)	2 〈2〉	1 〈1〉	3 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																													
外航日本船舶(件) 〈適用者〉(者)	0 〈0〉	0 〈0〉	0 〈0〉	1 〈1〉	1 〈1〉	1 〈1〉	1 〈1〉																																													
外航日本船舶 以外の船舶(件) 〈適用者〉(者)	60 〈24〉	65 〈27〉	46 〈14〉	47 〈21〉	47 〈21〉	47 〈21〉	47 〈21〉																																													
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																													
環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)	4 〈4〉	0 〈0〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉																																													
高度環境 低負荷船(件) 〈適用者〉(者)	2 〈2〉	1 〈1〉	3 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉	2 〈2〉																																													

②適用額

○法人税・法人事業税・法人住民税
(外航)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
外航日本船舶	0	0	0	1,999	1,999	1,999	1,999
外航日本船舶 以外の船舶	67,471	112,391	82,177	75,236	75,236	75,236	75,236

(内航)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境 低負荷船	1,895	0	347	1,129	1,129	1,129	1,129
高度環境 低負荷船	925	662	542	1,978	1,978	1,978	1,978

【算定根拠】

○ 令和4年度から令和6年度

・外航:海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」

・内航:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」

○ 令和7年度以降

・別紙のとおり

③減収額

○ 法人税
(外航)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
外航日本船舶	0	0	0	464	464	464	464
外航日本船舶 以外の船舶	15,653	26,075	19,065	17,455	17,455	17,455	17,455

(内航)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境 低負荷船	440	0	80	262	262	262	262
高度環境 低負荷船	214	154	126	459	459	459	459

○ 法人事業税
(外航)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
外航日本船舶	0	0	0	140	140	140	140
外航日本船舶 以外の船舶	4,723	7,867	5,752	5,267	5,267	5,267	5,267

11	相当性		内航船舶輸送統計及び内航海運業法に基づく旅客船事業者からの燃料消費量報告によるデータ 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (外航) 令和6年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が46隻導入され、外航海運業界全体のCO₂排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO₂削減等の目標を達成する。 (内航) 本特例措置等を利用することにより、令和6年度で約4.8万トン※のCO₂削減がなされた。本特例措置を活用した事業者が、「本特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できなくなることから、本特例措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、本特例措置により環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO₂排出削減に係る政策目標の達成を図る。 ※環境低負荷に資する船舶によるCO₂排出削減量: (環境低負荷船舶総トン数) (トンあたりのCO₂排出量) (削減効果) (CO₂削減量) 108,471 t × 1.7 t-CO₂ × 12~30% = 47,588t-CO₂ 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (外航) 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」 (内航) 内航海運業法に基づく登録及び届出データ、税制利用調査に基づくデータ(国土交通省海事局内航課) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —	⑤: 税収減を是認する理由等
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰り延べであり、補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 (外航) 国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本特例措置による支援が妥当である。 ※他の加盟国のサービス提供者に対し、自国の同様のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。	

			(内航) 予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなることなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本特別措置は妥当である。	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	(外航) 安定的な海上輸送を確保するにあたっては、日本船主の船舶供給能力の向上を通じた日本商船隊の維持・強化等が重要であるため、その達成手段として船舶所有者に対する税制特例措置を以下の通り区別して講じている。 まず、本特例措置は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境負荷低減船等の新造船の取得を促し、日本船主の船舶供給能力の向上を図るとともに、経済安全保障に資する一定の要件を満たした場合に償却率を上乗せすることで更なる経済安全保障の確立にも寄与するものである。 また、買換特例制度は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、老朽船や不経済船から環境負荷低減船への代替を促進し、日本船主の船舶供給能力を向上させることで日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷の低減を図るものである。 更に、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。 (内航) 内航船舶の取得に対する支援措置について、以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運における環境負荷の低減及び安定輸送の確保が図られている。 本特例措置(船舶特別償却)は、エネルギー効率が高く環境性能の高い船舶の取得を促進することにより、内航海運における環境負荷低減を図ることを目的としている。買換特例は、環境性能が低い高船齢船からより環境性能の高い良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている。中小企業投資促進税制は、中小事業者による生産性向上に資する船舶の取得を促進することを目的としている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度は、内航船舶の建造に際し、長期・低利資金の供給及び技術支援により、高品質な船舶の建造を支援している。 他方で、本特例措置と同様の政策目的に係る地球温暖化対策のための税の還付措置は、物流におけるモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資することを目的としている。	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。	

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(国交 07)

適用見込数・適用見込額・減収見込額（外航）

- 適用見込数：4 8 隻（うち日本籍 1 隻、外国籍船 4 7 隻）
- ※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用隻数の平均
- ※ 特定外航船舶については、令和 5 年 7 月（制度開始）～令和 7 年度（見込含む）の本税制利用隻数の平均

○ 適用見込額：

【外航日本船舶】

1－1．環境負荷低減船

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
9,368 百万円	× 0.5 隻	× 17%	= 796 百万円

1－2．先進船舶

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
6,169 百万円	× 0.5 隻	× 20%	= 617 百万円

1－3．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に該当）

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
12,211 百万円	× 0.4 隻	× 12%	= 586 百万円

1－4．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に非該当）

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
12,211 百万円	× 0 隻	× 10%	= 0 百万円

【外航日本船舶以外の船舶】

1－1．環境負荷低減船

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
9,368 百万円	× 23.5 隻	× 15%	= 33,022 百万円

1－2．先進船舶

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
6,169 百万円	× 23.5 隻	× 18%	= 26,095 百万円

1－3．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に該当）

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
12,211 百万円	× 6 隻	× 12%	= 8,792 百万円

1－4．特定外航船舶（貸渡先が本邦対外船舶運航事業者に非該当）

（平均船価）	（適用見込隻数）	（特償率）	
12,211 百万円	× 6 隻	× 10%	= 7,327 百万円

※ 平均船価：過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用船舶の船価の平均

※ 特定外航船舶については、令和 5 年 7 月（制度開始）～令和 7 年度（見込含む）の本税制利用船舶の船価の平均

○ 減収見込額：

（１）法人税

【外航日本船舶】			
(適用見込額)	(法人税率)		(減収見込額)
1,999 百万円	× 23.2%	=	464 百万円

【外航日本船舶以外の船舶】			
(適用見込額)	(法人税率)		(減収見込額)
75,236 百万円	× 23.2%	=	17,455 百万円

（２）法人事業税

【外航日本船舶】			
(適用見込額)	(法人事業税率)		(減収見込額)
1,999 百万円	× 7.0%	=	140 百万円

【外航日本船舶以外の船舶】			
(適用見込額)	(法人事業税率)		(減収見込額)
75,236 百万円	× 7.0%	=	5,267 百万円

（３）法人住民税

【外航日本船舶】				
(適用見込額)	(法人税率)	(法人住民税率)		(減収見込額)
1,999 百万円	× 23.2%	× 7.0%	=	32 百万円

【外航日本船舶以外の船舶】				
(適用見込額)	(法人税率)	(法人住民税率)		(減収見込額)
75,236 百万円	× 23.2%	× 7.0%	=	1,222 百万円

適用見込数・適用見込額・減収見込額（内航）

○ 適用見込数：高度環境低負荷船 2 隻、環境低負荷船 2 隻

※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用隻数の平均

○ 適用見込額：

【高度環境低負荷船】			
(平均船価※)	(適用見込隻数)	(特償率)	
5,495 百万円	× 2 隻	× 18%	= 1,978 百万円

【環境低負荷船】			
(平均船価※)	(適用見込隻数)	(特償率)	
3,531 百万円	× 2 隻	× 16%	= 1,129 百万円

※ 平均船価：過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用船舶の船価の平均

○ 減収見込額：

（１）法人税

【高度環境低負荷船】			
(適用見込額)	(法人税率)		(減収見込額)
1,978 百万円	× 23.2%	=	459 百万円

【環境低負荷船】			
(適用見込額)	(法人税率)		(減収見込額)
1,129 百万円	× 23.2%	=	262 百万円

（２）法人事業税

【高度環境低負荷船】			
(適用見込額)	(法人事業税率)		(減収見込額)
1,978 百万円	× 7.0%	=	138 百万円

【環境低負荷船】			
(適用見込額)	(法人事業税率)		(減収見込額)
1,129 百万円	× 7.0%	=	79 百万円

（３）法人住民税

【高度環境低負荷船】				
(適用見込額※ ₁)	(法人税率)	(法人住民税率)		(減収見込額)
1,978 百万円	× 23.2%	× 7.0%	=	32 百万円

【環境低負荷船】				
(適用見込額)	(法人税率)	(法人住民税率)		(減収見込額)
1,129 百万円	× 23.2%	× 7.0%	=	18 百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の測定指標（（内航）本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本税制の政策目標は、内航海運に係る船舶の代替促進による環境負荷の低減にあるところ、測定指標の年間代替取得隻数はあくまで目標達成のための手段である。また、近年の新燃料をはじめとする革新的な省エネルギー船の技術開発の進展を勘案すると、CO2排出削減量による評価がより実態を表すことから適切と考え、年間代替取得隻数の指標を整理し、CO2排出削減量の目標値に統合した。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（（内航）本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 所期の達成目標（（内航）CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の効果（令和6年度）が把握されていない。
③ 所期の達成目標（（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40％改善する）に対する過去の効果について、令和4年度におけるCO2削減21.1％等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
④ 所期の達成目標（（外航）令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する過去の効果について、令和4年度における輸送量867百万トン等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（（内航）CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の効果について、令和4年度における環境低負荷に資する船舶によるCO2排出削減量27.1万t-CO2等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 所期の達成目標（（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40％改善する）に対する過去の効果について、「令和6年度において本租税特例措置を活用した環境性能の高い外航船舶が14隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑦ 所期の達成目標（（外航）令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑧ 所期の達成目標（（内航）CO2：令和7年度までに内航海運からのCO2排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）に対する過去の効果について、「本特例措置等を利用することにより、令和6年度で約4.8万トン※のCO2削減がなされた。本特例措置を活用した事業者が、「本特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できなくなることから、本特例措置は直接的な効果を有するものである」と説明されているが、過去の効果（令和6年度で約4.8万トン）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑥、⑦及び⑧は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑨ 所期の達成目標（（外航）CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40％改善する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

⑩ 所期の達成目標（（外航）令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トン为目标とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 ⑪ 所期の達成目標（（内航）CO₂：令和7年度までに内航海運からのCO₂排出量年間13万トン削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を図る）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 【国土交通省の補足説明】 ① 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数は、令和4年度～令和6年度の直近3年平均で4隻であり、達成目標（14隻）に及ばないものの、老朽船から環境性能の高い船舶への代替促進、船舶分野におけるCO₂排出削減の一助となっている。 ② 令和5年度実績が最新値である。現時点で令和6年度実績は業界団体で生産活動量や燃料消費量に係る情報収集を行った後、来年6月頃に公開予定。 ③ 以下の考え方により、各年ごとに算出した燃費効率改善値を令和4年度まで合計したものの、 ➢ マルポール条約（海防法）：船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令に基づき報告された日本商船隊の新造船について、IMOにより採択されたマルポール条約に係るEEDI削減率により、1隻あたりの燃費が規制に応じ改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（EEDI削減率×EEDI規制を満たす新造船）÷日本商船隊の隻数 ➢ EEDI要件（上乗せ要件）：本税制特例措置の要件としてEEDI規制の上乗せが規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、1隻あたりの燃費がEEDI上乗せ要件に応じて改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（本特例措置で定めるEEDI上乗せ削減率×EEDI要件を満たす特例措置適用船）÷日本商船隊の隻数 ➢ 設備要件：本税制特例措置の要件として設備要件が規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、当該設備要件を満たすことにより1隻あたりの燃費が改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：（燃費改善率×設備要件を満たす特例措置適用船）÷日本商船隊の隻数 ④ 日本商船隊の輸送量については「省令に基づくデータ」に記載されている実数を転記しており、当方では何らの推計も行っていない。 ⑤ CO₂排出削減量は下記数式により基準年（平成25年）との差分を比較 計算式：エネルギー消費量×CO₂原単位 ⑥ 事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由において記載している通り、従前の指標では日本商船隊を対象としていたが、本税制の特例の対象が船主であることを踏まえ、日本船主の保有する船舶の燃費効率の改善率に指標を変更している。 国際航海に従事する船舶は燃費規制が講じられている。加えて、税制適用船舶は環境に優しい船舶としての設備要件の他、当該燃費規制の上乗せ措置が講じられていることから、買換え特例制度の適用を受けた環境負荷低減船の導入により2022年度時点で2008年度比0.9%燃費効率が改善された。 （効果検証方法：事業者へのアンケート調査を通じて把握した取得船舶や税制適用船舶の状況を踏まえて、税制適用船舶に係る燃費効率改善値を算出） ⑦ 我が国商船隊の内訳を見ると、買換え特例の適用を受けた船舶を含め約75%を国内船主からの用船が占めており、国内船主による環境に優しい船舶の建造促進は、我が国商船隊の国際競争力の強化に一定程度寄与するものであるが、日本における輸出入量の構造的減少等により日本商船隊の輸送量が減少した。 なお、事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由に記載のとおり、輸送量は様々な要素が複雑に絡み合っており、要素ごとに輸送量への影響を分解することは困難であることから、政策の効果をより適正に把握する指標として、日本船主が保有する船舶の船腹量の増加率（%）に変更する。 ⑧ 他の要因を排除した本特別措置のみの直接的な効果（令和6年度におけるCO₂排出削減量）は約310トン。 計算式： （環境低負荷船総トン数）（1トンあたりのCO₂排出量）（削減効果）（CO₂排出削減量） 1,297 t × 1.7 t-CO₂ × 14% = 約310 t-CO₂	⑨ 令和4年度20.8%、令和5年度22.6%、令和6年度24.8%を目標としていたところ、実績値は令和4年度21.1%、令和5年度23.5%、令和6年度26.2%でありそれぞれ目標を達成している。 ⑩ 日本における輸出入量の構造的減少等により日本商船隊の輸送量も減少傾向にあり、目標の達成見込みが立っていない。なお、事前評価書10. 有効性④効果の所期の目標を変更する理由に記載のとおり、輸送量は様々な要素が複雑に絡み合っており、要素ごとに輸送量への影響をより適正に把握する指標として、日本船主が保有する船舶の船腹量の増加率（%）に変更する。 ⑪ 令和4年度の達成状況は計画値80万トンに対し、実績値が27.1万トン（達成率33.9%）令和5年度は計画値93万トンに対し、実績値が87.4万トン（達成率94.0%）なお、令和6年度実績は来年6月頃公表予定。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数は、令和4年度～令和6年度の直近3年平均で4隻であり、達成目標（14隻）に及ばないものの、老朽船から環境性能の高い船舶への代替促進、船舶分野におけるCO₂排出削減の一助となっている」との説明では、所期の達成目標に対する過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「計算式：エネルギー消費量×CO₂原単位」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標（（外航）日本船主が保有する船舶の燃費効率を令和10年度までに平成20年度比で35%改善する）に対する将来の効果について、令和7年度における日本船主の燃費効率の改善率28.4%等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。	
② 達成目標（（内航）令和10年度までに内航海運からのCO2排出量を平成25年度比で156万トン削減する）に対する将来の効果について、令和7年度における環境低負荷に資する船舶によるCO2排出削減量118万t-CO2等と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
③ 達成目標（（外航）日本船主が保有する船舶の燃費効率を令和10年度までに平成20年度比で35%改善する）に対する将来の効果について、「今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。	
④ 達成目標（（内航）令和10年度までに内航海運からのCO2排出量を平成25年度比で156万トン削減する）に対する将来の効果について、「今後も引き続き、本特例措置により環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2排出削減に係る政策目標の達成を図る」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【国土交通省の補足説明】	
① 以下の考え方により、各年ごとに算出した燃費効率改善値を令和10年度まで合計したもの。 ➤ マルポール条約（海防法）：民間データで把握した国内船主の新造船・既存船について、IMOにより採択されたマルポール条約に係るEEDI削減率、EXEI削減率により、1隻あたりの燃費が規制に応じ改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：(EEDI削減率×EEDI規制を満たす新造船)÷日本船主の保有隻数、(EXEI削減率×EXEI規制の対象となる既存船舶)÷日本船主の保有隻数 ➤ EEDI要件（上乗せ要件）：本税制特例措置の要件としてEEDI規制の上乗せが規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、1隻あたりの燃費がEEDI上乗せ要件に応じて改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：(本特例措置で定めるEEDI上乗せ削減率×EEDI要件を満たす特例措置適用船)÷日本船主の保有隻数 ➤ 設備要件：本税制特例措置の要件として設備要件が規定されているところ、事業者へのアンケート調査で把握した本税制特例適用船舶について、当該設備要件を満たすことにより1隻あたりの燃費が改善されるとして、各年の燃費改善率を算出。 計算式：(燃費改善率×設備要件を満たす特例措置適用船)÷日本船主の保有隻数	
② 令和7年度における環境低負荷に資する船舶によるCO2排出量の積算方法は、下記数式のとおり。 計算式：1隻あたりの年間燃料消費量×省エネ率（16～18%）×省エネ船舶等の隻数×燃料排出係数※ ※エネルギー別総発熱量当炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき算出	
③ 国際航海に従事する船舶は燃費規制が講じられている。加えて、税制適用船舶は環境に優しい船舶としての設備要件の他、当該燃費規制の上乗せ措置が講じられていることから、買換え特例制度の適用を受けた環境負荷低減船の導入による効果として2028年度	

時点で2008年度比1.2%燃費効率の改善が期待される。 （効果検証方法：事業者へのアンケート調査を通じて把握した取得船舶や税制適用船舶の状況を踏まえて、税制適用船舶に係る燃費効率改善値を算出）	
④ 令和10年までの内航海運におけるCO2排出削減量（平成25年比156万トン削減）のうち、本特例措置の直接効果は、約7万トン。算出方法は、下記の通り。 計算式：環境低負荷船総トン数×トンあたりのCO2排出量×削減効果（14%）	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。	
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「計算式：1隻あたりの年間燃料消費量×省エネ率（16～18%）×省エネ船舶等の隻数×燃料排出係数※ ※エネルギー別総発熱量当炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき算出」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。	
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① （内航）政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。	
【国土交通省の補足説明】	
① 本文中の記載に加え、単年度の支援制度では年度途中の建造スケジュールまたは設備変更に対し、機動的に対応できないことから本特例措置は妥当と考える。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。	

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 25) 法人事業税: 義(自動連動)、法人住民税: 義(自動連動)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海上運送業の用に供する一定の船舶を譲渡し、環境負荷低減に資する一定の要件を満たす船舶を新たに取得した場合における譲渡益について、80%を上限として圧縮記帳を可能とする特例措置。 《要望の内容》 現行の特例措置を3年間延長する。 《関係条項》 ・租税特別措置法第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～9、第 66 条の 6 ・租税特別措置法施行令第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 14～20 ・租税特別措置法施行規則第 18 条の 5、第 22 条の 11
5	担当部局	国土交通省海事局外航課、内航課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	(外航) 昭和 49 年度 創設 平成 23 年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成 26 年度 縮減・延長 (譲渡資産について船齢 25 年未満の船舶に限定 (作業船については船齢 45 年未満)、環境負荷低減要件設備等の要件を追加) 平成 29 年度 縮減・延長 (トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外) 令和 2 年度 延長 (買換資産の船齢が法定耐用年数以下を要件に追加) 令和 5 年度 縮減・延長 (国際総トン数 1 万トン以上の新造船の環境負荷低減に係る要件を船舶の特別償却制度に係る環境負荷低減に係る要件に統一、EEXI 規制の対象船舶にあっては EEXI 要件 (EEXI 規制値 + 2 %) を追加、譲渡船舶の船齢の引き下げ) (内航) 昭和 49 年度 創設 (船舶→船舶) 昭和 50、55 年度 延長 昭和 59 年度 拡充 (船舶→減価償却資産)

		昭和 60 年度、平成 2、8 年度 延長 平成 11 年度 拡充 (内航: 船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し) 平成 17 年度 拡充 (内航海運業に係る参入規制: 許可制→登録制) 平成 18 年度 縮減・延長 (新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成 23 年度 縮減・延長 (船舶→減価償却資産の廃止) (中古船舶の船齢要件厳格化) (新造船船舶に環境要件付加) 平成 26 年度 縮減・延長 (譲渡資産の船齢要件厳格化) (環境要件付加) 平成 29 年度 縮減・延長 (2,000 トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) 令和 2 年度 縮減・延長 (買換資産の船齢を法定耐用年数以下に限定) 令和 5 年度 縮減・延長 (買換資産に係る環境要件厳格化、譲渡資産の船齢要件厳格化 (船齢 25 年⇒23 年))
8	適用又は延長期間	3 年間 (令和 8 年～令和 10 年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである外航・内航海運に係る船舶の代替を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。 《政策目的の根拠》 (外航) ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律 (法律第 53 号) 審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制 (中略) の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) (抄) 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応 (2) 地域における社会課題への対応 (持続可能で活力ある国土の形成と交通のリ・デザイン) (前略) 日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、(中略) 日本籍船舶の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化 (中略) に取り組む。 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) (抄) V. 科学技術・イノベーション力の強化

		5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓 (5) 海洋 (前略)経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、(中略)日本籍船舶保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化(中略)に取り組む。 (内航) ・「交通政策基本計画」(令和3年5月28日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本的方針 C. 災害や疫病、事故などの異常時こそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」 「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」 ・「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)(抄) 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。 ・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)(抄) 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の脱炭素化 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決

		定)(抄) 第2章 質上げを起点とした成長型経済の実現 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応 (2) 地域における社会課題への対応 日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、(中略)内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の育成・確保等に取り組む。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	(外航) 政策目標6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。 (内航) 政策目標3: 地球環境の保全 施策目標9: 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標26: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	(外航) ・日本船主が保有する船舶の燃費効率を令和10年度までに平成20年度比で35%改善する(排出原単位ベース)。 (内航) ・令和10年度までに内航海運からのCO2排出量を平成25年度比で156万トン削減する。
	④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	(外航) 財務基盤の脆弱な日本船主が船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、譲渡船舶の売却益に係る圧縮記帳を活用することにより、老朽船等からより効率的で安全性・環境性の高い船舶への代替促進が図られることで、用船者の要請に応じた船舶整備を通じて、日本商船隊※の維持・整備に寄与しつつ、環境負荷低減を実現する。 ※我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群 (内航) 内航海運は、社会的要請として、地球温暖化対策計画において船舶分野からのCO2排出削減が求められているところ、本特例措置により、船舶取得のための資金確保が困難な状況においても、老朽船から、より新しく、かつ環境性能の高い船舶への代替を促進することで内航海運の安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現していくことに寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運業における税制利用状況調査」及び「内航海運業に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。 ○法人税・法人事業税・法人住民税

			(外航)																								
			(単位:上段:件数/下段:者数)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>外航日本船舶 <適用者数></td><td>2 <2></td><td>0 <0></td><td>0 <0></td><td>1 <1></td><td>1 <1></td><td>1 <1></td><td>1 <1></td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 <適用者数></td><td>25 <17></td><td>21 <16></td><td>14 <8></td><td>21 <14></td><td>21 <14></td><td>21 <14></td><td>21 <14></td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶 <適用者数>	2 <2>	0 <0>	0 <0>	1 <1>	1 <1>	1 <1>	1 <1>	外航日本船舶 以外の船舶 <適用者数>	25 <17>	21 <16>	14 <8>	21 <14>	21 <14>	21 <14>	21 <14>
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
外航日本船舶 <適用者数>	2 <2>	0 <0>	0 <0>	1 <1>	1 <1>	1 <1>	1 <1>																				
外航日本船舶 以外の船舶 <適用者数>	25 <17>	21 <16>	14 <8>	21 <14>	21 <14>	21 <14>	21 <14>																				
			(内航)																								
			(単位:上段:件数/下段:者数)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>内航船舶 <適用者数></td><td>4 <4></td><td>6 <6></td><td>3 <3></td><td>5 <5></td><td>5 <5></td><td>5 <5></td><td>5 <5></td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	内航船舶 <適用者数>	4 <4>	6 <6>	3 <3>	5 <5>	5 <5>	5 <5>	5 <5>								
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
内航船舶 <適用者数>	4 <4>	6 <6>	3 <3>	5 <5>	5 <5>	5 <5>	5 <5>																				
			【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・外航:海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」 ・内航:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」 ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり																								
	②: 適用額		(外航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>外航日本船舶</td><td>1,516</td><td>0</td><td>0</td><td>566</td><td>566</td><td>566</td><td>566</td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td><td>45,220</td><td>36,402</td><td>30,238</td><td>32,130</td><td>32,130</td><td>32,130</td><td>32,130</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	1,516	0	0	566	566	566	566	外航日本船舶 以外の船舶	45,220	36,402	30,238	32,130	32,130	32,130	32,130
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
外航日本船舶	1,516	0	0	566	566	566	566																				
外航日本船舶 以外の船舶	45,220	36,402	30,238	32,130	32,130	32,130	32,130																				
			(内航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>内航船舶</td><td>1,670</td><td>763</td><td>576</td><td>780</td><td>780</td><td>780</td><td>780</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	内航船舶	1,670	763	576	780	780	780	780								
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
内航船舶	1,670	763	576	780	780	780	780																				
			【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・外航:海事局による「外航海運業に係る税制利用状況調査」 ・内航:海事局による「内航海運業に係る税制利用状況調査」 ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり																								
	③: 減収額		○法人税 (外航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				

			外航日本船舶	352	0	0	131	131	131	131																	
			外航日本船舶 以外の船舶	10,491	8,445	7,015	7,454	7,454	7,454	7,454																	
			(内航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>内航船舶</td><td>387</td><td>177</td><td>134</td><td>181</td><td>181</td><td>181</td><td>181</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	内航船舶	387	177	134	181	181	181	181								
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
内航船舶	387	177	134	181	181	181	181																				
			○法人事業税 (外航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>外航日本船舶</td><td>106</td><td>0</td><td>0</td><td>40</td><td>40</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td><td>3,165</td><td>2,548</td><td>2,117</td><td>2,249</td><td>2,249</td><td>2,249</td><td>2,249</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	106	0	0	40	40	40	40	外航日本船舶 以外の船舶	3,165	2,548	2,117	2,249	2,249	2,249	2,249
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
外航日本船舶	106	0	0	40	40	40	40																				
外航日本船舶 以外の船舶	3,165	2,548	2,117	2,249	2,249	2,249	2,249																				
			(内航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>内航船舶</td><td>117</td><td>53</td><td>40</td><td>55</td><td>55</td><td>55</td><td>55</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	内航船舶	117	53	40	55	55	55	55								
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
内航船舶	117	53	40	55	55	55	55																				
			○法人住民税 (外航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>外航日本船舶</td><td>25</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td><td>734</td><td>591</td><td>491</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	外航日本船舶	25	0	0	9	9	9	9	外航日本船舶 以外の船舶	734	591	491	522	522	522	522
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
外航日本船舶	25	0	0	9	9	9	9																				
外航日本船舶 以外の船舶	734	591	491	522	522	522	522																				
			(内航)																								
			(単位:百万円)																								
			<table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr> <tr> <td>内航船舶</td><td>27</td><td>12</td><td>9</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td></tr> </table>	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	内航船舶	27	12	9	13	13	13	13								
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
内航船舶	27	12	9	13	13	13	13																				
			【算定根拠】 ○ 令和4年度から令和6年度 ・法人税:適用額(「外航海運業に係る税制利用状況調査」又は「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握)×法人税率(23.2%) ・法人事業税:適用額(「外航海運業に係る税制利用状況調査」又は「内航海運業に係る税制利用状況調査」により把握)×法人事業税率(7%) ・法人住民税:法人税減収額(海事局において試算(上記に記載))×																								

			法人住民税率(7%) ○ 令和7年度以降 ・別紙のとおり																																																
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○政策目的の達成状況 (外航) <table><tr><th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>①(%)</td><td>7.4</td><td>16.9</td><td>26.5</td><td>28.4</td><td>30.6</td><td>32.8</td><td>35.2</td></tr></table> ①: 日本船主の燃費効率の改善率(排出原単位ベース)(%) (内航) 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(令和3年 10 月 22 日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が、求められており、令和 12 年度までに 181 万トン CO2 削減を目標としている。 <table><tr><th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>(環境低負荷に 資する船舶によ る CO2 排出削 減量(万 t- CO2))</td><td>27.1</td><td>87.4</td><td>105</td><td>118</td><td>131</td><td>143</td><td>156</td></tr></table> ※ R5年度までは、「国土交通省環境行動計画」の点検結果に基づく ※ R6年度以降は「地球温暖化対策計画」に基づいた計画値 <u>所期の目標を変更する理由</u> (外航) CO2 削減: 従前の指標では日本商船隊を対象としていたが、本税制の特例の対象が船主であることを踏まえ、当該指標に変更する。 輸送量: 本特例措置により一定程度日本商船隊の輸送量の確保に寄与しているものの、日本における輸出入量の構造的減少、景気動向や地政学的影響等、本特例措置によらない外部的な要素に日本商船隊による輸送量は大きく左右される傾向があり、政策の効果をより適正に把握する指標として、CO2 削減目標に一本化することが適当であると考えため、目標から削除する。 <u>所期の目標の達成状況(参考)</u> <table><tr><th>年度 区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>CO2 削減(%)</td><td>21.1</td><td>23.5</td><td>26.2</td></tr><tr><td>輸送量(百万トン)</td><td>867</td><td>897</td><td>830</td></tr></table> (外航・内航) NOx 削減: 要件としている内容を記載しているにすぎず国際海事機関(IMO)等における目標値もないため、前回要望時に目標から除外し						年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	①(%)	7.4	16.9	26.5	28.4	30.6	32.8	35.2	年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	(環境低負荷に 資する船舶によ る CO2 排出削 減量(万 t- CO2))	27.1	87.4	105	118	131	143	156	年度 区分	R4	R5	R6	CO2 削減(%)	21.1	23.5	26.2	輸送量(百万トン)	867	897	830
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																												
①(%)	7.4	16.9	26.5	28.4	30.6	32.8	35.2																																												
年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																												
(環境低負荷に 資する船舶によ る CO2 排出削 減量(万 t- CO2))	27.1	87.4	105	118	131	143	156																																												
年度 区分	R4	R5	R6																																																
CO2 削減(%)	21.1	23.5	26.2																																																
輸送量(百万トン)	867	897	830																																																

			た。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (外航) CO2 削減: 事業者へのアンケート調査に基づくもの 輸送量: 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令に基づくデータ (内航) 内航船舶輸送統計及び内航海運業法に基づく旅客船事業者からの燃料消費量報告によるデータ 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 (外航) 令和6年度において本租税特別措置を活用した環境性能の高い外航船舶が 14 隻導入され、外航海運業界全体のCO2排出削減に貢献している。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。 (内航) 本特例措置等を利用することにより、令和6年度で約 4.8 万トン※のCO2 削減がなされた。本特例措置を活用した事業者が、「本特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本特例措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換の妨げになり、政策目的が達成できなくなることから、本特例措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、本特例措置により環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2 排出削減に係る政策目標の達成を図る。 ※環境低負荷に資する船舶による CO2 排出削減量: (環境低負荷船舶総トン数) (トンあたりの CO2 排出量) (削減効果) (CO2 削減量) 108,471 t × 1.7 t-CO2 × 12~30% = 47,588t-CO2 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (外航) 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」 (内航) 内航海運業法に基づく登録及び届出データ、税制利用調査に基づくデータ(国土交通省海事局内航課) 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
⑤	税収減を是認する理由等		圧縮記帳によってキャッシュフローが確保されることにより、船主の環境負荷低減に資する船舶等への再投資の促進が図られる他、事業者の資金繰りの安定化にもつながることとなる。 本特例により、船主の計画的な船舶建造が行われ、船舶供給能力の確保、ひいては対する船主の船舶供給維持に大きな効果を及ぼすことから、本特例措置については、税収減を是認するに足る効果が認められる。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は課税の繰り延べであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。 (外航) 国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本特例措置による支援が妥当である。 ※他の加盟国のサービス提供者に対し、自国の同様のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。 (内航) 予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体への投資促進効果が小さくなることなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本特例措置は妥当である。	
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	(外航) 安定的な海上輸送を確保するにあたっては、日本船主の船舶供給能力の向上を通じた日本商船隊の維持・強化等が重要であるため、その達成手段として日本船主に対する税制特例措置を以下のとおり区別して講じている。 まず、本特例措置は、船舶の譲渡益の圧縮記帳を認めることで、老朽船や不経済船から環境負荷低減船への代替を促進し、日本船主の船舶供給能力を向上させることで日本商船隊の維持・整備を図りつつ、環境負荷の低減を図るものである。 また、船舶に係る特別償却制度は、新造船取得時の当該船舶の初年度償却率の上乗せを認めることで、先進船舶や環境負荷低減船等の新造船の取得を促し、日本船主の船舶供給能力の向上を図るとともに、経済安全保障に資する一定の要件を満たした場合に償却率を上乗せすることで更なる経済安全保障の確立にも寄与するものである。 更に、国際船舶の登録免許税及び固定資産税の軽減措置は、国際船舶の保有コストを軽減することにより、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることを目的としている。 (内航) 内航船舶の取得に対する支援措置について、以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運における環境負荷の低減及び安定輸送の確保が図られている。 本特例措置(買換特例)は、環境性能が低い高船齢船からより環境性能の高い良質な船舶への代替建造を促進することを目的としている一方で、船舶特別償却は、エネルギー効率が高く環境性能の高い船舶の取得を促進することにより、内航海運における環境負荷低減を図ることを目的としている。中小企業投資促進税制は、中小事業者による生産性向上に資する船舶の取得を促進することを目的としている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度は、内航船舶の建造に際し、長期・低利資金の供給及び技術支援により、高品質な船舶の建造を支援している。 他方で、本特例措置と同様の政策目的に係る地球温暖化対策のための税の還付措置は、物流におけるモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資することを目的としている。	

		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 国交 09)

適用見込数・適用見込額・減収見込額（外航）

- 適用見込数：外航日本船舶 1 隻、外航日本船舶以外 21 隻
 ※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用隻数の平均
- 適用見込額：
 【外航日本船舶】

(平均圧縮額※)	(適用見込隻数)	(適用見込額)
566 百万円	× 1 隻	= 566 百万円

 【外航日本船舶以外】

(平均圧縮額※)	(適用見込隻数)	(適用見込額)
1,530 百万円	× 21 隻	= 32,130 百万円

 ※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の圧縮額の平均
- 減収見込額：
 (1) 法人税
 【外航日本船舶】

(適用見込額)	(法人税率)	(減収見込額)
566 百万円	× 23.2%	= 131 百万円

 【外航日本船舶以外】

(適用見込額)	(法人税率)	(減収見込額)
32,130 百万円	× 23.2%	= 7,454 百万円

 (2) 法人事業税
 【外航日本船舶】

(適用見込額)	(法人事業税率)	(減収見込額)
566 百万円	× 7.0%	= 40 百万円

 【外航日本船舶以外】

(適用見込額)	(法人事業税率)	(減収見込額)
32,130 百万円	× 7.0%	= 2,249 百万円

 (3) 法人住民税
 【外航日本船舶】

(適用見込額)	(法人税率)	(法人事業税率)	(減収見込額)
566 百万円	× 23.2%	× 7.0%	= 9 百万円

 【外航日本船舶以外】

(適用見込額)	(法人税率)	(法人事業税率)	(減収見込額)
32,130 百万円	× 23.2%	× 7.0%	= 522 百万円

適用見込数・適用見込額・減収見込額（内航）

- 適用見込数：5 隻
 ※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の本税制利用隻数の平均
- 適用見込額：

(平均圧縮額※)	(適用見込隻数)	(適用見込額)
156 百万円	× 5 隻	= 780 百万円

 ※ 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の圧縮額の平均
- 減収見込額：
 (1) 法人税

(適用見込額)	(法人税率)	(減収見込額)
780 百万円	× 23.2%	= 181 百万円

 (2) 法人事業税

(適用見込額)	(法人事業税率)	(減収見込額)
780 百万円	× 7.0%	= 55 百万円

 (3) 法人住民税

(適用見込額)	(法人税率)	(法人住民税率)	(減収見込額)
780 百万円	× 23.2%	× 7.0%	= 13 百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（作業船からのNOx排出量を令和5年度から令和7年度までの3年間で672t削減する）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降再度措置された経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和6年度における買換え隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。同期間中におけるNOx排出削減量の合計は169隻分で2,250tであるが、このうち本特例措置を適用した作業船のNOx削減量の合計は111隻分で約1,583tであり、NOx排出削減量全体の約7割の削減に寄与している」と説明されているが、過去の効果（本特例措置を適用した作業船のNOx削減量の合計は111隻分で約1,583t）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果については、現在実施している事業者アンケートではその内容を把握できないことから、今後アンケート内容について検討した上で直接的な効果の把握に努めることとしたい。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（作業船からのNOx排出量を令和8年度から令和10年度までの3年間で420t削減する）に対する将来の直接的な効果について、「本租税特別措置の継続を前提とした令和8～10年度における作業船買換え見込隻数を基にNOx排出量削減見込を算定した場合420tの削減が見込まれるが、本租税特別措置がない場合、作業船買換え隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定される。その結果、令和10年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測しており、本租税特別措置は政策目的達成に大きく寄与するものと見込んでいる」と説明されているが、将来の効果（令和8～10年度（見込）：NOx420t削減）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果については、現在実施している事業者アンケートではその内容を把握できないことから、今後アンケート内容について検討した上で直接的な効果の把握に努めることとしたい。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【国土交通省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義(国税 26) 法人住民税：義、法人事業税：義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 船齢 30 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船(船齢が耐用年数以内であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。))の規定による窒素酸化物(以下「NOx」という。))の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る。)を取得した場合、譲渡益の 80%の圧縮記帳を可能とする特例措置。 《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和 11 年3月 31 日(所得税は令和 11 年 12 月 31 日)までとする。 《関係条項》 ・租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の4、第 65 条の7～第 65 条の9 ・租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の3、第 39 条の7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の7
5	担当部局		国土交通省港湾局技術企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：平成 26 年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 創設 平成 29 年度 延長 令和2年度 延長 令和5年度 延長
8	適用又は延長期間		3年間(令和8年度～令和 10 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化が進む作業船の買換を促進し、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。また、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 (令和6年4月1日告示) ・港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ

		合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立つて、これらの環境への影響の回避・低減に努める。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和 7 年6月 13 日閣議決定) ・災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化の更なる進行の中で、社会資本が将来にわたって機能を発揮するとともに、民間事業者が安心して設備投資※や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。 ※資機材としての作業船の確保を含む ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和7年6月 13 日閣議決定) ・我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用 ○国土強靱化年次計画 2025(令和7年6月6日国土強靱化推進本部決定) ・災害発生時に機動的・効率的な活動ができるよう、道路等の啓開に必要な体制の整備や装備資機材等の充実を図る。 ・港湾、空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。 ○第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月 28 日閣議決定) ・大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるよう環境を整備
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	作業船の買換えを促進することにより、NOx排出量を削減し、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。 ＜測定指標＞ 作業船からの NOx 排出量を令和8年度から令和 10 年度までの3年間で 420t 削減する。
	④: 政策目的に対する租税	既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換えが促進されることにより、NOx 排出量が削減され環境負荷の低減に寄与する。ま

		特別措置等の達成目標実現による寄与	た、老朽化した作業船の買換えが促進されることにより、円滑な港湾整備等の推進に寄与する。
10	有効性等	① 適用数	平成 26 年度(実績): 9 隻 平成 27 年度(実績): 13 隻 平成 28 年度(実績): 18 隻 平成 29 年度(実績): 12 隻 平成 30 年度(実績): 11 隻 令和元年度(実績): 10 隻 令和2年度(実績): 7 隻 令和3年度(実績): 6 隻 令和4年度(実績): 10 隻 令和5年度(実績): 10 隻 令和6年度(実績): 5 隻 令和7年度(見込): 6 隻 令和8年度(見込): 10 隻 令和9年度(見込): 10 隻 令和 10 年度(見込): 10 隻 【算定根拠】 ・平成 26 年度～令和 10 年度の実績及び見込は、関係団体(8団体)へのヒアリングによる。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。
		② 適用額	平成 26 年度(実績): 576 百万円 平成 27 年度(実績): 877 百万円 平成 28 年度(実績): 939 百万円 平成 29 年度(実績): 581 百万円 平成 30 年度(実績): 818 百万円 令和元年度(実績): 769 百万円 令和2年度(実績): 737 百万円 令和3年度(実績): 792 百万円 令和4年度(実績): 1,049 百万円 令和5年度(実績): 961 百万円 令和6年度(実績): 640 百万円 令和7年度(見込): 666 百万円 令和8年度(見込): 863 百万円 令和9年度(見込): 863 百万円 令和 10 年度(見込): 863 百万円 【算定根拠】 ・平成 26 年度～令和 7 年度の実績及び見込は、関係団体(8団体)へのヒアリングによる。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用数が合算された数値であるため、用いることは出来ない。 ・令和 8 年度～令和 10 年度の適用額の見込については、平成 26 年度から令和 6 年度までの適用額から 1 隻あたりの平均適用額

			を算出し、1 隻あたりの平均適用額×適用見込隻数にて算出。 ・本租税特別措置は、船齢 30 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船を取得した場合に一律に適用される措置であるため、特定の者に偏りがあるものではない。
		③ 減収額	<法人税> 平成 26 年度(実績): 147 百万円 平成 27 年度(実績): 210 百万円 平成 28 年度(実績): 220 百万円 平成 29 年度(実績): 136 百万円 平成 30 年度(実績): 190 百万円 令和元年度(実績): 178 百万円 令和2年度(実績): 171 百万円 令和3年度(実績): 184 百万円 令和4年度(実績): 243 百万円 令和5年度(実績): 223 百万円 令和6年度(実績): 148 百万円 令和7年度(見込): 155 百万円 令和8年度(見込): 200 百万円 令和9年度(見込): 200 百万円 令和 10 年度(見込): 200 百万円 <法人住民税> 平成 26 年度: 26 百万円 平成 27 年度: 27 百万円 平成 28 年度: 29 百万円 平成 29 年度: 18 百万円 平成 30 年度: 25 百万円 令和元年度: 23 百万円 令和2年度: 12 百万円 令和3年度: 13 百万円 令和4年度: 17 百万円 令和5年度: 16 百万円 令和6年度: 11 百万円 令和7年度: 11 百万円 令和8年度: 14 百万円 令和9年度: 14 百万円 令和 10 年度: 14 百万円 <法人事業税> 平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 59 百万円 平成 28 年度: 63 百万円 平成 29 年度: 39 百万円 平成 30 年度: 55 百万円 令和元年度: 52 百万円 令和2年度: 52 百万円 令和3年度: 55 百万円 令和4年度: 73 百万円 令和5年度: 67 百万円

		令和6年度 :45 百万円 令和7年度 :47 百万円 令和8年度:60 百万円 令和9年度:60 百万円 令和10年度:60 百万円 【算定根拠】 ＜法人税＞ ・平成26年度は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人税率(25.5%) ・平成27年度は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人税率(23.9%) ・平成28年度～平成29年度は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人税率(23.4%) ・平成30年度～令和10年度は、以下のとおり算出。 適用額(実績又は見込) × 法人税率(23.2%) ＜法人住民税＞ ・平成26年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額＋均等割額 (法人税割額＝法人税減収額 × (道府県民税率(5.0%)＋市町村民税率(12.3%))) (均等割額＝道府県民税(0.05 百万円)＋市町村民税(0.15 百万円)) ・平成27年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額＋均等割額 (法人税割額＝法人税減収額 × (道府県民税率(3.2%)＋市町村民税率(9.7%))) (均等割額＝道府県民税(0.05 百万円)＋市町村民税(0.15 百万円)) ・令和2年度～令和10年度の影響額は、以下のとおり算出。 法人税割額＋均等割額 (法人税割額＝法人税減収額 × (道府県民税率(1.0%)＋市町村民税率(6.0%))) (均等割額＝道府県民税(0.05 百万円)＋市町村民税(0.15 百万円)) ＜法人事業税＞ ・平成26年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人事業税率(5.3%) ・平成27年度～令和元年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績) × 法人事業税率(6.7%) ・令和2年度～令和10年度の影響額は、以下のとおり算出。 適用額(実績又は見込) × 法人事業税率(7.0%)
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 平成26年度(実績):NOx144t 削減 平成27年度(実績):NOx188t 削減 平成28年度(実績):NOx303t 削減 平成29年度(実績):NOx263t 削減

		平成30年度(実績):NOx298t 削減 令和元年度(実績):NOx253t 削減 令和2年度(実績):NOx174t 削減 令和3年度(実績):NOx160t 削減 令和4年度(実績):NOx156t 削減 令和5年度(実績):NOx221t 削減 令和6年度(実績):NOx90t 削減 令和7年度(見込):NOx174t 削減 令和8～10年度(見込):NOx420t 削減 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・平成26年度～令和6年度の実績は関係団体(8団体)へのヒアリングによる。 ・令和5年度から令和7年度までの所期目標は3年間でNOx 排出量672t 削減であったが、実績及び見込では485t の削減となる。 ・目標を達成出来なかった要因として、買換を予定していた会社が船価の高騰により作業船の買換を見合わせたことがあげられる。 ・令和8～10年度の所期目標である3年間で420t 削減の算出根拠は、以下のとおりである。 平成26年度から令和6年度までの買換え隻数 169 隻 ー① 平成26年度から令和6年度までのNOx 削減量 2,250t ー② 平成26年度から令和6年度における1隻あたりのNOx 削減量 ②／①＝14t ー③ 令和8～10年度の想定数 年間10 隻 ー④ 以上により、令和8～10年度における年度ごとのNOx 削減見込量は140t(＝③×④)、3年間で420t(＝140t×3年)。 ・買換えが進むことで、NOx 排出量は確実に削減されていくので、本租税特別措置を引き続き実施していくことが必要である。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置によって、平成26年度から令和6年度までで2,250t のNOx 排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減に寄与してきた。 本租税特別措置は、平成23年6月に一度廃止となり、その後平成26年度以降再度措置された経緯があるところ、本特例措置が適用されない平成24～25年における買換え隻数の実績が平均年間8隻程度であったのに対し、平成26～令和6年度における買換え隻数の実績は平均年間18隻と約2倍に増加している。 同期間中におけるNOx 排出削減量の合計は169隻分で2,250t であるが、このうち本特例措置を適用した作業船のNOx 削減量の合計は111隻分で約1,583t であり、NOx 排出削減量全体の約7割の削減に寄与している。 また、本租税特別措置の継続を前提とした令和8～10年度における作業船買換え見込隻数を基にNOx 排出量削減見込を算定した場合420t の削減が見込まれるが、本租税特別措置がない場合、作業船買換え隻数が平成24～25年と同水準にまで落ち込むことが想定される。その結果、令和10年度において目指すべき削減量の半分程度しか実現できないものと予測しており、本租税特別措置は政策目的達成に大

			きく寄与するものと見込んでいる。 また、事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、作業船買換えの初期投資が大幅に増えることから環境性能が高い作業船への買換えが促進されず、政策目標が達成できないこととなる。 本租税特別措置の適用を受けた企業に対して具体的な効果についてヒアリングを行ったところ、作業船を買換える年度は売却益に対する税金と新造船の購入費用の両方が必要になるため、まとまった資金が必要になるが、本租税特別措置を適用することにより、資金調達を非常に円滑に行うことができたとの意見が寄せられた。 作業船の買換えは、特に中小企業にとっては大きな投資であり、あくまでも様々な経営環境を踏まえて判断されるものであるため、本租税特別措置の有無のみで投資の判断を行うものではないが、資金調達面での問題がクリアできるかどうかは大きな判断基準である。アンケート調査の結果によれば、本租税特別措置があることによって、作業船を長期保有するのではなく、環境に配慮するとともに生産性の向上に資する新造作業船の建造に踏み切る判断を行った会社もあり、本租税特別措置が無かった場合には作業船の更新に更に遅れが生じることが想定される。 事業者の経営状況が厳しい中で、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、買換えが促進されず作業船の老朽化が進展することにより、事故やトラブルが増加し、結果的に、港湾整備及び大規模災害発生時における災害復旧等の円滑な実施に支障を来すこととなる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 関係団体(8団体)へのヒアリングによる。 《適用数(10①)》が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ヒアリングから、作業船の船価の高騰により様子見のため買換を控えた企業もあったが、船価が高止まりし値下がりは今後見込まれないことから、本租税特別措置の適用を受け買換を行うとの意見もあり、本租税特別措置は有効である。
		⑤: 税収減を是認する理由等	本租税特別措置によって、既存作業船の買換えが促進されることとなり、作業船のNOx排出量が削減され、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。また、NOx排出量の削減効果は将来に渡って地球環境の保全に大きく寄与する。 加えて、老朽化した作業船が買換えられることで、円滑な港湾整備等の推進や大規模災害に備えた作業船の能力確保が実現される。以上のことは広く国民に裨益することから、税収減を是認するに足る効果が認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であることから、政策目的実現のための手段として適切である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○低利融資 令和5年度より、建設資材の輸送の効率化に資する作業船に対する、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構経由での低利貸付制度を実施しているところである。本制度は、二社以上の者が連携して海上輸送の総合化及び効率化に資する作業船の新造・買換を対象と

			するもので、本租税特別措置とともに活用されることで、作業船の買換に対して相乗効果が生まれることが期待される。 ○海防法によるNOx排出規制 上記の規制は、IMOにおいて定めた国際基準を担保した必要最低限の排出規制であるが、NOx規制に適合しない施行日以前の既存船舶については規制の対象外としているため、既存船舶に対し規制によるNOx環境負荷低減を推進することはできない。我が国の作業船は施行日以前に建造された船が80%を占めており、民間の自助努力のみによって環境負荷の低い作業船へ買換えを進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難である。このため、本租税特別措置はこうしたNOx排出基準に適合しない幅広い既存船舶を対象として更なる環境負荷の低減の推進を図るため必要な施策であり、目的を異にするものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(国交10)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（成田空港では、2030年代後半にかけて、航空機の発着回数が50万回に達することが見込まれていることから、それまでに移転補償進捗率（移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合）100%相当を目指して取り組んで行く）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例措置の適用期間の最終年度（令和10年度末時点）の目標値について追記を行いました。なお、移転件数についても、成田空港会社からは年度単位で実績報告をいただいているため、期間設定を「年」から「年度」に修正しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
－
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（成田国際空港周辺に残存する移転対象約1,360件の内令和5年から令和7年にかけて約300件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和5年度及び6年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 10有効性④効果に令和4年度の移転件数を追記いたしました。
② 10有効性④効果【使用したデータ】に令和4年度から令和6年度までの実績に関するデータの出所を明記いたしました。
③ 航空機騒音移転補償は、移転を強制する制度ではなく、移転補償対象者の希望によって実施されております。対象者の移転判断にあたっては、航空機騒音による被害状況、補償額、移転先等、様々な要因が考慮されているところであり、事業規模の大きな事業者ほど、移転による負担が大きいことから、その判断が慎重に行われているところです。 過去の効果に関し、これまでは本措置の適用数が少なく、その理由として、10有効性④効果《適用数（10㉠）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》に記載の通りとなります。一方で、成田空港では、令和2年度に騒音対策区域内の事業者を実施したアンケート（令和6年度実施）の結果をみても、「移転においては本措置を利用したい」といった声も確認されており、動機付けとして効果を有していることが伺えます。
④ 10有効性④効果に所期の達成目標の達成状況として、「約300件の移転」の目標に対し、令和6年度末時点で251件の移転を実施してきたところ、この状況について達成率として明記をいたしました。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（成田空港では、令和8年から令和10年にかけて約210件の移転を目標とし、移転をできる限り促進していく）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（成田空港では、2030年代後半にかけて、航空機の発着回数が50万回に達す

ることが見込まれていることから、それまでに移転補償進捗率（移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合）100%相当を目指して取り組んで行く）に対する将来の効果について、「令和7年度から令和10年度は令和2年度から令和6年度までの実績をもとに算定した推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 達成目標（成田空港では、2030年代後半にかけて、航空機の発着回数が50万回に達することが見込まれていることから、それまでに移転補償進捗率（移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合）100%相当を目指して取り組んで行く）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【国土交通省の補足説明】 ① 10有効性④効果に、将来見込まれる効果として、令和7年度以降の移転件数を追記いたしました。また、【使用したデータ】に将来見込まれる効果として追記した移転件数の根拠を記載いたしました。 ② 10有効性④効果【使用したデータ】に将来見込まれる効果として記載している移転補償進捗率の算定根拠を記載いたしました。 ③ 航空機騒音移転補償は、移転を強制する制度ではなく、移転補償対象者の希望によって実施されております。対象者の移転判断にあたっては、航空機騒音による被害状況、補償額、移転先等、様々な要因が考慮されているところであり、事業規模の大きな事業者ほど、移転による負担が大きいため、その判断が慎重に行われているところです。 将来の効果に関し、移転補償進捗率100%相当を目指していくためには、上記のような規模の大きい事業者の移転促進も必要となっているところ、このような事業者の移転にあたっては、本措置による移転促進効果が期待されます。成田空港では、令和2年度に騒音対策区域を拡大し、まさに移転補償を進めているところ、拡大した騒音対策区域内の事業者を実施したアンケート（令和6年度実施）の結果をみても、「移転においては本措置を利用したい」といった声も確認されており、動機付けとして効果を有していることが伺えます。	
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)	
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義（国税 27）、法人住民税: 義（自動連動）、法人事業税: 義（自動連動）
		②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 個人または法人が令和2年度以降に新たに指定された公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内（但し、令和2年度以降に指定された区域（新区域）に限る）にある土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。 《要望の内容》 現行の特例措置を3年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法 第65条の7第1項一イ・ロ、第65条の8、第65条の9（所得税 第37条第1項一イ・ロ、第37条の4）
5	担当部局		国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課・航空戦略室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和44年度 創設(6年間) 平成13年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成26年度 3年間延長 平成2年度 1年間延長 平成29年度 3年間延長 平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長（一部縮減） 平成8年度 5年間延長 令和5年度 3年間延長（一部縮減）
8	適用又は延長期間		（法人税）3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日) （所得税）3年間(令和9年1月1日～令和11年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、特定飛行場及び特定空港と周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 ①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）（移転の補償等） 第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区

		域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。 2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。 ②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号）（移転の補償等） 第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。 2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機の騒音により生じる障害が特に著しい地域内に居住する住民の移転を促進する。 ＜測定指標＞ 航空機材の低騒音化によって、航空機騒音対策区域は縮小傾向にあるところ、本措置の対象となる令和2年度以降に新しく指定された航空機騒音対策区域が存在する空港は、現在、B滑走路の延伸及びC滑走路の新設等の整備を進めている、成田空港のみである。 成田空港では、令和8年度から令和10年度にかけて約210件の移転を目標とし、移転をできる限り促進していく。 また、成田空港では、2030年代後半にかけて、航空機の発着回数が50万回に達することが見込まれていることから、それまでに移転補

			償進捗率(移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合)100%相当(令和10年度末時点で、72%相当)を目指して取り組んで行く。 なお、騒音障害区域からの移転は、空港という公共施設を設置するため特定の居住者等が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であるが、強制的に移転させる制度ではなく、区域外への移転を希望する居住者等からの申請に基づき、建物の移転に対する補償や土地の買入れ等の補償を行うものである。 また、移転補償手続きは、申請者との丁寧な話し合いにより進められているところ、補償額に納得できない、移転先の確保ができない等の事情により、申請から時間を要する場合もあり、移転補償の見通しを示すことは困難である。しかしながら、可能な限り移転を促していく必要があるため、上記を目標として取り組みを進めている。
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。
10	有効性等	①: 適用数	令和元年度: 1件 令和2年度: 0件 令和3年度: 1件 令和4年度: 0件 令和5年度: 0件 令和6年度見込み: 0件 令和7年度見込み: 0件 令和8年度見込み: 1件 令和9年度見込み: 0件 令和10年度見込み: 1件 【算定根拠】 (令和元年度から令和5年度) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書は、評価対象外の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく移転補償の適用数が含まれていることから、税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングにより本措置の適用の可能性が高い者を計上。 (令和6年度見込み) 税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングの結果、本措置の適用の可能性が高い者がなかったため0件としている。 (令和7年度から令和8年度見込み) 成田空港の移転補償を実施している成田国際空港株式会社へのヒアリングにより、移転補償手続きの進捗状況をふまえて、本措置の利用の可能性が高く見込まれる者を計上。 (令和9年度から令和10年度見込み) 令和9年度見込み、令和10年度見込みについては、移転補償対象者に実施したアンケート結果をふまえて、本措置の利用の可能性が高く見込まれる者を計上。
		②: 適用額	令和元年度: 79百万円 令和2年度: 0百万円

			令和3年度：171百万円 令和4年度：0百万円 令和5年度：0百万円 令和6年度：0百万円 令和7年度：0百万円 令和8年度：208百万円 令和9年度：0百万円 令和10年度：208百万円				
対象者は、航空機騒音による障害が著しい区域における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。							
【算定根拠】 適用実態調査の結果に関する報告書により公表されている実績をもとに推計。							
租税特別措置の適用実態調査の結果 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (1)航空機騒音障害区域の内から外への買換え							
(単位:百万円)							
	年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5	合計
	適用件数	1件	3件	2件	-	2件	8件
	適用額	79	968	342	-	275	1,644
	1件あたりの 平均適用額	79	322	171	-	137	208
※本特例措置以外の数も含む全数							
(令和元年度から令和5年度) 各年度1件あたりの平均適用額に、各年度毎の適用数(10①適用数参考)を乗じて算定。 なお、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書は、評価対象外の防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく移転補償の適用数が含まれているため、税制の適用に必要な買取証明書及び区域外への移転証明書を発行した者へのヒアリングにより本措置の適用の可能性が高い者を計上。 令和元年度 79百万円 × 1件 = 79百万円 令和2年度 322百万円 × 0件 = 0百万円 令和3年度 171百万円 × 1件 = 171百万円 令和4年度 - 百万円 × 0件 = 0百万円 令和5年度 137百万円 × 0件 = 0百万円							
(令和6年度から令和10年度) 令和元年度～令和5年度における1件あたりの平均適用額に各年度の適用数(10①適用数参考)を乗じて算定している。 令和6年度 208百万円 × 0件 = 0百万円 令和7年度 208百万円 × 0件 = 0百万円 令和8年度 208百万円 × 1件 = 208百万円 令和9年度 208百万円 × 0件 = 0百万円							

		令和10年度 208 百万円 × 1 件 = 208 百万円																																												
③	減収額	(単位:百万円)																																												
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>15</td><td>0</td><td>32</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>39</td><td>0</td><td>39</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>4</td><td>0</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>12</td></tr></table>	年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	法人税	15	0	32	0	0	0	0	39	0	39	法人住民税	1	0	2	0	0	0	0	3	0	3	法人事業税	4	0	10	0	0	0	0	12	0	12
		年度 区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																		
		法人税	15	0	32	0	0	0	0	39	0	39																																		
		法人住民税	1	0	2	0	0	0	0	3	0	3																																		
		法人事業税	4	0	10	0	0	0	0	12	0	12																																		
		【算定根拠】 1件あたりの減収額は以下の通り算定 法人税:適用額(②適用額欄参考)×圧縮割合(80%)×税率(23.2%) 法人住民税:法人税額×税率(7%) 法人事業税:適用額(②適用額欄参考)×圧縮割合(80%)×税率(7%(年8百万円を超える部分))																																												
		令和元年度 法人税:79 百万円 × 80% × 23.2% = 15 百万円 法人住民税:15 百万円 × 7% = 1 百万円 法人事業税:79 百万円 × 80% × 7% = 4 百万円																																												
		令和3年度 法人税:171 百万円 × 80% × 23.2% = 32 百万円 法人住民税:32 百万円 × 7% = 2 百万円 法人事業税:171 百万円 × 80% × 7% = 10 百万円																																												
		令和8年度 法人税:208 百万円 × 80% × 23.2% = 39 百万円 法人住民税:39 百万円 × 7% = 3 百万円 法人事業税:208 百万円 × 80% × 7% = 12 百万円																																												
令和10年度 法人税:208 百万円 × 80% × 23.2% = 39 百万円 法人住民税:39 百万円 × 7% = 3 百万円 法人事業税:208 百万円 × 80% × 7% = 12 百万円																																														
令和2年度、令和4年度、令和5年度は本措置の適用がないため、減収額は0と算定。 令和6年度、令和7年度、令和9年度は本措置の適用見込みがないため、減収見込み額は0と算定。																																														
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 所期の目標である、①「成田国際空港以外の特定飛行場周辺に残存する移転対象約 1,100 件の内令和5年から令和7年にかけて約 10 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する」については、令和6年度末までにおいて9件(令和5年度5件、令和6年度4件)の移転を実施した。 なお、成田空港以外の特定飛行場は、令和5年度より本措置の対象が縮小されことに伴い、該当する区域が存在しなくなったため、今後の																																												

		達成目標から除外する。
		所期の目標である、②「成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1,360 件の内令和5年から令和7年にかけて約 300 件の移転を目標とし、移転をできる限り促進する」については、令和6年度末までに 251 件(令和4年度 100 件、令和5年度 74 件、令和6年度 77 件)の移転を実施し、達成目標の進捗率は 84%となっている。また、令和7年度から令和10年度にかけては約 280 件の移転を見込んでいる。 なお、成田空港では、令和2年度に新たに騒音対策区域を拡大し、移転補償進捗率について 100%相当を目指して取り組みを進めているところ、目標にむけた達成状況もこれに合わせて、移転補償進捗率で示すこととした。 移転補償進捗率(移転対象戸数に対する移転補償契約数の割合) 令和元年度:91.4% ※騒音対策区域拡大前のため参考 令和2年度:46.2% 令和3年度:47.1% 令和4年度:51.7% 令和5年度:55.1% 令和6年度:58.7% 令和7年度:61.9% 令和8年度:65.1% 令和9年度:68.3% 令和10年度:71.5% 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・成田空港の移転件数 (令和4年度から令和6年度) 成田国際空港株式会社からの報告 (令和7年度から令和10年度) 次の通り算定した推計値。 発着回数 50 万回/年に達する時期:2037 年度(令和19年度)※1 ※1 今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会(第1回)資料 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001764499.pdf P16 成田空港の需要予測①(発着回数)参考 令和6年度末移転補償残件数:約 900 件※2 成田国際空港株式会社から聞き取った速報値 1 年あたりの移転見込み件数: 900 件 ÷ (19-6)年 = 69 ≒ 70 件 令和10年度までの移転見込み件数: 70 件 × 4ヶ年(令和7年度から令和10年度) = 280 件 ・成田空港の移転補償進捗率 (令和元年度～令和5年度) 成田国際空港株式会社作成 HP: https://www.narita-kinoukyouka.jp/assessment.html 航空機騒音の環境基準の達成状況の改善に向けた施策等ロードマップのうち「移転補償の実施」欄を参考。 (令和6年度)

		成田国際空港株式会社から聞き取った速報値。 (令和7年度から令和10年度) 次の通り算定した推計値。 発着回数 50 万回/年に達する時期: 2037 年度(令和19年度)※1 ※1 今後の成田空港施設の機能強化に関する検討会(第1回)資料 https://www.mlit.go.jp/koku/content/001764499.pdf P16 成田空港の需要予測①(発着回数)参考 令和6年度末移転補償進捗率: 58.7%※2 ※2 成田国際空港株式会社から聞き取った速報値 1 年あたりの移転補償進捗率の増加率: $(100 - 58.7) \% \div (19 - 6) \text{年} \approx 3.2\%$ 令和7年度移転補償進捗率: $58.7 + 3.2 = 61.9\%$ 令和8年度移転補償進捗率: $61.9 + 3.2 = 65.1\%$ 令和9年度移転補償進捗率: $65.1 + 3.2 = 68.3\%$ 令和10年度移転補償進捗率: $68.3 + 3.2 = 71.5\%$ 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 試算によると、適用額が大きいケースほど、本措置によって繰り延べられる税額が大きくなる。 特に移転対象資産の規模が特に大きく、譲渡益が高額な補償においては、税負担軽減効果が大きく見込めるため、本措置による移転促進効果が期待される。 ＜繰り延べ可能な法人税額の試算＞ ・適用額 20 百万円の場合 適用額 20 百万円 $\times$ 80% (圧縮率) $\times$ 23.2% (法人税率) = 4 百万円 (繰り延べ可能な税額) (5 百万円 (通常の税額)) ・適用額 100 万円の場合 適用額 100 百万円 $\times$ 80% (圧縮率) $\times$ 23.2% (法人税率) = 19 百万円 (繰り延べ可能な税額) (23 百万円 (通常の税額)) なお、移転補償対象者に実施したアンケートにおいても、移転を「希望する」又は「検討中」としている一部の事業主から、移転対象資産の規模や移転直後の資金繰り等をふまえ、本措置が必要との意見が寄せられており、本措置は、移転判断において重要な要素であることが確認された。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 移転補償対象者へのアンケート(令和7年度実施) 《適用数(10①)が僅少等である場合の理由・有効性の説明》 成田空港の移転補償においては、大半が個人であり、法人が占める割合は小さい。 また、租税特別措置の適用実態調査結果から、本措置の1件あたりの平均適用額が 208 百万円(適用額(10②)算定根拠を参考)であることをふまえると、一定規模以上の移転補償において本措置の適用が見込まれるところ、これに該当する事業主は、以下により移転判断に時間を要しており措置の適用に至っていない。

		・移転補償対象資産の規模が大きく、入念な準備が必要。 ・滑走路整備が完了しておらず、航空機騒音の影響の見極めが難航している。 ・空港周辺の用地も既に利活用が進んでいるため、移転先の選定が難航している。 成田空港の移転補償では、令和2年度に航空機騒音対策区域が拡大されて以降、移転が容易なことから進められており、進捗率は着実に上昇している。一方で、目標(9③)の達成には、移転が容易でないものについての移転も可能な限り促進していく必要があり、その手段として本措置が最も有効である。 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。 このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について税負担が生じるため、この負担を可能な限り軽減することが求められる。本措置は、課税の繰延べであり、長期的な税収額は変わらず、住民の税負担を一時的に軽減できるため、移転促進に非常に効果的である。
11	相当性	⑤: 税収減を是認する理由等 ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。 移転補償は、移転を希望する不特定多数の対象者に公平に実施されるものであり、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、希望者全員が適用を受けられる租税特別措置が妥当である。 また、本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等と比して国庫への負担が少なく、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての確であり、適切かつ必要最低限の措置である。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 なし ③: 地方公共団体が協力する相当性 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものであることから、住民の方が所在する地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和4年8月（国交 11）

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和7年度：21.3万ha、令和10年：22.3万ha））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 所期の達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件））に対する過去の効果について、「令和4年：2.7万件→令和5年：2.6万件→令和6年2.8万件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（平成29年度：2.7万件→令和7年度：2.9万件））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成する見込みにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、評価書に追記する。
② 算定根拠について、評価書に追記する。
③ 本特例措置の目的は、長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図ることであるため、土地取引件数の達成状況のみならず、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合の達成状況も含めた総合的な判断として、本特例措置を引き続き実施する必要性があるとしている。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：C段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合（令和元年：91%→令和10年：95%以上））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（令和5年：6.4万件→令和10年：6.9万件））に対する将来の効果について、「令和7年6.6万件、令和8年6.7万件、令和9年6.8万件、令和10年6.9万件」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標（法人の長期保有土地の取引件数（令和5年：6.4万件→令和10年：6.9万件））

に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】 ① ご指摘を踏まえ、評価書に追記する。なお、当該達成目標について、令和10年の目標値を「おおむね解消」に更新している。 ② 算定根拠について、評価書に追記する。 ③ ご指摘を踏まえ、評価書に追記する。なお、先日提出した数値に誤りがあったため修正している。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和10年にはおおむね解消することを目標としている」との説明では、達成目標に対する将来の効果（令和7年から9年まで）が、年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。 ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%(一部 90%・75%・70%・60%))を認める。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和 11 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第 37 条第1項第3号、第 37 条の4、第 65 条の7第1項第3号、第 65 条の8、第 65 条の9
5	担当部局	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和3年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 6年度 創設 平成 7年度 延長 平成 8年度 延長・拡充 平成 9年度 延長・拡充 平成 10 年度 延長・拡充 平成 13 年度 延長 平成 16 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 延長 平成 24 年度 延長・縮減 平成 27 年度 延長・縮減 平成 29 年度 延長 令和 2年度 延長 令和 5年度 延長(繰延率を一部見直し)
8	適用又は延長期間	3年間(令和8年度～令和 10 年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月 13 日閣議決定)において、「国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」ととされている。

			本特例は、事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長に寄与するものであり、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造の構築に向けて取り組む政府の方針に沿うものである。																																			
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する																																			
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	・法人の長期保有土地の取引件数(令和5年:6.4 万件→令和 10 年:6.9 万件) ・法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合(令和元年:91%→令和 10 年:おおむね解消)																																			
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	長期保有土地の買い換えへのインセンティブを付与することで、事業再編や国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現に寄与する。																																			
10	有効性等	①	適用数	<table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>777</td><td>870</td><td>857</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td><td>835</td></tr></table>									令和3	4	5	6	7	8	9	10	適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																														
適用件数(件)	777	870	857	835	835	835	835	835																														
			【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の適用件数の平均。																																			
	②	適用額	適用額	<table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>損金算入額(億円)</td><td>4,194</td><td>4,311</td><td>4,894</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td><td>4,467</td></tr></table>									令和3	4	5	6	7	8	9	10	損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467									
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																														
損金算入額(億円)	4,194	4,311	4,894	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467																														
			【算定根拠】 ・実績値(令和3年度～令和5年度)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」から引用。 ・令和6年度以降は、令和3年度～令和5年度の損金算入額の平均。																																			
	③	減収額	減収額	<table><tr><td></td><td>令和3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>法人税(億円)</td><td>800</td><td>817</td><td>966</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td><td>861</td></tr><tr><td>法人住民税(億円)</td><td>68</td><td>70</td><td>79</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td></tr></table>									令和3	4	5	6	7	8	9	10	法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861	法人住民税(億円)	68	70	79	73	73	73	73	73
	令和3	4	5	6	7	8	9	10																														
法人税(億円)	800	817	966	861	861	861	861	861																														
法人住民税(億円)	68	70	79	73	73	73	73	73																														

		法人事業税 (億円)	276	274	323	291	291	291	291	291
		【算定根拠】 ・推計方法は、別紙積算根拠1(国税)・2(地方税)参照。 ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より算出。								
④: 効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》								
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10
		法人の長期保有土地の取引件数(万件)	7	6.8	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9
		(参考)土地取引件数(万件)	133	130	129	132	134	136	138	140
		低未利用土地面積(万 ha) ※平成20年から平成30年までの増加傾向が継続すると仮定した場合の推計値。括弧内の数値は達成目標。	20.9 (19.9)	21.6 (20.3)	22.3 (20.6)	23.0 (20.9)	23.7 (21.3)	24.3 (21.6)	25.0 (22.0)	25.7 (22.3)
		(※) 令和3～6年における法人の長期保有土地取引件数は以下のとおり推計している。 ① 令和3年、令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約 133 万件、約 130 万件、129 万件、132 万件(※1)。 ② ①のうち、法人が売主となる土地取引の割合は約 37%(※2) ③ ②のうち、保有年が 10 年以上であった土地の売却の割合は法人売主による土地取引の 14.1%、14%、13.4%、13.4%(※3)。 以上より、令和3～6年における法人の長期保有土地取引件数は、全体の土地取引(①)×法人売主割合(②)×10年超保有資産の割合(③) 令和3年＝133 万件×37%×14.1%＝約 69,587 件								

		令和4年＝130万件×37%×14%＝約67,587件 令和5年＝129万件×37%×13.4%＝約63,886件 令和6年＝132万件×37%×13.4%＝約65,397件
		また、令和7年以降の法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。 令和7年以降の全体の売買による土地取引件数については、令和7年134万件、令和8年136万件、令和9年138万件、令和10年140万件を達成目標としている。法人売主割合(②)と10年超保有資産の割合(③)も2023年度と同水準であると仮定すると、 令和7年＝134万件×37%×13.4%＝約66,338件 令和8年＝136万件×37%×13.4%＝約67,293件 令和9年＝138万件×37%×13.4%＝約68,261件 令和10年＝140万件×37%×13.4%＝約69,244件となる。
		※1 法務省「登記統計」令和3年、令和4年、令和5年、令和6年分より。 ※2 国土交通省「2024年土地保有・動態調査(2023年取引分)」より。 ※3 国土交通省「土地保有・動態調査」では、個人売主がその年に売却した土地の取得時期別件数のみ調査しており、法人売主については、国土交通省「H30年度土地保有移動調査(H29年分)」と各年の土地保有・動態調査より割り戻して計算している。また、令和6年度以降については、当該年取引分の土地保有・動態調査が未公表であるため、10年超保有資産の割合については、2023年度と同水準であると仮定している。
		また、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合について、本特例措置により、不稼働不動産を譲渡して新たに活用する土地を取得することで、法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合は増加するため、当該目標の達成に寄与する。なお、令和元年:91%→令和2年:90%→令和3年:92%→令和4年:95%→令和5年:データなし→令和6年:95%と推移しており、令和10年にはおおむね解消することを目標としている。
		○所期の目標の達成状況 ・法人の長期保有土地の取引件数 今回評価(令和7年)時から、比較を容易にするため、対象を変更し、10年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。なお、前回評価時の対象においても、令和4年:2.7万件→令和5年:2.6万件→令和6年2.8万件と推移しており、前回評価時に目標としていた2.9万件(令和7年)に到達するものと見込まれる。
		(※)前回評価時における法人の長期保有土地の取引件数は以下のとおり推計している。 ①令和4年、令和5年、令和6年の全体の売買による土地取引件数は、それぞれ、約130万件、129万件、132万件(※1)。 ②①のうち法人が売り主となる土地取引の割合は、38.6%(※2) ③②のうち、保有年が10年以上であって、かつ譲渡益が出る昭和55年以前から保有する土地の売却を、増加を目指す長期保有土地

		の譲渡とすると、その割合は法人売主による土地取引の 5.5% (※3)。以上より、前回評価時における令和4～6年の、法人の長期保有土地の取引件数は、全体の土地取引 (①) × 法人売主の割合 (②) × 10 年超保有で譲渡益が出る割合 (③) は、 令和4年 = 130 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 26,222 件 令和5年 = 129 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 27,355 件 令和6年 = 132 万件 × 38.6% × 5.5% = 約 28,003 件となる。 ※1 法務省「登記統計」令和4年、令和5年、令和6年分より。 ※2 国土交通省「2021 年土地保有・動態調査 (2020 年取引分)」より。 ※3 国土交通省「土地保有移動調査 (平成 29 年取引分)」より。土地保有移動調査では昭和 60 年以前については年別の割合が明らかでないため、昭和 60 年以前の取引の割合を引用。 ・低未利用地面積 本特例の目的は、土地の有効利用を通じて企業の設備投資を促進することであり、単に低未利用地を有効活用することによる低未利用地面積の増加抑制のみを目的としているものではないため、従前目標としていた法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地 (空き地等) の面積については、新たに目標として設定しないものとする。 【使用したデータ (文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 〈法人の長期保有土地の取引件数〉 ・法務省「登記統計」: 種類別 土地に関する登記の件数及び個数売買による所有権の移転件数 (令和3年～令和6年分) ・国土交通省「土地保有移動調査 (H29 年分)」 ・国土交通省「土地保有・動態調査 (2021 年～2023 年分)」 《租税特別措置等により達成しようとする目標 (9③) に対する租税特別措置等の直接的效果》 法人の長期保有土地の取引件数について、本特例措置により、年度平均で 1,745 件の土地取引が喚起されていると推計 (※) しており、前回評価時の目標値である令和7年: 2.9 万件の目標に対する本特例措置の寄与度は約 6% である。 本特例措置が延長された場合、適用件数は令和3年～令和5年の平均から平年度 835 件と見込まれるため、法人の長期保有土地の取引件数についても上記推計の効果が継続するものと考えられ、年度平均で 1,745 件の土地取引が喚起される効果があるものと予測される。令和 10 年: 6.9 万件の目標に対する本特例措置の寄与度は (1,745 件 / 6.9 万件) × 100 = 2.5% となる。 ※令和7年に国土交通省・経済産業省により実施したアンケートを基に、以下の通り推計。 ①アンケート結果より把握した譲渡資産 (土地) の取引件数: 318 件、取得資産 (土地) の取引件数: 116 件。 ②①の譲渡資産 (土地) ・取得資産 (土地) のそれぞれを財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (令和 7 年2月国会提出)」の令和3年度～令和5年度の平均適用法人数 835 法人に換算すると、

		・譲渡資産(土地):318 件×(835/54【アンケートにより把握した適用法人数】)=約 4,917 件 ・取得資産(土地):116 件×(835/54【アンケートにより把握した適用法人数】)=約 1,793 件 ・譲渡資産(土地)と取得資産(土地)の合計:6,711 件 ③本特例により喚起された土地取引件数を、アンケートにおいて「本特例がなければ遊休資産の売却を控えるようになる」と回答した法人割合(=26%)より推計:(4,917 件×26%)+(1,793 件×26%)=1,745 件 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和7年国土交通省・経済産業省実施「特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」 ・財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
	⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等の買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進等の本特例措置の目的を達成するために効果的である。 本特例措置により、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進することで、企業の生産性向上や産業の空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上が図られているところである。また、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 事業者の所有する遊休不動産をはじめとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、税負担軽減措置を通して直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地方における新たな設備投資を促進することで、地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月(国交15)

適用実績の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長

(積算根拠)

- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和7年2月国会提出）」によると、令和3年度、令和4年度及び令和5年度の長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（3号買換）の適用件数及び損金算入額は以下の通り。

令和3年度：（適用件数）**777件** （損金算入額）**4,194億円**令和4年度：（適用件数）**870件** （損金算入額）**4,311億円**令和5年度：（適用件数）**857件** （損金算入額）**4,894億円**

- ・また、参・予算委員会資料「『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（令和3年度、令和4年度、令和5年度）を基に試算した減収額（実績推計）」によれば、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例による減収額は、

令和3年度：1,018億円

令和4年度：1,017億円

令和5年度：1,094億円

- ・従って、長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例（3号買換）による減収額は、上記の内数であるが、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和7年2月国会提出）」の令和3年度、令和4年度及び令和5年度適用実績によれば、

令和3年度：特例全体の適用総額 **5,335億円**、うち3号買換の適用総額 **4,194億円**令和4年度：特例全体の適用総額 **5,364億円**、うち3号買換の適用総額 **4,311億円**令和5年度：特例全体の適用総額 **5,542億円**、うち3号買換の適用総額 **4,894億円**

であるから、3号買換による減収額は、

$$\begin{aligned} \text{令和3年度：} & 1,018\text{億円} \times (4,194\text{億円} \div 5,335\text{億円}) = 800.2\cdots \\ & \asymp \underline{\underline{800\text{億円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{令和4年度：} & 1,017\text{億円} \times (4,311\text{億円} \div 5,364\text{億円}) = 817.3\cdots \\ & \asymp \underline{\underline{817\text{億円}}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{令和5年度：} & 1,094\text{億円} \times (4,894\text{億円} \div 5,542\text{億円}) = 966.0\cdots \\ & \asymp \underline{\underline{966\text{億円}}} \end{aligned}$$

減収見込額の積算根拠

項目	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長等

(平年度ベース) 減収見込額 **861億円**

(積算根拠)

- ・前記のとおり、3号買換による直近の減収額は、

令和3年度：**800億円** 令和4年度：**817億円** 令和5年度：**966億円**

- ・令和6年度以降の減収額は、令和3年度・令和4年度・令和5年度の平均から、以下のとおり算出。

減収見込み：(800億円 + 817億円 + 966億円) ÷ 3 ≒ 861億円

法人住民税・法人事業税に係る減収額について

単位:千円

	令和3年	令和4年	令和5年	見込み(3年平均)
法人住民税	6,811,704	7,001,623	7,947,520	7,253,616
道府県民税	973,101	1,000,232	1,135,360	1,036,231
市町村税	5,838,603	6,001,391	6,812,160	6,217,385
法人事業税	27,648,784	27,432,147	32,280,649	29,120,527
事業税	17,683,044	17,329,174	20,367,361	18,459,860
特別法人事業税	9,965,740	10,102,973	11,913,288	10,660,667
合計	34,460,488	34,433,770	40,228,169	36,374,142

総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より

単体法人	令和3年	令和4年	令和5年	見込み(3年平均)
法人住民税	5,782,139	6,464,627	7,947,520	6,731,429
道府県民税	826,020	923,518	1,135,360	961,632.6667
市町村税	4,956,119	5,541,109	6,812,160	576,979.6
法人事業税	24,550,646	25,597,266	32,280,649	27,476.187
事業税	16,093,448	16,269,712	20,367,361	17,576,840.33
特別法人事業税	8,457,198	9,327,554	11,913,288	9,899,346.667
合計	30,332,785	32,061,893	40,228,169	34,207,616
連結法人	令和3年	令和4年	令和5年	見込み(3年平均)
法人住民税	1,029,565	536,996	0	522.187
道府県民税	147,081	76,714	0	74,598.33333
市町村税	882,484	460,282	0	44,758.6667
法人事業税	3,098,138	1,834,881	0	1,644.340
事業税	1,589,596	1,059,462	0	88,301.93333
特別法人事業税	1,508,542	775,419	0	76,132.03333
合計	4,127,703	2,371,877	0	2,166.527

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【防衛省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転等を実施する）に対する過去の直接的な効果について、「令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者（70％）から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70％が本特例措置の直接的効果と見込まれる」「適用数のうち70％が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち70％にあたる建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられることから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】
① 令和4年度から令和6年度までの事業用資産の移転対象者かつ事業継続予定者（17者）に対するアンケートにおいて、「事業用資産の買換え課税の繰延べを利用する予定」かつ「希望届を提出するにあたり事業用資産の買換えの課税の特例が動機の1つであった」と回答した3者のうち、実際に本特例措置を適用した法人1者へ聞き取りした結果、「本特例措置が決め手となって移転を検討し希望した」と回答があった。建物補償金についても繰り延べの対象となる本特例措置は他の手段で代替することが困難である上、数年かけて同じ者に複数回実施している当該アンケートで一貫した回答になっていることから、経済情勢等によらず本特例措置があったから移転を希望したという直接的効果が確認できた。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転等を実施する）に対する将来の直接的な効果について、「前回の政策評価（令和4年度）におけるアンケート調査においては、83％が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価（令和7年度）における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると見込まれるものである」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【防衛省の補足説明】
① 航空機騒音障害区域内の事業用資産所有者のうち希望届未提出者（683者）に対するアンケートの結果において、有効回答65者の中で「本特例措置があるから移転を希望する」という回答を確認したことから、建物補償金についても繰り延べの対象となる本特

例措置は他の手段で代替することが困難である上、本特例措置には経済情勢等の影響によらない直接的効果があることを、今後移転を希望する見込みの事業用資産所有者に対して予測できる結果を得ている。なお、実際に移転を実施した者に対しては、本特例措置の適用の有無と合わせて「希望届を提出するにあたり事業用資産の買換えの課税の特例が動機であった」かどうか、また、「本特例措置がなければ、移転を実施しなかったか」どうかをアンケート調査で聞き取ることで直接的効果を把握し、事後検証の資とする。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 租税特別措置等の内容 1 概要 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。 このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。 2 控除の内容 事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下ときは、その収入金額の70％に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税される等の特例措置である。 《要望の内容》 (法人税) 措置の適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。 (所得税) 措置の適用期限を3年間延長し、令和11年12月31日までとする。

		《関係条項》 (法人税)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7、第65条の8、第65条の9 (所得税)同法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4
5	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和7年8月 分析対象期間：令和4年度～10年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年度 延長（5年間） 昭和55年度 延長（5年間） 昭和60年度 延長（5年間） 縮減（圧縮割合を80％に引下げ） 平成2年度 延長（1年間） 平成3年度 延長（5年間） 平成8年度 延長（5年間） 平成13年度 延長（5年間） 平成18年度 延長（5年間） 平成23年度 延長（3年間） 平成26年度 延長（3年間） ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（3年間） 縮減（圧縮割合を70％に引下げ） 令和5年度 延長（3年間）
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税)令和8年4月1日～11年3月31日 (所得税)令和9年1月1日～11年12月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。 《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲ第1項（2） 3 防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅵ第3項 別紙第1参照

		② 政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化） 防衛力を支える要素 施策：地域コミュニティとの連携																																																												
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5ha に対し移転等を実施する。																																																												
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。																																																												
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 <table><tr><th colspan="2">年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td rowspan="2">法 人</td><td>件数(件)</td><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">税</td><td>土地(ha)</td><td>0.008</td><td>0</td><td>0.3</td><td>0.9</td><td>2.4</td><td>0.1</td><td>0</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>22</td><td>16</td><td>15</td><td>47</td><td>35</td><td>27</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">所得</td><td>建物(戸)</td><td>15</td><td>27</td><td>3</td><td>8</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>2.8</td><td>2.2</td><td>4.4</td><td>23</td><td>9</td><td>6.6</td><td>0.5</td></tr></table> 【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照	年度 区分		令和 4	5	6	7	8	9	10	法 人	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0	税	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2	所得	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5
年度 区分		令和 4	5	6	7	8	9	10																																																							
法 人	件数(件)	1	0	8	8	4	2	0																																																							
	建物(戸)	1	0	5	5	3	2	0																																																							
税	土地(ha)	0.008	0	0.3	0.9	2.4	0.1	0																																																							
	件数(件)	22	16	15	47	35	27	2																																																							
所得	建物(戸)	15	27	3	8	4	3	0																																																							
	土地(ha)	2.8	2.2	4.4	23	9	6.6	0.5																																																							

②	適用額	○適用額 (単位: 百万円)																																						
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>12</td><td>0</td><td>227</td><td>707</td><td>222</td><td>195</td><td>0</td></tr><tr><td>所得税</td><td>512</td><td>511</td><td>273</td><td>945</td><td>531</td><td>932</td><td>158</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	12	0	227	707	222	195	0	所得税	512	511	273	945	531	932	158														
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
法人税	12	0	227	707	222	195	0																																	
所得税	512	511	273	945	531	932	158																																	
		【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照																																						
③	減収額	○減収額 (単位: 百万円)																																						
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>法人税</td><td>3</td><td>0</td><td>53</td><td>164</td><td>52</td><td>45</td><td>0</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>11</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>1</td><td>0</td><td>22</td><td>67</td><td>22</td><td>19</td><td>0</td></tr><tr><td>所得税</td><td>77</td><td>77</td><td>41</td><td>142</td><td>80</td><td>140</td><td>24</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	法人税	3	0	53	164	52	45	0	法人住民税	0	0	4	11	4	3	0	法人事業税	1	0	22	67	22	19	0	所得税	77	77	41	142	80
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
法人税	3	0	53	164	52	45	0																																	
法人住民税	0	0	4	11	4	3	0																																	
法人事業税	1	0	22	67	22	19	0																																	
所得税	77	77	41	142	80	140	24																																	
		【算定根拠】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第3～4～7参照 4 課税の繰り延べであるため、期間全体を通せば減収とはならない																																						
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》																																						
		<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>27</td><td>31</td><td>9</td><td>13</td><td>7</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>8.6</td><td>6.7</td><td>7.1</td><td>23.9</td><td>9.2</td><td>6.7</td><td>0.5</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0	土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5														
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																																	
建物(戸)	27	31	9	13	7	5	0																																	
土地(ha)	8.6	6.7	7.1	23.9	9.2	6.7	0.5																																	
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前については実績であり、別紙第4～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙第4～4～7参照																																						
		○達成目標の変更理由・所期の目標達成状況 令和5年度から令和7年度までの3年間ににおける移転の補償等の見込みは、所期の目標51戸に対し、53戸であり、所期の目標に達した。 土地の買入れについても、所期の目標29.1haに対し、37.7haであり、所期の目標に達した。 戸数等調査を実施した平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時(令和3年度末時点)で30.2%(107ha)に対し、令和6年度末時点では、36.6%(129.4ha)と、進捗が図られている。 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響																																						

			に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、令和8年度から令和10年度までの3年間に令和6年度末までに要望のあった建物12戸、土地16.5haの事業用資産の移転等を実施する必要があり、本特例措置の延長を要望する。																												
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》																												
			<table><tr><th>年度 区分</th><th>令和 4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>建物(戸)</td><td>16</td><td>27</td><td>8</td><td>13</td><td>7</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>土地(ha)</td><td>2.8</td><td>2.2</td><td>4.7</td><td>23.9</td><td>9.2</td><td>6.7</td><td>0.5</td></tr></table>					年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10	建物(戸)	16	27	8	13	7	5	0	土地(ha)	2.8	2.2	4.7	23.9	9.2	6.7	0.5
年度 区分	令和 4	5	6	7	8	9	10																								
建物(戸)	16	27	8	13	7	5	0																								
土地(ha)	2.8	2.2	4.7	23.9	9.2	6.7	0.5																								
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 1 各年度の計数については、地方協力局地域社会協力総括課で整理 2 令和6年度以前の根拠については、別紙第3～1～3参照 3 令和7年度以降については見込みであり、別紙4～4～7参照																												
			前回政策評価を実施した令和4年度から令和6年度までの間に建物67戸、土地22.4haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、移転等を実施した事業用資産のうち、本特例措置の適用数については以下のとおりであった。 ・令和4年度 建物27戸、土地8.6haのうち、建物16戸、土地2.8ha ・令和5年度 建物31戸、土地6.7haのうち、建物27戸、土地2.2ha ・令和6年度 建物9戸、土地7.1haのうち、建物8戸、土地4.7ha 令和4年度から6年度までの間に移転の補償等を実施する建物67戸のうち76%にあたる51戸、土地22.4haのうち43%にあたる9.7haが本特例措置を適用していたため、政策効果が発現したと言える。 さらに、令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者(70%)から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。前回の政策評価(令和4年度)におけるアンケート調査においては、83%が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価(令和7年度)における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると思込まれるものである。 また、アンケートの中で、「2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用)。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。」という意見や、「事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。」「事業を継続する人には必要だと思う。」といった意見があったこと、個人・法人を問わず、事業用資産の買換え特例を利用したと回答した全ての所有者が「この制度が移転の動機の一つとなった」と回答していることから、事業用資産の買換え																												

			特例が実際に直接移転措置の促進に寄与していることが伺える。 なお、適用数のうち70%が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち70%にあたる建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられることから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える。				
			別紙第5参照				
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 また、法人の適用件数は各年度で10件未満と僅少になっているが、本特例措置が適用されるものは移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されるためである。適用数自体は少ないが、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、達成目標の実現のため、少しでも進捗率を向上させていく観点からも本特例措置は必要である。 この点について、航空機騒音障害区域で移転の希望届を提出していない事業者93者へアンケートを実施し、12者(13%)から回答があったところ、7者(59%)が「移転をする際に税の特例措置を利用したい」とのことであり、更に4者(33%)が「事業用資産の買換えの特例があることが移転の動機の一つとなる」と回答があったことから、今後、移転を考えている事業者にとって、本特例措置の継続が直接的に移転の促進に繋がるものである。 また、今後、全国的に航空機騒音障害区域を見直していく予定であるところ、区域解除により今まで移転を留保していた事業者の移転希望増加や、新たな区域指定による新規対象事業者の増加に対し、前述のアンケート結果に見られるような、今後特例措置を利用して移転をしたいと考えている者が、移転時に特例措置がなくなったことで資金計画が立たないなどを理由に移転を断念することのないよう移転を促進させる措置として、引き続き必要であるといえる。				
			別紙第5参照				
			事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。経済的負担により移転を断念する事業者が増加すれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が受けている不利益を放置することにもなることから、航空機騒音障害区域外への移転等を容易にするため、本特例措置は必要である。				
		⑤	税収減を是認する理由等	航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは正す措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措			

			置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは困難であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		【事前評価】令和4年8月(R4防衛02)

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

2 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

III 我が国の防衛の基本方針

我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意味と能力を表すものである。

この防衛力については、我が国は戦後一貫して節度ある効率的な整備を行うものとしてきた。（中略）、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないと意思を明確にしていける必要がある。こうした努力は、我が国一国でなし得るものではなく、同盟国・同志国等と緊密に協力・連携して実施していく必要がある。このため、本戦略において、我が国の防衛目標を明確にした上で、防衛目標を達成するためのアプローチと具体的な手段を示し、あらゆる努力を統合して実施していく必要がある。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(2) 国全体の防衛体制の強化

ク 自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、さらには、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢

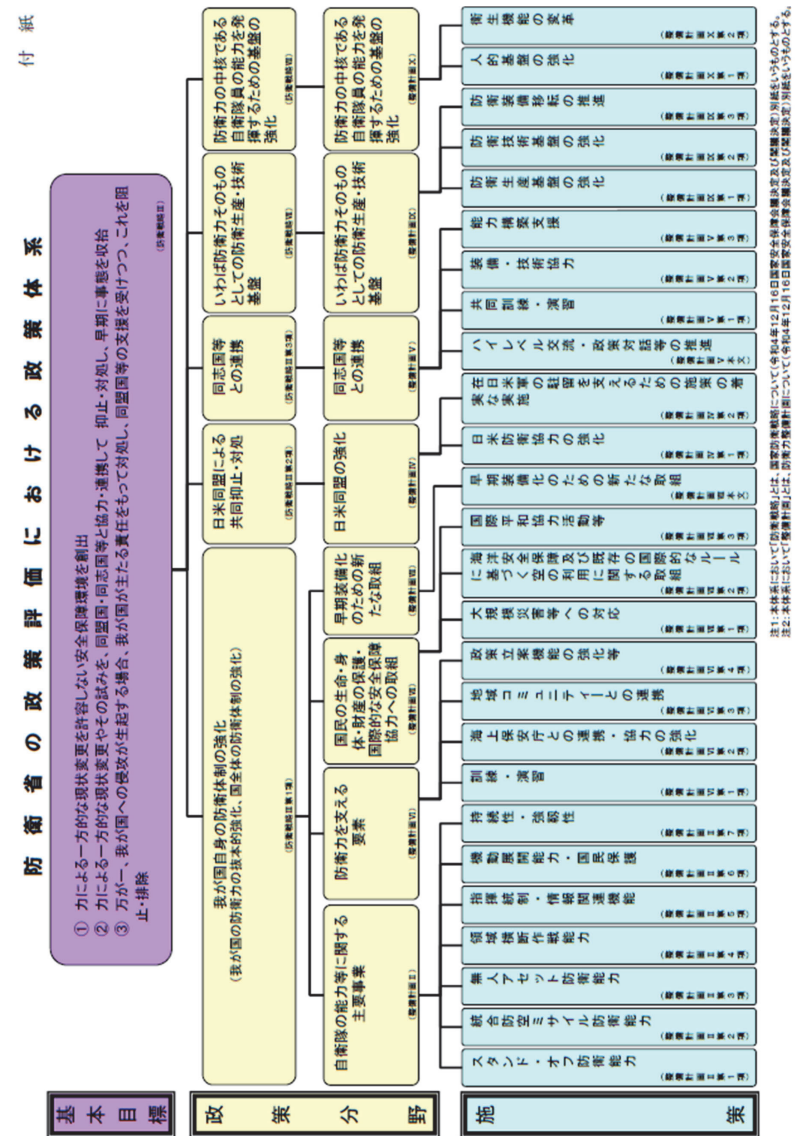
また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

VI 防衛力を支える要素

自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実な活動を行うため、地方公共団体、警察・消防等の関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

紙付

[illegible]

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和4年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1件 1戸 0.008ha		
② 法人税	1件 1戸 0.008ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報では令和5年度事業として計上されていることを特定	
所得税	22件 15戸 2.8ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	12百万円		
④ 法人税	12百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	512百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	4百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	3百万円	12百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	3百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	1百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	1百万円	12百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	1百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	512百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和5年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0ha		
② 法人税	0件 0戸 0ha	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条) ※適用実態調査情報にて令和5年度事業として計上されている1件は、令和4年度事業として整理	
所得税	16件 27戸 2.2ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	511百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	77百万円	511百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和6年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.3ha		
② 法人税	8件 5戸 0.3ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	15件 3戸 4.4ha	事業用資産移転補償等実績者のうち、租税特別措置対象者(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	227百万円		
④ 法人税	227百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	273百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	79百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	53百万円	227百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	53百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	227百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	41百万円	273百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等実績額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝340,737千円×95%×70%＝226,590千円＝227百万円

※取得費＝事業用資産移転補償等実績額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和7年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	8件 5戸 0.9ha		
② 法人税	8件 5戸 0.9ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	47件 8戸 23ha	令和7年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	707百万円		
④ 法人税	707百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	945百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	242百万円、	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	164百万円	707百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	11百万円	164百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	67百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	49百万円	707百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	18百万円	49百万円×37%	⑨×税率
所得税	142百万円	945百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝1,063,372千円×95%×70%＝707,142千円＝707百万円

※取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和8年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	4件 3戸 2.4ha		
② 法人税	4件 3戸 2.4ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	35件 4戸 9ha	令和8年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	222百万円		
④ 法人税	222百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	531百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	78百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	52百万円	222百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4百万円	52百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	22百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	16百万円	222百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	6百万円	16百万円×37%	⑨×税率
所得税	80百万円	531百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝334,216千円×95%×70%＝222,254千円≒222百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠(令和9年度)

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2件 2戸 0.1ha		
② 法人税	2件 2戸 0.1ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
所得税	27件 3戸 6.6ha	令和9年度において移転を予定している事業用資産所有者数(防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ(令和7年3月末時点))	
③ 適用額	195百万円		
④ 法人税	195百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	932百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	67百万円	⑥+⑦+⑧	
⑥ 法人税	45百万円	195百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3百万円	45百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	19百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	14百万円	195百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	5百万円	14百万円×37%	⑨×税率
所得税	140百万円	932百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。
- 3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝(事業用資産移転補償等予定額－取得費※)×圧縮割合(70%)
＝293,790千円×95%×70%＝195,370千円≒195百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率(23.2%)

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率(7%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]＝適用額【法人税】×税率(7%)

[うち特別法人事業税]＝減収額【事業税】×税率(37%)

適用件数、適用額及び減収額の算定根拠（令和10年度）

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	0件 0戸 0.0ha		
② 法人税	0件 0戸 0.0ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数（防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ（令和7年3月末時点））	
所得税	2件 0戸 0.5ha	令和10年度において移転を予定している事業用資産所有者数（防衛省地方協力局地域社会協力総括課調べ（令和7年3月末時点））	
③ 適用額	0百万円		
④ 法人税	0百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	158百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	0百万円	⑥＋⑦＋⑧	
⑥ 法人税	0百万円	0百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	0百万円	0百万円×7%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	0百万円	⑨＋⑩	
⑨ 事業税	0百万円	0百万円×7%	④×税率
⑩ 特別法人事業税	0百万円	0百万円×37%	⑨×税率
所得税	24百万円	158百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局地域社会協力総括課で作成した。

3 適用額の計算方法

適用額【法人税】＝（事業用資産移転補償等予定額－取得費※）×圧縮割合（70%）
＝0千円×95%×70%＝0百万円

※ 取得費＝事業用資産移転補償等予定額×5%

4 減収額の計算方法

【法人税】＝適用額【法人税】×税率（23.2%）

【法人住民税】＝減収額【法人税】×税率（7%（都道府県税＋市町村民税））

【法人事業税】

〔うち事業税〕＝適用額【法人税】×税率（7%）

〔うち特別法人事業税〕＝減収額【事業税】×税率（37%）

事業用資産の移転補償等の実績（令和4年度）

令和4年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1	2	578
移転希望者2	1	
移転希望者3	1	516
移転希望者4		1,046
移転希望者5		3,296
移転希望者6		832
移転希望者7	2	1,590
移転希望者8	1	
移転希望者9	1	
移転希望者10	1	
移転希望者11		887
移転希望者12		3,986
移転希望者13		2,899
移転希望者14		7,531
移転希望者15		1,899
移転希望者16		539
移転希望者17		1,903
移転希望者18		18,258
移転希望者19		2,744
移転希望者20		2,457
移転希望者21		105
移転希望者22		374
移転希望者23	1	84
移転希望者24	13	2,036
移転希望者25	1	413
移転希望者26		1,162
移転希望者27		175
移転希望者28		2,101
移転希望者29		1,411
移転希望者30		1,480
移転希望者31		1,070
移転希望者32		1,597
移転希望者33		1,210
移転希望者34		79
移転希望者35		239
移転希望者36		92
移転希望者37		51
移転希望者38		3,159
移転希望者39		29
移転希望者40		4,235
移転希望者41		334
移転希望者42		2,978
移転希望者43		314
移転希望者44		1,138
移転希望者45		979
移転希望者46		1,916
移転希望者47		605
移転希望者48		1,739
移転希望者49	1	321
移転希望者50	1	
移転希望者51	1	
移転希望者52		133
移転希望者53		
移転希望者54		478
移転希望者55		1,287
移転希望者56		585
移転希望者57		23
移転希望者58		775
合計	27	85,668

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和 5 年度）

令和 5 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1	1	1,808
移転希望者 2		2,280
移転希望者 3		226
移転希望者 4		1,004
移転希望者 5		17,842
移転希望者 6		1,259
移転希望者 7		2,013
移転希望者 8		1,922
移転希望者 9		9,558
移転希望者 10		850
移転希望者 11	14	226
移転希望者 12	1	
移転希望者 13	7	230
移転希望者 14		2,240
移転希望者 15		1,221
移転希望者 16		583
移転希望者 17		2,285
移転希望者 18	1	138
移転希望者 19	1	140
移転希望者 20		170
移転希望者 21		499
移転希望者 22	1	83
移転希望者 23	2	151
移転希望者 24		141
移転希望者 25		2,206
移転希望者 26		460
移転希望者 27		2,234
移転希望者 28		9,654
移転希望者 29		3,670
移転希望者 30		1,872
移転希望者 31		132
移転希望者 32	1	
移転希望者 33	1	
移転希望者 34	1	
合計	31	67,098

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

事業用資産の移転補償等の実績（令和 6 年度）

令和 6 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1		8,064
移転希望者 2		13,403
移転希望者 3		6,441
移転希望者 4		3,792
移転希望者 5		3,627
移転希望者 6		3,154
移転希望者 7	1	2,184
移転希望者 8		149
移転希望者 9	1	71
移転希望者 10	1	82
移転希望者 11		1,647
移転希望者 12	1	90
移転希望者 13	1	75
移転希望者 14	1	81
移転希望者 15		2,643
移転希望者 16	1	99
移転希望者 17		2,040
移転希望者 18	1	
移転希望者 19		898
移転希望者 20		1,569
移転希望者 21		715
移転希望者 22		38
移転希望者 23		2,203
移転希望者 24		971
移転希望者 25		5,696
移転希望者 26		720
移転希望者 27		4,772
移転希望者 28		2,788
移転希望者 29		1,524
移転希望者 30		976
移転希望者 31	1	
合計	9	70,512

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を実施した者を計上。

別紙第 4－4

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和 7 年度）

令和 7 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1		20,441
移転希望者 2		3,000
移転希望者 3		1,028
移転希望者 4		1,402
移転希望者 5		922
移転希望者 6		14,270
移転希望者 7		3,781
移転希望者 8		2,164
移転希望者 9		1,509
移転希望者 10		4,469
移転希望者 11		404
移転希望者 12		5,977
移転希望者 13		9,928
移転希望者 14		13,628
移転希望者 15		10,569
移転希望者 16	6	1,884
移転希望者 17	1	202
移転希望者 18	1	68
移転希望者 19	1	148
移転希望者 20	1	1,856
移転希望者 21		1,289
移転希望者 22		1,379
移転希望者 23		2,396
移転希望者 24	1	140
移転希望者 25		521
移転希望者 26	1	672
移転希望者 27		2,066
移転希望者 28		3,644
移転希望者 29		9,358
移転希望者 30		2,481
移転希望者 31		3,045
移転希望者 32		4,713
移転希望者 33		361
移転希望者 34		2,337
移転希望者 35		407
移転希望者 36		1,295
移転希望者 37		23,578
移転希望者 38		7,335
移転希望者 39		1,105
移転希望者 40		716
移転希望者 41		2,401
移転希望者 42		2,862
移転希望者 43		1,620
移転希望者 44		10,172
移転希望者 45		680
移転希望者 46		1,397
移転希望者 47		812
移転希望者 48		1,169
移転希望者 49		3,728
移転希望者 50	1	
移転希望者 51		9,693
移転希望者 52		27,076
移転希望者 53		1,680
移転希望者 54		8,969
移転希望者 55		310
合計	13	239,058

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和 7 年 3 月末時点）

事業用資産の移転補償等の実施見込み（令和 8 年度）

別紙第 4－5

令和 8 年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者 1		935
移転希望者 2		2,731
移転希望者 3		4,364
移転希望者 4	1	333
移転希望者 5		517
移転希望者 6		986
移転希望者 7		1,116
移転希望者 8		4,996
移転希望者 9		2,031
移転希望者 10		2,081
移転希望者 11		3,079
移転希望者 12		1,778
移転希望者 13		4,001
移転希望者 14		148
移転希望者 15		191
移転希望者 16		3,693
移転希望者 17		446
移転希望者 18		455
移転希望者 19	2	1,063
移転希望者 20		37
移転希望者 21	1	139
移転希望者 22		60
移転希望者 23	1	411
移転希望者 24		1,232
移転希望者 25		69
移転希望者 26	1	250
移転希望者 27		1,525
移転希望者 28		20,025
移転希望者 29		5,593
移転希望者 30		653
移転希望者 31		3,110
移転希望者 32		1,266
移転希望者 33		5,461
移転希望者 34		1,860
移転希望者 35		3,363
移転希望者 36		1,584
移転希望者 37		4,659
移転希望者 38		6,017
移転希望者 39	1	0
合計	7	92,257

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

（令和 7 年 3 月末時点）

令和9年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者1		2,197
移転希望者2		969
移転希望者3		12,602
移転希望者4	1	0
移転希望者5		3,588
移転希望者6		713
移転希望者7	1	301
移転希望者8	1	5,156
移転希望者9	1	271
移転希望者10	1	845
移転希望者11		2,064
移転希望者12		661
移転希望者13		5,625
移転希望者14		212
移転希望者15		2,669
移転希望者16		3,110
移転希望者17		3,774
移転希望者18		463
移転希望者19		4,624
移転希望者20		5,018
移転希望者21		722
移転希望者22		3,388
移転希望者23		821
移転希望者24		388
移転希望者25		789
移転希望者26		996
移転希望者27		5,039
移転希望者28		250
合計	5	67,254

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

(令和7年3月末時点)

令和１０年度		
	建物戸数（戸）	土地面積（㎡）
移転希望者１		716
移転希望者２		4,425
合計	0	5,141

データについては、地方協力局地域社会協力総括課において当該年度に移転を予定している者を計上。

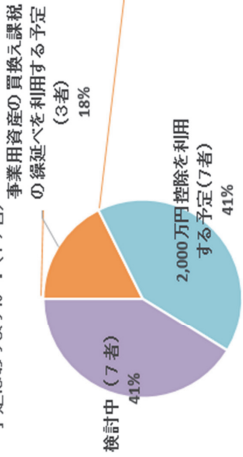
(令和7年3月末時点)

事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

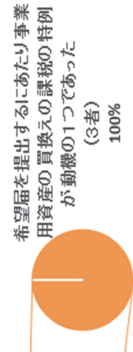
1. 特例措置の適用状況に関する調査(令和4年度～6年度)

- 調査対象者: 令和4年度から6年度までの事業用資産の移転対象者(99者)のうち事業継続予定者(17者)
- 調査方法: 対象者に対する電話での聞き取り等

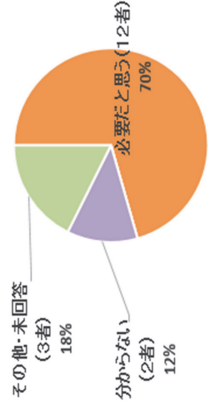
問 移転に際し、税金の特例措置を利用する予定はありますか？(17者)



問 事業用資産の買換えの課税の特例があることは、移転措置事業を検討するうえで動機(きっかけ)となりましたか？(3者)



問 移転に際し、事業用資産の買換えの課税の特例は必要だと思いますか？(17者)



◎ 自由記述(回答ママ)

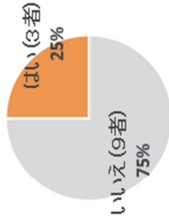
- 2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため(事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用)。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。
- 事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。
- 事業を新しく始める際には、税金の特例措置は重要なため。
- 事業を継続する人には必要だと思う。

事業用資産所有者に対する移転措置事業と租税特別措置に関する調査

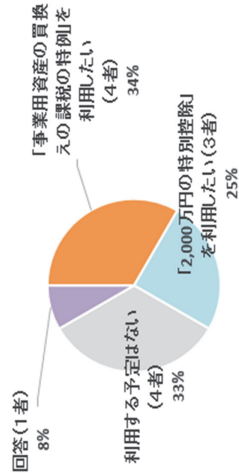
2. 移転可能性のある事業者に対する移転希望等に関する調査(令和5年度実施) ※ 法人のみ

- 調査対象者: 航空機騒音障害区域内の事業用資産所有者のうち希望届未提出者93者(郵送でのアンケート可能者)
- 調査方法: 対象者に対する郵送でのアンケート
- 回答率: 13%(12者)

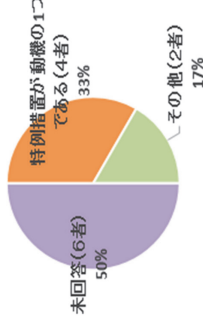
問 今後、移転の予定はありますか？(12者)



問 移転する場合、税の特例措置を利用したいと思いますか。(12者)



問 「事業用資産の買換えの特例があることは、移転を検討するうえで動機(きっかけ)となりますか。(12者)



◎ 自由記述(回答ママ)

- 税の特例措置は国の責任として当然であり、一度施行したなら継続するのが国の義務と考えます。
- 現在移転の予定はないが、将来移転することになれば希望したい。(同様の回答が複数あり)